



### 近衛内閣の成立と無産政黨

總選舉後に於ける政府對政黨の關係は、臨時議會を前にして衆議院の大勢を制する政友民政の二大政黨は聯携して林内閣打倒に進むべき勢であり、社會大衆黨は又独自の立場に於て反政府林内閣の打倒を主張して居り政府對政黨の正面衝突は必至の勢にあつた。かゝる情勢の下に置かれた林内閣は遂に五月三十一日總辭職を斷行するに至り、後繼内閣は、貴族院議長公府近衛文麿氏によつて六月四日組織せられた。

近衛内閣は組閣に當つて、「國內相剋緩和」を其の使命の一つとして聲明するところありて、一般的に明朗性を感じしめるものがあつたが、無産陣營に於いて、その主體勢力を形成する社會大衆黨は六月四日左記の如く聲明書を發表して「暫く其のなす所を見て態度を決定せん」と新内閣に對する立場を明かにした。

#### 聲明書

林内閣挂冠の後を承けて近衛内閣が成立するに至つたが、四十七歳の青年宰相が非常時局の脚光を浴びて登場したことは、政界に一脈清新の氣を注入したものである。然し、閣員の構成を見るに依然として軍部、官僚、財閥、既成政黨の現状維持勢力の合作政權であつて、五・一五事件以來齋藤、岡田、廣田、林等のブルジョア超然内閣と何等變りない。そこには國家革新の歴史性がない。恐らく近衛

内閣はブルジョア政權として最後のものであらう。我黨は近衛内閣に對してさしたる期待を有ら得ざるも、暫く其のなすところを見て態度を決定せん。我黨は新内閣が速かに特別議會を召集して、當面の緊急の處置として左記事項を即時實行せんことを要求する。

- 一 高物價對策として俸給賃銀の引上げ
- 一 選舉法改正
- 一 對支、對ソ國交の整調
- 一 勞働組合法、小作法の制定
- 一 重要産業中特に電力の國營
- 一 國民健康保險法其他社會政策の實施

我黨は近衛内閣が依然として、林内閣の如く現代日本の資本主義生産機構の下に於て、大軍事豫算を強行せば物價暴騰と悪性インフレーションによつて、國民生活を不安ならしめ、社會不安を激發するであらうことを指摘せざるを得ない。我黨は唯一の反對黨として國家革新と國民生活の安定のため國民の總意を體して戦はん。右聲明す。

### 戦時下の第七十一、二臨時議會と無産政黨

七月七日に突發した北支事變の發展によつて、準戦時體制下に置かれてゐた我國の政治經濟社會の諸問題は一轉して戦時體制下に移行した。従つて、あらゆる國家並に國民生活の動向は舉國一致の方向へ進んだ。

第七十一臨時議會は七月二十三日より八月七日に至る二週間の會期であつたが、曠古の大事變に直面して開かれた此の議會は舉國一致の體制の下に緊張裡に事變關係豫算並に議案は滿場一致可決された。

總選舉に大勝して三十六名の議席を有する社會大衆黨は、この議會を以て我國無産政黨創始以來初めて交渉團體の資格を獲得し、議會活動に自由を得た結果、年來の主張する政策の實現の爲七月四日中央委員會を開いて議會對策、活動方針を決定した。

第七十一議會に於ける社會大衆黨の活動は、時局の進展に鑑み舉國一致の建前を以て、近衛内閣の對支政策遂行のために舉黨以て協力に努めた。従つて豫算並に政府提出議案に關する質問討論は從來の野黨的立場にあらずして、政府への協力の立場に於て政策討論が行はれたのであつた。而して黨獨自に提出した法律案及び決議案は左の通である。

- 一 刑事補償法中改正法律案、一 小作法案、一 勞働組合法案、一 電氣料金値下に關する決議案、一 出征兵士家族生活國家保償法制定に關する決議案、一 軍需工業國營化に關する決議案
- 北支に勃發した事變は、我國の不擴大方針に拘らず更に上海方面にも波及して、戦線は北支中南支に及ぶ未曾有の一大事變となつた。此處に於て帝國政府は止むなく不擴大方針を捨て事變の徹底的解決を計ることになつてそれがために第七十二臨時

議會の開會となつた。

第七十二議會は九月四日より五日間に亘る短時日の會期であつたが、二十億圓餘の事變費豫算案三件と法律案十一件を滿場一致を以て可決した。この議會は、事變に對する國民の認識を深めたと同時に舉國一致の體制を強化したことに於て戦時議會として意義深きものがあつた。社會大衆黨の議會に於ける活動は舉國一致の體制を益々強化するの立場に於て、豫算並に法律案に希望意見を附して支持し、帝國の國策遂行に遺憾なからしむべく協力に努めた。尙社會大衆黨は本議會に於て時局下に於ける重要視すべき性質の左記の如き法律案並に建議案を提出したが該建議案中、出動將兵送迎人代表に對し停車場無料入場許可に關する件は可決され、中小商工業者の時艱匡救、農業生産力擴充、産業平和促進に關する三案は修正可決となつた。

- 一 入營者職業保障法中改正法律案
- 一 戦時體制下に於ける産業平和促進に關する建議案
- 一 戦時體制下の農業生産擴充に關する建議案
- 一 中小商工業者の時艱匡救に關する建議案
- 一 出動將兵並に其の家族の負債に對する取立を猶豫せしむることに關する建議案
- 一 軍事扶助法施行範圍の擴大並に扶助料等増額に關する建議案
- 一 出動將兵送迎人代表に對し停車場無料入場許可に關する建議案

### 事變の影響と無産政黨の動向

支那事變の發生とその長期戦への發展は曠古の大事變として國民生活の上に甚大なる衝撃を與へた。此の時艱克服のため舉國一致の體制、國民總動員の精神的結合は總ての國民層の間に昂り次第に具體的形態と運動に發展して來た。社會運動の分野に於て之を觀れば、勞働組合は愈々階級的闘争觀念を放棄して産業協力と銃後後援の實踐強化に、農民組合は生産力擴充運動を基調として銃後の守を固め、無産政黨は階級的、野黨的立場を離れて舉國一致の體制を執つて國家政策の實現遂行に協力する態勢となつた。之れは從來の運動の歴史より觀れば、著しい變化と言ふべきであつて、當に時局の影響と事變に對する認識を深めたる結果であつた。

#### 社會大衆黨は今次の支那事變に對し

「支那事變は、正に、我國未曾有の國難である。我黨は我國が當面しつつあるこの難局突破の爲めに、政府を激勵し、鞭撻し、殊に七月九日政府の政黨各派招待會席上に於て安部委員長より舉國一致に積極的の參與す可きことを聲明し、爾來黨を擧げて協力し來つたのである。今次支那事變は、實に、この植民地化、共產化勢力の傀儡たる抗日、毎日勢力を打倒し、支那を安定化し、明朗化し而して日本民族を防衛せんとするものである。即ち支那の植民地化、共產化を絶滅することによつて、支那に東洋固有の歴史と民族性に基く自

主的民族國家を建設せしめ、日滿支三國を樞軸とする極東新平和機構を建設し、人類文化の發展に貢獻せんとする日本民族の聖戰である。」(昭和十二年度大會戰時下運動方針書に據る)

と認識し、かうした見解に基いて舉黨一致して政府を支持し戰爭目的達成に協力するところがあつた。而して、時局に對應して黨活動を敏活ならしむる意味に於て、黨内に「非常時局對策委員會」を設置した。銃後後援運動は、黨支持の勞働組合、農民團體と提携して之に當り、北支、上海、滿洲各地皇軍慰問團の派遣、慰問金募集に盡したことはまた非常時局に於ける黨活動の一面である。

十月十九日に開かれた第三回中央委員會に於ては、戰時體制遂行に關する政府激勵決議をなして關係當局に激勵を加へた。英米兩國勞働者團體が今次の支那事變に對し日本の立場を誤解して、日本品排斥決議或は排斥運動をなしつつある外電來るや社會大衆黨は彼等の誤解をとき、反省を促すべく兩國勞働團體政黨に對し左の如き反對電報を與へた。

#### 英米勞働團體の日本品排斥に對する反對電報

日支事變は支那の共產化及び植民化を防衛し、極東平和を確立せんとする日本民族の聖戰である。然るに、貴團體が國民政府の一方的なる僞請の宣傳に便乗して、事變の發端及び經過を誤解し、日本品排斥の決議を爲すに到つたことは、我等の絶對に贊成し得ないところである。激化する國際對立を解消し、世界平和達成への道は、通

商、移住の自由、資源自由利用の國際正義を確立することにあらねばならぬ。貴團體の日本品排斥決議は却つて、國際關係を悪化せしめ、勞働階級の素地たる世界平和の確立に障害ありと信ずる。我が黨は日本の全動勞大衆を代表し貴團體の日本品排斥決議に反對し、貴團體の反省を要求する。

社會大衆黨の第六回年次大會は十一月十五日東京に於て開かれたが、本大會は戰時體制下の黨の全貌を正に具現したものと云ふべきである。

昭和十二年度の大會は、戰時下に開かれたと言ふ意味に於て、亦更に創立以來の綱領を改正し、政策の一部を改廢し、同時に戰時下に於ける運動方針、革新政策を決定したと言ふ點に於て、頗る留意すべき價値があつた。就中、綱領の改正は、左の如く舊綱領の階級的的政治闘争體より、新綱領の多分に國民主義的含みある政治活動體への發展的轉換を表現するものとして特筆すべきものである。

新綱領の採用は、過去數年來の我が國の社會情勢の變遷に伴ひ、實質的行動を執つて來た社會大衆黨の足跡を顧れば當然の歸結と言ふべく、其の間に不自然さが見うけられないのであるが、事變の影響によること多大なりしことは看過すべからざる點である。階級的政黨として發生した十有餘年の我が國無産政黨の歴史より觀る時は、確に一大轉換をなせるものと云ひ得るであらう。

#### 新綱領

#### 舊綱領

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| 一 我黨は國體の本義に基き日本國民の進歩發達を圖り以て人類文化の向上を期す。     | 一 我黨は勞働者、農民、一般勤勞大衆の生活擁護の爲めに戦ふ。 |
| 一 我黨は動勞大衆を代表して資本主義を改革し以て産業の計畫化と國民生活の安定を期す。 | 一 我黨は資本主義を打破し無産階級の解放を期す。       |

大會は、從來の慣行と異り、僅かに一日を以つて終つたが、皇軍將士に對する感謝決議を始めとして、皇軍慰問團派遣、戰時革新政策、戰時下運動方針、戰時緊急社會政策、銃後後援運動等時局と國民生活に關聯深き諸議案が審議決定を見た。

大會を通じて見た黨の勢力は益々伸張の態勢にあつて、その支部組織の如きは一道三府三十九縣に及び、所屬議員數を擧げれば、衆議院議員三十六名、道府縣會議員五十八名、市會議員百六十名である。

#### 宣言

大會に於て議決發表された宣言は左の如くである。

軍國の秋酣にして、國をあげて殉忠の精神に燃ゆるの時、我が黨第六回全國大會の開かれたるは、誠に重大なる意義ありと信ずる。我等また奉公の志を新にし、外は皇軍將兵の武勳に酬い、内は銃後國民の請託に答へんとす。

今次日支事變の緣由並に經過に就ては、茲に解説するの煩を避く。

然れども我等はこの事變を通じて日本國民が更に大なる躍進をとげ名實共に極東民族の盟首として人類文化の向上に資せんことを希つて止まず。これ衷心より學國一致に参加する所以である。

惟ふに國家興亡の關頭に於て、常に和衷協力の精神を發揚するは、日本國民の貴き傳統にして、三千年の文化はよくこの精神の把持するところである。而して、その由つて來る原因を尋ねるに、上下犠牲を公平にし、道義と仁愛を以て國民相互の紐帶となし、衆と共に憂へ衆と共に喜ぶ建國精神の表はれである。これを支那興亡異變の跡と對比する時、民族の中より湧き上る愛國の熱源を補強することのいかに重大なるかを痛感せざるを得ない。非常時局に際し、我が黨の使命感々重きを加ふるもの、かゝつてこの點にありと確信する我が黨十餘年の苦節は、漸く認められて議會の第三黨となるに至つた。然し乍ら、黨の掲ぐる高遠の理想よりすれば今日の狀態は未だその序曲に過ぎない。内外を貫く革新の要望に答へ、資本主義の改革を達成し、國民生活の安定を實現するは、むしろ今後の活動に待つ。自肅自戒、學黨一致苟も黨運動に瑕瑾あることなからしむるは今日以後に於ける我等の任務であらう。我等がこゝに綱領を改正し政策を現實化し、國民大衆と相携へて國難に赴かんとする所以もまたこゝに存する。

今や、大政に參畫し 國策を指導するは、我等の叫びにあらざして現實の任務となつた。各國々民大衆の蒙を啓き、國民外交の實をあげるは、ひとり我が黨の獨壇場である。學世の眼は我等の肩に注がれてゐる。我等の覺悟また自ら新なるを要する。

建設的言論の尊重！

眞正なる學國一致の達成！  
統後國民生活の安定！

資本主義の改革！  
こゝに、重ねて決意と抱負とを披瀝し、以て時代の重責に任ずるの用意を中外に宣明する。  
右宣言す。

昭和十二年十一月十五日

社會大衆黨第六回全國大會

### 人民戰線運動と日本無産黨の結社禁止

昭和十一年五月、所謂合法左翼派の一時政治的カンパニヤ組織體として結成を見た「勞農無産協議會」は更に當時の人民戰線論議の中に同年七月「我國に廣汎なる反ファシシの「人民戰線」結成の爲めの推進力たらんとするものなり」(宣言に據る)と自ら規定して一個の政黨として改組し、社會大衆黨と對立的立場に立ちながら戰線の統一を提唱し合同の働きかけを爲したが、社會大衆黨の容るるところとならず、十二年二月第一回全國大會以後は、日本無産黨と改稱して支持勞農團體の線に沿ひて全國的に支部組織網を張る企てのもとにその運動を進めて來た。然るに、十二年七月支那事變の發生と非常時局の進展に伴ひ、學國一致の社會情勢に鑑み、國民總動員の精神に基き合法左翼陣營に於ても日本無産黨と支持支援關係ある日本交通勞働總聯盟、東京市従業員組合等は從來の左翼指導方針を清算して、産

業協力主義に轉換するに至つたのであつたが、獨り日本無産黨は日本勞働組合全國評議會と共に舊體依然として階級闘争的運動方針の殘存體として世の注視するところであつたが、十二月十五日日本無産黨及び日本勞働組合全國評議會の關係幹部、並にその運動の理論的指導團體と目された勞農派一派の所謂人民戰線派分子約四百名は全國十八府縣に亘り一齊に檢擧された。越えて十二月二十二日日本無産黨は支持團體日本勞働組合評議會と共に治安警察法第八條に依り結社禁止を命ぜられた。かくして、多年に亘り我國社會運動界に理論的に實踐的に一翼を形成してゐた勞農派並に合法左翼團體が消滅するに至つた而して、また我國社會運動が階級闘争主義より全く脱却したことに對して特記すべき點である。

以上の如く檢擧及び結社禁止をうけるに至つた理由について當局の發表する所を要約摘記すれば

「最近に至り日本無産黨は全く勞農派の主義主張に基き國體變革の意を有することの確證が擧り、又その中心運動目標である反ファシシ、人民戰線の樹立にコミンテルンの新方針同様全く共產主義革命へ大衆を動員する手段方法である事が明瞭となり、尙實際活動に於ても支那事變發生以來この我國大時局に際し帝國の方針を支持し之に協力せざるのみならず、却つて反戰思想の流布宣傳に努め、更に事變終局前後に於て政治經濟社會の各問題が惹起する事を豫想して、其際之等の問題を捉へて積極的に人民戰線運動を展開すべく虎視眈々として待機してゐる狀況である」。

と言ふ點にあつた。

### 労働組合運動

#### 緒言

昭和十二年の労働組合運動は、過去數年來の非常時的社會情勢より一轉して戰時體制の社會情勢に移行した諸情勢の變遷に伴つて、上半期と下半期に於て著しい情勢の變化と新傾向の發生を見るに至つた。

上半期に於ける労働組合運動は、大體に於て十一年來の態勢の延長であつたが、そのうちにも特色ある點は十一年來の物價の昂騰に基因する賃銀増額要求の労働争議の激發の現象であつた。而して、これら労働争議の發生を中心に労働組合の攻勢的活動と積極的進出の狀態は近年稀に見るところであつた。

下半期に於ける労働組合運動は、上半期の攻勢的態勢なるに對比して、甚しく隔絶性を感じるが如き守勢的平和的態勢であつたが、これ前期のこれと對照して考察すべき點である。七月七日の北支事變の發生と事變の長期戦への移行するに至つた我が國曠古の國難克服のために社會情勢は一變して戰時體制に這入つた。斯くの如き國家の一大事變に遭遇して労働組合は學國一致の體制に順應してその運動は進められた。即ち、愈々産業

協力の實踐に努め、自發的に事變中罷業の中止を宣言し、銃後の後援並に國防献金運動、或は從來の左翼的指導精神を清算して産業協力方針に轉換するが如き非常時局下の労働組合運動は幾多の新傾向を示した。

労働組合運動の思想的流れを見れば、依然として健全なる労働組合主義を主張し、産業協力方針を採る労働組合と、労資一體或は労働報國を主張する日本主義思想の労働組合とは二大勢力を形成して大勢を占め労働組合運動の主流をなしてゐる。此の主流とは離れて、所謂合法左翼の立場をとる階級闘争主義の労働組合は、労働運動の一翼を形成してゐたが、今次の事變の影響をうけて學國一致の體制に則り健全なる労働組合主義に轉換を見たことは、同じく左翼陣營に在りて人民戦線派檢舉の結果結社禁止を命ぜられた日本労働組合全國評議會の消滅と相俟つて多年に亘つて労働陣營の一城廓をなした合法左翼派の労働運動の絶滅を示すものとして十二年度の運動史上特記に値する。

無産政治陣營の擴大と無産政黨の驚異的進出に拘らず、労働組合運動は一般的にその組織の進路を阻まれた観がある。従つて、數的には昭和十一年末に比較して組合數に於て實に二三六の減、組合員數に於て二五、二九九の大なる減少を示した。此の結果は留意を要する點である。而して、組織の合理化、戦線統一の傾向は依然として進行過程に在る。

労働組合と支持支援の關係に在る政黨は、社會大衆黨、大日

本生産黨、日本革新黨、大日本青年黨、日本無産黨(十二月結社禁止)等であつた。

労働組合運動の概勢

我が國の労働組合は、數的には逐年増加し、其の組織勢力は整備して行く傾向にあつたが、滿洲事變以來の非常時局の社會情勢下にあつて、其の組織率は次第に遞減するの趨勢にあつた。しかし尙組合員數に於ては昭和十一年末までは増加して行く傾向を示してゐたが、十二年六月末に於ける計數に於ては俄然組合數、組合員數共に著しい減少の跡を示し下半年に至つて此の傾向は益々甚しくなつてゐる。

十二年十二月末に於ては、組合數八三七、組合員數三九五、二九〇人を計へる状態であつて、同期に於ける労働者總數六、四二二、三三三人に對してその組織率は六・二%である。之を十一年末に比較すると組合員數に於て二五、二九九人の減少、組合數に於て一三六の減少を示してゐる。

斯の如く、労働組合勢力の後退的現象は、労働運動の現状並に將來への考察をなすに最も重視すべきである。今原因と看做すべきものを擧ぐれば

- 一、非常時局の社會情勢の下に於ては組織は困難になつた。(十二年上半期の如く物價高に原因する労働争議激發の際の如き好機に於ても一般に豫想した如くには組織が伸びなかつたことが之を例證

- してゐるやうに思はれる)
- 二、組合數の減少は、労働組合戦線統一の結果である。
- 三、基礎のない單獨組合が協調的團體或は會社組合に改組するものが多い。

等の諸點に歸するであらう。

以下に示す労働組合の府縣別、業態別、職業、産業別、單一聯合別等の諸表は何れも昭和十二年末に於ける組合の組織發展に關する諸統計である。(數字は厚生省労働局發表に據る)

最近五年間の労働組合組織に關する統計

年次	労働組合數		労働者數		労働組合の組織率
	組合員數	總數	組合員數	總數	
昭和八年	九四三	三、八四三	五、二六、七九	七・五	
同 九年	九六五	三、七、九四	五、七四、二七七	六・七	
同 十年	九九三	四、〇、六六三	五、九〇、五九九	六・九	
同 十一年	九七三	四、〇、五八九	六、〇〇、二六	六・九	
同 十二年	八三七	三、九、二九〇	六、四三、三三三	六・二	

労働者數並組織労働者數調(種別)

種別	労働者數	組織労働者數	組織率
工場労働者	三、〇六、九六九	一、六五、三三三	四・八
礦山労働者	三、六六、一七一	五、〇六八	一・四
運輸交通々信労働者	五、四九、三三四	一、八〇、一五三	三・八
日傭労働者其他	二、〇九、八六九	四四、八二五	二・一

職業別調

職業別	組合數	組合員數(括弧内女)
機械器具	六	九、八八九
化學	三	二、七三七
染色	三	一〇、〇四五
飲食物業	二	四、五三六
雜業	二	一九、五六七
瓦工	一	五、〇六八
運輸電氣	一	一〇、四七〇
瓦工	一	一、七、四四五
通交	一	八、七四八
土木建築	一	六、六七六
其他	一	三、一三九
計	八三七	三九五、二九〇

職業、産業別調

職業、産業別	組合數	組合員數(括弧内女)
一般労働者	三三三	三、五八〇
職業別	四〇七	三、五、四一四
産業別	三三三	三、五八〇
計	八三七	三九五、二九〇

單一聯合別調

單一聯合別	組合數	組合員數
一般労働者	三三三	三、五八〇
職業別	四〇七	三、五、四一四
産業別	三三三	三、五八〇
計	八三七	三九五、二九〇

日本労働組合會議は、反資本主義、反共産主義、反ファシズムの三反綱領を掲げ、健全なる労働組合主義を提唱し、実践的には産業協力方針を以て臨む我が國の組織労働者の過半数を占める労働運動の中心勢力をなしてゐる團體である。

第二十三回國際労働總會並にワシントンに開かれた國際組織工業三部制技術會議には代表小泉秀吉氏、顧問上條愛一氏、同上田文市氏を送つて活動するところがあつたが、五月十七日より三日間に亘りインド労働代表を迎へて、先年來懸案のまゝであ

日本労働組合會議とその系統

我が國の労働組合運動は、その大勢を支配する流れに従ひ、或は組織的中軸をとらへて大體之を三類に分ちて觀察することが最も便宜な手段であらうと信ずる。其の一は日本労働組合會議とその系統の運動であり、其の二は日本主義労働組合とその系統の運動であり、其の三は所謂合法左翼派（轉換過程に在つた）の運動である。

熊本	二	三〇〇	( )	( )
大分	四	一五五	( )	( )
宮崎	一	一	( )	( )
鹿兒島	三	四九	( )	( )
神戶	九	一、四三	( )	( )
計	一七	三、九二〇	(三、七〇〇)	

労働組合の分布状況

福井	五	八〇三	( )	( )
石川	一〇	六七	( )	( )
富山	五	三〇	( )	( )
新潟	一	八〇〇	( )	( )
神奈川	四〇	四、六三三	(一、五九七)	
東京	一七五	八〇、三九	(九、三〇九)	
千葉	四	一一一	( )	( )
埼玉	三三	五、六二八	( )	( )
群馬	六	七四九	( )	( )
栃木	一八	五、〇八七	( )	( )
茨城	六	三三	( )	( )
福島	二	四〇	( )	( )
山形	二	二〇六	( )	( )
秋田	七	七三	( )	( )
宮城	一四	一、五五七	( )	( )
岩手	一	八〇	( )	( )
青森	六	一、一〇〇	( )	( )
北海道	六	九、〇二	( )	( )
計	三三三	三、九二〇	(一、六九、四六)	
聯合加盟組合	六四	三、五二八	( )	
聯合組合	六四	三、五二八	( )	
單一組合	三三	三、五二八	( )	

山梨	一	九	( )	( )
長野	四	四二〇	( )	( )
岐阜	一〇	二、三七八	( )	( )
静岡	一	七、一三三	( )	( )
愛知	一八	一、八八六	( )	( )
三重	九	六九六	( )	( )
滋賀	三	五、五二四	( )	( )
京都	五	四、九四八	( )	( )
大阪	三〇	一〇一、六九四	(一、四〇〇)	
兵庫	三	一、三七	( )	( )
奈良	三	二、七三三	( )	( )
和歌山	二	二〇〇	( )	( )
鳥取	四	三、七九	( )	( )
島根	四	三、七九	( )	( )
岡山	三	二、八一〇	( )	( )
広島	三	一、九二六	( )	( )
山口	三	二、二五	( )	( )
徳島	三	三、六二	( )	( )
香川	三	一、一七〇	( )	( )
愛媛	三	一、一七〇	( )	( )
高知	三	二、八七	( )	( )
福岡	八	三、六〇	( )	( )
佐賀	七	二、一七	( )	( )
長崎	三	二、二七	( )	( )

つた「アジア労働組合會議第二回大會」を東京に於て開催した。政治的活動は主として社會大衆黨と提携を保ちつゝ進めてゐるが、社會大衆黨、農民團體と協力して社會立法促進委員會を組織して多年主張し來れる社會立法の實現に一步を進めた。社會大衆黨議員團を通じて労働組合法其他の社會立法の制定を圖ると共に議會に「労働者の品性陶冶並に教育問題に關する質問主意書」を提出し、「戦時體制下に於ける産業平和促進に關する建議」をなし、近衛内閣に對し「労働省の設置並に労働立法制定に關する決議」を提出する等廣く國民生活に關する社會立法制定促進の運動は組合會議の絶えざる努力である。

三月には日本海員組合と新日本海員組合との合同なり、五月には東京瓦斯工組合の加盟があつて、その陣容は整備擴充を見るに至つたが、更に大富聯盟、日本交通労働總聯盟等の正式加盟も近く實現するの傾向にある。

一般的に労働組合の活動は上半期に於ては物價騰貴に基づく賃銀値上げ運動に主力が置かれるものゝ如くであつたが、支那事變に直面するや、組合會議は加盟團體を擧げて舉國一致の強化と産業協力の實踐に努め、銃後後援運動に國民精神總動員運動に積極的活動を開始した。

第六回年度大會は十月十日大阪市に於て開催されたがその主なる議案は左の如し

(一) 皇軍に對する感謝決議 (二) 産業及労働の統制に關する建

議、(三) 出征將士並に其の遺家族の生活保護に關する件、(四) 労働時間制限に關する決議、(五) 職業紹介機關の國營化に關する件、(六) 保健社會省即時開設要請に關する決議、(七) 商店法、(八) 國民健康保險法制定に關する決議、(九) 船員保險法、(十) 小型船員保護法制定の件

にして、非常時局下の組合會議の動向を知りうるであらう。

組合會議の現勢は一〇加盟團體、七地方協議會にして組合員總數二六九、四九二名である。

加盟團體とその現勢

組 合 名	組 合 員 數
日本海員組合	一〇六、八三七
全日本労働總同盟	九四、九二六
日本港湾従業員組合	一五、四八五
海員協會	一三、五五三
日本製鐵従業員組合	一二、五〇〇
官業労働總同盟	一〇、五九〇
日本労働總聯盟	六、三〇〇
日本製陶労働組合同盟	三、五〇〇
東京瓦斯工組合	三、三五〇
東電従業員組合	二、四五〇
合計一〇團體	二六九、四九二名

全日本労働總同盟は昭和十一年一月合同して以來銳意陣容の整備に努めつゝあつたが、十二年十月に開かれた年度大會に於

てその宣言中に「今次事變中勞資紛争を平和と道義の手段に訴へて解決全産業に亘り同盟罷業の絶滅を期す」と聲明して、非常時局に處する道を明示した。日本海員組合は昭和五年以來I. T. P. (國際運輸労働組合聯合) に加盟してゐたが、之れがとかく論難の目標たるの觀を呈してゐたところ、五月の大會に於て脱退を決し、九月七日愈々幹部會の決定を以て脱退通告を發した。

日本主義系労働組合

建國の精神に基いて産業報國、勞資一體を主張する日本主義労働組合の陣營に於て、最大の組織勢力を有し中心的團體と目せられるものは、昭和十一年四月に結成を見た「愛國労働組合全國懇話會」である。この懇話會は労働組合陣營に於て常に日本労働組合會議と對蹠的立場に居る團體である。加盟組合は日本産業労働俱樂部、日本労働組合總聯合、愛國労働農民同志會、新日本海員組合、愛國従業員組合聯盟等十二團體にてその數約八萬と概算せられてゐる。懇話會は創立日尙淺く加盟組合間の連絡の下に統一的活動に充分ならざる點があるが、その主なる活動は、メーデーの排撃、日本労働祭の舉行、電力國營案の實現運動、人民戦線運動の排撃、支那事變發生後の銃後援運動、國民精神總動員運動への積極的參加、防共協定の強化運動、國際労働會議脱退並に日獨伊等を中心とする反共國際労働會議開催運動、全國産業労働會議の設置促進運動等である。而して國際労働會議脱退運動は最も反響を呼んだ問題であつた。

我等の信條

一、我等は、天皇を中心に奉戴する一大家族國家の皇民なり。

一、我等は天皇の労働者たる本分に基き日本産業の飛躍的興隆を計るものにして賃金の奴隷に非ず。

一、我等は我が産業界より利己主義を排し企業全従業員の一致和樂による經營を實施す。

合法左翼系労働組合

合法左翼労働組合とは、健全なる労働組合主義を主張し産業協力方針をとる日本労働組合會議とは對立の立場に在り又非法法の全協とは對立的傾向に在る階級闘争主義の所謂一種の合法左翼組合にして日本労働組合全國評議會、日本交通労働總聯盟、東京市従業員組合、東京自動車労働組合等がその類別構成單位に計へられるものである。是等の組合は常に共同闘争體を編成し活動するものであるが、十一年五月政治的闘争團體として労働無産協議會(日本無産)を結成し、社會大衆黨との合同を提唱したが、十二年に入りて合同の不可能性が判然するに至り、東京自動車労働組合は一月二十三日單獨にて社會大衆黨支持を決議して離れ、また東京市従業員組合も亦社會大衆黨支持問題を廻つて分裂するに至り、日本交通労働總聯盟は政黨支持を自由問題と決議するに至り、日本無産黨を支持する労働組合全國評議會との關係は次第に稀薄化したるに、支那事變の影響をうけて交通労働總聯盟も産業協力方針を採つて轉換を見るに至り合法左翼は日本労働組合全國評議會の單獨勢力となつたが、十二

加盟組合の組織運動を見れば、愛國労働農民同志會と日本産業軍との間に起つた合同運動が八月八日兩者正式機關の議を経て決定を見るに至り十一月二十一日合同大會を開催し新しき愛國労働農民同志會が生れた。

新日本海員組合と日本海員組合との合同は三月十三日實現を見るに至つたが、此の合同に反對して新組合一團は五月十五日臨時大會を開催して陣容を整備した。

十一年十一月、日本労働組合總聯合に合同加盟した舊大日本労働組合協議會の大橋治房、伊藤長光氏等一派は六月二十二日遂に總聯合を脱退し、後大日本産業労働團に加盟するに至つた。

日本主義労働組合陣營内に於ける所謂愛國新黨の樹立運動は總選舉後次第に具體化し十二年七月日本革新黨の結成を見た。この新黨には懇話會は全的にはあらずも、日本労働組合總聯合、東電愛國同盟、中部港湾労働組合、愛國従業員組合總聯盟、新日本海員組合は之に参加した。

以上の外、日本主義労働團體の主要なるものを求むれば、十二年二月十一日大日本生産黨の指導下に生れた皇國労働同盟と、十二年八月二十二日、大日本青年黨の外廓團體として結成を見た大日本産業労働團である。

大日本産業労働團は「我が黨の労働運動に對する指導精神は其の根本信條を皇民意識に置くものである」となし左の如き信條を掲げ新なる道を開拓せんとしてゐる。

月二十二日遂に結社禁止を命ぜられた。かくして、此の一年は合法左翼派の轉換過程の年であつたと言ふことが出来る。

日本交通労働總聯盟の中心勢力をなす東京交通労働組合は、十二年上半年に於て、物價騰貴に原因する賃銀値上運動が交通産業にも起るや、大阪市電交通労働組合と緊密なる連絡のもとに組織の擴大強化を計り一時東京郊外電鐵バス従業員を組織化して其の傘下におさめ、其の勢力は神奈川、静岡、愛知縣等にも及びたるも組織の永久的保育方策なく、内部に方向轉換論も擡頭するに至りたる所、事變の發生と時局の發展に刺激をうけ十月十日の年度大會には健全なる労働組合主義に轉換した。

大阪市電従業員組合と大阪市電自助會との十一年來の合同問題は遂に四月二十二日に至り合同成りて大阪市電交通労働組合を結成した。神戸市電従業員組合は、争議の結果と時局の反映をうけ組織は失ふに至り再建運動を進めつゝある模様である。

東京市従業員組合は、社會大業黨支持問題を繞つて分裂するに至り、東京都市従業員組合（二月一日）、東京市雇傭員同志會（七月二十三日）はそれ／＼脱退するに至つた。

### 物價騰貴と労働組合運動

昭和十一年下半年以來の物價の昂騰は、遂に十二年に入つて賃銀値上げ運動と賃銀値上要求の労働争議の激發を見るに至つ

た。而して十二年上半年の労働組合運動の重心は實に此の賃銀値上げ運動であつたが、今主要労働組合の物價對策運動を見れば左の如くである。

總同盟本部に於ては一月十一日開催の中央委員會に於て「賃銀値上の全國的闘争を展開すること」を決定し、本同盟の年來の方針たる産業協力主義乃至労働争議の最少化方針に基き「平和的にして而も積極的な態度に基き賃上運動を開始すること」を同日各所屬組合に對し指令を發し且組合員に對しては檄文を送附した。

八幡製鐵所關係従業員を以て組織する日本製鐵従業員組合並に日本製鐵懇談會に於ては、共済組合掛金の増額反對運動と共に賃銀三割増額の共同運動を積極的に展開し、當局に對して之が實現を要望したのである。

其他日本港灣従業員組合を始めとして、日本製陶労働組合同盟、東電従業員組合等に於ても本問題を取上げ、その運動を展開した。

又愛國労働組合全國懇話會に於ては一月十七日開催せる第六回常任委員會に於て「諸物價昂騰對策」に關して協議したが、「廣田内閣が採つた増稅計畫が諸物價の昂騰を來たしたとすれば之は國防の見地より慎重に考慮すべき問題」であるとなし調査委員會を設置し之が對策を調査せしむることを決定したが、其後何等の具體策も現れず、又日本労働組合總聯合（本部）、日本

産業労働俱樂部等に於ても特記すべき對策は講じなかつた如くであつた。

唯總聯合東京聯合會に於ては一月二十九日緊急執行委員會を開催し協議の結果「要求の方法に依らず他の方法に於て」各組合毎に善處することを決定し、又神奈川縣聯合會に於ても本問題を取上げたが穩健なる態度を以て其の運動を進めたが特筆すべきものは見られなかつた。

次に東京交通労働組合及東京市従業員組合は、物價騰貴に因る賃銀値上其他の運動に關し對市共同闘争を進めたが、一月二十七日東京芝公園協同會館に於て全市従業員大會を開催し、積極的運動を起す事を決議し、更に右二團體の外東京地方自由労働者組合並に東京市登録労働者生活改善協會を加へ三月二十四日對市賃銀闘争同盟を組織し、給料二割値上を目標に共同闘争を展開したが、本運動は遂に四月二十三日より二十六日迄の一齊怠業に迄發展したのである。

都市従業員組合全國協議會大阪地方委員會（大阪市電其他の市従業員關係五團體）に於ては、賃銀値上闘争を開始すべく一月二十八日評議會に於て決定せる賃銀値上従業員大會を二月十六日大阪市に於て開催賃銀三割値上の決議文を可決し之に基き二月十九日市長宛陳情書を提出して運動を繼續した。

神戸市従業員組合に在りても賃銀一割値上運動を開始し、一月二十二日嘆願書を提出して積極的に本運動を展開し、遂に一

部は罷業に入るに至つたのである。

尙十二月二十二日結社禁止を命ぜられたる日本労働組合全國評議會に於ては、一月二十二日關東地方評議會執行委員會に於て「賃銀値上闘争に關する件」として正式に本問題を取上げ之が指令を全國所屬組合に發した。更に二月五日本評議會は、東京芝公園協同會館に於て東京交通労働組合、東京市従業員組合其他の組合と共に賃銀値上労働者大會を開催し賃銀三割値上要求を決議したのである。又五月二十日及六月二十七日に第二次賃上闘争積極化に關して關東地方評議會執行委員會を開催しその方針を決定する所があつた。

官業關係の組合たる海軍官業労働組合聯盟は賃上要求等に依らず單なる陳情を爲したに止まつたが、逓信従業員會聯盟及逓信従業員會同盟に於ては二割値上を目標に退職賜金制度確立又は通信事業特別會計國庫納付金撤廢要求等と併せ臨時總會又は従業員大會等を開催して積極的運動を爲した。其他東京鐵道局を初め新潟、廣島、門司、仙臺、名古屋等の各地方鐵道局關係現業員會に於ても五月初めより各地方別に現業委員會又は大會を開催して積極的運動を開始した。

以上の外地方的群小單獨組合に在りても本問題に關し對策を講じ、或は陳情書又は要請書の提出に、又は従業員大會を開催して氣勢を擧ぐる等本運動の積極化に伴ひ争議となるものも増加して行く傾向にありて世の注目するところであつた。



### 支那事變の影響と労働組合運動

近年や、沈靜的傾向を辿つてゐた労働組合運動も、物價騰貴に原因する労働争議の激發するに伴つて再び積極的攻撃に出で其の動向が社會の關心を惹くこと多大なりしが、十二年七月北支事變が勃發し、事變の發展と戰時時局の重大性は我國民心理に及ぼす影響大なりしが、労働組合も齊しくその影響をうけてその活動は舉國一致の體制に従ひ、積極的に國家の方針を支持し産業の興隆と銃後援運動に努め労働争議の如きも自肅自制の結果次第に激減するに至つた。

日本主義労働組合陣營に於ては益々平素の愛國方針を堅持して積極的活動を開始するところあり、日本労働組合會議系の産業協力主義の陣營に於ては愈々産業協力の實踐に努め以て報國の實を擧げるに至り、左翼労働組合陣營に於ては、従來の戦争に對する批判的態度を廢し、階級闘争主義を清算して舉國一致の體制に従ひ、産業協力量針を採るべく轉換過程を辿つたことは十二年に於ける労働運動上特筆すべきである。

以下主要労働組合の動向に一瞥を與ふれば、日本産業労働俱樂部に於ては七月十三日事變に對する態度を協議したる結果政府を鞭撻し思想的不安を一掃し銃後援を強固ならしむる立場に於て左の如く決議してゐる。

#### 決議

- 一 國防思想普及の爲更に一層國防献金運動の強化
- 一 共產主義並に社會民主主義等の反戰的蠢動の撲滅
- 一 工場自衛團の強化と工場防備の實踐

日本労働組合總聯合に於ては、抗日支那の徹底的膺懲の態度を以て七月十二日左記の如き聲明書を發表し同時に北支駐屯軍に對し慰問並に激勵の電報を發した。尙七月二十二日執行委員會を開催して、出征者の激勵、出征家族の慰問並に救済方法に關し協議し「北支事變對策の件」を決定し、北支對策委員會を組織するの方針を採つた。

北支事變の重大性に鑑み我日本労働組合總聯合は勸勞報國の精神を體し以て國是の強行に遺漏なからしむ事を期す

愛國労働農民同志會に於ては、七月十三日事變に對する態度を決定し「第二の世界戦争に備へ國內改造を斷行せよ」との政府鞭撻と國民の覺悟を意味する聲明書を發表した。

以上は日本主義労働組合陣營に於ける主要組合の態度方針を述べたのであるが、愛國労働組合全國懇話會を中心とする各組合は共通的に積極的に國家の方針を支持し徹底的暴支膺懲の態度にて、組合運動は、専ら戰勝祈願、皇軍將士に對する感謝激勵、國防献金、愛國公債の應募、出征將士遺家族の慰問救援等に重きを置いた。愛國労働組合全國懇話會は政府に罷業禁止令の發令を要請し、國民精神總動員中央聯盟の組織なるや積極的に之に参加し代表委員を送つた。

國民思想統一の必要性を唱道して、共產主義、社會民主主義等反國體思想の撲滅を期して日本無産黨、社會大衆黨、日本海員組合の解散運動にまで波及したことは注目すべき點であつた。

日本労働組合會議及びその加盟組合に於ては國家の政策方針を積極的に支持し、舉國一致の體制に従つて産業協力量針の徹底、銃後援運動に主力を注ぎ、皇軍將士の慰問、國防献金出征將士並に遺家族慰問救援、愛國公債應募等が共通的具體的運動である。

日本労働組合會議に於ては、國民精神總動員中央聯盟の創立せられるや之に積極的に参加して、國民精神總動員に協力し、米國の労働團體並に労働者が事變發生の理由を誤認して、日貨排斥の決議をなしたので、顧問鈴木文治氏を組合會議代表の國民使節として、日支事變に對する組合會議の聲明書を携行派遣し、又同時に、アジア労働會議加盟團體並に歐洲各國の労働團體に組合會議の聲明書を發送し外交使節と文書によつて國家に協力すべく努めた。

全日本労働總同盟に於ては、舊に銃後の後援運動に停まらず更に進んで、十月の年次大會に於て大會宣言中に「遠く時艱の前途を見極めつゝ刻下の急務に應ずべき大衆的なる労働運動の基準」を示したものとして次の如き罷業中止の宣言をなしたことは労働運動の動向並に社會的に與へる影響が多であつた。

一、我等は今事變中の勞資紛争を擧げて平和と道義の手段に訴へて解決し、進んで全産業に亘り同盟罷業の絶滅を期す

日本海員組合に於ては、昭和五年以來國際的に關連を有した國際運輸労働組合聯合(I.T.F)を九月七日脱退して關係を斷ち、日貨排斥を決議した米國海員組合、英國海員組合、濠洲労働組合に對し十月二十五日抗議文を發送して支那事變に對する帝國の方針を理解せしむべく努めた。

所謂合法左翼の労働組合陣營に於ては、事變發生前より方向轉換の傾向強まりつゝあつたが、事變の發生と發展を見て、時局的認識を深め中堅をなす日本交通労働總聯盟は十一月五日の大會に代るべき中央委員會に於て従來の階級闘争主義の運動方針を清算して新に健全なる労働組合主義の精神を盛つた左記綱領を採擇して、時局下の労働組合の進路を明示した。

#### 綱領

- 一 我等は健全なる自主的労働組合を強化し、團體協約を結び労働條件の維持改善を圖り、又自ら相互扶助の事業を興し労働大衆の福利の増進を期す
- 一 我等は交通電氣産業の社會的使命を自覺し、人格の研磨、知識の向上を圖り、和衷協同以て産業に協力し、労働者の職分を完ふせんことを期す
- 一 我等はフロンジズム並に共產主義を排し、國情に即したる合法的手段により諸種の社會立法の充實を圖り、進んで資本主義の改革を期す

日本労働組合全国評議會に於ては事變の進展と戦時局下に於てその運動の發展性なきを自覺し、多分に政策的便法的意圖を以て綱領の改正を企て九月二十四日其の草案を決定したが、十二月十五日の人民戦線派の檢舉の結果、十二月二十二日治安警察法第八條に依り解散を命ぜられた。

斯の如くにて、交通總聯盟の轉換と全国評議會の解散に依つ

て此處に全く合法左翼運動が我が國社會運動界より消滅するに至つたことは意義深き點である。

以上に於て見るが如く、我が國未曾有の國難に遭遇して労働組合は學國一致の體制に則り國家の政策遂行に協力して來たのであつた。

## 勞 働 争 議

### 概 説

我が國に於ける労働争議は、昭和六年の二、四五六件を最高記録として、毎年遞減するに至り、その性質亦概ね穩健にして、小規模となつてきた。固よりその原因は一二にして止まらないが、一般にその理由として次の諸點が擧げられて居る。即ち昭和六年の滿洲事變は我が國社會思想の上に根本的變化を齎し、國家主義的思想が澎湃として勃興し來つた。その結果一般労働者の思想及び労働組合の指導方針を著しく轉換せしめ、從來社會變革運動の一翼として利用せられたる争議激發主義は、茲に一變して産業協力思想の擡頭となり、我が労働運動界に着實穩健なる氣風を馴致するに至つたのである。加之軍需インフレーションに依る重工業、及び金輸出再禁止のための爲替低落に因る輸出向産業の好況、乃至之等の恩恵を享くる諸工業の好轉等は跛行性を持しつゝも一般産業界に景氣上昇の曙光を與へた。その結果失業者の漸次的減少と共に、其の後發生する争議が、その質に於て積極的要求を掲げたものが増加せしめたが、その人員と件數に於ては激減し、その方針と態度に於て穩健化せしめ

たのである。

然るに十一年より十二年度に互り上述の如き争議漸減の傾向は停止して、再び争議内容の上に著しき變化を生ぜしむるに至つた。特に此の事は、十一年下半年より急に増勢を來し、十二年上半期に入つて最高潮に達した現象である。昭和十年の總數一八七二件（内同盟罷業工場閉鎖を伴ひたるもの五九〇件）が昭和十一年に於ては一、九七五件（内同盟罷業工場閉鎖を伴ひたるもの五四七件）に増加し、更に十二年は上半期に於て夥しく激増し、該期間に於ける未曾有の最高記録を現出したる結果、支那事變勃發後即ち下半年に於ては相當激減したるにも拘らず、尙二、一二六件（内同盟罷業工場閉鎖のもの六二八件）の多きに達して居る。その原因たるや労働者の思想傾向乃至は労働組合の指導方針に基くものに非ずして、一に經濟界の變調と、労働者の生活を背景とする純社會經濟的制約に基くものと見なければならぬ。

一兩年前より特に強行された準戰體制への進展は、益々軍需インフレを擴大せしめ、それに伴ふ生産力擴充を要求した。それは又必然的に一面に於て物價騰貴と大衆課税を隨伴し、他面に於ては労働の不足と労働時間の延長及び労働強化を招いた。

而して前者は労働者の生活費を増嵩せしめ、後者は近年になく労働災害を甚しからしめた。而も定額にせよ實收にせよ労働賃銀の増減は物價の騰落の如く鋭敏でない。従つて斯の如き物價昂騰に際しては賃銀之れに伴はずして、實質賃銀の低下を來し、労働者の生活不安、労働不安を惹起せしめ、争議に對する労働者の積極性を煽つて、茲に争議激發の社會的經濟的原因を形成したのである、斯の如き社會的原因より争議累増、特に賃銀値上要求運動の激化を必然產み出したのであるが、次の諸點が亦その附録的條件となつて激増傾向に拍車を掛けて居る事も否み得ない、即ち國內情勢の混沌性が、労働階級をして、社會、經濟問題の綜合表現たる政治への關心を強化せしめ、必然的に労働者の自主的要求運動を熾烈化せしめた事、及び労働力不足が労働者の失業不安を解消或は緩和したため労働者の事業主に對する立場を強化せしめた事、並びに生産力擴充が當然工場繁忙を來し、ために工場内規律統制を亂雜化せしめ、勞務管理全般に弛緩を來した事等その附隨的原因として擧げ得らるるであらう。

然るに支那事變の勃發とその擴大は、斯の如き争議激増の趨勢を再轉せしめ、争議は却つて激減しつゝある事は、注目を要する事實である。洵に支那事變は我が國民經濟にとつても、劃期的な重要性を賦與するに至つた。その歸趨は一に今後の経過に依つべきにせよ、我が國の經濟はこの事變を契機として從來

緊急を要する課題たるを失はない。事變の永續するに従ひ、物價騰貴及び大衆課税と、實質賃銀の低下からくる労働者の生活不安、軍需工場労働者の労働強化と労働災害、軍需インフレの跋行性に基く平和産業の打撃、特にその中小工場地方工場等の事業不振からくる労働者の失業半失業者の發生、或は労働條件の低下、出征兵士の處遇とその遺家族の救援問題等、戦後各般の労働問題相錯綜して深刻化しゆくであらう。歐洲大戰後大量復員のため、多くの交戦國は、失業者を續出し労働争議は激發し、著しき社會的思想的混亂期を現出した。我が國も今にしてこれが周到なる研究對策を講じおかざる限り、前途憂慮すべき事態の發生せざるを、誰が斷言し得よう。以下十二年中の労働争議の概観を略述する事にする。

争議の一般的傾向

昭和十二年中に於ける労働争議の總件数は、一、二二六件にして、その参加人員は二一三、六二二人であつた。之れを昭和元年以降累年の比較すれば下表の通りである。

表の示す如く、十二年の總件数を十一年の一、九七五件、九二一、七二四人に比較すれば件數に於て一五一件を増加し、最盛時たる昭和六年の二、四五六件、同五年の二、二八九件に次で第三位の多きに達して居る。而も上半期に於て既に一、五二三件の激増を見た點より考ふれば、假に支那事變の勃發なかりせば、恐

の「準戰體制」より完全なる「純戰體制」への編成替を急速度に強行しつゝある。茲では資金、貿易、事業、消費、労働等國民經濟全部門の戰時的統制が目的とされ、所謂國民精神總動員運動と相俟つて、戰時體制下に於ける舉國一致の態勢が強化された。

かくして我が労働界に於ても勞資双方共恣意の許されざる情勢となると共に、勞資の時局認識に基く自覺と緊張は、取り締り當局の争議未然防止の積極的態度と相俟つて争議の發生件數を著しく減少せしめたのである。加之労働組合の指導方針も時局に鑑み、産業協力の強化或は労働報國の立場より、極力勞資の摩擦を避け、銃後の守りとして専ら産業の充實に邁進するが如き、急角度の轉換を促した。特に主要労働組合の一たる全日本労働總同盟は「争議絶滅」を宣言し、又愛國労働組合全國懇話會は罷業禁止令制定を要請する等殆んど労働組合全般に互つて、紛争絶滅の方針を採るに至つた。斯の如く上半期の争議激増の傾向が、主として純社會經濟的原因に基いて居たのに反し、事變以後の激減傾向が、労働者の生活を中心とせる經濟的諸條件は、依然として好轉せざるに拘らず、大體勞資双方の自制、特に労働者若しくは労働組合の精神的自覺と緊張による所産である事が看取出来る。

さり乍ら如上の傾向も、見方によつては、戦時下と云ふ特殊條件に制縛されたる一時的現象とも、看られ得よう。従つて事變終了後に於ける復員を中心とした労働問題は、最もその對策らく十二年は、我國労働争議史上未曾有の最高件數に上つて居たであらう。而して参加人員に於ては、十一年の九二、七二四人を突破する事、實に二〇、八九八人、殆ど二倍半に達せんとし居る。之は昭和元年以來の最高記録にして、其一件當り平均参加人員の如きも十一年の四七人に對し五三人の増加を見せて一〇〇人になつて居る。特に斯る平均参加人員の急増は、昭和四年以來未だ曾つて見ざる所で、近年に於ける争議規模縮小化の傾向を裏切つて其規模急激に擴大するに至り、十二年の争議が中小企業より漸次大規模に波及しつゝある事が推察出来る。

年次別労働争議、同盟罷業統計表

年次	労働争議總數			内同盟罷業工場閉鎖		
	總件數	總参加人員	一件當り平均参加人員	件數	参加人員	一件當り平均参加人員
大正五年	一、二六〇	一七、三六七	一〇二	七、三〇	一三六	一九
昭和元年	一、四二〇	一七、一四四	一三〇	七、四四	一三四	一八
昭和四年	二、二八九	一八、八〇五	八四	八、三九	九〇	一〇
同五年	二、四五六	一八、三三八	七五	九、九八	一〇八	一〇
同六年	二、四五六	一八、三三八	七五	九、九八	一〇八	一〇
同七年	二、二二七	一三、三三三	五九	八、六三	六二	七
同八年	一、八九七	一六、七三三	一七	四、四三	八二	一八
同九年	一、九七五	九、三七四	一七	三、〇〇	五六	一六
同十年	二、二六六	一三、三三三	一〇〇	一三、七〇	一三七	一〇
同十一年	一、九七五	九、三七四	一〇〇	一三、七〇	一三七	一〇
同十二年	二、二二六	二一、三六七	九六	一三、七〇	一三七	一〇

尙同盟罷業工場閉鎖を伴ひたるものは、六二八件にして、その参加人員は一二三、七三〇人に達して居る。十一年同期の五四七件、三〇、九〇〇人に對比すれば、前者に於て八一一件増加し、後者に於ては實に九二、八三〇人で、正に四倍半に達する著増である。従つてその一件當り平均参加人員の如き一九七人の多きに上り、未曾有の數字を占むるに至つた。即ち十一年同期の五六人より一四一人の激増であつて、此の事は同盟罷業工場閉鎖の如き手段を伴へる争議が、特に大規模企業内に於て、多く發生せる事を物語つて居る。

労働争議は從來夏期に多きを通例として居たが、十二年は、五月の三二六件を最高數とし、二月の二九二件、三月の二五二件之に亞いで居る。これは、十一年下半年期の物價昂騰が十二年上半年期に於て益々著しくなつてきたのと、労働者が、その組織未組織を問はず、一樣に賃上運動の態勢を整へて之れを開始したためである。事變以來は月毎に急激に遞減して居るのが、目立つ。

次に争議を地方別に見るに連年例外なく必然的に工業分布の濃度強き地方に多く發生し、大阪府を最高として四一三件、参加人員一六、六一五人を算し、全件數の一九・三%を占めて居る。次は東京府の四〇〇件、参加人員七〇、三六二人で、全數の一八・九%、但し参加人員に於ては第一位を占め、東京府に於て特に大規模争議の多かつた事が窺知される。蓋し東京市電、或は

東交指導下の郊外電鐵バス争議等がその主たるものであらう。第三位は群馬縣の一四五件、六、一一〇人で六・八%となつて居るが、縣下の染織業、土木建築業が軍需工場を中心とする所謂跛行景氣の打撃を受けた結果事業不振に陥り、労働者の賃上要求、或は賃銀支拂要求闘争を激發せしめたためであつて、染織工場の争議のみで五六件、縣下全數の三八・四%に當り、次に土木建築に於て二三件の群小争議が發生して居る。次に愛知縣の一四一件、二〇、五三三人、六・七%、兵庫縣の二二〇件、一五、一一七人、五・六%、神奈川縣の八九件、一〇、二一九人、四・二%、福岡縣の七三件、二四、二七五人、三・四%、それに京都府、岡山縣、北海道の順位となつて居り、滋賀縣、宮崎縣の如きは全然争議の發生を見て居ない。

支那事變の労働争議に及ぼしたる影響

支那事變は、その性質と規模の深刻廣大である點に於て、曩の滿洲事變に比すべくもない。滿洲事變に於てすら、我が國の労働運動の上に一新時期を劃する程の影響を與へた。支那事變の労働運動乃至労働争議に與へた影響の如何に重大深刻であつたかは、既に概説の中に述べ來つた如くである。労働運動は一變して學國一致、學國動員體制の中に融け込み、産業協力への轉換乃至強化となり、延いては、労働奉公、勤勞報國を標榜して争議絶滅の宣言、争議禁止令制定要請となつて、空前の劃期

的急變を見るに至つた。

今事變前後に亘り労働争議の發生狀況を見るに、既述せる如く、事變前たる十二年上半年期に於ては、物價急騰に伴ふ賃上運動が熾烈化した結果、労働争議は、澎湃として我が産業労働界を風靡するに至り、茲に我が争議史上未曾有の激増振りを示した。即ち事變前たる六月末現在に於て、一、五二三件、参加人員一八六、五七九人に上り、最盛時たる昭和六年を件數人員共に遙かに凌駕し、特に十一年同期に比較すれば、件數に於て六六%参加人員に於ては、實に四倍以上に達して居る。これを昭和六年以降六月末の累年の比較表を示せば次の通りである。

年次	件數	参加人員
昭和六年六月迄	一、〇七八	八四、三四四
同 七年六月迄	九四四	四八、三六六
同 八年六月迄	八四三	五三、二四七
同 九年六月迄	八二一	四三、九六四
同 十年六月迄	八四二	三九、八〇五
同 十一年六月迄	八七六	四三、五七六
同 十二年六月迄	一、五二三	一八六、五七九

然るに事變發生後は、其の擴大進展と共に、月と共に急カーヴを描いて減少し、事變發生當月たる七月に於て早くも急激なる減少を示した。十一月、十二月に至つては六五件、五五件に止り、十二年最高月たる五月の三二六件の七分の一に低落を見て

居る。而して十一年に對比するも、七月は一二%、八月は四二%、九月は五一%、十月 四八%、十一月 五六%、十二月 六五%を夫々減じて居る。参加人員亦漸次減少し、十一月に至りては九三七人、十二月は一、〇二二人にて、十一年同期に比し五〇%以上の減退である。同盟罷業等を伴へる争議も、七月を契機として、急減せる事、次表の通りである。

労働争議月別表(左側括弧内は前年同期の數字)

月別	件數	内同盟罷業工場閉鎖件數
十二年五月	(三七五) 三二六	(二二〇) 四五
同 六月	(一九九) 一八五	(一五八) 五八
同 七月	(一六六) 一八七	(五三) 五六
同 八月	(一三七) 二〇二	(六〇) 三八
同 九月	(一〇四) 一八五	(五九) 一九
同 十月	(七六) 一四一	(三一) 一四
同 十一月	(六五) 一五六	(四五) 一五
同 十二月	(三五) 一三七	(二七) 一五

而して事變後は七月を契機として争議の性質を一變せしめ積極的要求と消極的のそれとを正に逆轉せしめて居る。斯の如く事變前後の争議は趣を異にし概して大規模企業に於ける賃上要



驚異すべき比率に達して居る。更に事變勃發翌月の八月には二九%に下向し、十一月、十二月は夫々一五%に激落して、支那事變の影響顯著なる事が目立つ。

總じてかゝる賃上争議の頻發は、一面企業利潤の上昇や勞働力の不足等のため、勞働者側の立場を有利ならしめた理由もあるが、それよりも生計費一般の騰貴と云ふ事が、根本直接の原因たる事云ふ迄もない。物價暴騰大衆課税より來る生活費増嵩の傾向顯著なるに拘らず、勞働賃銀これに相應せず、而も實質賃銀は低下しつゝある事が、必然的に斯の種争議を頻發せしむるに至つた。

賃銀に關する消極的要求たる賃銀減額反對の争議は、七三件總件數の三・三%に當り、十一年より件數に於て五八件比率に於て三・三%の甚しき減少を見て居る。但し、上半期に於ては件數一、四五五件の中該要求に基くもの四三件、下半期は六一一件の中二七件にして、その各件數に對する賃下げ反對の争議比率は上半期は二・九%、下半期に於ては四・一%の割になつて居る。此の事は、臨時工の増加による既就業者の賃銀減額や支那事變の重壓下に呻吟する中小平和産業の採算不引合による賃下げ等部分的に賃下げが續けられて居る結果であらう。

尙要求内容に於て注目すべきは、休業反對其の他の消極的要求が比較的少いに拘らず、解雇問題に起因する争議が今尙著しく多い事である。即ち解雇反對又は解雇者の復職を求めて争議

勞務管理に弛緩を來した事と、勞働力不足のための勞働強化が延いて監督者排斥へと従業員を驅り立てたものであらう。

但し此の勞働密度の高度化は、一方に於て勞働災害、體位低下を促進しつゝあるに拘らず、勞働時間短縮要求の争議が案外少く、例年より減少して居る事實(一八件・八%)は勿論支那事變の影響も否み得ないが、それより、生活難に喘ぐ勞働者が、時間延長による収入増加を寧ろ希望する傾向ある事を指摘せねばならない。此の事は勞働力の維持養成上からも將又、國民保健の観点からも、識者の特別なる考慮を要する點であらう。

争議の解決

勞働争議の結果、勞働者の要求が如何に落着したるかを觀る事は、その争議の性質乃至勞資の相互關係を知る上にも極めて重要な問題であるが、一争議の中にも多くの要求事項を掲ぐるものあり、夫等の要求が貫徹、不貫徹或は妥協等一争議に於て複雑な内容を以て解決する關係上、凡ての争議につき、その要求の結果を一括斷定して判別する事は極めて困難である。併し乍ら其の多くの要求事項中に於て主たる要求と認めらるるものを抽出して觀察すれば、大體その解決結果を識別する事が出来る。今十二年十月末現在に於て同盟罷業及び工場閉鎖を伴へる争議に就き、その結果を累年の比較して示せば、下表の通りである。

即ち十二年十月末に於て、件數六〇三件(参加人員一二三、三〇

を發生せしもの、二三七件、一一・二%の多きに上つて居るが、これはとりも直さず、軍需工業を中心とする景氣跋行性の表現であつて、我が産業界の矛盾と不健全さを反映すると共に、跋行景氣の結果は、一般平和産業に甚大なる打撃を與へ、特に戰時産業體制への進展に伴ひ、中小平和産業にして不振倒壊するもの少からざる事が推察出來よう。更に賃銀支拂要求に基く争議が一〇八件、五・〇%の多きに上るも、這般の事情を遺憾なく物語つて居る。

解雇手當の確立又は増額を要求する争議は、例年共に頗る多く、とりわけ解雇退職手當法の施行を契機として、最も激増した。十二年に於ても特に小工場に於てその支給率、或は非適用工場に於ける退職手當制度の確立を要求する紛争争議が頻發し、三〇四件、一四・三%の多きを算した。この種争議の多いのは、賃上闘争と共に、十二年當初より勞働者層の主要闘争目標となつて居た結果で、中小工場従業員に於ける同制度の要望は、生活不安、勞働不安と共に意外に根強い事が想像される。

次に比較的多いのは、賃銀算定支給方法の變更又は反對であつて、十二年は五六件、二・六%を數へて居る。これは収入低下に對する反對要求であつて、請負制度を日給制度に變更を求むるもの等を意味して居る。

十二年は又監督者の排斥が例年より多い。即ち五一件、二・四%を算して居るが、之は軍需産業を中心とする工場繁忙のため

同盟罷業工場閉鎖結果別件數表

年次	結果別					合計
	要求貫徹	妥協	要求貫徹	自然消滅	未解決	
大正十五年	一三九	一六二	一九三	一	—	四九五
昭和四年	一六七	一八七	二二	五	—	五七六
同五年	二六	二九七	三三	一〇	—	九〇六
同六年	三四	三五二	九三	七	—	九九八
同七年	二〇	三九	三四	二	—	八九九
同八年	二四	二六七	二二	三	—	六二〇
同九年	一七	二九	一五	—	—	五四七
同十年	一六	一七六	一三	—	—	四七四
同十一年	一五	一七六	一三	—	—	四七四
同十二年(十月迄)	一五	二五五	一八	—	—	六〇三

一人)の中、要求貫徹したる争議は、一五九件にして二六%に當り、不貫徹のもの一八八件、三二%、妥協によつて解決せる争議が二五五件、四二%、未解決が一件ある、昭和元年より同七年迄は要求不貫徹に終つた争議が毎年多く、八年以降十二年に至る迄は、妥協によつて解決せるものが、例年共常に多きを占めて居る。十二年の各比率を十一年同期に對比すれば、十二年は貫徹に於て九%減少し、妥協、不貫徹に於て夫々五%乃至三%増率して居る。

最近に於ける勞資双方の態度は概ね協調的にして、上半期に於ける賃上げ要求に基く争議激發時代に於ても己むなく争議の

年次	業態別労働争議統計表										
	機械器具製造業	化学工業	染織業	飲食製造業	雑業	電気事業	運輸業	土木建築業	通信業	その他	計
昭和六年	533	333	339	67	366	56	11	245	133	20	2,456
同 七年	333	311	336	44	308	56	9	244	153	1	2,315
同 八年	352	277	240	33	261	53	16	225	198	1	1,897
同 九年	282	333	326	6	204	85	17	201	179	1	1,915
同十一年	433	259	333	57	198	104	7	210	119	2	1,935
同十二年	400	294	288	85	200	111	11	244	114	2	2,126
昭和六年	200	156	163	27	150	23	0	50	0	0	100
同 七年	145	140	153	34	139	25	0	41	0	0	100
同 八年	132	146	127	39	138	27	0	33	0	0	100
同 九年	147	131	118	36	107	44	0	15	0	0	100
同十一年	204	163	163	28	100	53	0	34	0	0	100
同十二年	181	136	136	40	131	57	0	16	0	0	100

業態別労働争議統計表

めて必要な事に属する。従來の例に徴すれば、我が國資本主義産業の中樞をなす機械器具工業、化学工業、染織工業等の各部門に於て、毎年多くの争議が発生して居た。十二年の争議發生状況を業態別にみて、昭和六年以降の累年統計表を示せば左の通りになつて居る。

会社工場名	府縣名	發生月	要求	参加人員	關係労働團體
株式會社津上製	東京	一月	組合雇迫	二二	全評關東地方評議會
株式會社東洋製	同	二月	解雇取消	七〇	全總鐵工組合
日本特殊鋼合資	同	同	組合公認	八〇〇	同
高梨製作所	同	三月	組合公認	二四五	日本産業労働俱樂部
株式會社吾壱製	同	四月	賃銀増額	一四〇	全總鐵工組合
東海鋼業株式會	福岡	五月	同	二七七	無
天満小森鐵工所	大阪	五月	同	一四〇	無
藤永田造船所	同	同	解雇取消	二、五六一	全總金屬労働組合
三菱名古屋航空	愛知	五月	賃上げ	五、四九三	國潮社
愛知時計電機株式會社	同	七月	組合切崩	五、三〇二	中部労働聯盟
合資會社東京鋼	東京	七月	幹部排斥	一一一	無
鐵製作所	同	同	同	一一一	無
日本火工株式會	神奈川	八月	待遇改善	一〇八	無
自然組造船所	福岡	十月	賃銀支拂	一一九	無

上表の如く十二年にありても機械器具製造工業最も多く、四〇〇件、總件數に對して一八・八%に當つて居る。蓋し本部門は現下軍需インフレ下の花形企業だけに、必然勞務管理の上にも

發生したる場合に於ては、勞資共に争議の悪性化を防ぎ、短期間に解決せるもの多く、又支那事變以後は殊に此の傾向を強めて穩健迅速に、勞資の互譲によつて圓滿解決を見つゝあるは、注目すべき點であらう。

争議の結果が物心兩方面に亘つて、勞資双方に與へる損害或は國家産業の上に及ぼす影響は、寔に甚大なるものがある。今一々之を擧示するの煩は避けるも、試みに、同盟罷業工場閉鎖に依つて事業を休止するに至つた損失作業延日數をとつても、前表の如く例年莫大なる日數に上つて居るが、十二年は十月末に於て三四三、三二一日の多きを算し、十一年同期の二倍以上に達して居る。

さて次に労働争議の調停に付いて見るに、争議が勞資當事者の直接交渉に依る解決困難なる場合は、第三者の仲介調停に依つて漸く解決するものである。特に同盟罷業工場閉鎖を伴へる争議に此の事が多い。大正十五年七月労働争議調停法が實施せられてより、既に十一年を閲したが、此の間同法に依り調停委員會の開設せられたのは、大阪に於て四回、東京に於て二回都合六回に過ぎないが、同法實施と共に各地方に配置せられた調停官吏は、警察官吏と共に常に労働問題諸般の調査研究を重ね、争議防止に多大の効果を擧げたのみならず、争議發生に際しては、適切有效なる處理方法を講じて解決條件を與へ、法によらざる所謂事實調停に依つて、争議を解決せしめたる事例は

甚だ多い。これを社會局統計に依つてみれば、大正十四年度の總件數に對する調停件數の割合は、一五%に過ぎなかつたものが、法律實施の大正十五年を契機として昭和二年以降は何れも三〇%に近く、昭和十一年度は四一%の最高記録を現出して居る。

かくて十二年十月迄の調停實狀は、調停委員會の開設を見たものは一件もないが、所謂法外の事實調停件數は、七五六件を算へ、争議件數一、九九七件の三八%を占め、十一年同期の六八九件四二%に對し、比率は四%減少せるも、件數に於ては六七件の増加を來して居る。此中警察官吏の調停によるもの最も多く四七七件、六三%を占め、調停官吏のそれは一二八件、一七%である。此外、如上の官吏以外の官吏の手になるもの一三件(二%)、市町村長其の他の公務員の調停せるもの三一件(四%)、其他の調停せるもの一〇七件(四%)がある。就中、警察官吏の争議調停は昭和六年の二五%を起點として著く果増し、十一年は五七%、更に十二年は六三%の過半数以上に達して居るのを見ても最近に於ける争議調停の主要特徴として、警察官の争議關與を擧げねばならぬ。此處に問題が残されてゐるのではなからうか。

争議の業態別觀察

如何なる産業に争議が発生し、又如何なる割合に於て各業態に發生したかを見る事は、それ等産業の各時代各部門に於ける夫々の經濟的變動乃至經濟上に於ける地位を推定する上にも極

種々の労働問題發生の因子を多く包蔵するのみならず、労働組合の組織率又高い上に、熟練工不足の結果、著しく労働者の立場を強化せしめ、之等が最近の物價騰貴と相俟つて、争議を激発せしめたのであらう。而してかゝる傾向は今後益々強まり、物價のより以上の暴騰、残業時間制限問題等を通じて、之等重工業方面に於ける煩瑣な労働問題が増加してゆくのではないかと思はれる。今その主要なる争議の事例を擧ぐれば前頁下の如きものがある。

次に多いのは運輸業の三四九件で、一六・六%を占め、十一年は二七〇件、一四・〇%で第四位にあつたが、十二年は件數に於て七九件、比率に於て二・六%の甚しき増加を見た。

之は運輸従業員は、収入が大體固定化して居り、一般工場従業員が、軍需インフレ下に時間外労働に依つて高物價からの生活難を或程度緩和して居るのに反し、物價騰貴の直接被害を受けるため、畢竟賃銀値上要求に積極的にならざるを得なくなつた。特に小運送業、回漕業等は未だ不合理な半封建的經營のものも多く、又自動車従業員の如きは經營形態の特殊性からも單に生活費のみならず、ガソリン其他の暴騰から二重の壓迫を蒙り之等が一層争議激發に拍車を加へたものであらう。

四五月頃の東京市を中心とする市電及び郊外電鐵バス争議の頻發と、中部地方を中心とする地方鐵道の争議は殊に世人の注目を惹いたが、之の傾向の裏には、東京交通労働組合の巧妙且

執拗なゼネスト的戰術の採用と、愛知三重を中心として、三河愛國従業員組合聯盟の地方鐵道席捲企圖とが、重大な關聯を持つて居た事が窺知出来る。更に同じく四、五月頃を通じて全国各地の國鐵従業員の間にかれた現業委員會が、期せずして賃上要求委員會と化し、下級現業員の切實な賃上要求が深刻に絶叫され、國鐵全般に大動搖を與へた事も、十二年上半年に於て、單に交通産業のみならず、全産業界に亘つて、賃上要求運動が如何に一世の風潮と化して居たかを反映せるものである。尙郵船社内の人事問題と絡んだ所謂郵船不敬問題を中心とする明朗會の國體明徵争議は、思想的混亂期に於ける特異なる争議として、銘記する必要がある。

第三は化學工業の二九四件、一三・八%で、十一年より四三件、〇・七%を増加した。インフレ景氣に依る生産の急速なる進展と共に、從來の輕工業中心の我が産業構成に變動を生じて、化學工業は遂に重工業と共に産業上に於ける主要地位を獲得した。特に戰時體制の國策化は、軍需工業の一部門としての化學工業の重要性を増し、生産力擴充の要求は斯業の量的發展を促すと共に、化學兵器の生産力培養のため、その質的發展をも要求するに至つた。茲に於て所謂經營の綜合化、即ち生産の多角化と經營の分化が化學工業の本質上強化されるに至り、此の經營合理化の進行が、勞務の上にも種々なる障碍、軋轢を惹起して、争議誘發の素因を形成した事は、新しき事象として想像に難く

ない。加之此の部門には窯業、硝子業等の如き低賃銀の労働者多くして、物價騰貴の重壓下に争議を頻發せしめ易き事も、併せ考ふべきは勿論である。

染織工業は第四位であるが、相當多數の發生を見、二八八件一三・六%である。これは最近の國際收支の大悪化、貿易の大逆調等の對外的影響及び原棉價格の昂騰と製品價格の昂進からくる消費の減退、或は支那事變からきた對支貿易の杜絶、國內消費節約の強行、或は原棉輸入制限等諸種の事情が相錯綜して此の種平和産業は時局の重壓を極度に受け、綿業、羊毛、人絹共に高率の操短を行ひつゝある。その結果は低生産費實現のための労働條件低下を促し、一方に於ては、織維工業の合理化進行が強化されて中小機業の分解過程を急調化せしめ、必然的に斯種の争議を勃發せしめたのであらう。

第五位の雜工業に於ける争議は、例年共に多く、十二年の如きは二八〇件、一三・一%に上つて居る。十一年より多き事、八二件三・二%を示し、四、五年間に見ざる増加である。此の部門に屬するものは、製版、印刷、製本、木竹製品製造業の如く、主として中小企業に屬し、經營形態の如きも、家内工業的不合理なものが多いのみならず、戰時經濟體制への移行は、之等抵抗力薄き弱少平和産業に最もその打撃を與へて居る。之等の事情が十二年の争議の上に敏感に反映して、多數の争議を發生せしめたものと思はれる。

鑛業部門に於ける争議は、十二年に於て非常な増勢を來し、一二一件、五・七%を數へ昭和六年以降毎年累増し、十二年は最高件數を示して居る。蓋し、一面に於て近年の金價暴騰の結果産金熱を煽つた事や、銅、鉛、亞鉛、鐵、錫の如き重要軍事資源の不足のため、放漫なる採掘探鑛等が行はれ、或は經營難に陥り賃銀不拂となり、或は労働者の解雇となつて争議を惹起せしものも少なく、他面に於ては、軍需工業旺盛化に伴ふ需要激増のため、石炭鑛業が異常の活況を迎へ、増産に次ぐに増産を以てし、鑛夫の不足が必然労働強化を促し、物價騰貴と相應じて賃銀増額、待遇改善を要求して、争議になれるものが亦甚だ多い。

土木建築業は例年相當數の發生を見十二年の如きも一〇二件四・七%を算へて居る。社會情勢の轉換と經濟界の動向につれ、鋼材の暴騰建築材料全般の値上り、資金調整法の實施等の變態現象に直面したのみならず、時潮に反して請負入札や請負契約、或は無統制な自由競争に放任せられ不合理な企業形態を持續して居る事は、容易に勞資の衝突を惹起し勝ちである。東京水揚組合、東京府木舞同業組合、松井塗裝店、有田塗裝店、石川朝次郎商店塗裝部(何れも東京)の争議の如きはその主なる事例である。

飲食物製造業は八五件、四・〇%で、十一年より三〇件、一・二%の増加を示し、相當の増加を見たわけであるが、之れも時局の影響に基く消費節約の風潮と飲食物値上りによる需要減退等が



事業不振を促した當然の現象であらう。

電気瓦斯事業の争議は一件、〇・五％で、東京瓦斯電気工業株式会社の全評關東地方評議會の指導による争議や、東京電燈株式会社の従業員による賃銀値上要求に基く紛議等は、その代表的事例である。

通信業に於ける争議は例年極めて少く、十二年も僅かに二件にすぎない。唯五月上旬より開始した逓信従業員同盟を中心とする逓信従業員賃上運動は、國鐵従業員の紛議と共に、官業に於ける動搖だけに、相當の社會的反響を呼ぶに至つた。

其の他の業務に従ふ者としては、新聞配達夫、映畫説明者、士、商業使用人、病院看護夫、清掃夫、女給、女中、料理人等であつて、是等は從來争議をなすの例乏しかつたのであるが、近時の物價騰貴に伴ふ生活不安は、全生活部門に亘つて浸潤し、直接生産に従事せざる是等の者の間にも、一九四件、九・一％と云ふ相當数の争議發生を見るのである。

尙茲に注目すべきは、昭和五、六年以來、活動常設館、演藝場等に於ける争議が頗る増加した事であるが、これは經營そのもの、不合理性と事業不振や労働組合の侵入等の理由があるが、特に所謂トーキーの流行普及は、此の傾向を急激に促進するに至つた。

### 労働争議と労働組合

に多くの發生を見た。而も組合の關係せる争議が割にその性質穩健にして比較的短時日の間に解決して居るのに反し、却つて未組織労働者の争議の間に、悪性化するもの多かつた事實は争議と組合の關係を見る上に於て、特に注目すべき現象と云はねばならぬ。但し、之を参加人員の側から見れば、一一二、三〇一人の中、組合關係争議が八二、二〇一人即ち六七％強に上り今尙大規模争議に組合との關係が密接なる事を物語つて居る。

最後に主要労働組合の争議方針及びその對策を略述しよう。

日本労働組合會議 我が國に於ける主要労働組合の多數を網羅し、全組織労働者の過半数を抱擁する日本労働組合會議は争議に關しては放任主義を極めてその統制を圖り、持込争議の拒絶を決定する等争議の最少化に努めて居た。十二年支那事變の勃發するや更に之に對する積極的態度を採つて、労働者農民のため小作立法、労働立法を整備し、労働者農民をして眞に學國一致に参加せしむる必要を力説するに至つた。而して之れが具體化として社大黨を通じ眞の臨時議會に對し「戦時體制下に於ける産業平和促進に關する建議」を行つた。かくて戦時戦後に於ける重要政策として労働組合代表を含む産業平和委員會或は産業協力委員會の設置を要望し、各地に於て熱心に之が要請運動を行ひつゝある。

戦時體制下に於ける産業平和促進に關する建議

労働争議は労働組合の有無に關せず發生するものであるが、労働組合の發生過程に於て、労働條件の維持改善が主要目的たりし關係上、兩者の因果關係の深き事も亦否む事が出ない。さり乍ら労働組合の存するが故に争議多きや否やは、直ちに斷定し得ないであらう。特に最近に於て労働組合は無謀なる争議の發生防止に努め、平素文化的建設的施設に力を注ぐと共に、産業協力或は産業報國の思想の下に、その最少化方針を實行して居る、次の統計は正しく此の事實を裏書するものである。

年次	組合關與せるもの	組合關與せざるもの
昭和二年	六七・六	三二・四
同 三年	六五・七	三四・三
同 四年	七一・四	二八・〇
同 五年	六二・九	三七・一
同 六年	四九・七	五〇・三
同 七年	三九・六	六〇・四
同 八年	四三・八	五六・二
同 九年	三八・六	六一・四
同十年		
同十一年		
同十二年(十月迄)		

す、組合の指導若しくは關與せるもの比較的少く未組織工場

雇傭者は産業報國の精神に従ひ労働者は労働奉公の精神を貫き戦時體制下に於ける産業平和を確保することは刻下の急務なりと信ず政府は速に戦時體制の遺憾なき實行を期する爲左の方策を講ぜられむことを望む

- 一、政府指導の下に産業平和委員會を組織し積極的に産業平和を圖ること
- 二、労働紛議、労働争議等に因りて産業平和を害することなからしむる爲政府は原因となるべき事象の艾除に努むること
- 三、労働報公を堅持する労働團體をして積極的に戦時國策の遂行に參畫せしむるの途を拓くこと

更に組合會議神奈川地方協議會に於ては、産業協力委員會設置要請と共に、労働争議を未然に防止する事が學國一致の完璧を期する所以なりとして、七月二十三日開かれた關東地方調停官會議に左の労働争議防止に關する意見書を提出してその善處を懇請した事は、頗る注目に價する動向である。

### 労働争議防止に關する意見書

#### 要綱

労働争議調停法を改正し、一般産業にも強制調停を行ひ、調停と和解によつて、解決し得ざる事件に限り之に最終的裁斷を下し、以て勞資の利己的鬭争を終熄せしむるため、夫々労働、企業、消費三者を代表する陪審員を參加せしむる産業労働裁判所を新設する事

全日本労働組合聯盟 總同盟は、従前から「極力罷業を避け平和

的交渉に依る解決に努力し、争議の最少化方針」を堅持してきた。十一年全国同盟との合同成つて後も「労働奉公の精神と自主的労働組合の上に、国民生活の向上と産業並に労働の協力を創造してゆく」と云ふ産業協力を強調して居る。

之に對し支那事變の進展は、總同盟の争議方針の上に、更に劃期的な態度を採らしむるに至つたのである。一方に於て産業労働の統制に關する建議、労働時間の制限に關する決議、職業紹介機關の國營化に關する決議等を行ひ、其他社會立法促進に就ての熱心なる努力を傾注すると共に、十月十七日開催されたる年度大會に於て、左の如き争議絶滅の大會宣言を發表せる事は、我が労働運動史上劃期的意義を有するものとして、極めて留意すべき企圖と云はねばならぬ。

即ち「遠く時艱の前途を見極めつゝ、刻下の急務に應ずべき大乗的なる労働運動の基準を次の如く宣明する」とて、

- 一、我等は今次事變中の勞資紛争を擧げて平和と正義の手段に訴へて解決し、進んで全産業に亘り同盟罷業の絶滅を期す。
  - 二、我等は統後生産力の増進と産業平和を確保するために、官民共同による非常時産業協力委員會の即時設置を期す。
  - 三、我等は現下及び將來を貫く労働國策として、労働者團結權の法認並に産業及び労働の統制の即時實現を期す。
- 今や皇軍の將士貧富の別なく身命を擲つて國に殉ずる秋、國內産業戦線に於ても、一人の怠業する労働者なく一人の私利を

逐ふ資本家ならしむる事が、我等の衷心よりの念願である。と。而して十二年十月迄の總同盟の關與せる争議が前記二三三件の中八二件(三五%)であるが、これは我が労働組合中、組織率の最も高き事と、その組織が低賃銀と労働條件の劣悪なる中小雜産業に多い事とが、物價騰貴と相俟つて斯の如き争議の發生を見たのであらう。

日本労働組合總聯合會 總聯合はかねて日本主義の旗幟の下に、「勤勞報國の精神顯現」「勞資一體、産業協力の實踐」を標榜して争議の發生を排除せんとする態度に出で居た。支那事變に直面するや一段と此の方針を強化して十一月十四日の關東聯合會大會に於て、此の點を一層鮮明に強調し、戰時産業平和確立對策に關する決議を行つた。それによれば「國家的富を生産する産業に従事する勞資が相争ひ、罷業や工場閉鎖等の形態を惹起して生産を停止するが如きは、明かに國家的損失であり、その行爲は國家的に罪惡である」事を指摘し、「今日此の重要な産業を勞資の確執、或は悪思想の煽動により争議を發生するが如き憂は斷乎として將來排除するの必要を痛感する」が故に「争議禁止令を發布すると同時に」中央、地方、各工場に夫々産業平和委員會を設置し、争議調整のため政府勞資争議調整機關の創設を提唱して居る。十月迄の總聯合關係争議は、四件を數ふるに過ぎないが、之は如上の指導方針からみて、寧ろ當然の事であらう。

日本交通労働總聯盟及東京交通労働組合

日本交通労働總聯盟特にその主導的勢力たる東京交通労働組合は、我が國に於ける合法的労働組合の中でも、最も戰闘的なる事を誇つて居た。従つて争議に對する方針も闘争主義をとつて極めて積極的態度を持って居た。屢々六大都市電のゼネストの如きも噂され、東京市電の紛争議は年中行事の一となり、十二年上半期に於ける東京を中心とする市電争議或は多くの郊外電線バス争議は、未だ世人の記憶に新なる所で東交指導に成るゼネストへの發展が危惧されて居た。然るに今春の此の種争議の敗北から闘争主義の揚棄による産業協力量針への轉換の兆候が現はれ始めたが今次事變の擴大は更に之れに拍車をかけ遂に八月二十二日の日本交通労働總聯盟常任委員會に於て三反主義産業協力量針への轉換を決定すると共に、「綱領並に方針大綱」を明かし、争議に對しては次の如き方針を以て臨む事になつた。

「産業に協力し團體協約を結び、以て紛争議の最少化を期す」。此の總聯盟の轉向方針は東京交通労働組合に於ても確認され十月十日の東京大會に於て正式に東交の歴史的な方向轉換の實現を見たのであるが、該大會に於て採擇された運動方針の中で争議に關しては次の如く指示して居る。

「從來やゝともすれば陥り易く誤解され勝ちであつた闘争激發主義的傾向を克服清算し、産業協力の指標の下に組合本来の健全なる任務に就かんことを明かにし、當面次の如き具體的活動をなすものであ

る」

とて、争議最少化實現のため左の要項を掲げて置く。

- 一、産業協力、市電更生の實踐
    - ：産業協力の實踐は市電更生の重要な要素であるが、今日他交通機關の發達と尤大なる負債で經營難に在る市電の根本的更生の爲に當局にも反省を求め、從來の如き對難的關係に於いてではなく協力のの上に立つて更生に努力する。この爲の一方法として今日當局側の設置せる市電更生審議會を充實せしめ従業員代表を參加せしめん事を求める。
  - 二、労働條件の維持改善、團體協約の締結
    - ：我々は先づ今日の労働條件を最低のものとし維持し、徐々にこれを改善向上せしむる爲に活動する。この場合生計の變動の調査、全國重要都市、大工場、進んでは諸外國の進歩的労働條件の調査等を參考とし合理的なる改善を主張し、つとめて紛争議の事態を發生せしめず目的の達成を期す。この爲に當局との間に團體協約を締結する方針を採る。
- さて、十二年十月迄の交通労働總聯盟關係争議は前記二三三件八二、二〇一人の中二〇件、四九、一五九人で件數八・五%、参加人員に於ては五・九%に上り、大規模交通争議を發生せしめた事が分る。

日本労働組合全國評議會 日本労働組合全國評議會は、日本無産黨の支柱として、東交等と結び從來階級闘争主義に立つ合法左翼プロクタの中堅勢力であつた。従つて争議に對しても可成

り積極的方針を持して居たのは勿論である。但し支那事變の進展と國內戰時體制の強化は甚しく全評の運動にも重壓を加へ、争議に關聯しては次の如き緊急指令を發するに至つた。

「勞働組合は日常事業主と四つに組んでゐるのだから或る場合には紛争もまぬかれぬだらうが、それを未然に防ぎ、それに善處する事こそ組織の力でなければならぬだらう。特にこうした期間に於ける組合活動は内部組織の充實、活動分子の養成に向けらるべきである。」

即ち最近に於ける我が國の社會狀勢が、全評の活動の上に著しき制約を與へた事を察知し得るが、十二年十月迄に同盟罷怠業工場閉鎖を伴へる争議で、全評の關與せるもの二九件、一二%を數へ、その組織率僅少なる割合に、その件數の比較的が多い事は注目すべき事柄である。而して十二月二十二日に人民戰線派の檢舉と共に全評が其結社を禁止された事は周知の通りである。

日本主義的勞働組合 滿洲事變以來の國家主義思想の勃興に乗じて日本主義的勞働組合は頓にその組織を擴大し、或は日本主義への轉向をなせる組合も頗る多かつた。之等の團體は概ね勞資一體或は全體主義を標榜して勞資融合の下に極力争議を排撃し或は之れを防止せんとする方針を採つて居た。従つて争議發生數も少く、十月迄の件數十七件（總聯合を除く）七%を算して居る。此の中愛知時計争議に關與せる中部勞働聯盟の活動や、

三河愛國従業員組合聯盟の愛知三重を中心とする地方鐵道争議の指導の如きは、純正日本主義を標榜する勞働組合だけに頗る世人の耳目を集めて居た。

尙愛國勞働組合全國懇話會が、九月二十九日代表者會議を開催して、罷業禁止令發令に關する要請をなす事に決定し、曩に採用せる「産業勞働會議設置に關する件」に挿入する事としてその運動を開始するに至つたが、之も十二年の特異なる現象として注目に値する。而してその内容は總聯合のそれと大同小異である。

最後に斯の如き日本主義的勞働分野に於ても、勞資の抗争を排撃する勞資一體主義を掲ぐるものと、前述の中部勞働聯盟や三河愛國従業員聯盟の如く、資本主義の非日本性より資本家との抗争をも辭せずとして、所謂皇産主義を掲ぐるものとの二つの潮流がある事、及び我が産業勞働界が一種異常の轉換過程に進みつゝある時、特に事變後に於て勞資一體主義組合と皇産主義組合とが、共に争議に對して如何なる態度を示すか、等の問題は、今後別して多大の關心を持たるべき事柄であらう。

## 國家主義運動

### 概説

昭和十一年の二・二六事件を契機として國家主義運動は、極度の不振に陥り、それが總て愛國陣營の反省と批判を生み、戰線統一、維新政黨樹立の要望となつた。此の要求は終に十一年末、時局協議會の結成となつて、愛國戰線の連繫母體たる體裁を整へるに至つた。

愛國陣營の複雑な志向と系統を止揚して、戰線統一、政黨樹立に邁進せんとする努力は、昭和十二年に遡入つてからも、特に時局協議會を中心として續けられて居た。十二年當初、廣田内閣倒れ、宇垣大將に組閣の大命降下するや、愛國團體は軍部と呼應して俄然緊張し、之れが反對阻止運動に熱中した。次いで成立せる林内閣は、その支持勢力なきため、愛國團體は殆ど舉つて與黨的氣構へを以て、政府の日本主義化に努力し、林内閣下に於て、戰線統一、維新政黨樹立の宿望を達せんとした。

然るに戰線統一の母體たるかに見られて居た時局協議會の内部に於て、各團體間の運動方針の不一致や幹部間の感情利害の對立激化等が、互に錯綜し禍根を擴大して、不隨意的症狀を呈

するに至つた。特に此の症狀が露骨になつたのは、四月の選挙期間であつた。江藤源九郎、赤松克麿氏等は、選挙を積極的に闘ひ議會進出の素志を遂げんとして、別個に政治革新協議會を組織したが、小林順一郎、吉田益三氏等は議會進出を排して兩者の溝を深め、戰線統一の機能を弱化し、加ふるに林内閣の急激なる瓦解は、愛國戰線統一運動に致命的な打撃を與へたのである。結局二・二六事件以後熾烈に要望されたる戰線統一、維新政黨樹立の運動も、十二年七月政治革新協議會を主體とする日本革新黨の結成を最後の結實として、統一戰線の夢破れて支那事變を迎へたのである。勿論其の他、純正維新共同青年隊の結成とその解散、愛國勞働農民同志會と日本産業軍の合同乃至愛國農民團體協議會の設立、或は大日本青年黨指導下に於ける大日本産業勞働團の組織等愛國團體の重要な變遷は見たが、全體としての戰線統一、陣營整備の動きは影漸く薄らいだ觀があつた。

支那事變は我が日本をして準戰時國家體制より純戰時體制への過程を急速に辿らしめた。事變に直面せる愛國團體は、此の戰時體制下に溶け込んで、政府と軍部を支持鞭撻し暴支膺懲に

活潑なる歩武を進めた。而して政府の國民精神總動員運動の加盟者となつて日本精神を鼓吹し、思想戦の展開を以て社會主義勢力の排撃に進出した。暴支膺懲と社會主義排撃は、同一言語の形を以て國家主義運動を風靡し、そのスローガンたるの觀を呈するに至つた。

斯の如く昭和十二年の國家主義運動は、十一年の後を承け、戦線統一の要求と運動を持続し乍ら、内面的には相剋撞着を脱し得ず、漸く日本革新黨の結成を以て一段落を告げた。而して支那事變勃發以後は、戰時體制下に溶け込みつゝ、その一翼として活動を展開したが、陣營整備、統一戦線の上には、積極的な意義を持ち得なかつたのである。以下昭和十二年度に於ける國家主義團體の主要なる變遷及びその運動の概觀を、順を追うて述べるであらう。

### 愛國團體と總選挙戦

國家主義運動は、その發生過程と思想傾向より見て、元來反民主主義を堅持する關係上、選挙や議會に對しては否定的であり、若しくは極めて消極的であつた。それが昭和九年頃より可成りの清算が行はれ、議會主義は國家主義運動の有力なる運動方法として採用せらるゝに至り、著名團體にして議會進出若しくは議會政治淨化を首唱し始むる様になつた。此の事は十一年度の該運動の中に述べ來つた通りである。

十二年四月三十日、林内閣の手によつて施行せられた總選挙

程愛國陣營に於ける此の議會進出派と議會否進出派との選挙を繞る二潮流を表面化せし事はなかつた。これは國家主義運動の思想的歸結であるが、這般の總選挙によつて俄然明確なる姿態となつて現はれ、國家主義全戦線を二分して對立を深め、國家主義運動の將來に重大なる影響を與へた。二・二六事件以來内部的に陣容整備の立場より大衆運動とその組織が問題となり、右翼戦線統一運動が進められ、終に時局協議會の結成に迄漕ぎつけた。然るに四月の總選挙に直面するや、時協の參加團體中、國民協會、舊愛國政治同盟、新日本國民同盟等は議會進出を標榜して「政治革新協議會」を組織するに至つたが、大日本生産黨、愛國労働農民同志會等の時協主要團體は議會進出に反對し、加之純正維新共同青年隊、純正日本主義青年運動全國協議會等の青年層は、急先鋒となつて、全國的に選挙權奉還運動を展開し、共に「白紙投票」的イデオロギーを以て終始したのである。

斯の如き選挙を繞る二潮流の相剋が、愛國戦線を混亂せしめ、同時に總選挙に於ける愛國派の戦績を極めて不利ならしめた事は云ふ迄もない。今議會主義派の代表的機關たる政治革新協議會と反議會主義の急先鋒たる純正日本主義青年運動全國協議會の選挙に對する主張を左に掲げてみよう。

- 純正日本主義青年運動全國協議會の時局對策
- 一、政治對策

異と見て差し支へないであらう。

#### 政治革新協議會の選挙政策

△天皇政治の徹底△國體明徹の徹底化△國家統制經濟の確立による準戰時經濟體制の實施△大陸經綸の積極政策遂行△皇國團體を軌範とする議院制度の改革△行政機構の改革及教育制度の改革△醫療制度の改革及救貧制度の徹底△徹底的負債整理の斷行並當面の暫定的應急對策として債權の強制取立一時停止を緊急勅令を以て布告すること△財政立直し前提方策として國債並地方債の利子を年利二分に改訂すること△高度累進的財産課税其他社會政策的課税の制定△重要基本産業及大規模重要生産業の國營並國家管理の斷行△金融國營の斷行並貨幣制度の根本的改正△國家統制企畫に依る工業の地方分布並山漁村の工業化△大陸移民の大規模計畫の遂行△國家總動員計畫の完成。

前回の總選挙に惨敗を見た愛國派は、總選挙の結果十名の當選者を出した。即ち愛國各派中前代議士は政治革新協議會の江藤源九郎(淡交會)、中原謹二(郷軍同志會)の兩氏及び皇道會の平野力三氏、明倫會の今井新造氏及び總選挙當初改革公認であつた椎尾辨匡氏の五名であつたが、今回はこれに赤松克麿、小池四郎、山崎常吉(何れも改革公認)の三氏及び立憲養正會の田中耕、長野農村更生聯盟の小山亮氏を加へて結局十名となつた。愛國派の此の成績は前回の苦き惨敗及び愛國運動の不振を幾分でも挽回したるものとして、せめてもの慰めとせねばならぬ。特に山梨縣の今井、平野兩氏及び愛知縣第一區に於ける山崎、

- 一、既成政黨の解散を要求すること
- 二、民主霸道勢力の存続する限り幾度でも議會を解散せしむること
- 三、今次議會解散の理由を明瞭にし、それを強調せしむること
- 四、新政黨運動の徹底的撲滅を期すること

#### 二、啓蒙運動

- 一、日本主義的國民啓蒙運動を果敢に展開すること
- 二、日本主義は現行議會に進出せざることを明瞭にすること
- 三、右の理由により議會進出をなさざると同時に、現行議會制度に於ては大政補翼を完うし得ない國民的責務を恐懼し選挙權を謹んで奉還する事及びその精神に基く對選挙行動を執ること

さて、十二年の總選挙に臨み、國家主義團體は、四十數名の候補者を立てて選挙闘争を開始した。此の中政治革新協議會と立憲養正會が選挙戦の中心をなし、前者は十三名、後者は十六名の公認候補者を出した。其他の團體も夫々二名乃至一名の候補者を立てたが、是等の候補者の中には中立を標榜して居るものもあり、又此の外中野正剛、北哈吉氏等の如く思想的に愛國派と看做し得べき人も相當の數に上つた。

愛國派の選挙政策は、陣營の分散或は選挙の無連絡等よりして、小派的に行動した關係上、候補者若しくは地方別によつて夫々異つて居る。併し、政治革新協議會は、選挙政策として次の八項目を掲げて居るが、改革が選挙に對する愛國派の主要連絡機關であり、且つ愛國派として共通な思想的傾向ある點よりみて、他團體所屬候補者の政策も、改革のそれと大體、大同小

椎尾兩氏の當選は豫期以上の好成績と見るべきであらう。但し愛國派諸團體中最も多く候補者を擁立せし立憲養正會十六名の中當選者僅かに一名、當選率〇・六二、而も同會より多數の供託金沒收者を出した事は、全く惨めな戦ひ方であつて、大衆組織を持たぬ愛國團體の特に留意すべき點ではないかと思はれる。其他の新舊愛國團體が何れも惨敗して鳴りを沈めたのは、其地盤關係や人物の不揃の上からみて、餘儀なき結果であるとは云へ、愛國團體の日常運動の上に、尙幾多の反省考慮が要求される所であらう。國家主義團體の選舉運動に對する經驗未だ淺く、從つてその地盤が薄弱なる事は、總體として愛國派戰績が未だ思はしからざる結果に終つた所以であるが、それにもまして、既述せる如き愛國陣營内の、選舉に對する積極・消極二派の分散相剋が愛國派選舉戰を制約し萎縮せしめた最も根柢的な原因として擧げられねばならぬ。而もこれを社大黨の一躍倍加して三十七名を獲得し、殆ど最高當選者を出せるのに比較すれば、愛國派の戰績未だ寥々たる事を否み得ない。而して此の事は、支那事變下戰時體制の進行と共に、愛國派をして社大黨の批判者たらしめ、思想戰の線に沿うて、社會主義排撃の熱叫を擧げしめた有力なる素因となつたのである。

政治革新協議會  
當選者の得票

選舉區	氏名	得票數	順位
北海道四區	赤松克磨	一六、五八二	最高點(五)
長野三區	中原謹二	一一、七四九	第三位(四)
奈良	江藤源九郎	一七、二六五	最高點(五)
愛知一區	山崎常吉	一六、八七五	第五位(五)
福岡四區	小池四郎	一〇、八一四	第四位(四)
落選者の得票			
神奈川一區	津久井龍雄	四、〇六七	最下位
同 二區	陶山篤太郎	五、六九一	同
埼玉二區	杉村沖治郎	三、〇九八	同
栃木一區	柴田武福	一、〇一六	同
山梨縣	萬木武士	三、五二五	同
東京三區	宮下學	一、三三〇	同
千葉二區	角田保	三、五〇九	最下位
長崎一區	今村等	四、七九九	同
立憲養正會			
當選者の得票			
選舉區	氏名	得票數	順位
長野四區	田中耕	一一、三八七	第三位(三)
落選者の得票			
埼玉一區	森尾津一	二、九七一	最下位
群馬一區	田中澤二	八、九二四	同
同 二區	田村益喜	三、〇四三	最下位
宮城一區	菊地清太郎	二、六九四	同

選舉區	氏名	得票數	當落
青森二區	佐藤信藏	一、二四一	最下位
廣島三區	原利重	二、六五二	同
福岡二區	内田信男	一、八七七	同
秋田一區	金作之助	五、五〇三	同
静岡三區	磯部菊一郎	一、六四六	最下位
三重一區	三浦惣太郎	七五〇	同
長崎一區	犬塚卯作	二、〇八〇	同
大分一區	佐藤清八	二、三六六	最下位
東京四區	野々村寛止	二、一九四	同
長野二區	加藤喜孝	三、一七二	同
兵庫一區	江南富三郎	九二二	最下位

其の他の愛國派

選舉區	氏名	得票數	當落
山梨	平野力三	一九、三三六	第二位(五)當選
福岡三區	稻富稜人	七、二四三	落選
明倫會			
山梨	今井新造	一三、三六四	第五位(五)當選
宮城一區	橋本才輔	五、三二二	落選
興國自治會			
秋田一區	中村次郎	一、五一二	最下位
山形二區	佐藤慶次郎	一、三四七	同
皇國農民同盟			
兵庫三區	吉田賢一	一一、九八一	落選

戰線統一の陸路と議會主義を繞る二潮流

既述せる如く二月事件以來、愛國戰線の合同統一運動は、種々様々な形を以て進められ、時局協議會、維新制度研究會、大和聯盟、維新政黨準備會等の諸團體が結成されて各志向系統を異にしつゝも、何れも全戰線の統一を目指して運動を進めてきた、而して十一年末に於ける時局協議會の成立は、各團體間の連絡に重きをなし、戰線統一の主流として陣營の整備過程に於ける新段階を劃すものと見られ、次いで全國的單一維新黨結成が

選舉區	氏名	得票數	順位
奈良	清原一隆	八、〇三八	落選
革進同盟			
茨城一區	額賀二郎	一、九四八	最下位
群馬一區	後藤清一郎	一、三七五	同
神州連行會			
静岡一區	望月源次	六、五〇一	最下位
勤勞日本黨			
東京六區	深田吟次郎	二、〇二四	最下位
元政治革新協議會			
愛知一區	椎尾辨匡	一八、四九六	第四位(五)當選
長野農村更生聯盟			
長野二區	小山亮	一三、七九一	第二位(三)當選
滋賀勤勞民衆同盟			
滋賀	梅澤次作	一一、四一三	次點落選

必然的に戦線統一途上に於ける第二段階として課題に上るものと豫想されて居た。

さり乍ら各團體間の傳統、系派、志向、方針等の複雑性は一朝にして清算すべくもなく、且つ如上の連絡協議機關は、文字通りの連絡機關に終始したため、各團體間の矛盾がそのまま機關内に反映し、對外的な運動よりも對内的な相剋軋の傾向を深めて行つた。かくして、熱烈なる要望を以て工作された全統一的も、その圓滑なる進行は、容易に期待し得べくもなくなつた。

茲に於て、斯る傾向を打破するため、一月下旬廣田内閣の瓦解を契機として、從來の連絡機關的統一運動を止揚して政治闘争の共同に依つて戦線統一を圖り、漸次愛國政黨に發展せしめんとする聲が急速に高まつてきた。

廣田内閣崩壊後、宇垣内閣の流産から林内閣の成立迄、愛國派諸團體は、軍部の強硬態度に便乗して宇垣内閣反對運動を一致して続け、遂に宇垣内閣流産に成功するに至つた。宇垣内閣流産の後を承けた林内閣は、既成政黨を排撃して「祭政一致」の旗印の下に所謂「日本獨特の立憲政治」の運用を標榜した。此の林内閣の方針は、時協の中心人物たる小林順一郎大佐の「民主民権に立脚したる一切の功利主義團體たる既成諸政黨(無産黨も含む)の政治結社としての存在は、我が國體の本義に悖るものなり」と云ふ所説に一致せるものとして、愛同其の他小林氏を

中心とする諸勢力は林内閣自身の日本主義化と云ふ方向に集中するに至つた。然るに林内閣の日本主義化に嫌らざると共に議會解散必至の政治状態を見てとつた新日本國民同盟、國民協會總聯合等の諸團體は、選舉闘争を通じて日本主義政治勢力の議會進出を圖り以て愛國戦線の大衆的積極的統一を達せんと意圖した。かくて東京市會議員の選舉を前にして政治革新協議會は設立されたのである。

即ち十二年始め頃より、日本主義政治闘争共同戦線體の結成を計畫しつゝあつた淡交會、國民協會、舊愛國政治同盟、國體擁護聯合會、日本勞働組合總聯合、大日本青年黨等の有志は、有志懇談會を開催して之れが決定をなし、二月十四日、日比谷松本樓の會員總會に於て、正式に「政治革新協議會」の結社届を出して、その成立を見た。その主張は次の通りであつた。

主張

一、既成政黨を打倒し日本独自の立憲政治の確立を期す。一、資本主義的經濟機構を改革して國家統制經濟機構を確立し、以て國策の遂行並に國民大衆の生活安定を期す。一、民族解放並に資源平衡の原則に基き新世界平和秩序の創建を期す。一、外交國策の遂行に必要なる軍備の充實完備を期す。一、一切の反國體的思想の殲滅を期す。

當協議會の組織は團體とせず、個人有志を加盟單位として居るが、加盟人物からみても判る如く、概ね愛國陣營に於ける大政黨の橋本欣五郎大佐は時局協議會系勢力も新黨に參すべきを希望し、兩者の架橋斡旋に盡力して建川美次中將を首班とする單一維新政黨の出現を待望した。然るに時協側の反對と林内閣の辭職とは、この計畫を畫餅に歸せしめ、建川中將、橋本大佐は、新黨運動より手を引くの餘儀なきに至つた。

以上の議會主義派に對立する時協内純理派であり反議會主義派たる純正維新共同青年隊、愛國勞働農民同志會、維新會、大日本生産黨、建國會、日本精神研究會等の諸團體は、五月二十八日赤阪三會堂に參集して全日本維新團體協同軍戰政黨排撃同盟を結成し、議會主義派と對立的に政黨排撃運動を展開した。斯の如き議會主義派對反議會主義、改革對時協の對立問題は、全愛國陣野を通ずる思想的戰略的矛盾、對立の縮圖にしてこの矛盾對立相剋の姿こそ、國家主義運動將來の動向を卜する重要なキーポイントと云はねばならぬ。因に同同盟の宣言決議は左の如くである。

宣言

皇國政治道より離反せる民主主義的既成政黨並に亡國思想を根柢とする赤色無産黨は、單に存在價値の皆無なるのみならず、天壤無窮の國體を冒瀆し、國民思想上及び國民生活上に大累を貽すもの、今にして斷乎これが潰滅を取行せずんば祖國の將來眞に憂慮に堪へず茲に吾等は國民的至誠と情操とを以て同志相寄り相計り既成政黨並に赤色無産黨の排撃斷行を決定し、萬難を突破して所期目的を達成

衆運動派を網羅して居たのである。

さて、此の協議會の出現は、愛國維新戦線に於ける議會主義派と反議會主義派との對立を表面化せしめ、これに拍車を加へた觀があつた。特に四月の總選舉を轉機としてそれが具體的實踐上の對立に迄發展するに至つた。即ち時局協議會を中心とする上層工作及び議會否認乃至輕視の傾向を持つ愛國運動と、政治革新協議會を中心とする大衆運動及び議會進出を企圖する愛國運動とは、愛國陣營全般を通じて、イデオロギーの上に運動方法の上に、相容れざる二潮流として、その對立を明確ならしめたのである。特に總選舉に於て改革派が議會進出に最大の努力を傾注したのに對し、時協派と目された純正維新共同青年隊の選舉權奉還運動乃至白紙投票運動、大日本生産黨の選舉排撃の聲明、時協自身の政黨排撃運動等の形に於て具體的に現はれ來つた。

總選舉の結果は、林内閣にとつて頗る不利となつた。こゝに林内閣の「祭政一致」方針の強行が企圖され、全く政黨との正面衝突は避け得られなくなつたと同時に、政黨排撃の愛國運動は、この線に沿うて益々發展して行つた。一方に於て代議士五名の當選者を見て勢を得た政治革新協議會系の中堅團體は、初志の日本主義單一政黨の結成に乗り出し、江藤源九郎、赤松克麿氏等を中心として新黨樹立工作に進出した。此處に於て斯の如き日本主義政治勢力間の相剋擴大に終るを危惧した大日本青

せんことを天地神明に誓ふものである。

決議

- 一、反國體的既成政黨並に亡國的赤色無産黨（社會大家黨、日本無産黨）の解消を期す。
- 二、皇國政治道を歪曲する自由主義思想の撲滅を期す。
- 三、西洋模倣の議會中心主義を排し天業翼賛の皇道議會の確立を期す。

愛國團體の變遷

日本革新黨の誕生

日本主義維新政黨結成運動は、總選舉以來政治革新協議會を中心として積極的に進められた。二月の東京市議戦に惨敗を喫した政革は、從來の脆弱な聯合體を改組して強靱な統制力を有する合同體たる政黨樹立に邁進せんとしたが、林内閣の議會解散に直面し、そのまゝ總選舉に臨んだ。その結果益々統制力の強化組織の整備を痛感し、茲に新黨樹立を愈々申合せた。

然るに前述の如く他方に於て時局協議會を中心として、政黨排撃運動の線に沿へる戰線統一運動あり、而も兩者の對立が漸次深刻化するに至つたので、政革系と時協系の間に介在して、建川中將、橋本大佐等は、政革系の佐々井一尾、時協系の前田虎雄氏等と共にそれ等の一切を合同統一せしめんとして大いに斡旋するところがあつた。

る支那軍閥を膺懲せよ」即時戰時國家體制の確立へ「資本主義打破、國民生活防衛」等のスローガンを掲げて、結黨宣言、綱領、政策、黨則、役員の外、對支問題に關する件、戰時國家體制即時確立に關する件、物價騰貴對策確立に關する件、非常時國民精神運動に關する件、健全生活運動展開の件、近衛内閣に對する態度並に第七十一議會對策の件七議案を可決し、茲に大衆的愛國政黨の結成を見たのである。

日本革新黨は斯の如くして誕生した。屢述せる二月事件以來の愛國維新戰線の合同統一運動が、此の革新黨の出現によつて一つの段階を劃せし事は云ふまでもない。而して新黨は兎にも角にも、澎湃たる戰線統一の時流に乗つて四分五裂の愛國陣營を整備しその半ばを占むる勢力を以て大衆的維新的政治闘争の展開を宣言して出發した。但し一方に於て、新黨に参加せる團體と参加せざるものとの間には、維新運動の上に相容れざる本質的矛盾ある事を明瞭化した。從來の戰線統一運動が、この質的矛盾の克服をその主たる目標となし來れるに拘らず、この矛盾の融合すべからざるものなる事を痛感し、その矛盾克服を斷念して一定の範疇の下に、日本革新黨は誕生した。従つて斯の如き二潮流を止揚して陣營の統合を行ふ事は、將來に於ける國家主義運動の發展過程の中に求むべく、此の全合同の達成と云ふ懸案を如何に解決せんとするかが、今後に残された運動の最も重要な課題たるを失はぬであらう。

併し此の合同工作中に突如として林内閣の辭職を見、合同の基礎條件を一變せしめた。所詮兩派の維新運動に於ける思想戰略に融合し難きものがあり、事態は兩派の對立的潮流に逆轉した。かくして選舉闘争を通ずる大衆運動に依つて維新運動を展開せんとする政治革新協議會は、その加盟團體たる新日本國民同盟、國民協會、舊愛國政治同盟、日本勞働組合總聯合、新日本海員組合其他同一の線を行く同志を廣く糾合して強力なる新黨を結成する事となつた。そのため政革を解散する事が妥當なりとして、六月十一日大阪ビルに擴大委員會を開催、聲明書を發表し新黨樹立の前提として政治革新協議會の發展的解消を斷行した。此の新黨樹立決定は各國家主義運動に多大の波紋を及ぼし、純正維新共同青年隊は對立が激化して解散し、總聯合に於ては新黨問題を繞つて舊大日本勞働組合協議會系の脱退を見た。

かくて政治革新協議會は解散と同時に、新黨樹立に關する世話人を指名し委員長に江藤源九郎氏を推して其後周到な準備を進めた結果、六月三十日の世話人會に於て數十名の準備委員を選任、七月八日の準備委員會に於て正式に日本革新黨の結成を確定したのである。

日本革新黨の結成大會は七月十八日東京芝協調會館に於て江藤、赤松、小池、山崎氏等各代議士出席の下に開催された。全國各地より參集した代議員四三〇名、「天皇政治徹底」「暴戻な

次に日本革新黨の結黨宣言、綱領其他を左に掲げておく。

結黨宣言

久しき待望の日が遂に來た。全日本主義陣營の精銳を網羅して我國最初の強力なる日本主義大衆政黨日本革新黨は茲に生誕したのである。革新日本の夜明けは正に斯の黨の生誕と共に始まることを我等は強く天下に宣言する。

今や北支の風雲は愈々險惡の度を濃くしつゝあるが、北支の問題は全支の問題であり、全支の問題は之を繞る歐米列強就中英國とソ聯とに係る最も深き問題である。北支事變の發展は竟に對英米、對ソの關係を急迫化する虞なしとせず、事態は頗る重大なりと言はねばならぬ。而も國民多年の要望たる國內維新の大業は未だ其の緒にも就かず、大衆の貧苦窮乏は日と共に深からんとするの狀に在る。

此の秋において政權の面に當る近衛内閣は纒かに舉國一致の美名に隠れ其の存在を保持するを以て能事畢るとなし、政黨財閥、自由主義言論の庇護の下に辛うじて眼前の時局を糊塗するに止まる。廣義國防は狹義國防に轉落し、高物價は庶民の生活を徒らに窮迫し、對外危機の深化に比例して國民肚裏の心情は漸く懷疑と享樂との捕虜たらんとしてゐる。斯くして革新運動の分野は空しく非國家的社會主義政黨の蹂躪に委せられつゝある。

日本革新黨は斯かる日本の現状を打開し強靱なる國民運動の壓力によりて速かに内外の革新を斷行せんとするもの、國體を尊崇すること最も篤しと雖も似而非愛國運動の反動性に同せず、勤勞の同胞を信愛すること最も深しと雖も俗流無産黨の非國家主義に與せず、飽までも純正なる日本主義に立脚して稜威の世界的發揚と國內的光被

とを期せんとするものである。思ふに滿洲事變突發して日本主義運動の急激なる擡頭を見てより今日に至るまで時日にして幾許ならずと雖も運動の過程に幾多の迂餘あり曲折あり、顧望して佇立すれば感慨眞に無限なるものがある。今次の北支事變は滿洲事變以來の我が大陸國策の總決算を意味するものであるが、之に呼應する國內維新運動の總決算もまた必然こゝに敢行せられざるを得ない。之を行ふものは誰ぞ、即ち我が日本革新黨である。此の黨の傘下に集まるもの孰れも純忠精銳の傑士のみ多年に亘る闘争の體験と新しく胸裡に湧沸する敢死の決意とを以て茲に大同の陣を張る。天下何事か成らざるを憂へん、天下何物か從はざるを懼れん。

全國同憂の士よ、擧つて我が日本革新黨の旗下に來り投ぜよ！  
昭和十二年七月十八日

綱領

- 一、個人主義及社會主義の政治形態を排し日本独自の立憲政治の確立を期す。
- 一、資本主義經濟機構を改革し國家公益並に國民生活安定を目的とする國家計畫經濟の樹立を期す。
- 一、民族協和及資源衡平を原則とする新世界平和秩序の創建を期す。
- 一、國家保全並に國策遂行に必要な軍備の充實完備を期す。
- 一、日本精神を昂揚し雄大剛健なる國民文化の振興を期す。

政 策

- 一、日本独自の立憲政治並に行政機構の確立
  - 二、常時戰時一體化を基本とする國家計畫經濟の確立
  - 三、日滿產業經濟一體化の確立
  - 四、國家財政並に地方財政の根本的立直し方策の確立
  - 五、國防の充實完備並に國家總動員計畫の完成
  - 六、皇道を基調とする世界政策の確立
  - 七、日本主義教育制度並に教育方法の確立
  - 八、日本主義國民文化の再建創造
  - 九、國民體位向上のための諸方策の制定
  - 十、國民の窮乏匡救方策の確立
- 日本革新黨結黨參加團體
- 一、解消參加團體
    - イ、新日本國民同盟
    - ロ、國民協會
    - ハ、舊愛國政治同盟
    - ニ、愛國革新聯盟
  - 二、支持並に關係團體
    - 皇國農民自治聯盟、日本中小商工聯盟、日本勞働組合總聯合、東電愛國同盟、中部港灣勞働組合、愛國從業員總聯盟、三重愛國從業員組合聯盟、新日本海員組合、全國製氷從業員組合、郵船BC俱樂部、日本產業軍報產會、胞愛會、勞働向上會、橫濱水道工進會、橫濱紙面工從業員組合、木卸業組合、日本織物從業員組合、京都木材從業員同志會、日本產業報國聯盟、東京武道具業組合
- 役員  
總務委員長 江藤源九郎

- 黨 務 長 赤松 克麿
- 總務委員 佐々井一異、小池 四郎、山崎 常吉、高山 久藏
- 津久井龍雄、石橋 彌、神田 兵三、赤崎 寅藏
- 政策審議會長 佐々井一異
- 產業勞働委員長 高山 久藏
- 農村委員長 石橋 彌
- 商工委員長 小池 四郎
- 財務委員長 江藤源九郎
- 教學文化委員長 倉田 百三
- 議員會會長 小池 四郎
- 選舉對策委員長 神田 兵三
- 國民保健委員長 久留 弘三
- 黨務局 主事 久留 弘三
- 組織部長 大槻 正秋 機關紙部長 西本 喬
- 宣傳部長 森本 耕 青年部長 三木 亮孝
- 庶務部長 半谷 玉三

純正維新共同青年隊の結成とその解散

十一年十月、愛國運動の種勢を挽回し、俗流日本主義を克服して、純正維新戰線の統一を促進する目的を以て、大日本生産黨青年部、新日本國民同盟錦旗青年隊、舊愛國政治同盟維新青年隊等の青年有志の提唱によつて、純正維新共同青年隊準備會が設けられた事は、十一年の國家主義運動概觀の中で述べた通りである。該準備會は其の後諸種の運動を展開したが、愈々時局

の緊迫と共に、急速に準備會形態を解消し、本格的闘争を進める必要ありとし、一月二十日の常任準備委員會で正式結成の準備を完了、二月十一日紀元節當日、東京青山會館に於てその正式結成大會を舉行了。各團體青年約二百名參集、尊皇絶對、生命奉還、維新戰線の純化統一を叫び、青年運動の形に依つて維新運動の中核的主體勢力の結集に邁進すべきを誓つた。尙當日の大會で決定された隊誓、綱領、役員等次の通りである。

隊 誓

我等は軍人に賜りし勅諭の御聖旨を以て信條となし皇道維新翼賛の事に生死せんことを誓ふ。

綱 領

- 修理固成の神勅を奉體し皇道維新翼賛の爲左記諸項の貫徹を期す。
- 一、一切の反國體思想の殲滅
- 一、資本主義政治經濟機構の打破
- 一、維新運動の純化統一

中央常任委員

- 鈴木善一、片岡駿、奥戸百足、影山正治、關根喜四郎、白井登雄、深澤源造、森山悟郎、三木亮孝、水口德義、今瀬資裕、會田甚作、楫屋總一、小黒將水、大川兼一、井上國之助、大槻正秋、佐々木武雄、松下彦一、松丸松五郎。

該青年隊は正式結成後、愈々本格的な日本主義運動を果敢に展開する事となり、郵船會社不敬問題糾弾運動、宇垣内閣出現反對闘争、二月事件の記念と國難打開維新促進祈願運動、選舉



權奉還、白紙投票運動、政黨排撃、議會再解散要望運動等に精力的闘争を敢行した。此の間愛國政黨樹立問題を繞り、改革と時協の對立が表面化する折柄、從來反議會主義派の時協系と目されて居た青年隊が、時協を以て公武合體的であり、維新運動を分裂墮落せしむるものとして、自己の立場を明かにせる爆彈的聲明を發表した。此の事は反議會主義派と見られた關係の中にも幹部と青年層の間には維新運動の上に、思想的戰略的な溝渠のある事を物語るものとして、洵に興味ある問題と云はねばならぬ。

斯の如く共同青年隊は、愛國陣營の第一線に立ち全運動をリードしてゐるかの感があつたが、其の後時局の發展深刻化に伴ひ、参加各位の所屬團體が夫々、思想戰略上の差異を表面化した。現實的運動方針にも独自の見解あるため、兎角青年隊の運動にも多くの牽制を加へられるに至つた。特に日本主義政黨問題は二重黨籍に制縛されて居る青年隊の自己矛盾を一層激化せしめ團體統制の上にも支障と不便を來すもの尠からざるものあるため、内部事情の矛盾、愛國陣營内の急變、近衛内閣出現に依る客觀狀勢の變化を理由として、突如六月二十一日解散式を舉行した。而して青年隊の解散は、聲明書に依つて窺知出来るが如く、維新陣營の矛盾、質的變化の反映であつて、夫れ自身全維新陣野の奥底を流るゝ矛盾、撞着、混亂の表現と見て差支へないであらう。

大日本青年黨の近状と大日本産業労働團の組織

大日本青年黨は十一年十月十七日、橋本欣五郎大佐を中心として、當時八名の會員を以て組織され、爾來愛國戰線に於ける特殊な團體としてその動向は各方面から頗る注目されて居た。十二年に入つてからは、時協と改革の間に介在してその對立を克服し一箇強力なる維新黨の結成に大いに斡旋盡力せし事は既に述べた通りであるが、これも結局失敗に歸し、其の後客觀的狀勢の熟するまでは独自の黨としてその活動を續ける方針をとりつゝあつた。而して革新黨其の他の愛國團體とも概ね友好關係を持続しつゝ、日本主義維新運動を展開して居た。特に支那事變の勃發するや、南京政府打倒、暴支膺懲の猛運動に邁進し、他面各地の組織活動を活潑に行ひ、その將來性に多くの期待を持たれて居た。

十二年秋橋本統領公務に服するや、同黨顧問たる建川中將統領代理として同黨を統率し、

日本が今回暴支膺懲に起ち上がつた目的を完全に達成しようとするれば、國內の政治と經濟の制度を青年黨が平素主張してきた様に改革するの必要である。日本國民全體の思想も我が黨が掲げてゐる方向に向はざるを得ない。それが大日本の發展に最も適切である。故に黨の主張をなすべく多くの國民に傳へて出来るだけ多くの黨員と同志を得ることが急務である。そして青年黨が速やかに大勢力となり革新勢力の柱石となることを期する。

旨を訴へ、黨發展のための積極的意志を表明する所があつた。斯の如き空氣の中に、その第一回大會を、結黨滿一箇年を迎へた十月十七日、赤坂三會堂に於て開催した。

結黨以來組織運動に全力を注いできた結果、その發展は飛躍的なものではないが、結黨一箇年にして、正黨員數二、六五一人、入黨志願者數一三、五〇〇人、準黨員二九、七〇〇人に達し、支部は現在五、赤誠分團八、赤誠團一、地方地區連絡事務所三十七を數へるに至つて居る。

大會に於て決定せる黨政策は次の通りである。

政 策

教 育

一、皇道精神の徹底涵養 二、無政府主義、社會主義、唯物的自由主義思想及び邪教の撲滅 三、教育制度の機會均等化と公費教育の擴充徹底 四、教職員資質の向上と優遇 五、封建的賤視觀念と民族的偏見の打破

政 治

一、元老制の即時廢止 二、華族制度の改革 三、天皇政治に即應せしむべき内閣制度及び行政機構の改革 四、選挙法の改正 イ、大選挙區 ロ、有権者年齢の低下 ハ、選挙公營と選挙肅正の徹底 五、貴族院の改革 六、反國體政黨の解散及び政黨法の制定 七、資本家本位の諸法令廢廢

財 政

一、相續税、所得税等の高率累進課税 二、綜合財産税の創設 三、

生活必需品の消費税撤廢 四、奢侈品の高率課税 五、鐵道運賃、郵便料金及び國營專賣品の値下げ 六、地方獨立税の廢止 七、國債利子の支拂猶豫

金 融

一、金融機關の國營 二、小口金融機關の普及 三、支拂不能借金に對する猶豫令の制定 四、取引所法の改正 五、高利貸の嚴罰

産 業

一、生産の飛躍的増大 二、重要産業の國營(重工業、鑛業、肥料、セメント、砂糖、紙、紡績、燃料、ビール等) 三、貿易の國家統制 四、保險業及び信託業の國營 五、公益企業の國營又は公營 六、配當制限法の制定 七、産業に對する近代科學の應用獎勵 八、物價統制法の創設 九、水産業の保護統制

勞 働

一、労働者の教育養成 二、生活賃銀並に給料の保證 三、國家分擔による失業保險制度の確立 四、健康保險法の改正 五、労働時間制限法の制定 六、飯場制度の廢止 七、労働組合法の制定

農 村

一、耕作權の確立と小作法の制定 二、農業損害保險の創設 三、開墾、荒蕪地處理強制定法の制定 四、農村都市施設の均衡化 六、農民の國營的移住 七、農村の國家管理による工業化

社 會

一、恩給制の改正 二、養老年金制 寡婦孤兒年金制の確立 三、醫療の國營又は公營 四、國民健康保險組合法の制定 五、公傷者並に家族に對する國家の保護 六、特殊疾病の強制醫療法制定

外 交

- 一、八紘一宇の皇道外交確立 二、弱少民族の解放と其の皇化 三、亞細亞同盟の結成 四、外交軍備の一體化
- 軍 備
  - 一、國民皆兵制度の徹底 二、廣義國防の強化 三、無敵空軍の建設 四、軍人及傷痍軍人遺族の待遇改善 イ、入營、戰傷死、廢疾兵士の待遇改善並に其の家族及び遺族生活の國家保證 ロ、除隊兵の職業保證

尙青年黨の外廓機關として大日本産業労働團がある。之は八月二十二日、黨員中の労働者及技術者を中心として、經濟部面に於ける独自の活動を積極的に展開せしむるために結成されたもので、特色ある運動として注目を惹いて居る。橋本大佐を團長とし、理事長は陶山篤太郎、主事は伊藤長光氏これに任じ、その組織的主體勢力は神奈川縣下に於ける日本産業軍の組織の一部と名古屋に於ける中部労働聯盟の組織とによつて構築されたものである。従來の労働組合に見られなかつた特異性としては、「陛下の労働者技術者たる日本産業人としての強烈な信念の下に結合組織する」との規定して、單に労働者のみならず技術者の中間層までをその組織の中心に置いて居る點、更に労働大衆の組織戰術として、従來の労働組合の如く一つの工場組織乃至職場を中心とせず、地域別組織の方針をとつて、愛國労働者の総合的地域的結合を計る」といふ點である。最後に本労働團の信條、戰時行動綱領を左に紹介して置く。

我等の信條

- 一、我等は 天皇を中心に奉戴する一大家族國家の皇民なり。一、我等は、天皇の労働者たる本分に基き日本産業の飛躍的興隆を計るものにして貨銀の奴隷に非ず。一、我等は我が産業界より利己主義を排し企業全従業員の一致和榮による經營を實施す。

戰時行動綱領

- 一、労働者の赤誠で資本家を引つれ。一、出征應召兵家族に實收賃金全額支給。一、軍需工場従業員の時給手當支給。一、愛國労働者の解雇禁止。一、團員の戰時組織化及訓練。一、軍需工業の收用法による國營即行。一、重要産業の國家統制及國營。一、資源國營及販賣の國家統制。

備考

其他愛國團體の主要なる變遷の中、愛國労働農民同志會と日本産業軍との合同及び皇國農民同盟と日本農民組合との提携に於ける愛國農民團體協議會の結成を挙げねばならぬが前者は労働組合運動後者は農民運動の概観に譲る事にした。

愛國團體の主要運動

支那事變と愛國陣營

支那事變の發展は今や世界大戰への危機を著しく深めつゝあるが、我が國は此の間に於て、急激な速度を以て純戰時國家體制への過程を辿つて居る。それは曩の滿洲事變、上海事變に比して、その質に於て將又その量に於て、より深刻にして重大なる意義を持つものであり、正しく日本の歴史的轉換を促すもの

である。従つて社會運動一般に對しても、本事變が重大なる轉換期を與へた事是否み得ない事實である。

愛國陣營にとり、支那事變の勃發とその發展は、實に運動進展の絶好の機會とも云ふべく、時潮に恵まれて、各團體共夫々猛烈なる活動を開始した。特に政府が斷乎交戰を決意して、政治、經濟、文化、思想等凡ゆる方面に對し戰時體制完成を期して居る事は、とりも直さず、愛國陣營が常に昂揚して來た所の對外強硬の遂行が實現されることであり、老犬豫算の編成は、必然的に統制經濟の具現を伴ふ事となる。此の事は期せずして、政治經濟上に日本主義の發展段階を作る事となつた。

かくして時流に乗つた愛國陣營は、北支事變勃發と共に逸早く日本革新黨、大日本青年黨、明倫會、皇道會、愛國労働農民同志會、大日本生産黨の主要團體一齊に、或は文書戰に演説會に、或は當局への進言に皇軍の激勵に、暴支膺懲の歩武を進めたのである。

此の運動は各派共同の國民大會にまで發展し、井田整楠、井上清純、小林省三郎、橋本欣五郎、岩田愛之助氏等によつて「暴支膺懲、國難打開舉國一致運動」が提唱され、七月十五日の發起人會に於て、全國民各階層を網羅した一大國民運動を展開することに決定、その第一階梯として七月二十四日上野精養軒に於て「對支問題有志大會」を開催して次の決議をなした。

決 議

- 一、吾人は帝國政府をして萬難を排し支那現政權に對し斷乎徹底せる膺懲を加へしめ、苟くも我れに反抗的行動を取てする一切の禍根を支那全土より掃し以て速かに日支兩國民衆の康寧、東亞安定の基礎を確立し世界の恒久平和を顯現せんことを期す。
- 二、吾人は第三國の容かきが支那當きよくをして、以夷制夷の依存心を増長せしめ益々こんな事の事態を惡化紛糾せしむるものたることを認め、日支紛争に關し斷じて其介入を許さざらむ事を期す。

昭和十二年七月二十四日

對支問題有志大會

他方時局協議會系の各派有志は「北支事變對策懇談會」を設け七月十六日小林順一郎、佐藤鐵馬、薩摩雄次、白井爲雄氏等の委員は種々協議の結果、各派聯合の暴支膺懲國民大會開催を決定し、その前奏曲として各所に大演説會を開催した。各派聯合暴支膺懲國民大會は在京愛國團體の殆ど全部を網羅して九月二日芝公園に於て、葛生能久、入江種矩、岩田愛之助三氏之れが司會となり一條實孝公の議長の下に開かれ、盛大裡に左の宣言決議を可決した。

宣 言

支那の狂暴殘虐は愈々出でて愈々甚だしく、其の罪天人共に許さざる所なり。今や皇軍は之に對して斷乎膺懲を加へつゝあり。而して事變りて東亞全きよくの安危に存す、須らく不動、不退轉の決意を堅持し億兆一心以て目的の貫徹にまい進せざるべからず。

吾人は茲に暴支膺懲國民大會を開き、人類共同の敵たる共產黨並に之れが傀儡たる政權軍閥其他一切の抗日侮日の禍根を支那本土より一掃し、以て日支兩國國民の康寧共存と、東亞和平の基礎を確立せんことを期す。是れ皇道日本の天職にして皇國臣民の使命なり。敢て國民の決意を宣明す。

決議

- 一、吾人は日支事變に當り、各種前途の多難を豫測し、億兆一心不屈不撓、以て飽く迄膺懲の貫徹を期す。
- 二、吾人は抗日侮日の禍源たる南京政府を打倒し共產黨を驅逐せしめ、以て東亞和平の確保と、支那四億民衆を救済するの徹底實現を期す。
- 三、吾人は支那要人等が慣用する傳統的甘言巧辭の奸策を警戒し姑息不徹底なる和平工作を排撃す。
- 四、吾人は第三國の容喙が、常に日支間に於ける紛糾を増大し來りたる過去の事跡に鑑み、日支紛争に關しては、斷じて其介入を許さず。

昭和十二年九月二日

暴支膺懲國民大會

上述の如く今回の支那事變に對する愛國團體の態度は、各派共に絶對政府を支持鞭撻する立場をとつて居る事は勿論であるが、之と同時に「速やかに國內改革を斷行すべし」との意見を一樣に強調して居る點は、極めて注目すべき現象である。例へば八月一日各當局に手交せる大日本青年黨の進言書の中に、

一、即時動員出兵應戰すべし、二、國家總動員の國家體制を急遽實施すべし、と述べ第二の點に於て國內改革の斷行を要望して居るが、特に七月十三日に發せる愛國勞働農民同志會の對支聲明書、及び八月十七日配布せる日本革新黨の所謂對支政策三原則の如きは、最も對支戰と國內改革を併行的に強調し、且つその内容も他團體より一層具體的である。

愛國團體の人民戰線打倒運動

日本主義運動は、その根柢を思想運動においてゐる。支那事變の勃發擴大と共に、國內の諸情勢亦急激なる轉換を見んとするや、愛國戰線は一樣に對外戰と國內改革の併行的遂行を要望した。而して思想戰を根柢として兩者を結合統一せんとし、對外的には支那事變を以て日本主義思想とソ聯的乃至西歐的思想との思想戰とみ、對内的には日本主義思想による國內思想の統一及びそれを基調とした國內改革を主張して居る。かくして彼等は支那事變の進展と共に社會主義、自由主義に對して鋒先を向け、特に政府の國民精神總動員運動に思想戰を織り込み、「打倒人民戰線」を叫びその運動に邁進するに至つた。

十一月十五日開催された社會大衆黨大會に於て同黨の綱領が變更され、新しく國家主義への轉換を表明し、日本無産黨亦從來の方針とは異り殆ど沈黙を持続してゐたが、之に對し建川中將は時局協議會に於て

社大黨無産黨の態度こそ戰爭勃發の當初に於て反戰闘争を遂行する

は危険であり、寧ろ戰爭終末に於て人民の疲勞困憊を利用し之を國內戰に轉化すべきである、とのコミンテルンの戰術を採用せるものである。

と述べ、「是等人民戰線一派の具體的倒滅運動を開始する」事を提案し、時局協議會を中心に「人民戰線打倒期成同盟」を結成し、所謂「偽裝日本主義激滅」への猛運動を開始する事になつた。

社大黨を直ちに赤禍勢力と見做す事は、異論も當然含まれる向もあるが、銃後の攪亂に暗躍する赤魔として社大黨もその列伍におき、「偽裝轉向の煙幕に隠れた社大黨の正體」「人民戰線の巢窟日本無産黨」「赤魔の温床の東京帝大、同志社大學の正體」等を曝露し、建川中將を陣頭に推してその運動を擴げて行つた。かくして打倒人民戰線の旗幟の下に、社會大衆黨日本無産黨の即時解散、國際勞働會議即時脱退、自由主義諸勢力の撲滅等の掛聲は、澎湃として愛國戰線を風靡し、遂に前記期成同盟の主唱により、十二月十六日、日比谷公會堂に於て日本主義團體各派有志聯合なる「人民戰線打倒大演說會」を舉行するに至つた。「偽裝轉向の社大黨即時解散」「赤色日本無産黨即時解體」「國際勞働會議即時脱退」のスローガンの下に、影山正治、赤尾敏、鈴木善一、神田兵三、高山久藏、建川美次、小林順一郎氏等各主要團體の幹部は夫々思想戰の立場より人民戰線打倒、左翼分子、自由主義者の撲滅を叫び、社大日本無産即時解散要請

書並に國際勞働會議脱退に關する要請書が決議され、夫々當局に提出された。尙之と相前後して、二回に亙る所謂人民戰線派の檢舉乃至解散を見た事は、是等愛國團體の運動と照應すると感概深いものがある。

之より先、前記國民大會とは別箇に、愛國陣營の主要各團體は、夫々、現代の戰線が武力戰・經濟戰・思想戰の綜合戰たる見地より、武力戰に大勝せるドイツが、社會民主黨の對内思想攪亂によつて敗北せる例に基き、對外武力戰と國內改革と、對内思想戰を三位一體とし、「民族使命遂行の聖戰を、決定的ならしむる第一の條件は、武力戰の徹底充實にある事は言を俟つまでもないが、經濟、思想國防も亦、より以上必要であつて、國家的全能力を遺憾なく發揮し、民族大理想遂行目的の一點に綜合統一」するため、反國體的思想の撲滅を強調して居る。日本革新黨、愛國勞働農民同志會は、何れも戰時國家體制の即行若しくは銃後國民生活の保證等國內改革の對策と關聯させ、如上の趣旨を最もよく表現せる指令乃至達示を發して、その運動を進めて居た。

結語

以上は昭和十二年に於ける國家主義運動の主要なる概観である。十一年以來、燎原の火の如く燃焼した戰線の統一、陣容の再整備、而して維新政黨樹立の要望は、時局協議會の成立を劃期

として、十二年に入つて客觀的狀勢の深刻化と共に、非常なる難關に遭遇した。特に總選舉を轉機として愛國陣營は二つの潮に推し流され、内在的矛盾を遺憾なく曝露した。茲に大同團結、全合同の要望と努力は水泡に歸し、時局協議會の弱勢化と、日本革新黨の出現を以て、戰線統一運動は、一先づ一段階を劃してその幕を閉じた。それは正しく、純正日本主義對國家社會主義の問題、或は議會主義對反議會主義の問題等解決困難な幾多の思想的戰略的矛盾を藏してゐた結果である。

支那事變の勃發と擴大は、愛國陣營の是等の難點を、表面上は一應解消せるかに見えた。政府の戰時舉國動員體制に溶け込み、一齊に各團體は起ち上り、活潑な運動を展開した。此の意味に於ては、國家主義運動は、頗る好機に恵まれたとも云へる。さり乍ら、それは飽くまで表面上の事であり、又單に事變下の問題である。

凡そ國民の思想的混亂、經濟的窮迫は、ドイツの例に於ても明かなる如く、戰時中より寧ろ戰後にある。寔に日本の遭遇する眞の非常時は、事變下の現在よりも、事變の終了後にあると云はざるを得ない。實に此の故に日本主義運動も將來、益々自己矛盾を擴大し、或は運動上の困難に直面しつゝ、幾變遷を遂げゆくであらう。かくて今後に於ける非常時に處して日本主義運動が如何に自己の内部矛盾を克服止揚してゆくか、又現在凡ゆる階層より熾烈に胎動しつゝある舉國新黨運動、特に頭山滿氏、

一條實孝公、山本英輔大將等の強力維新政黨組織の提唱等に對して如何なる態度を示すか。最後に、豫想さるゝ事變後の深刻重大なる内外諸問題に就て、如何なる思想信念、行動方針、實踐方法を以て對處してゆくか。是等が明日の國家主義運動に残された重要問題たると共に、國家主義運動將來の動向に多大の關心を持たれる所以である。

### 協同組合運動

#### 産業組合擴充五ヶ年計畫の終了と

#### 第二次産業組合三ヶ年計畫の發足

昭和七年四月第二十八回産業組合大會に於ては、全産業組合の意思として産業組合擴充五ヶ年計畫を樹立し、之に依り「今後の産業組合運動發展の度を一層増大せん」ことを決議し、翌八年を第一年として實行に移された。その最も重點の置かれた點は、農村産業組合であつて、その目標とするところは次の通りである。

- 一、産業組合未設置町村に對する組合設置
- 二、全農業者の組合への抱擁
- 三、單位組合の四種兼營組合化の促進
- 四、貯金は倍加して二十一億圓とすること
- 五、貸付金十九億圓（昭和六年末十億五百萬圓）とすると共に組合員の負債整理、組合固定貸付整理
- 六、販賣事業は米は管外移出来の五割七分、一千八百萬俵を、小麥は區域内生産額の三割四分を、生糸は輸出額の二割、十一萬俵を取扱ふこと

- 七、購買事業は金肥の組合に於て統制せらるゝ可能額三百二十萬噸の六割を取扱ふ
- 八、農業倉庫は販賣米の三分の一たる一千一百万石の收容力の達成
- 九、内部組織を整備し部落的活動を盛にすること

一〇、既設の地方的全國的聯合機關を充實し、全國的統制に進むと共に、全國農産物販賣聯合會、全國農業倉庫火災保險組合、産業組合中央機關連絡委員會を設置のこと

一一、役職員組合並に一般の教育活動を盛にすると共に青年、婦人、兒童の組織活動の促進

斯くて十二年末を以て右五ヶ年計畫は幕を閉じたのであるがその結果はどうか。以下其の概況を發表された資料によつて觀察することゝしやう。

先づ組合數並に組合員數に就て見れば、組合數は五ヶ年間に一六〇〇組合を増加し、豫定目標に對し八七・七%、組合員數は一、二八七千人を増加し、豫定目標に對し八〇・九%である。又未設置町村數は十二年末七三二ヶ町村、尙豫定計畫には相當の隔りがある。

而も

「所謂不振組合と稱せられるものが尙二千有餘存在し居るの外、組合精神の普及はまだ十分ならず、組合事業亦全組合員の経済生活に徹底を缺くの憾深きものがあつて、全機構を通じ組織上、経営上整備刷新を要する事柄を多々残してゐる次第である。」

(1) 産業組合年鑑(昭和十三年用)一七頁参照

組合組織の保証或は無責任化は、組合信用の増大、組合員結束力の強化の爲極力その達成が必要とされたのであるが、豫定目標の八四・一%(本年末の保証或は無責任組合数一三、七八八組合、之に對し中央會案豫定数一六、三八七組合)が達成された。

四種事業兼營化は十二年末一〇、三六二組合(中央會案豫定数一三、七四四組合)、このことは保証無責任化と同様總組合数の減少に基因すると概況報告には云はれてゐる。

組合数を農村組合、市街地組合、漁村組合に分ち、夫々の状態を見れば次の通りである。

農村組合	昭和七年末現在 一二、三三一	同十二年末實數 一二、七四〇
市街地購買組合	昭和七年末現在 二〇〇	同十二年末實數 二一〇
市街地信用組合	昭和七年末現在 二六七	同十二年末現在 二七三
漁村組合	昭和七年末現在 四四六	同十二年末現在 五八九

組合出資金並に積立金は共に自己資金として組合の資力の根柢であり最も積極的な努力が拂はねばならない。其等の結果に就て見れば、出資金は豫定目標の七七・八%、拂込済出資金は同じく九〇・一%、積立金は五八・八%が達成されたに過ぎぬ。貯金は八一・三%、貸付金は五七・九%となつてゐるが、前者に關しては

「倍加を期した貯金が不利なる經濟状態で能く豫定増加数の七割を實現して七億圓も激増したことは好成績である。」

と報告し、後者に就ては

「活潑なる資金貸出を可能にするやうな經濟條件が創出されなかつた、ために貸出が極めて低調に終始し、遂に餘裕金のみが大となり、その一部は發展しつゝあつた販購利事業關係の組合資本に直接に利用せられたが、渺なからざる部分は非常時低金利下に於ける金融操作の當然の結果として有價證券乃至國債投資等の農村外資金へ逃避せざるを得なかつた。」

と報告してゐるが、孰れにせよ貯金の増加と貸付金の停滞は見逃すことの出来ぬ事實であり、組合金融に於ける一ツの矛盾の現れと見ることが出来る。

(1) 産業組合中央會「産業組合擴充五ヶ年計畫第五年度末概況報告」に據る

(2) 前掲書

販賣並に購買事業は五ヶ年計畫中「全面的に素晴らしい成績を

收め豫定計畫を大差を以て突破してゐる。先づ販賣事業に就て見れば、米は本年中取扱高二四、一二四、八六一俵(中央會案一八、三九八、七一八俵)で五ヶ年間に倍加以上の成績を收め、小麦は六、六二五、四六八俵で計畫直前の扱高に比し五五〇萬俵、五ヶ年間に扱高が六倍加し「販賣事業中最も飛躍的な發展を遂げてゐる」。次に生絲は一、〇六八、三七四貫(中央會案一、七六〇、〇〇貫)で計畫前の昭和七年に比し十一萬貫増加、但し五ヶ年間の消長は「各年とも増減甚しきも結局現状維持を出でざる程度の成績であり、豫定計畫は大部分未達成に了へた」。次に其他の販賣品取扱高は二二五、二〇三、六〇六圓(中央會案一五四、四八三、一三八圓)で、計畫直前に比較し實に一億圓餘(昭和七年扱高實數八二、九〇〇、四七一圓)五ヶ年間に扱高を三倍加してゐる。

購買事業は肥料に於ては一、九三五、一四六噸(中央會案一、九一九、八七七噸)で五ヶ年間に扱高約三倍加し、飼料は一、五五四、九七八噸で計畫直前に比較し一六萬噸増、其他の購買品は十二年中扱高一八八、五二七、五五四圓(中央會案一六二、七三〇、九〇六圓)で昭和七年中扱高に比較し、一億餘圓の激増、五ヶ年間に扱高を約三倍加してゐる。

産業組合事業中利用事業は最も振はぬ部門であるが、十二年中の利用料一二、二三九、一二二圓、計畫直前に比較し六七八萬圓の増、五ヶ年間に約倍加してゐる。

聯合會に就て見れば、これも單位組合と同じく事業活動で好

成績を收め、豫定計畫を全部突破し、全國的聯合機關は以上の單位並に地方聯合會の成功を「集約的に結論づけるところの飛躍的發展」を以て擴大されてゐる。斯くの如く産業組合中央會の五ヶ年計畫の概況報告は發表してゐる。

組合数、組合員数、組織別組合数、組合数と市町村数との比較は夫々次の通りである。

年次	組合總數豫定計畫 (A)		組合總數實績 (B)	
	組合總數	組合員數	組合總數	組合員數
昭和七年末	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
第一年	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
第二年	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
第三年	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
第四年	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
第五年	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
昭和七年末	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
第一年	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
第二年	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
第三年	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
第四年	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
第五年	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三

組織別組合数累年比較

年次	有限責任	無限責任	保證責任	計	百分比		
					有限責任	無限責任	保證責任
昭和8年	8,363	1,182	5,106	14,651	57.1	8.0	34.9
9年	5,973	971	7,871	14,815	40.3	6.6	53.1
10年	4,499	934	9,595	15,028	29.9	6.2	63.9
11年	3,062	934	11,464	15,460	19.8	6.0	74.2
12年	724	830	12,958	14,512	4.9	5.7	89.4

組合数と市町村数との比較

年次	組合数	市町村数	市町村数に対する組合数の割合
昭和8年	14,651	11,594	126.4
9年	14,815	11,569	128.1
10年	15,028	11,527	130.4
11年	15,460	11,464	134.9
12年	14,512	11,386	127.5

産業組合擴充五ヶ年計畫は斯くして終了を告げた。然し其の結果に就て見れば、五ヶ年計畫が「未設置町村の解消、組合員の増加等組織の大衆化に重點を置き之に努力を集中した」爲め相當の結果を收め得たが尙「その内容に就ては遽に満足し得ざ

三、都市産業組合の發展  
 四、産業組合教育の徹底  
 五、各種團體との聯絡強化  
 更に第二次擴充計畫に於て道府縣計畫、聯合會計畫及び組合計畫樹立遂行に當り、特に重點を置いてゐるところは次の諸點である。

- 一、産業組合の倫理的價値を再認識して全産業組合體制の精神力を振起し其の道德的機能の發揚に努むること
- 二、全國的計畫は産業組合の組織の整備、經營の刷新を主眼として樹立し數字的計畫は全國的統制を要する事項に止めたること
- 三、道府縣計畫に樹立さるべき數字的計畫の範圍を擴大して地方的特色を發揮すると共に數字的擴大の積極化を圖りたること
- 四、擴充五ヶ年計畫の結果組織及事業に互り發展の地方的跛行傾向を顯著にしたるを以て第三次計畫に於ては、之が平衡化に努むると共に系統機關は水準以下にある地方に對し集中的活動をなすこと
- 五、産業組合をして農民生活に密着せしむるが爲綜合的部落團體たる農事實行組合の發達を支援すると共に之を基礎單位として産業組合の組織及事業の大衆化の徹底を期すること
- 六、利用事業不振の状況に鑑み之が擴充に努め、特に農村に於ては農事實行組合と提携し産業經濟諸般の設備の充實をなすこと
- 七、産業組合事業の擴大と複雑化に伴ひ事業系統機關は指導系統機關と提携して積極的に事業上の指導を行ふこと

るもの」があり、所謂不振組合と見るべきもの二千有餘、全國的組合網は其の實質的内容に於て「大なる範圍の弱點を包蔵し居る實情」で、組合員中農業者の組織率は頗り向上したが（七七・八%）、之れは重複計算がなされてゐる爲め之を含む結果で、農家總戸數に對しまだ其の六割五分に過ぎず、府縣別の組織率は其の間著しい跛行状態を呈してゐる。四種兼營組合化の所謂「理想的經營形態」の實現も尙多數手をつけられずして殘されてゐるし、都市産業組合の發展は從來殆ど問題とせられず、之れ又殘された重要な課題の一つである。斯うした結果より見て是等の整備充實のためには

- 一、組合員の實質的增加
  - 二、四種事業の積極的實行
  - 三、不振組合の整理刷新
  - 四、新設組合の全面的活動促進
  - 五、組織的活動の徹底
- 等が要請されねばならない。
- 茲に於て産業組合中央會は更に十二年九月第二次産業組合三ヶ年計畫を樹立し、十三年から十五年に互つてその實行を期することとなつた。第二次計畫達成の目標は次の通りである。
- 産業組合第二次擴充計畫の目標
- 一、産業組合組織の整備擴大と全系統組織の綜合的運營
  - 二、産業組合事業の擴充と其の大衆化

八、産業組合中央會は臨時産業組合審議會を設置し産業組合機構及運營の革新に關する根本問題を審議し其の實行促進を圖ること

要之第二次擴充計畫が從來の指導方針と異なる點、或は重點を置かれてゐる點は、第一に町村に於ける綜合的部落團體たる農事實行組合の設立を奨励して之を産業組合に加入せしめ、之を基礎單位として産業組合の組織及事業の大衆化の徹底を圖る方針を採つたことである。

十二年九月乃至十二月の間に行はれた産業組合監査成績によつて組合員たる農業者の構成を見れば次の通りであつて、産業組合の必要を最も痛切に感ずる小作階級の加入率が頗る低いことによつても、小農乃至貧農を成員とする農家小組合たる農事實行組合の加入が要請される次第である。（註）

種別	村内戸數	組合加入戸數	加入戸數に對する割合	村内戸數に對する加入戸數割合
地主	三五、一四八	一、七五、一八二	五%	六%
自作	一、三六、四〇〇	一、〇七、七〇七	八%	七%
自作	一、四〇、一四三	一、〇七、七〇七	八%	七%
自作	一、四〇、一四三	一、〇七、七〇七	八%	七%
小作	一、四〇、一四三	一、〇七、七〇七	八%	七%
計	四、九一、五七七	三、九四、〇〇七	一〇〇%	九六%

註 最近の農林省調査によれば農山漁村を通ずる農家小組合数は全國二十三萬五千餘に上り、組合員数は七百五十二萬餘を算してゐる。  
 （十二年七月十九日 都新聞）

其他各道府縣の聯合會或は全國的聯合會と指導機關との聯絡の強化と、これによる組合事業の積極的指導、或は又所謂跛行的發展狀態の是正即ち平衡化等が新計畫の重點であるが、更に是等計畫遂行方針として「産業組合の倫理的價値を再認識して、全産業組合體制の精神力を振起し、其の道德的機能の發揚に努むること」を強調したことは特筆すべきであらう。

第二次計畫は全國的統制計畫を樹立し、道府縣は全國的統制目標を最低限度とし各事項品目に就て、地方の事情に應じた計畫を樹てることとなつてゐるが、全國的統制目標は左の如くである。

事業項目

(一)貯金の吸收目標 増加額：郵便貯金及貯蓄銀行貯金の合計額を基準として其の二〇%

但し六大都市所在府縣は五%以上

米……………全國販賣數量の四〇%

小麥……………同 六〇%

繭……………全國産額の四〇%

(但し生絲、乾繭は之を生繭に換算)

木炭……………全國生産數量の一五%

鶏卵……………同 二〇%

蜜糖……………全國販賣數量の三〇%

肥料……………全國金肥消費高の六〇%

飼料……………全國飼料消費高の三五%

(三)購買統制目標

經濟用品：各道府縣は一齊に左記基準を最低限度として積極的に配給計畫を樹立し、

飯米其他食料品の配給に付ても十分なる考慮を拂ひ其の遂行を期するものとす。

一組員當三十五圓

備考 各事項品目の基礎數字は昭和十一年末現在に據るものとす。

労働者の自治的消費組合

十二年に入つて賃銀引上運動が特に勞資兩方面から行はれるに至つた。即ち労働者側より賃銀値上の要求ばかりでなく、事業主側より率先して積極的に賃銀引上を斷行すると云つた場合も相當あつた。賃銀値上要求を中心とした労働争議が未會有の數に達してゐる。而してそうした結果は賃銀騰貴となつて茲二三年間低落の傾向を續けてゐた定額賃銀をも漸次上昇せしめた。然しながら賃銀騰貴の傾向は物價の騰貴に對比して見れば決して労働者の購買力の増加としてではなく、尙生活の窮乏は依然として變りなかつた。以上が十二年上半期の様相であらう。然し十一年下半年期以來著しくなりつゝあつた準戰時體制の様は、十二年に入つて斷然強化され、殊に支那事變の開始後に於ける戦局擴大は到底從來の如き微温的な態度にあることを許さず、遂に總ては戦争目的遂行のために統一せられ、經濟の編成

替へ―戰時體制の整備統一―が驚くべき急速度を以て強行された。事變發生以來、未曾有の激増を記録した労働争議が急激に減少してしまつてゐる。このことは賃銀値上の必要がなくなつたことを意味するのではなく、寧ろ事變以來労働者側から賃銀値上を要求する事態は一層強まつてゐるのである。今定額並に實收賃銀に就て見れば是等は事變以來共に騰勢を示し、實收賃銀に於てその傾向は特に強い。が然し労働者の生活は一向に向上してゐない。それは十二年八月以降實質賃銀が漸落の一路を辿つてゐる事によつて明とされるであらう。而も事變による軍需工業の殷盛の反面に於ける平和産業就中、中小工業の困窮はその労働者の生活を一層困難ならしめてゐる。然しそれにも拘らず労働争議は急激に減少し、下半年の争議發生件数は上半期の殆ど三分の一になつて居り、参加人員に於ては實にこれ又上半期の七分の一近くに激減してゐる(以上詳細は産業労働の章、労働争議の章等参照)。

斯うした状態の下に於ける労働者の自主的な運動、例へば労働組合の運動は、上半期に於ては物價騰貴に伴ふ賃銀値上運動が盛行されたにも拘らず、下半期に於ては支那事變に對する銃後運動に集中されたかの觀があり、それ以外の一般的運動は殆ど見るべきものがなかつた。従つて消費組合運動の如き物價高時代に於ける労働者の生活擁護の見地から必然的に重要であり發展すべきにも拘らず、組合の設立を見たものは一、二に過ぎ

ず、物價昂騰に對する賃上運動は相當盛に展開されてゐるが、消費組合運動としては茲數年と比較して何等積極的な活動がなされてゐない。労働者消費組合運動が下からの力を示し據頭するの一般的な不況時代に於ける労働力攻勢の時期に於てであらう。

勿論労働組合等に於て此の運動を無視して居たのではなく、例へば労働組合全國評議會は、その組織活動目標として「階級的消費組合運動の強化」を唱つて居り、従つて經濟闘争目標として「天降りの共済組合、購買組合、工場委員會反對。それらの諸組織の自主化」を要求して居り、東京交通労働組合はその十二年度大會に於て「組合独自の福利事業」を經營すべくその考究、立案のために新に事業部を設置することを決議してゐる。

又日本俸給生活者協會(大阪)に在つては物價騰貴對策のため専門部綜合委員會を開催して協議の結果、共済事業の擴大強化を期することとし、其の第一着手として物品の共同購入或は日常必需品購買部の設置を計畫してその活動を續けた。全日本労働總同盟に於ては賃銀値上運動は關東同盟がその皮切りを勤めてゐるが、消費經濟合理化のための消費組合の設置促進の如きは積極的に爲されてゐない。唯僅かに關西紡織労働組合錦支部は、その總會に於て「消費組合の内部充實」或は「工場内販賣所設置」を決議してゐるが、合同労働組合瀧野川支部(龜の子東子會社の従業員を組合員とする)は北豊島協同購買組合と積極

府 縣 名	事業場組合	地域組合		計
		労働組合の組織と関係なきもの	労働組合の組織と関係なきもの	
東 京	二	一	七	二〇
大 阪	一	一	二	四
兵 庫	二	一	二	三
神 奈 川	二	一	四	七
福 岡	二	一	三	三
廣 島	一	一	二	三
静 岡	一	一	二	三
秋 田	一	一	二	三
北 海 道	一	一	二	三
岐 阜	一	一	二	三
計	二一	八	一五	四四

府縣別組合数

先づ組合数に就て見れば、組合總数四四、その内譯を示すと労働組合を背景に持つ事業場組合が二一、地域組合にして労働組合員を以て組織されるものが八、労働組合等の如き組織を持たず同一地域に居住する労働者によつて組織されるものが一五であり、その組合員總数は一六、四七三人、組合を地方別に分類すれば東京が壓倒的に多く、次で神奈川、兵庫の順となり、工業都市たる大阪が依然として少なく僅かに二組合に過ぎぬ（十二

創 立 年 次	事業場組合	地域組合		計
		労働組合の組織と関係なきもの	労働組合の組織と関係なきもの	
昭 和 元 年	一	一	一	三
二 年	二	一	一	四
三 年	三	一	一	五
四 年	三	一	一	五
五 年	三	一	一	五
六 年	一	一	一	三
七 年	四	一	一	六
八 年	一	一	一	三
九 年	一	一	一	三
十 年	二	一	一	四
十 一 年	一	一	一	三
十 二 年	一	一	一	三
計	二一	八	一五	四四

年次別設立調

年解散した組合のあることは既述した。此のことは大阪の特殊性を示すものであつて、大阪が我國第一の工業都市であり最も多くの勤勞生活者を持つ地方なるにも拘らず、労働組合の組織率に於ては東京、神奈川等に較べて遙かに低く、又他方共済組合の設置数に於ても前記二府縣に亞ぐといふ事實と相照應する。

的に連絡し、組合員の日常必需品の共同購入を行つてゐる。又物價騰貴が賃上争議を誘發したことは既に述べた如くであるが、例へば福岡縣下の九州曹達株式会社刈田工場の争議（二月十日發生）に於ては、労働者側より要求条件として「購買會の設立」なる一項目を提出してゐるが、このことは物價騰貴に悩む労働階級の生活擁護の叫びの現れであり、注目すべきことである。尙既設の労働者消費組合に於て、高物價時代に對處する諸方策が考究され實行されて居るのである。例へば製網労働組合員の組織する製網購買組合に於ては、事變中並に事變後に於ける經濟的變動に備へるため、組合の自動資金を潤澤にする必要を感じ、自己資金の集積に付き協議し、この問題と最近に於ける物價騰勢への組合對策と関連して組合員の未收代金の徹底的回収と同時に、組合員出資額の倍額拂込を協議してゐる。更に又その創立十週年記念事業として組合員の工場を長期休養する場合、組合が六箇月間生活を保證する所謂「組合員生活保證積立」を實行することに決定したとのことであるが、このことは經營に餘裕ある組合ならでは不可能なことであると云へ、労働者消費組合にして始めて考へ及ぶことであり、而して又實行に移され得ることであらう。非常時消費組合體制の確立は、労働者消費組合に於て特に全力が注がねばならぬ。

然し前述の如く労働者の購買力は全く封鎖されて振はず、非常時消費組合體制の確立を痛感しつゝも如何とも爲し得ず、經營活動に於て好轉し得たものは頗る僅少に過ぎず、現状維持乃至は破綻の境を彷徨したものが多く、解散した組合さへも相當ある。例へば創立以來十二年基礎強固を誇つて居た田島消費購買組合が僅かながらも赤字を出して居り、更に右組合以上に古い歴史を持つ共愛消費購買組合が、十一年度の赤字克服のため經營の大刷新を企圖し、（一）組合主義の徹底、（二）組合道徳の顯揚、（三）現金主義の確立を目標に門出したのであるが、此の組合も亦時流に抗して頽勢を挽回し得ず十二年も亦赤字を残さねばならなかつた。右の二組合は労働組合員を以て組織されてゐる地域組合であるが、其他の組合で赤字を出した組合に就て見ると、總て地域組合のみであるといふ所から見ると、事業場組合が經營的には遙かに安全性を持つてゐると云ふことが首肯できる。尙十二年中事業を休止し殆ど自然消滅の状態に陥つてゐる組合には、陶友消費組合（愛知）、札幌消費組合（北海道）、足利共同消費組合（栃木）、香焼消費組合（長崎）、岡山消費組合（岡山）、瀧野消費組合（兵庫）、一以上労働組合關係、南千住消費組合（東京）、多摩川消費組合（神奈川）、青森家庭消費組合（青森）、日新消費組合（廣島）、大阪消費組合（大阪）一以上地域組合、等多數組合がある。非常時下高物價収入減の時に際し益々消費組合の重要性が加へられつゝある場合、斯かる事實は誠に遺憾の極である。次に労働者の自治的消費組合の十二年中に於ける經營成績を紹介しやうと思ふ。



創立別に見ると昭和元年頃の労働運動華やかかなりし頃から昭和五、六年頃の不況のドン底時代に亙つて集中的に設立されてゐる傾向が窺知できる。尤も産業組合法による認可組合には未認可のまゝ、相當年間經營されてゐた組合がある。例へば共愛消費組合の如きはその一例である。

次に組合員数の大小より観れば、三百人未満の組合数は二六(五九・〇九%)で半数以上を占め、五百人未満が一〇(二二・九五%)千人未満が六、二千人未満が一、三千人未満が一となり、我國に於ける消費組合の特殊性が窺知できる。

而して三百人未満の組合員数を持つ組合に就て見れば事業場組合並に地域組合の労働組合關係組合に於ては百人以上三百人未満が、一般地域組合に於ては百人未満が半数以上を占めて居り従つて未組織労働者を組織することの困難さが察知される。

出資金に就て見れば、其の總額二五一、四七七・七六圓、一組合平均六、二八六・九四圓となり、産業組合中央會による昭和十一年度市街地購買組合調査の結果に於ける一組合平均出資金一七、六四三圓と比較し實に一一、三五九圓も低く、又これを一組合平均にすれば前者は一五圓餘後者は一三圓餘であつて、労働者消費組合の方が多のである。然し更にこれを事業場に於ける労働組合を背景に組織されるもの、地域組合にて労働組合を背景に組織されるものと労働組合と關係なく組織されるものに分類して見ると、一六圓、九圓、一四圓となり、労働組合によつ

組合員數別組合數

組合員數別	事業場組合	地域組合	計
三百人以上	一〇	六	一六
五百人以上	五	一〇	一五
一千人以上	四	二	六
二千人以上	一	一	二
計	二一	一八	三九

三百人未満組合員數別組合數

組合員數別	事業場組合	地域組合	計
百人以上	一	一	二
二百人以上	五	三	八
三百人以上	五	三	八
計	一一	四	一五

者の労働條件の比較的によいと云ふことを推知し得る。

(1) 産業組合中央會、第九回市街地購買組合調査参照

次に拂込出資金であるが、調査の結果は僅か二一組合(總て労働組合を背景に持つ組合)で、全日本労働總同盟系の一四組合の最高は二五圓三六錢最低は七圓一五錢平均一四圓二七錢、日本産業労働組合系の五組合の最高は一八圓最低は九圓一三錢平均一三圓二六錢其他單獨組合二三四六三錢、一三圓〇九錢であるが、以上を平均すれば一八圓五六錢となる。斯うした數字から推察して見ると、英國等に於て「消費組合は有福なる労働階級のみを目標とし、更に一層必要な所に及ばない、消費組合は既に救はれたものを救ふに過ぎぬ。……極貧者は消費組合の圏外にある。……額は大ならずと雖も、極貧者にとつては無視すべからざる金額である。……」といふ見解が理解されるやうに思ふ。

(1) 近藤康男氏著、協同組合論、七二頁参照。

組合員の組合利用状況は組合を觀察する上に最も重要な要素であるが、四四組合に就ての十二年度の賣上總額は二、五六

組合名	所在地	創立	組合員數	出資金額	賣上總額	利益金	關係労働團體
全日本労働總同盟							

労働組合を背景に組織されるもの

事業場組合

事業場組合	一組合平均	一組合員當り平均
地域組合(労働組合等との組織と關係なきもの)	一、三八・〇九	三九・〇〇
労働組合等との組織と關係なきもの	一、三二・二四	三四・二四

九、九六一・六二圓で、これが一組合平均は五八、四〇八・二二圓、前記産業組合中央會調査の一七八、四三五圓と比較し、實にその三割程度に過ぎぬ。勿論十二年は物價の騰貴を多分に考慮せねばならぬのであるが、それにしてもその利用額は遙かに少ない。尙一組合員當りは右産業組合調査と比較し、一三七圓對一五六圓であつて、本會調査が一九圓多い。此の場合も亦物價の昂騰を考慮に入れねばならぬが、労働者の消費組合としては利用額が比較的高い様に推測される。従つて是等組合の十二年度末に於ける剩餘金は一組合平均三、二八七・四三圓であり、缺損組合五組合があるにも拘らず、相當の成績を擧げてゐると云ふべきである。例によつて三種類の組合に就てその成績を見れば左の通りである。

組名	所在地	創立	組合員数	出資金額	賣上総額	利益金	備考
東京北部消費組合	東京	昭、一〇	四八〇人	一、五九〇.〇〇	二五、三〇〇.〇〇	五五.〇〇	東交集鴨車庫支部
城南消費組合	東京	昭、一五	二七四	一ヶ月間費 五十五	五〇、〇四九.〇〇	〇	右同廣尾支部 産組認可申請中
小計			七五四	一、五九〇.〇〇	七九、三三九.〇〇	五五.〇〇	
一組合平均			三七七	七九五.〇〇	三六、六七四.〇〇	二七.五〇	
△瑞穂購買利用組合	東京	昭、四	一九三人	四、八七〇.〇〇	三〇、四七六.二七	一、七〇七.三九	品川郵便局員
東京海船員購買組合	東京	昭、四	二〇五人	二、〇〇〇.〇〇	七〇、五三六.〇〇	三三〇.〇〇	東京海汽船會社従業員
總計			二、八六九	一、九四、七九七.九三	一、〇一、九二六.一八	一四九、九〇〇.五〇	
一組合平均			五六五	九、三三〇.九三	九五、三三九.八三	七、二一六.五九	

備考 △印は産業組合法による認可組合、以下同様  
白木崎購買組合の賣上総額は六ヶ月間のものなるを以て便宜上倍額を一ヶ年分として計算。

地域組合

労働組合を賣上に組織されるもの

全日本労働總同盟

組名	所在地	創立	組合員数	出資金額	賣上総額	利益金	備考
岳南消費組合	静岡	昭、七	四三〇人	五、八二五.〇〇	六七、六三三.五三	三、五九九.六	染織沼津支部 大東紡沼津工場
製綱兵庫支部購買組合	兵庫	昭、二五	二一九	二、〇九〇.〇〇	三六、九三三.九六	五〇.三四	製綱労働兵庫支部 東京製綱兵庫工場
△共榮社	河	昭、二	三六八	三、三六〇.〇〇	七六、五七.七〇	二、三三.九	尼ヶ崎金屬 大阪鐵工尼ヶ崎工場
染色消費購買組合	神奈川	昭、一〇	一四	一、三三〇.〇〇	二二、二九三.九四	四七三.四六	染色労働組合 染色工場十敷工場
製綱購買組合	同	昭、二	九〇三	三三、〇〇〇.〇〇	二七三、六三九.六〇	一四、〇六九.七五	製綱労働川崎支部 東京製綱川崎工場
△因島消費購買組合相愛社	廣島	昭、三	八三四	二二、九六〇.〇〇	一一、二四三.三七	四、七四〇.一七	因島労働組合 大阪製鐵因島工場
製綱小倉購買組合	福岡	昭、九	六三九	一四、九〇〇.〇〇	三三、六〇〇.四八	四、六三三.二八	製綱労働小倉支部 東京製綱小倉工場
白木崎購買組合	同	昭、四	二二〇	四、〇〇〇.〇〇	五、一七.一五	四七.六三	セメント労働 淺野セメント川崎工場
千代田消費組合	東京	昭、七	一五六	一、一六四.八	九、三三三.〇一	二七四.六四	東京革工組合 千代田製靴會社
△櫻田従業員購買組合	同	昭、六	一九五	六、九〇〇.〇〇	四二、〇三三.四八	七一.六	東京鐵工組合 櫻田製作所
栗本共榮社	大阪	昭、三	七三七	八、六九〇.〇〇	一七、四八五.六八	一、九三七.六	大阪金屬労働 栗本鐵工所
小計			四、七〇四	九四、五九一.九八	九四、一三三.〇四	一三、六七一.九三	
一組合平均			四二七	八、五九二.七	八五、五五.九二	一一、三四二.九〇	
石川島自彊購買組合	東京	昭、三	二、八九六	四、二五〇.〇〇	四七二、〇九.六五	八、〇六〇.六六	自彊組合 石川島造船會社
自揚組合購買部	同	昭、七	二八八	二、八〇〇.〇〇	三六、〇三三.七五	一、一六.七七	興進労働組合 岡田川製鐵
自榮社	同	昭、三	三七八	八、三七〇.〇〇	六六、一七三.〇〇	一、三六五.〇〇	自揚組合 日本鑄鋼
日本勇信購買組合	同	昭、七	三六二	五、二九〇.〇〇	四〇、一八.四八	一、一五〇.一五	勇信労働組合 日本建鐵
芝浦河港購買組合	同	昭、一五	二五六	二、六四〇.〇〇	四三、二九三.〇〇	二、二五六.〇〇	港愛組合 東京市港海課
大日本印刷購買組合	同	昭、一一	一、八四三	二四、三三〇.〇〇	三三〇、五七五.〇〇	一〇、一三〇.〇〇	衛生會 大日本印刷會社
小計			六、〇三三	九、七六〇.〇〇	八八〇、四四〇.八	二四、一三.一八	
二組合平均			一、〇〇三	一五、二九三.三三	一四六、七四〇.一四	四、〇〇〇.三	

日本産業労働俱樂部

組合名	所在地	創立	組合員数	出資金額	売上総額	利益金	備考
△秋田製材購買組合	秋田	昭、一〇	二六八	二、三〇〇.〇〇	二四、一五五.〇〇	三〇.八	秋田縣關係者にて組織
△共愛消費購買組合	東京	昭、七	一八〇	三、三〇〇.〇〇	一五、〇五五.〇〇	(一)三、〇七四.〇〇	關東同業東京鐵工組合員
△大阪運輸交通労働消費組合	大阪	昭、七	三三三	一、〇〇〇.〇〇	一六、〇三三.六三	二九〇.八〇	標記組合員
△田島消費購買組合	神奈川	昭、七	二八五	五、八〇〇.〇〇	三四、四九九.四一	(一) 三三三.三	セメント労働川崎支部
小計			一、四三四	一三、六〇〇.〇〇	九〇、一五三.五三	(一) 九八七.六〇	
一組合平均			三五六	三、一六五.〇〇	三三、五八一.三	七四六.九〇	
静岡消費購買組合	静岡	昭、一一	九〇	一五〇.〇〇	七、一〇〇.〇〇	三六〇.〇〇	
小倉運送労働組合	福岡	昭、九	二一五	二、七二七.六五	二六、三六三.九七	三五五.六五	
小計			九〇	一五〇.〇〇	七、一〇〇.〇〇	三六〇.〇〇	
一組合平均			九〇	一五〇.〇〇	七、一〇〇.〇〇	三六〇.〇〇	
多治見陶友消費組合	岐阜	昭、一二	八三	一、〇〇〇.〇〇	四、七三四.〇〇	(一) 三三.七五	東濃陶畫工組合 十三年六月損失金二四六圓 同月解散
小樽協同社	北海道	昭、一二	一五八	二七〇.〇〇	二九四.九五	〇	
小計			一五八	二七〇.〇〇	二九四.九五	〇	
一組合平均			一五八	二七〇.〇〇	二九四.九五	〇	
△神消費組合	兵庫	昭、六	二二	不明	三九、〇〇〇.〇〇	六〇〇.〇〇	朝鮮人を以て組織
△西脇朝鮮人消費組合	同	昭、九	二〇〇	不明	三〇、〇〇〇.〇〇	三、〇〇〇.〇〇	同
△吳信用購買組合	廣島	大、一三	三六	六、八〇〇.〇〇	八九、九九〇.三	三八.〇〇	吳海工會組合員多數加入
△廣工僚信用購買組合	同	昭、二	三六	六、八〇〇.〇〇	七五、六二〇.〇〇	三八.三五	廣工廠従業員多數加入
△消費組合	東京	大、一四	一六三	二、八〇〇.〇〇	二五、五六九.九九	九五.七八	東交電車部新宿支部員多數加入
△南郊共働社	同	大、一二	三八	六、〇〇〇.〇〇	二、六九五.七	二九七.〇〇	東京光學工業株式會社従業員加入
△北豊島協同購買組合	同	昭、三	三〇	三、五〇〇.〇〇	三五、三四一.三〇	五七.〇七	十二年中第一合同消費組合を併合
△共働社	同	大、九	三九	三、六〇〇.〇〇	三五、六二二.四四	六三.〇〇	
△松山消費組合	同	昭、九	七三	三、六〇〇.〇〇	七、一三三.三四	九七.五九	
△向島共働社	同	大、一二	一六三	二、七〇〇.〇〇	一四、一七六.〇〇	三二.〇〇	新潟鐵工所蒲田工場従業員多數加入
△蒲田共働社	同	昭、三	二八	五、〇〇〇.〇〇	二七、〇七九.〇〇	七二.〇〇	
△沼間自治會	神奈川	昭、五	三六	不明	九、六八〇.〇〇	〇.三	
△横須賀購買組合	同	昭、六	三〇〇	六、三三〇.〇〇	一七、三五〇.〇〇	一五.三四	横須賀海軍工廠従業員多數加入
△川崎購買組合	同	昭、二	八三	八、八五〇.〇〇	三三、四二二.九二	一、〇九.八	
△鶴見共同購入會	同	昭、五	四〇	不明	六、六二四.〇〇	四九.〇〇	
一組合平均			一八四	三、六四六.八一	四三九、三九九.九九	七、六二二.二〇	

労働組合等と關係なきもの

消費組合に準ずべき組織

以上労働者の自治的消費組合に就て、十二年中に於ける概況を紹介したのであるが、右の外其の内容に於て消費組合として

組合名	所在地	創立	組合員数	出資金額	売上総額	利益金	備考
△秋田製材購買組合	秋田	昭、一〇	二六八	二、三〇〇.〇〇	二四、一五五.〇〇	三〇.八	秋田縣關係者にて組織
△共愛消費購買組合	東京	昭、七	一八〇	三、三〇〇.〇〇	一五、〇五五.〇〇	(一)三、〇七四.〇〇	關東同業東京鐵工組合員
△大阪運輸交通労働消費組合	大阪	昭、七	三三三	一、〇〇〇.〇〇	一六、〇三三.六三	二九〇.八〇	標記組合員
△田島消費購買組合	神奈川	昭、七	二八五	五、八〇〇.〇〇	三四、四九九.四一	(一) 三三三.三	セメント労働川崎支部
小計			一、四三四	一三、六〇〇.〇〇	九〇、一五三.五三	(一) 九八七.六〇	
一組合平均			三五六	三、一六五.〇〇	三三、五八一.三	七四六.九〇	
静岡消費購買組合	静岡	昭、一一	九〇	一五〇.〇〇	七、一〇〇.〇〇	三六〇.〇〇	
小倉運送労働組合	福岡	昭、九	二一五	二、七二七.六五	二六、三六三.九七	三五五.六五	
小計			九〇	一五〇.〇〇	七、一〇〇.〇〇	三六〇.〇〇	
一組合平均			九〇	一五〇.〇〇	七、一〇〇.〇〇	三六〇.〇〇	
多治見陶友消費組合	岐阜	昭、一二	八三	一、〇〇〇.〇〇	四、七三四.〇〇	(一) 三三.七五	東濃陶畫工組合 十三年六月損失金二四六圓 同月解散
小樽協同社	北海道	昭、一二	一五八	二七〇.〇〇	二九四.九五	〇	
小計			一五八	二七〇.〇〇	二九四.九五	〇	
一組合平均			一五八	二七〇.〇〇	二九四.九五	〇	

の形態を具備して居らぬ、所謂廉賣店、購買會等の如きものに  
て、労働組合の事業として經營されるもの、労働組合とは關  
係なく亦組織労働者によつて經營されるもの、或は又消費組合  
の準備會の如きもの等尙多數ある。次に其等を事業場を單位と  
消費組合に準すべき組織  
事業場を單位とするもの

するものと労働組合を背景に組織される地域的組織とに分類し  
て列記して置く。勿論是等のもので總てが網羅されて居るので  
はなく、その極く少數に過ぎないことを附記して置く。

組 合 名	所在地	創立	利用者數	出資金額	賣上總額	利益金	關係労働組合事業場名
全日本労働總同盟							
東京乗合従業員組合品川支部經濟部	東京	昭、四	八八人	七、〇七・八四 円	八、五〇〇・三六 円	三、四七・七四 円	東京乗合従業員組合 東京地下鐵自動車品川營業所
淺野造船購買組合	神奈川	昭、六	五五	三〇〇・〇〇 円	一、八〇〇・〇〇 円	—	神奈川鐵工組合 淺野造船會社
北 榮 社	大阪	大、一五	六〇〇	五、〇〇〇・〇〇 円	一、八九六・五五 円	一、五九六・〇〇 円	大阪金屬北支部 大阪發動機株式會社
小 計			七三三	一三、〇七・八四 円	二九、三三六・九二 円	一、四三三・七四 円	
一組合平均			二四二	四、四〇一・六一 円	九、七三三・三〇 円	六、四七・九二 円	
本所會購買組合	東京	昭、一〇	一七〇人	二〇〇・〇〇 円	五、四八・九 円	三三・六四 円	本所會 本所郵便局
東京工務組合事業部購買部(第一部)	東京	昭、八	三〇〇人	三、八〇〇・〇〇 円	二〇、〇〇〇・〇〇 円	一、三〇〇・〇〇 円	東京工務組合第一支部 池貝鐵工所本工場
右 第 二 部	東京	昭、八	三三三	一、六三三・六六 円	一〇、八五五・〇〇 円	四二二・〇〇 円	同 池貝分工場
逓信従業員會聯盟							
日本労働組合總聯合會	東京	昭、一〇	一七〇人	二〇〇・〇〇 円	五、四八・九 円	三三・六四 円	本所會 本所郵便局

右 第 四 部	所在地	創立	利用者數	出資金額	賣上總額	利益金	關係労働組合事業場名
小 計	東京	昭、六	七三	一一〇・〇〇 円	八五三・〇〇 円	三〇・〇〇 円	右 同 大野製作所
一組合平均			二四〇	五、五三二・六〇 円	三、七〇八・〇〇 円	一、七三三・〇〇 円	
日本産業労働俱樂部							
工友會購買部	東京	昭、一二	一五〇人	一、〇〇〇・〇〇 円	不 明 円	同 上 円	工友會 日本鋼板工業會社
靴工組合購買部	同	昭、九	三三二	一、六五〇・〇〇 円	二四、〇八・〇〇 円	四三・五〇 円	日本靴工組合 スタンダード靴會社
工愛會購買部	神奈川	昭、三	三、〇六五	—	三、八六四・四八 円	九三三・元 円	工愛會 浦賀ドック會社
小 計			三、五四六	二、六五〇・〇〇 円	六、八二二・四八 円	一、三三四・八八 円	
一組合平均			一、一八三	一、三三七・五〇 円	三、九四一・三四 円	六八七・四四 円	
東京交通労働組合							
市電従業員共同購買會	東京	昭、一一	八七人	三三三・〇〇 円	八、五二四・〇〇 円	三、三三 円	市電千住三輪新谷の従業員
共同購買會	同		五二	三三九・〇〇 円	六、〇〇〇・〇〇 円	五・六五 円	市電自動車谷支部の一部
小 計			一三八	五二二・〇〇 円	九、一四四・〇〇 円	四三・九七 円	
一組合平均			六九	三三六・〇〇 円	四、五二二・〇〇 円	二二・九八 円	
總 計			五、二九九	二二、一三七・四四 円	三九、四六〇・三七 円	五、一四八・三三 円	
一組合平均			四四二	二、〇一一・六六 円	一三、六九二・三二 円	四六八・〇二 円	

地 域 的 組 織

労働組合を背景に組織されるもの

組合名	所在地	創立	組合員数	出資金額	賣上総額	利益金	関係労働組合
全日本労働總同盟							
錦支部消費組合	大阪	昭、五	三六八	六、五〇〇・〇〇	八、三二七・元	一四三・九	關西紡織産業労働組合錦支部
埼玉購買組合	埼玉	昭、一	一一二	四八・〇〇	二、六〇〇・〇〇	八〇・〇〇	
香南労働會消費組合	高知	昭、五	八四	三〇七・〇〇	七、〇六四・〇〇	七三・〇〇	香南労働會
淺野造船購買組合	神奈川	大、一五	三三	三〇〇・〇〇	一、八〇〇・〇〇	〇	神奈川鐵工組合造船支部
神明自動車従業員購買組合	兵庫	昭、一一	四九八	三〇〇・〇〇	三六、〇〇〇・〇〇	〇	神明自動車従業員組合
神戸石油労働組合購買部	同	昭、九	五	一、〇〇〇・〇〇	一五、〇〇〇・〇〇	五〇・〇	神戸石油労働組合
小計			一、二六〇	七一、五五〇・〇〇	六〇、七三三・元	三四四・九	
單獨組合							
友愛信用消費組合	宮城	昭、九	三六〇	六〇四・八八	一、六〇〇・〇〇	一六〇・〇〇	宮城一般労働組合
日本労働組合總聯合會							
大日本青年黨産業労働團配給所	大阪	昭、八	五五	三〇〇・〇〇	二、五〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	元總聯合消費組合 三國配給所を改稱
一組合平均計			一、六〇五	八、〇五九・八八	八九、三三・元	八〇四・九	
總計			二〇〇	一、三四三・三三	一一、一五三・九四	一三四・一六	

### 關東消費組合聯盟の解散

本年鑑昭和十二年版に於て、關東消費組合聯盟(略稱、關消聯)

が十年に引續き財政的に困窮しつゝあることを紹介し、然しその打開策として

「各組合(筆者註各加盟組合)を整備して經營的基礎を確立すると共

に最も廣汎な勤勞大衆の組織を確保するため全精力をこれに集中すること、この大衆獲得の努力と共に全運動の統一を期し、その爲めの組織固めとして本年度こそ關消聯單一化の具體化を實踐に移すこと

等が同聯盟第十六回大會に於て決議され、その爲めの精力的な活動が續けられつゝあることを記述したのであるが、

「本年一月初め突然の事故により關消聯本部員及び一部加盟組合の常務者中十餘名の不在者を出し、このため一時精米所も閉鎖かと危ぶまれたが、臨時本部員を補充し、以後四ヶ月間まがりなりにも精米所を中心に經營活動をつゞけ、あらゆる努力を以て本部の存立維持をはかつてきた。……一月二十日開かれた中央委員會は暫定活動として定期經營委員會(各組合より一名宛)の開催を決定し、經營委員會は又常時連絡委員(地區より一名)を擧げて、財政、米、雜貨に對する仕入、配給對策を講じてきた。僅かな期間たりとは云へ所謂各組合持ち寄りの本部活動は、色々な意味で従來の活動に對する批判と、現在各組合のもつ力、規模、限度に應じ、又眞に各組合の利益の上に立つ本部活動が要求されてきた」

而も關消聯加盟組合の多くが労働者層であることは、高物價時代に於ける消費組合の重要性と相照し、一層消聯の組織形態と經營、財政の根本的立直しが必要とされるのであるが、關消聯は經營連絡委員の意見をもち寄つて今後の關消聯の方向に就て協議した。

(1) 本年五月一日附を以て加盟組合に對し關消聯經營連絡委員會の名

に於て意見を求めた關消聯改革案に據る。

右協議に對する關消聯の提示した案の要旨は次の通りである。

一、關消聯加盟各組合は基本的には日本の産業組合運動の一環として之と並行した活動に準備する。特に全國消費組合協會、東京消費組合事業促進協會に参加し、他の參加諸組合と協力を圖ること。産組第二次三ヶ年計畫には都市消費組合がその活動の推進力となること。組合員の參加所屬の労働組合或は無産政黨特に社大黨とは密接に相互協力を圖ること。従來の超黨派的理論に對する誤解を除くやう努力すること。

二、可及的に産業組合法による認可を要請すること。従來の組合を地區的に認可組合を中心に合同を促進せしめ、將來是等の認可組合の結合に向ふこと。本部機關の一元化と經營委員會の強化。

三、従來の本部出資金は殆ど大半が未收によつて失はれてゐる故に之を整理相殺すること。新に出資制度を採用。現金主義の嚴守。斯くの如く關消聯は引續く財政難に加ふるに「一月初め突然の事故により」精米所も一時閉鎖かと危ぶまれたのであるが、その打開策としての精米所の精力的な活動は、一月一、六三四本(一本一斗袋)、二月二、八〇三本、三月四、二九一本(一五、〇二九圓四三五)の如く漸次配給額を増加し、斯くて茲數年に互る赤字經營を黒字に轉化し、配給額も十一年に比し若干の増加を示すに至つた。

期 間 配給額  
十一年一月一十月 一一二、三七八圓

十二年一月十日

一四一、七八八四

他方加盟組合の合同は、例へば城南消費組合の西南消費組合合併、共働社の東京第一合同消費組合合併等の如く地區的合同が進捗し、高物價時代に於ける組合經營の確立が具體化されつつあつた。

然し斯うした裏面に於て、關消聯解體説が加盟各組合並に關消聯幹部の間に相當強い力として存在してゐたことは否むことができないのである。すなはち、關消聯の財政状態は數年前に比較して大いに改善され、損失状態を全く脱却、漸次回復の途上にありとは云へ、過去に於て犯した多くの誤謬や誤解が原因となり、その社會的不信用が相當深刻になつてゐる。従つて從來の加盟組合がそれ／＼の地域内各團體と提携し組織を伸すためにも、又經營上緊急な金融を有利に導くためにも、關消聯の存在は寧ろ障礙となるであらう。假令その立直りが可能とするも、現在の情勢に善處して行くには寧ろ積極的にこれを解體し更らに廣く消費組合の提携に至り得べき有利な姿勢を取るべきである」とする意見は、「關消聯を解消すれば各組合は却つて弱化する。各組合に取つて關消聯の存在も有利に働いてゐる」と等と云ふが如き關消聯存置論を一蹴し去る程の力となつて、漸次關消聯解體説が問題化されるに至つた。而も日支事變の發展とその長期戦への爲めの我國經濟の全面的編成換へは、益々總ての部面に對して制約の度を強化するに至つたのであるが、關消

聯の解消是非の問題も亦急速に具體化され、遂に關消聯はその中央執行委員會に於て昭和十三年一月十四日解體を決議し、二月二日解體聲明書を内外に發表して過去十數年に亙る歴史を閉ぢた。大正九年共働社生誕以來十八年間勞働者階級の生活擁護のために勇敢な活動を續けた事實は、日本消費組合運動の歴史に一つの時代を劃するものとして、今後感慨深く顧みられることとなるであらう。關消聯解消の聲明書は次の通りである。

關東消費組合聯盟の解體に際し聲明す

大正九年十一月東京南葛の地に發生したる購買組合共働社は、當時一般の支持を得て生長し、同十一年五月他二三の友僚組合と共に關東消費組合聯盟の前身たる、消費組合聯盟を成立せしめ、その運動は又追々發展の上昇の途を進み、同十五年には已に二十數組合の參加と年額數十萬圓の配給高を算し消費組合聯合體としての態勢を具備するの緒につき、一意以て消費者の利益増進のために努力せんとし、又その間日本消費組合聯盟の結成に參加した。

爾來十數年の期間を通じ、良品廉價の配給を以て消費者の要望に應え、又多年の懸案たる隣接組合の地區的合同を初め、現金配給制の實行、黒字經營の確立等に努め、之等の有利性に立ちて益々任務に盡すところあらんとしたが、他面その政治的活動は又運動本來の領域を超えて、時の社會運動高揚の波に乗じ幾多の左翼的偏向を冒し延びて運動の發展を阻害するに至つた。

偶々昨年七月日支事變勃發するや、我が軍の壓倒的大捷に歸したるも猶前途は益々重大性を加へ來り、國民は等しく協力一致以てこ

の國難に處すべき覺悟を必要とするに至つた。

茲に我等は現下時局に鑑み進んで關東消費組合聯盟の組織を解體して廣く産業組合一般に伍し、専心國策遂行に従ひ舉國一致以て國運の隆昌につくさんと希ふものである。

即ち我等は今後産業組合機關たる全國消費組合協會、及び東京府下消費組合事業促進協會の傘下に於て、その産業組合第二次三ヶ年計畫遂行に協力し、之を通じて統後消費經濟のため、特に應召者並にその遺家族の生活安定を期するために努力し、以て非常時局下に於ける消費組合の任務を全ふせねばならぬ。

我等は以上の理由を以て茲に自己の組織の解體を宣言すると共に目下休止状態にある日本消費組合聯盟の運動の終息と、その組織の解體を關東消費組合聯盟の責任に於て之を内外に聲明する。幸ひにして信愛なる全國僚友諸君の御諒承を賜はらんことを。右聲明す。

昭和十三年二月二日

關東消費組合聯盟 中央執行委員會

尙解散當時の聯盟加盟組合は次の如くである。

- 加盟組合
  - 城南消費組合 東京
  - 金杉消費組合 同
  - 東交城北消費組合 同
  - △共 働 社 同
  - 松山消費組合 同

△城西消費購買組合 同

南千住購買會 同

外に取引組合

川崎購買組合 神奈川

備考 △印は産業組合法による認可組合

農村に於ける協同組合

十二年上半期に於ける農村の經濟状態を見るに農産物收穫は全般に亙つて相當顯著な増收を示し、好調を示したかの如くであつた。然し其實質的收入に於ては好轉し得たとは斷定できず、農村經濟を決定する缺狀價格差は下半期に於て更に一層増加して、十三年も亦農家經濟更正は期し得られずして終つた。小作地引上其他小作權關係」爭議が十二年よりも更に増加してゐる事は、一面農村の疲弊を如實に物語るものであると云へやう。

(1) 勞働時報、昭和十三年七月二十八日發行臨時増刊二八頁参照。

斯くの如き經濟状態の裡にある農民の組合運動は、然し「専ら現實の利害に即した實踐運動によつて農民の解放を企圖しつつある」かの如く、例へば十二年二月末開催された全國農民組合第十六回大會の審議事項に於ても此の傾向が察知できる。即ち産業組合に對しても從來の如き批判的態度を改め、下部組織を通じてそのイニシアチブを握り、産業組合の自主化、大衆化のために努力すべきことを規定し、更に産青聯の組織に對して積

五、産業組合運動に於て、全農の特に注目せねばならぬものは産業組合青年聯盟の運動である。官製青年團が反動化し固定化した現在に於て、産青聯は比較的自主的な農村青年運動として、急激な発展を上げてゐる。その組織は若く、地方に於てまち／＼で統一的ではな

少ないとしても、我々は産業組合運動そのものを無視し、或ひはこれを排撃すべきではない。我等はその組織の重要性を認識し、之に積極的に参加し、それを地主の手から勤勞農民の自主的協同組合の組織に移さねばならぬ。これが今日産業組合に對する我々の根本的態度である。

一、近時、國家資本主義化が促進され、所謂準戰時經濟體制の確立化が日に／＼進行するにつれて、農村に於ける産業組合の役割は、新しい意義を持ち、益々重要性を加へて來た。政府は産業組合によつて組織なき無数の過小農經營を組織化し、その活動を通じて窮乏に苦しめる農民の生活の更生を圖り、かくして農村全體を國家機構にしつかり結び付けやうと意圖してゐるのである。

四、産業組合は、その機能によつて種々なる組合がある。今日我が國産業組合は信用組合、販賣組合、購買組合、利用組合の四種があり、獨立又は兼營となつてゐる。尙ほ稍型を異にしてゐるものとして消費組合及び各種農家小組合がある。組合の機能が異り、組織、構成が異なるに應じて我々のそれ等に對する態度の異なること勿論である。

二、最近の農業恐慌に對する對策として農村の自力更生運動が唱導されて以來、その運動の中心組織たる任務を負はされた産業組合の發達は特に目ざましく今や全日本の農村は隔々まで産業組合の網で覆はれつゝある。だがその組織の主要部分は依然として地主、富有なる自作農があり、下部組織に於けるその指導權はそれ等の階級の手に握られ、上層部は官僚の手中にある。そして貧農層は事實上これ等の組織に参加することを妨げられ、貧農は産業組合の經濟的利益を殆ど利用することが出来ない。

1 信用組合 にあつては、その構成分子、指導者、利用者は概して地主及び富有層で貧農の参加度も少なく、その利用は殆ど事實上拒否されてゐる状態にある。我々はこれを地主富農の據りより、貧農を含む勤勞農民の自主的農村金融機關たらしめ、また勤勞農民に對して長期無擔保低利資金のための機關たらしめねばならぬ。今日地主たちが信用組合の機關を壟斷して往々不正を働いてゐる所があるが、かゝる所に於てはこれを徹底的に曝露し、不正理事者を驅逐し、理事者、評議員等にて貧農の代表者を送り、改革を通じて目的の達成につとめねばならぬ。

三、今日の産業組合運動がかゝる意義を持ちまた事實上貧農の参加が多かつたが、我が組合は慎重なる計畫と經營上に細心の考慮を拂つてそれが組織化につとめなければならぬ。そしてその組織せられたる地方又は可能性ある地方は日本消費組合聯盟との協力をなすべきである。

2 販賣組合、購買組合の順にて貧農の参加、利用も稍増して來るが、その指導權は中農層以上にある、これまた前記の如き方針を以て臨まねばならぬ。購買組合の一種である消費組合については特に我々は考慮を拂ふ必要がある。農村に於ける自主的消費組合運動には幾多の困難がともなひ、また過去の經驗に於いて失敗が

3 我々貧農の立場より最も力を注ぐべきは利用組合、及び各種農家の組合である。特に生産部面に於けるこれ等の組合は我々のために最も役立ち得るものである。就中農家小組合は小規模に、また最も簡易に、自主的に之を組織することが出来、これより受くる利益も多いのである。我々は生産部面に於ける小組合の組織化に積極的努力を拂はねばならぬ。全農がこれを積極的に組織指導することによつて、組合員の團結をより鞏固ならしめまた擴大するに役立つ。更にこれを通じて自作農自作農との協同を緊密にすることが出来るのである。

全農特に青年部は、その地方に於ける産青聯の組織に對して積極的に参加し、またその組織に協力し、産業組合の自主化、貧農の組織化、生産部面の協同組合等の實現のために協力して其効果を收めて行かねばならぬ。但し抽象的な原則論をふりかざしてこれに臨み、原則的な問題を以て内部に於て他の階級層の青年と機械的に對立するが如きことは避けねばならない。具體的な仕事と理論的指導とを以て全農青年は村産青聯運動に於て強力なる地歩を占めて行かねばならない。

また農地の共同管理、共同經營等もかゝる利用組合、小組合を通じて行はれ得るのであつて、全農は今後この方面に對して十分なる注意を拂はねばならない。

六、要するに全農は組織されたる、或ひは未組織の貧農を積極的に産業組合運動に参加せしめ、産業組合内部に於けるその比重を大ならしめ、下から漸次勢力を築き上げ、諸種の障害を除去して、産業組合の自主化、大衆化を圖ることに努力せねばならぬ。かくして我々は將來之を勤勞農民の自主的協同組合に轉化し得るであらう。

利用組合の一種として醫療利用組合があり、全農としてこれが設立、指導に成功を収めてゐる所がある。能力ある地方に於てはその組織化のために積極的に努力すべきである。

農村に於ける協同組合の活動は、農家經濟の大半を占める農具、肥料、種子等の購入活動と、農業生産物の販賣、其等のために必要な金融に集中されて居るのであり、従つて都會地に於ける勞働者の消費組合とは其の目標が全く異つてゐる。今農民組合關係並に部落を單位に組織される貧農の消費組合に就て十二年中の成績を見れば次の通りである。

極的参加を強調してゐることは注目すべきことである。右大會提出の議案「産業組合對策の件」並に「産業組合大衆化に關する件」は、その實行方法として次の如く述べてゐる。

少ないとしても、我々は産業組合運動そのものを無視し、或ひはこれを排撃すべきではない。我等はその組織の重要性を認識し、之に積極的に参加し、それを地主の手から勤勞農民の自主的協同組合の組織に移さねばならぬ。これが今日産業組合に對する我々の根本的態度である。

一、近時、國家資本主義化が促進され、所謂準戰時經濟體制の確立化が日に／＼進行するにつれて、農村に於ける産業組合の役割は、新しい意義を持ち、益々重要性を加へて來た。政府は産業組合によつて組織なき無数の過小農經營を組織化し、その活動を通じて窮乏に苦しめる農民の生活の更生を圖り、かくして農村全體を國家機構にしつかり結び付けやうと意圖してゐるのである。

四、産業組合は、その機能によつて種々なる組合がある。今日我が國産業組合は信用組合、販賣組合、購買組合、利用組合の四種があり、獨立又は兼營となつてゐる。尙ほ稍型を異にしてゐるものとして消費組合及び各種農家小組合がある。組合の機能が異り、組織、構成が異なるに應じて我々のそれ等に對する態度の異なること勿論である。

二、最近の農業恐慌に對する對策として農村の自力更生運動が唱導されて以來、その運動の中心組織たる任務を負はされた産業組合の發達は特に目ざましく今や全日本の農村は隔々まで産業組合の網で覆はれつゝある。だがその組織の主要部分は依然として地主、富有なる自作農があり、下部組織に於けるその指導權はそれ等の階級の手に握られ、上層部は官僚の手中にある。そして貧農層は事實上これ等の組織に参加することを妨げられ、貧農は産業組合の經濟的利益を殆ど利用することが出来ない。

三、今日の産業組合運動がかゝる意義を持ちまた事實上貧農の参加が多かつたが、我が組合は慎重なる計畫と經營上に細心の考慮を拂つてそれが組織化につとめなければならぬ。そしてその組織せられたる地方又は可能性ある地方は日本消費組合聯盟との協力をなすべきである。

備考 △印は産業組合法による認可組合  
野付牛消費組合は目下休業

組合名	所在地	創立	組合員数	出資金額	売上総額	利益金
船津消費組合	同	昭、八	三〇	三〇・〇〇	一、七三三・〇〇	三、五二一・〇〇
切石消費組合	秋田	昭、六	三三	四〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇
角間川消費組合	同	昭、七	三三	一、五〇〇・〇〇	六、八五〇・〇〇	〇・五八〇・〇〇
新開消費組合	同	昭、七	三三	三三〇・〇〇	三、三七〇・〇〇	三、六〇〇・〇〇
大館耕作會販利組合	同	昭、〇	三九〇	二、九〇〇・〇〇	八、三〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇
桐生消費組合	群馬	昭、七	三〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一三、一四一・〇〇	五、〇〇〇・〇〇
吹屋消費組合	同	昭、七	三〇〇	三、八〇〇・〇〇	二、五〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
深谷村第四區消費組合	三重	昭、七	三三〇	五、〇〇〇・〇〇	二九、七九〇・〇〇	一、三〇〇・〇〇
更生消費組合	同	昭、九	四〇	九六・〇〇	二、五〇〇・〇〇	〇
平谷消費組合	同	昭、六	四〇	七〇・〇〇	一、一六〇・〇〇	五〇・〇〇
北空地消費準備會	北海道	昭、七	二五	八〇・〇〇	二、五〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇
追分共榮消費組合	同	昭、〇	一九六	一、〇三五・〇〇	二六、九七〇・〇〇	三七四・〇〇
△野付牛消費購買組合	同	昭、八	五一	一、三、七〇〇・〇〇	二、三七五・〇〇	(一)六〇〇・〇〇
六所共働社	新潟	昭、六	二〇	五〇・〇〇	四、〇〇〇・〇〇	〇
仁井田村消費組合	高知	昭、二	一三	八〇・〇〇	四、〇〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
與津消費組合	同	昭、一	七	二〇〇・〇〇	三、三〇〇・〇〇	三五〇・〇〇
東養鶏消費組合	同	昭、一	一三六	一〇四・〇〇	八、〇〇〇・〇〇	一五〇・〇〇
窪川町消費組合	同	昭、六	五〇	六、〇四三・〇〇	六、二六九・〇〇	一、一七六・三〇
中筋消費組合	同	昭、八	五四	六〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	不明
計			三、〇七三	三二、一六一・〇〇	二〇八、四一五・三三	三、四四五・九〇

農民組合關係

組合名	所在地	創立	組合員数	出資金額	売上総額	利益金	關係團體
二日市支部消費組合	福岡	昭、四	二〇	ナ	六、四四〇・〇〇	(一)一六、〇七	全農福岡聯合會缺損ハ農民組合負擔目
會根原添消費組合	同	同	三四	ナ	三、二七〇・〇〇	三四五・〇七	下二組合トモ有名無實
無産者消費組合河岡配給所	鳥取	大、一五	二八	二、二〇〇・〇〇	三、六〇〇・〇〇	一八〇・〇〇	元全農縣聯 河岡支部ノ配給所
富士消費組合	静岡	昭、八	一五	四〇〇・〇〇	四、九五〇・〇〇	四〇〇・〇〇	全農
川口農民消費組合	廣島	昭、六	四〇	四〇〇・〇〇	三、八〇〇・〇〇	三、八〇〇・〇〇	實地分配
川口更正會	秋田	昭、一	一五	一五〇・〇〇	二、八〇〇・〇〇	三、八〇〇・〇〇	全日本農民組合總同盟川口支部
全農強戸支部産業部	群馬	昭、七	三三	一〇〇・〇〇	三、九〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	農民組合關係者中心
長沼消費組合	北海道	昭、八	一九	三〇〇・〇〇	三、〇三〇・〇〇	二、六七・五〇	全農群馬縣聯強戸支部産業部
栗山消費組合	同	昭、九	三	四〇〇・〇〇	六、〇八〇・〇〇	五〇〇・〇〇	全農北聯本部並支部ト連絡アリ
西鹽野農家組合	富山	昭、九	三	四〇〇・〇〇	六、〇八〇・〇〇	五〇〇・〇〇	右
高岡協朝會消費組合	同	昭、二	三	請負販賣	二、九三〇・一五	一、三五・八二	元全農組合
計			八七六	三、三三四・〇〇	四八、二九九・五九	一、一五三・四六	高岡協朝會

地域組合

組合名	所在地	創立	組合員数	出資金額	売上総額	利益金
飯野消費組合	福島	昭、八	八八	二、五〇〇・〇〇	一〇、五二四・〇〇	一、六二二・〇〇
川房協同組合	同	昭、四	六六	六、〇〇〇・〇〇	七、七三九・三七	一、五六七・七七
余目消費組合	同	昭、五	六三	三、〇〇〇・〇〇	二、五〇〇・〇〇	〇
八幡配給所	山梨	昭、三	五五	二、七五〇・〇〇	二、五三〇・〇〇	八七・〇〇
堀之内消費組合	同	昭、九	五〇	三〇〇・〇〇	一、三二八・〇〇	四七・〇〇



# 農村社會運動

## 緒言

一概に農村社會運動と云つても解釋の如何によつて著しくその内容も異つて來ると思ふ。が、茲では所謂農村社會運動の中で最も重要な地歩を占めて居ると見らるゝ、小作問題を中心として農村各地に起されて居る運動に就て概要を述べて見度いと思ふ。

さて、農村に於て小作問題を中心起される運動としては先づ小作争議をあげる事が出来る。即ちこの小作争議は小作問題が最も尖鋭化した姿に於て表現せられたもので一の尖鋭化せる農民運動の姿とも見らる可きものであらう。

十二年度に於て此種農民の運動は量的には十一年度に比し著しく減少した。然しそれは時局柄と云ふ氣運が期せずして地主、小作の胸裏に影響してかゝる減少を見たに過ぎないのであつて問題それ自體の基礎的原因が除かれた結果と云ふ譯ではない様に思はれる。

現に争議を質的に見て行くなれば、土地問題を中心に益々深刻化し、何等かの具體的解決對策を講ずるに非ざれば本問題の

解決は期し得られざるの狀勢にあるを看取する事が出来るのである。

次に小作問題を對照とする農民の運動として、今一つの重要なものは小作組合の運動であらう。即ちこの運動は曩にも述べた小作争議に於ける一方の擔ひ手としての農民の自衛的組織運動であると共に、更に積極的には小作問題發生の上に横たはつて居る基礎的諸矛盾を打開せんが爲めの農民の運動であつて、特に農民組合が勃興してより一層この運動が活潑となつて來たのである。

而して十二年度に於ける農民運動の傾向としては、時局の影響と云ふ事も考へられようが、小作問題の部面のみならず更に飛躍して所謂自作農をも含めた勤勞農民全體の立場よりする運動に再出發せんとするの形勢を示して來た事は注目すべき事であらう。

尙ほ小作問題を對照とする運動としては此の外小作争議に於ける一方の相手方たる地主特に地主組合の運動があり、又小作争議防止策としての協調組合の運動等があげ得らるゝが、茲ではこの種運動の中核たる小作争議、農民組合の運動を中心に述

べて見度いと思ふ。

## 小作争議

### はしがき

小作争議發生の歴史を見るならば、所謂近代的小作争議發生の初期の時代に於ては、分配上に關する紛争が争議の中心をなして居た。即ちこれを統計的に見るならば、争議の原因は大正十五年頃まではその大半は分配上の紛争であつた事より見るも明らかであらう。

然るに數年來の傾向は、これとは全く事情を異にして専ら小作權關係の争議がその大半を占める様になつて來たのである。即ち要するに、最近に於ける小作争議は所謂分配問題だけでは解決困難となつた事を示すもので、小作權關係に對する對策こそ小作争議解決の最も重要な問題となつた事を如實に示して居るものであらう。

さて、翻つて十二年度に於ける小作争議の傾向を窺ふに、争議を件數の上から見るならば、十一年同期件數に比し著しく減少の傾向が窺はれる。乍然これを地域的に見るならば必ずしも全國的に減少して居るのではなくて、中には却つて増加の趨勢すら見ゆる地域もある。又争議を月別に見て行くなれば上半期に於ては必ずしも十一年に比し減少を見て居らず、争議は専ら下半期に於て減少せるを知るのであるが、之は全く支那事變と

云ふ超非常時局が地主小作双方を自戒せしめてかゝる結果を導いたものと察せられるのである。

更に争議を内容的に見るならば、前述の意味合に於て分配關係の争議は著しく減少を見て居るのであるが、小作權關係の争議は依然として増加の趨勢を見せつゝある事は注目すべき事である。

後述するが如く、既に農民組合運動の主流も從來の如き階級闘争的方针を更めて所謂國民主義的運動へとその體制を更めて來た。従つて從來の如き農民の對立的觀念がかゝる結果を導いて居るものとは思はれない。而して今小作權關係争議發生の事由を見ると、小作人の經濟的窮乏、地主の窮迫がかゝる結果を導いて居るのを知るのであつて、如何に農民の思想的轉換が行はれようと窮乏下にある農村經濟の建て直しを行ふに非ざれば問題それ自體の具體的解決は期し得られない事を痛感するのである。

以上は十二年度に於ける小作争議の概括的結論であるが、次に十二年度に於ける小作争議に就いて今少しく詳細に述べて見よう。

### 争議件數より見たる動向

年次別並に月別に見た争議件數 十二年度に於ける小作争議を件數の上から見るならば著しき減少の傾向を示して居る。即ちこれを統計的に見ると十二年度發生總件數は四、七九二件を算



支那事那發生以降小作爭議の件数は減少の傾向を示して来たことは曩にも述べた通りであるが、同事變發生以降に於ても依然として爭議の發生多き地方としては、東北、東海、近畿の諸地方で、北陸地方の如きは從來爭議王國とされた新潟縣を含んで居るが、爾來僅に三二件を示すに過ぎない事は注目さる可き事であらう。

今試みに農區別發生件数を示すと前頁表の如くである。  
關係範圍の上より見た爭議の動向

關係範圍の上から見た爭議の動向としては、從來我國の小作爭議は小作料關係の爭議が旺盛な頃には關係人員、關係耕地面積共に多く大體に於て爭議の規模は頗る大なるものが、多かつたのであるが、大正十五年頃より小作權關係の爭議が多くなつて來ると共にその範圍は漸次縮小化し、最近に於ては特に爭議

の規模も至つて小なるものが増加しつゝあるのである。而して十二年度の動向を窺ふに、左記の表にも見らるゝ如く依然としてこの傾向は益々促進され一爭議平均にして見れば地主二・九人、小作人九・〇人、(十一年に比し〇・七人減)關係耕地面積五町五反(十一年六町三反)と云ふ何れも地主を除いては十一年度に比し相當の減少を見て居ることが解る。而して更にこれを七月以降の傾向と對照して見ると、全面的に爭議の規模は反對に擴大の傾向を辿りつゝあるは注目すべき事である。

次に耕地の種別から見ると、十二年度は十一年に比し畑地の爭議が多かつた事が窺はれる。これは自然的影響による不作と、戦時下勞力不足の結果の現象とからで、特に十二年度傾向として注目すべき事であらう。

爭議關係範圍調

年次	關係人員		耕地面積		
	件數	關係小作人數	田	畑	其他
昭和十年	五、七二四	一六、六八八	三〇、三二七町	一、九三三町	九三、〇一七町
同 十一年	五、四九七	一六、一三五	三〇、二四七町	一、九三五町	九三、〇一七町
同 十二年	四、七九二	一三、六九五	三三、一七一町	二、七三三町	九〇、〇九五町

同 十二年七月以降 一、四八八

五、〇〇九

一七、三三九

九、八六三町

一、〇八六町

九〇、〇八七町

三五、一九四町

〇、二六

一一、〇一三町

備考 一、昭和十二年七月以降は十三年二月十日集計現在數による  
一、右の數字は一爭議單位件數

尙地域別に爭議の範圍を見ると、大體に於て東北地方の如き自然的、經濟的に恵まれて居らぬ地方は一般に爭議の規模が至つて小さく、これと反對に自然的、經濟的に恵まれて居る關西地方に於ては爭議の規模が一般的に大なる事は注目さる可き事

であらう。

今參考の爲め東北並に近畿區に於ける爭議關係範圍對照表を示すと左の如くである。

爭議件數	關係人員		耕地面積			
	地主數	小作人數	田	畑	其他	計
近畿農區	四、八三二	一四、〇〇〇	九、六五六町	七、〇〇三町	二、一四一町	一九、七七八町
東北農區	一、四七六	一、七九八	一、〇〇六町	一、四〇一町	〇、〇〇〇町	二、四〇七町
全 國	四、六三六	一三、二〇二	三、六三三町	二、六〇四町	五、五五三町	一、一三七町

備考 右に掲げた數字は一爭議平均關係人員、並に關係耕地面積である。一、本統計は昭和十三年二月十日集計現在による。

爭議内容上より見た動向  
發生原因より見た動向  
小作爭議の發生原因は多種多様であつて、これを一概に論ずることは出来ない。けれども今これが主

要な原因と見らるゝものを社會局の調査に就て見れば左表の如くである。

小作爭議發生原因年次別調

原因別	年次別				前年に対する増減 △増 ○減
	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	
風水蟲旱害等に因る不作	五三	一、三六	一、九二	一、〇三	△ 四〇
小作料高率	五	九	六	一、六三	△ 六九
小作料増額	三	二二	九	二、九三	△ 三
小作慣行の改廢	一	二	三	一、三三	△ 八
小作地引上其他小作權關係	一、三六	一、三四	一、〇三	二、九三	○ 一四
農産物價格下落、生産費又は諸物價騰貴	四九	三	六	五、〇三	△ 二
他の勞銀に比し小作人の收入少き爲又は小作の收支不償	六	三〇	三	〇・一	○ 七
他の例に倣ひたるもの	一四	二	一	一〇	△ 四
其他	七二	八〇	一、三二	一、七五	△ 四七
合計	二、六七	三、八四	五、〇〇	五、七四	△ 九三

即ち右表によれば、最近の傾向としては大體に於て小作人の積極的態度によつて起さるゝと見らるゝ不作による小作料減免の争議は年々減少の傾向を辿りつゝある半面、同じく小作料關係の争議と云つても小作料高率を理由とする争議、又は地主の積

極的態度とも見らるゝ小作料増額要求の争議は漸増の趨勢を見せて居ることが解る。而してこれは一面に於て地主が攻勢的態度に出でて居る事を示すと共に、他面争議が新地域に於て發生を見つゝある證左と

も見らる可く、農民組合の如きも從來は小作料永久減の如きは戦術上からも採用しなかつたものが最近増加してゐるのは、農村窮乏の結果として争議未發生地帯にも漸次争議の發生を見る様になつて來たことを示すものであらう。

又小作地引上其他小作權關係に端を發する争議が農業恐慌以來小作料關係争議の減少に反比例して益々増加の趨勢にある事は今更述べる迄もない事である。

以上最近に於ける小作争議内容の一般的動向を述べたが、次に十二年度に於ける争議内容の動向を少しく述べて見よう。

曩にも述べた如く十二年度は總件數の上では十一年度に比し著しく減少を見た。而して争議を内容的に見ると實數の上では減少を見て居るのであるが、特に實數、割合共に十一年に比し著しく減少を見て居るものが所謂小作人の積極的態度によつて起さるゝと見らるゝ争議に多いことは注目される可き事であらう。即ち從來は同じく小作人の攻勢的争議の中でも小作料高率を理由とする争議や、小作慣行改廢に關する争議の如きは寧ろ増加の趨勢にあつたのであるが、十二年はこれ等争議も一般に著しく減少の傾向を示してゐる。

而してこれが減少の事由としては一面に於て十二年度下半年に支那事變の勃發と云ふ超非常時局に當面した爲め、農村に於ても非常時局下に國內相剋を排除すると云ふ意味で、地主、小作双方の自重を促し、この結果かゝる争議の減少を導いたもの

であらうとも解釋されるのである。

けれども茲に注目すべき事は、同じく小作料關係争議の中でも地主の積極的態度とも見らるゝ小作料増額に端を發する争議の減少率が至つて勤き事で、これは反面に於て地主が依然相當攻勢的態度を示しつゝある證左として注意すべき事と思ふ。

次に小作權關係の争議であるが、この争議は從來年々増加の趨勢を辿つて居たのであるが、十二年度に於ても依然増加の趨勢を示して居る。

支那事變の勃發は、凡ゆる意味で小作争議の上にも重大な影響を與へた事は既に述べた事でも解ると思ふ。例へば争議件數が下半年に於て著しく減少した事、又分配上の争議が著減した如きその著しきものであらう。けれども小作争議は單に農村に於ける對立抗争觀念の轉換のみによつて解決の緒に就いたとは言はれない。

事變前迄は小作争議勃發の原因は、一面に於て農村過剩人口耕地不足の現象から來るものが多いとされたのである。然るに事變の後に於ては全くこれとは反對に生産力維持擴張が問題とされる様になり、又他面闘争方針を建前とする農民組合の運動も漸次妥協的、協調的方針に置き換へられつゝあるのである。従つて事變勃發と共に一應農村問題は安定化したと言はれ、専ら今後の復員問題に就いてのみ考慮されて居る向が多いのであるが、小作争議の上から見れば單に争議は總件數の上では

減少したとは云へ、内容的に見れば小作権関係の争議が依然として増加して居るのである。

而してこの事實は、單なる農民思想の轉換や、農村過剰人口の消化と云ふ事のみでは小作問題は解決され得ないと云ふ事を示して居るのではなからうか。

即ち先づ最も多いものとしては小作人の小作料滞納によつて起される土地引上争議がある。これは思想的轉換を見た今日では寧ろ小作人が戰術的に行つて居るのではなく、小作人の経済的窮乏がかかる結果を導いたと見て差支へないと思ふ。次に自作による土地返還争議が掲げられる。而してこれも單に地主が小作人の攻勢的態度を忌避する爲とは解釋すべきでなく、次に掲げられて居る小作地賣却による争議と關聯して考へると、これは反對に地主の窮乏化によつて争議が激發するのではないかと考へられるのである。これを要するに今日の小作権關係争議發生の事由は主として地主、小作双方の経済的窮乏が根本をなして居るもので、争議未前防止の根本的對策としては、小作人並に地主の窮乏化を緩和するが爲めの経済的方策こそその根幹であると考へられるのである。

と對比して注目すべき事と思はれる。

要求事項より見た動向 次に小作人の要求事項の上から十二年度争議の動向を窺つて見やう。

小作人の要求する事項は争議發生原因と同様に争議發生件數とは必ずしも一致しない。従つて同様の見地から曩に説明せる争議原因の内容とも必ずしも一致しない事とよりである。けれども小作人の要求は大體に於て争議發生原因と表裏をなすものであるから、最近の傾向としては前述の争議原因の傾向と一致するから茲では再言しない事にする。

さて、十二年度に於ける小作人の要求の動向を見ると、小作料の關係では、小作料一時減要求件數が最も多く、次いで小作料増額反對、小作料永久減要求件數の順位となつて居る。これを十一年同期と比較して見ると著減せるものは一時減要求、次いで永久減となつて居る。而して小作料増額反對件數が十一年度に比較して増加せる事は原因の項に於て説明せる事と對照して注目すべき事と思ふ。

次に小作権關係の要求事項を見ると、大體に於て小作権關係要求事項は要求事項中主流をなして居るが、地主の土地返還要求に際して小作人側として小作契約繼續を主張して居るものが最も多い。然し十二年度に於ては十一年に比し五〇五件と云ふ激減を示して居ることは注目すべき事であらう。今下に要求事項を年次別に調査した表を掲げて見やう。

小作争議發生原因中小作地引上其他小作権關係の内譯表

種別	件數	總數に對する割合
小作料滞納	八四六	三一・〇%
契約満期	一七二	六・二
小作地轉賣	一九四	七・一
小作地賣却	三六九	一三・五
自作	四五三	一六・六
自	一八六	六・八
感	五一三	一八・八
其他	二七三	一〇・〇
總計	二、七三三	

又これと同時に本争議發生の原因の中には小作人の地位不安定化に基因する争議の發生も争議の全面に織込まれて居る譯であるから、耕作地に關する安定化問題の必要なる事も論ずる迄もない事である。

小作争議要求事項年次別件數調

年次別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	前年トノ増減比較	昭和十二年七月以降
一時的減額	一、八九九	一、三九〇	九六九	△ 三三三	四〇五
永久減額	三〇四	三〇四	一九五	△ 三三三	二九二

種別	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	前年トノ増減比較	昭和十二年七月以降
一時的免除	六	〇	五	△ 〇	一
永久減額	九〇	三〇八	一九三	△ 二六	一
小作料増額反對	八五	一、三三	二〇六	〇 三四	一
込米の廢止	一	一	一	〇	一
小作契約の繼續	二、四七五	三、三三三	二、八八八	△ 五五五	一
小作権確認又は賠償	一三三	三二六	一九四	△ 三三	一
永久小作権の獲得	一四	〇	〇	△ 〇	一
獎勵米等の給付又は増額	一九	〇	〇	△ 〇	一
小作人の特別なる支出に對する補償	五	〇	〇	△ 〇	一
納米の格下俵裝等に對する制限緩和	三	〇	〇	△ 〇	一
組合の自由又は確認	一	〇	〇	△ 〇	一
其他	六五五	七四〇	一〇	〇	一
計	五、四六三	六、〇三六	四、九一三	〇	一

備考 十二年度統計は十三年二月現在の統計による

更に小作人の要求事項に就いて、これを地域別に見ると、次頁表の如く、小作料關係の要求件數は近畿、東海、東北の順で

あり、小作権関係要求事項では、東北區が断然多く次いで關東、東海、九州の順となり、小作料關係に於て最も多數を占めて居た近畿區が最下位の四國に次いで少い事が解る。

農區別に見たる小作爭議要求事項別調

農區	小作料關係		小作權關係	
	昭和十二年七月以降	昭和十二年七月以降	昭和十二年七月以降	昭和十二年七月以降
東北農區	一八六	六九	一、三三八	一七六
關東農區	六三	二七	五二二	一一二
東海農區	二〇九	八七	四七三	一三九
北陸農區	四八	一〇	一五五	一六
近畿農區	三六一	一八六	九五	二四
中國農區	七七	二八	一一一	三一
四國農區	三〇	一一	八七	二七
九州農區	六九	四二	二四三	五二

- 備考 一、小作料關係件數(小作料一時減要求、小作料一時免除、小作料永久減要求件數)  
 二、小作權關係件數(小作契約繼續、小作權の確認又は賠償、永小作權獲得要求件數)  
 三、本統計は昭和十三年二月切現在數による

爭議手段の傾向

小作爭議に際して地主、小作人双方の採る手段は最近時勢の推移と共に特に著しき變遷の跡を窺ふ事が出来る。舊來爭議に

次に地主側の採る手段に就いて見るに、舊來は小作人に對する對抗手段として、地主組合を組織し或は土地會社等を組織してこれが對抗的態度に出たのであるが、最近小作側が著しく消極的態度に出づる様になつてからは、かゝる組織的對抗手段に出づるものも尠くなつて來たが、反面小作側の勢力が弱めらるゝと共に個人的實力手段に出づるものが多くなり、この爲め爭議が意外に悪化することあるは注目すべき事である。

十二年度は事變の影響によつて地主、小作双方の自重により爭議の特に悪化せるものは見られなかつたが、尙地主の個人的實力手段に訴へた結果相當紛糾せるものも見受けられた事は、地主の大いに戒心を要すべき事ではないかと考へられる。

農民組合運動

はしがき

小作條件の維持改善の爲めに、更に積極的には小作問題解決の爲めに小作組合、農民組合が從來各種の運動を續けて來た事は今更述べるまでもない。

けれども十二年度に入りこの小作組合運動の中樞を占める農民組合運動が、從來の小作問題解決の爲めの運動から、更に一步を進めて全般的に自作農を含めた一般勤勞農民の立場に於て運動を再展開せんとする様になつた事は特に注目すべき事と思ふ。

際して小作人側の採る手段は、所謂「土地を農民へ」の旗幟の下に、常に組合を背景に實力に訴へても小作人に有利に解決すべく地主に對して各種の示威的大衆行動を執る半面、爭議が悪化して立入禁止、立毛差押等の強制手段に迄立至つても、小作側は飽くまで大衆的抗争に訴へてこれが打開を計り、往々にして刑事事件すら發生する事も尠くなかつたのである。

然るに近時時勢の變化と共に小作側の採る手段は著しく温健化し、小作料減免爭議の如きも一應毛見の申立を爲し、其上で歩引の折衝を行ふとか、或は組合を背景に集合協定を行ふ等、その行動は飽くまで合法的手段に訴ふる事が多くなつた。而して爭議が紛糾して容易に解決せざる場合には、舊來の如き實力的手段に訴ふる事は著しく減少し、最近では調停手段に訴へてこれが解決に出でんとするものが頗る多くなつて來たのであるが、特に十二年度は事變の影響もあり、小作側も著しく自重し組合に於ける指令にすら「爭議は道義的に且つ平和的に速かに解決すべき事」を指令して著しく妥協的態度を執れる事は注目すべき事である。

又土地返還爭議等小作人の生活上著しき脅威を受くる爭議にあつても、舊來の如き實力的手段に出づる事尠く、所謂調停手段に訴へてこれが解決を計りつゝある模様であるが、愛國派農民組合の中には道義的主張の下に相當積極的且つ執拗に對抗しつゝある事は注目すべき事であらう。

十二年上半期に於ては議會の解散、町村會議員の改選等の爲め専ら選舉闘争を中心に組合の運動が進められたかの感があるが他面之と結び付けて所謂廣義國防の見地から農民生活安定化の問題を取り上げて各種の運動を續けた。

即ち十二年上半期に於ては所謂準戰時體制下に於ける財政の膨脹は「農民の窮乏を一層加重せしむるの傾向あり」(大衆課税の増徴、物價騰貴による農村必需品の騰貴、缺陥價格差による農民生活の困窮化等々)との見解の下に政府の行へる政策は所謂狹義國防なりとし、組合では之に對し廣義國防の建前より運動を續けたのであつた。例へば小作料全國的改訂運動、小作立法制定化の運動等の如きも、皆かゝる視點より運動が行はれたと見てよいのである。

然るに下半期に至り事變の勃發を見るや、内外の狀勢は茲に一轉して、所謂廣義國防も必要には違ひないが、先づ最も必要な事は戰時に必要な人的、物的資源の充實が問題とされる様になり、茲に食糧政策上より見たる銃後の諸活動、軍事上の人的資源たる農民體位の問題等々が新たに中心の問題となるに至つたのである。

従つて農民運動の視角もかゝる時勢の推移に照應して上半期と下半期との間には内容的に著しく異なる様になり、例年の秋季闘争の如きも國內相剋を排除すると云ふ意味に於て著しく消極的となり、これに代ふるに新に國民主義的觀點の下に銃後の諸

活動、其他勤勞農民的立場よりする諸活動が行はれたのであるが、今これ等に就いて少しく詳細に述べて見やう。

農民運動の動向を記述するに先立ち、先づ小作條件の維持改善を目標に組織されて居る小作組合の概勢を述べて見やう。

我國に於ける農民運動の基礎は各地方に於ける單位小作組合にある事は今更述べるまでもない。而してこの小作組合を大別すると、全國的組織を有する農民組合に加入しその指導下に運動を行つて居るものと、かゝる基礎に立たず地方的單獨小作組合として活動して居るものとの二つに分ける事が出来る。

今これを活動そのもの、觀點から見れば勿論系統的組合の指導下にある小作組合の方がより一般的に活潑である事は推斷するに難くはないと考へられるのであるが、而も全面的に見たる小作組合の消長は我國農民運動の動向を見る上に可成り重要な事は云ふまでもない。

從來我國に於ける小作組合は大正十一年全國的農民組合が組織され小作組合運動に一エポックを劃して以來長足の發達をとり、昭和二年に至つては組合數四、三三三、組合員數三四七、四二九人と云ふが如き數字を示したのであるが、爾來これを峠として年々減少の傾向を示して來たのであつた。

十二年度の趨勢を見ると、小作組合數は三、四七一組合小作組合員數は二〇七、二二八名を示し、之を十一年度に比較すれば

その主なる理由に數へられやう。

年 別	昭和二年		昭和十二年		増減(○印は増、△印は減)
	組合數	組合員數	組合數	組合員數	
東北農區	三九	一六、〇八八	三六	一六、〇三四	△
關東農區	二九	五、二八八	五五	三、〇八五	△
北陸農區	六八	四、〇九九	七五	六、四九	△
東海農區	九七	八、〇七六	八二	六、六五五	△
近畿農區	一五	四九、五三四	三四	一八、六八八	△
中國農區	五三	三七、二三四	二七	一七、九四	△
四國農區	四六	五、二九四	一三	一〇、〇七	△
九州農區	一〇	一九、八六八	二五	一三、四〇	△

尙參考の爲め小作組合の最盛期たる大正十五年度と昭和十二年六月現在とを比較して見ると右表の如く、組合數並に組合員數の激減せる地域として近畿、中國、四國等主として關西方面が主であつて、之に反して東北、關東、北陸等の封建的地方勢力の強大と見られる、地方は、組合數に於ては却つて増加して居ることは注目すべきことではなからうか。

農民組合戰線の動向

小作組合の概勢は以上の如くであるが、次に小作組合運動の中核をなす農民組合戰線の動向に就て少しく述べて見よう。我國農民組合運動が舊日本農民組合の創設を基點として勃興

ば組合數の上では二二組合が、組合員數の上では三、六七八の増加を見せて居る事左表にも示す如くである。

小作組合並に組合員數年次別調

年 次 別	組合數	組合員數
昭和六年	三、九一七	二七一、一五四
同 七 年	四、〇六二	二五六、二九七
同 八 年	四、一五〇	二四六、一七二
同 九 年	三、八六四	二三五、〇九九
同 十 年	三、四四四	二〇三、四五四
同 十一年	三、四四九	二〇三、五五〇
同 十二年	三、四七一	二〇七、二二八

然し全般的に見れば未だ沈滞の域を脱せざる状態であり其の理由としては種々の事柄があげ得らるゝと思ふが(一)三・一五、四・一六兩事件發生以來農民が組合組織に危険を感じて組合の再組織をなさんとする者が尠くなつた事(四國香川縣の如きは其の好例であらう)(二)最近小作料減免爭議が著しく減少せる爲と、之等爭議が小作官の活動、警察署の介入によつて解決される事多き結果、農民が組合組織に就て熱意を失ふものが多くなつた事(近畿、中國、東海地方に於て組合員數の減少せるは此の結果と思はれる)(三)最近小作權關係の爭議が續出の情勢にあるがこれ等爭議は個人的爭議多き爲具體的に組合の組織擴大化にまでは立至らないものが多い事(東北地區は必ずしも然りと云へない)等も

し、それが今日の農民運動を築き上げる上に重要な基礎となつた事は、今更述べる迄もない事であらう。

爾來我國農民組合運動は時世の推移、變轉に照應して幾多の消長を見せて來たのであるが、滿洲事變勃發を契機として勞働組合戰線と同様愛國主義、日本主義を標榜する、所謂愛國農民組合の誕生を見るに至り、茲に我國農民組合の陣營は所謂舊來の小作人解放を第一義的に行はんとする陣營(左翼)北日本農民組合中間—全國農民組合 右翼—日本農民組合總同盟)と全體主義的觀點から勤勞農民の解放を行はんとする陣營(日本農民組合、皇國農民同盟、愛國勞働農民同志會系皇農組合)との二派に分れて對立を續けて來たのであつた。

愛國農民團體協会の結成 而して十二年度も依然この體制は續けられ各派は各々その指導精神に準據して運動を續けて來たのであるが、二月に入り日本農民組合九州同盟會々長稻富稔氏は日農會長平野力三氏、幹部北山亥四三氏と謀つて、愛國農民團體の戰線統一を企圖し、皇國農民同盟理事長吉田賢一氏にこれが提唱をなしたる處、兩者の意見の一致を見るに至り、七月大阪に於て兩派の連絡協議會を開催せる結果、兩團體は「今後政治闘争は勿論の事、日常闘争に於ても可能なる限り連絡を密にし戰線統一に努力する」旨の申合をなし、之が連絡機關として愛國農民團體協會を結成したのであつた。

即ち十一年愛國農民派陣營に於ては——日本農民組合は別と

し——愛國農民戦線の全国的統一運動を企圖したのであるが、結局關東派のみが愛國労働農民同志會に走り、全的統一は中絶さるゝに至つたのであるが、茲に其後の動向を注視されて居た關西派が日本農民組合との間に新しく協議會を締結し其の將來の方向を明かにした事は、愛國農民戦線の將來をトする上に誠に重要な事であらう。

全農、日農總同盟の統一運動 斯くて我國農民戦線の状勢は上半期に於ては所謂愛國農民戦線を中心に微妙な動きを見せて居たのであるが、下半年支那事變勃發と其後に於ける思想界の動搖につれ、寧ろ今まで靜觀を保持して居たかにさへ見られて居た所謂左翼的農民戦線に一大動搖を捲き起し、茲に全農、日農を統一せんとする新たなる統一運動が擡頭するに至つたのである。

七月蘆溝橋に於ける日支兩軍の衝突事件に端を發し、全国的に擴大化する支那事變は、誠に我國政治、經濟其他の各界に重大なる影響を與へたのであるが、これが思想運動、惹いては農民運動の上に與へた影響も決して尠くない。殊に從來小作農民解放を使命として階級的運動を續けて來たと見られた全國農民組合、北日本農民組合の如きは、舊來の階級闘争主義は戰時體制下に於ては國內相刻を増大せしむると云ふ意味に於てその運動を抑壓せられんとするの氣運に逢着するや、實踐的には次第に運動の基調を階級對立主義から、國家主義、國民主義的立

場に置き換へんとしたのであるが、殊に年末人民戦線事件に若干の被疑檢舉者を出してからは、この誤解を除く爲め、積極的に聲明書を發表して轉換の意を明かにしたのである。即ち今參考の爲め兩組合の發表せる聲明書を掲ぐると左の如くである。

(イ) 全農の轉換聲明書

全農に於ては十二月二十九日の緊急常任委員會に於て左の如き聲明書を發表した。

聲明書

我等は過去の運動方針を再檢討し、小作組合型を放棄して統後農業生産力の擴充と農民生活安定の爲めに、勤勞農民全體の運動に再出發せんとす。

其の第一歩として國體の本義に基き反共產主義、反人民戦線の立場を明確にせる社會大衆黨を支持し、黨支持の全農民團體との統一を計り、進んで産業組合、農會その他大衆的農民團體とも提携し、戰時戦後の農業國策の確立に積極的協力をなさんとするものである。

(ロ) 北日本農民組合の新行動綱領

人民戦線運動に捲込まれた北日本農民組合の殘留幹部は組合建直し工作に奔走中であつたが、昭和十三年一月十九日本部事務所代表者會議を開催して懇談協議の結果、左の行動綱領を決定した。

一、北日本農民組合はわが國體觀念を基調とし國情に即したる上下協和の日本傳統の精神を以てその行動とする  
一、農民自重、共存共榮の徹底

- 一、勤勞による生産擴充と合理的生産並に分配
- 一、非常時農村政策の徹底と完全なる社會立法の制定
- 一、合理合法の遵守と漸進的改新の遂行
- 一、反國家主義思想の撲滅(共產主義マルクス主義思想並に急進的破壊行動排撃)
- 一、國家非常時局に積極的協力し、且つ國民精神總動員の強化を圖る

一、軍備の整備と英ソの東洋侵略の防止と抗日蔣政權の打倒  
以上の聲明にも見らるゝ如く、我國に於ける左翼的農民組合戦線に於ては國家非常時局に直面して舊來の階級對立主義を拋棄して國民主義、國家主義への一大轉換を行つたのであるが、それは單に思想的轉換のみに止まらず、茲にかゝる轉換を契機として全農と日農との間に新に統一運動が促進されるに至つたのである。

即ち全農に於ては十二年十二月轉換の聲明を發表すると共に日農總同盟との合同に就いても積極的に合同の提唱をなし、この合同問題は各組合別に協議が行はれたが、十三年一月八日合同に關する懇談會を開催して左の如き申合せをなすと共に、更に二月六日には新農民組合結成協議會を開催して左の如き諸決定をなしたのであつた。

(イ) 申合せ

一、農民運動の新方針確立のために、全國農民組合と日本農民組合

總同盟との合同を期し兩組合代表を以て合同促進委員會を組織し合同の圓滑を期するものとす。

三、中央合同促進委員會は隨時會議を開き農民運動の新的目的並に新運動方針を協議するものとす。

四、山形、富山の兩組合とは中央合同促進委員會が隨時連絡をとり合同の促進を計るものとす。

(ロ) 大日本農民組合の結成協議會

更新せる全國農民組合では、日本農民組合總同盟(組合正式代表ではない)山形縣、富山縣、兵庫縣各地方農民組合幹部と共に、二月六日午後二時より社會大衆黨本部會議室で新農民組合結成協議會を開催し左の如き決定をなした。(なほ新組合の本部は社會大衆黨本部内に設置する事とした。)

一、組合名……大日本農民組合

一、綱領……一、我等は勤勞報公の精神に基き、徳性を養ひ、識見を啓き以て農村文化の完成を期す。二、我等は相互扶助の力により農村生活の改善を圖り技術を研ぎ、農業生産力の維持増大と共同福利の増進を期す。三、我等は我が國情に立脚し資本主義の改革を促進し以て合理的なる新農村の建設を期す。

一、新組合役員……組合長杉山元治郎、副組合長保留、主事三宅正一、理事三輪壽壯、角田藤三郎、前川正一、川俣清音、田原春次、今井一郎(二名保留)

乍併本合同に關し新組合では全農の反社大派の除外と云ふ事が條件となつて居り、日農總同盟内部に於ても全農との合同と



反對する一派がある等、合同を通じて兩組合共相當内部的に分裂の危機が現れて居る様である。

而して全農内に於ける反社大派は目下の處如何なる動向を示すや疑問とされて居るが、一面に於て、曩に全農を脱退せる新鴻縣聯村隆一氏等は別に長野縣代議士小山亮氏、中原謹司氏等と聯絡して愛國革新新農民組合運動に邁進するとの事で、既に十三年二月十三日には左記の如き日本農民組合聯盟の綱領を決定したが、これと關聯して全農反社大派並に日農總同盟離脱派の動きがある等の噂があつて、目下の處無産派農民組合は合同を通じて頗る多事を極めて居る。

日本農民聯盟の結成委員会

長野農民更正聯盟、新潟農民聯盟、山形農民同盟を中心に茨城、千葉、山梨各農民團體を(十六)を以て結成された日本農民組合聯盟では十三日委員会を開催して次の如き政策、綱領を決定した。  
一、綱領……一、日本建國精神に基き資本主義の改革と國民共同體の完成を期す。二、農業の公益を確認し全勤勞農民大衆の自主的組織の確立、農村の生産力擴充文化の向上を期す。三、大亞細亞主義を信條となし東洋民族共和運動の展開進歩發展に努む。  
一、政策……一、營利主義經濟より公營經濟へ。二、兵農一致強力なる國民組織の樹立。三、金融資本の農村浸潤反對(外六項目省略)

以上我國農民組合戦線は十三年度に於て愛國派戦線に於ては

備考 (1)全農反社大派と見らるゝ組合は福佐聯合會、兵庫縣聯合會、奈良、青森縣聯、大阪府聯の一部と見られてゐる。

(2)日農の合同反對派としては東京府聯並に神奈川縣聯の一部と見られてゐる。

主要農民運動

農民の自主的な運動は多岐多様に互りこれを一概に論ずる事は困難である。けれども一般的には農民組合の行ふ運動が最も代表的であり、この運動を見る事によつて農民運動の主流を察知し得らるゝと思ふ。

十二年度に於ける農民組合運動は曩にも述べた如く、大體に於て上半期に於ては選舉運動が最も主要な運動であり、同時に廣義國防的見地から農民生活安定化を目標に運動が行はれたと見てよい。而して下半期に於ける運動の中心は何と云つても應召兵士遺家族に對する扶助運動が最も中心であり、同時に生産的擴充の視點より見た勤勞農民生活安定化の運動が、國民主義的觀點より行はれたと見てよい。

要するに廣義國防から生産力擴張へ！階級的小作農民解放の運動から國民主義的勤勞農民解放への運動轉換こそ十二年度に於ける農民運動の流れであらう。

次に各組合の行へる具體的運動狀況に就て少しく述べて見よう。

選舉に關する運動 上半期に於ける農民組合の運動中最も中

皇農(大阪)、日農との統一協議會が成立し、又後半期に於て時局を反映して組合の指導精神が變更されると共に日農總同盟と全農との合同が進められる等頗る多忙を極めて居るが、一面に於て農民組合の指導精神が斯く相接近して來た事は組合戦線を一層複雑化し將來の動向に就ての觀察を一層不明瞭にするものと考へられるのである。

今参考の爲め主要農民組合の現狀に就て略述すると左表の如くである。

組合名	創立年月	主要幹部	主要組織	支持政黨	摘 要
全國農民組	昭和三年五月	執行委員長 杉山元治郎	全 國	持 社大黨支	目下兩組合同進行中
日本農民組	昭和二年三月	會長 鈴木文治 執行委員長 片山 哲	東京、秋川、神奈	持 社大黨支	新組合は大日本農民組合と決定
日本農民組	昭和三年七月	會長 平野 力三	山梨、福馬、阿、群馬	持 皇道會支	愛國農民團體協議會(十二年七月)
皇國農民同	昭和八年十二月	理事長 吉田 賢一	大阪、兵庫、和歌山、奈良	なし	
愛國勤勞農民同	昭和十一年十一月	農務部長 中澤次郎	愛知、山形、新潟	なし	
日本農民聯	昭和十三年三月	小山 謹司	長野、山梨、茨城、山形、新鴻、千葉	なし	

核をなすものは選舉運動であらう。林内閣によつて第七十議會が突如解散さるゝや、無産團體、愛國團體等は共に自派勢力を議會に反映せしめんものと各々の所屬政黨、團體を背景に出馬したのであつたが、所謂經濟的闘争團體としての農民組合に於ても選舉闘争は勤勞農民大衆を基礎とする政治の確立なりとの見解から、所屬政黨、團體と提携して選舉に對する活動を行つたのであつた。

例へば無産派農民組合中主流をなす全國農民組合、並に愛國派農民組合の愛知皇國農民組合同盟の如きも、左の如き指令或は對策を決定した。

全國農民組合の選舉に對する指令

農村において我が全農組合員若くは關係者は勿論のこと、廣く勤勞大衆を代表する人々の出陣に對して、資金なき我々は言論戰を主とし、社大黨、その他無産團體と協力しつゝこの一箇月を全國的に戦はねばならない。

全農の掲げる政策、スローガンは地方により出來得る限り具體的に示されなければならないが、中心となるものは次の如きものである。

全農の掲げるスローガン

- 一、働く農民に土地と生活を保證せよ。
- 一、農地法反對、小作法、小作組合法即時制定。
- 一、土地價格吊上げ、自作農創設維持反對。
- 一、國民健康保險法即時制定。

- 一、中央地方を通じて勤勞者本位に税制を改革せよ。  
(働く農民の税金を安くせよ。)
- 一、一切の農業團體を勤勞農民の手へ。
- 一、農村の更生は全農の手で。
- 一、ファッショを農村から叩き出せ。
- 一、林超然内閣打倒。

愛知皇國農民組合同盟の選挙方針

- (イ) 反國體的現状維持諸勢力政黨財閥其他一連の民主主義的勢力打倒の輿論喚起に努むること。
- (ロ) 赤化運動の走狗賣國的國賊政黨及極左的農民組合其他一切のマルクス主義に基く運動の徹底的掃滅を期すこと。
- (ハ) 國體明徹の現實的具現、維新斷行に依る皇道日本の確立を期すこと。

(ニ) 選挙投票は國體の本義に基く方法を以て當日日本臣民たるの態度を具現する様努力すること。

而して本選挙闘争に於て主要農民組合を背景に當選せるものは、全農を背景とするもの十一名、日農を背景とするもの一名其他地方組合二名計十四名であつた。

即ちこれを前回と比較して見ると、今回は七名の増加となり、この意味に於て本選挙闘争は前回に比し多大の成果を收め得たと見る可きであらう。

次に町村會議員に對する自治體の選挙運動に對しても、十二年は改選期に當つた爲め相當の活動をなした様である。

化しつつある事等の理由により此際全國的小作料改訂運動を起すこととしたのであつた。而して全農に於ては、二月の第十六回大會に於て、かゝる視點から小作料全國的改訂運動を起す可き方針を決定したが、更に七月六日の第二回中央委員會に於て「地主の負擔が大體三割軽減されると云ふ推算より小作料を三割引下げ、小作料を多くとも收穫の三分の一に止めよう」と云ふが如き一般的基準を示したのである。然るに支那事變勃發以來國內相剋を排除すると云ふ氣運が濃厚となるや、かゝる意味での争議の激發は可能なる限り手控へる様になり、他面從來此種争議は分配上の公正化と云ふ視點より起されて居たかの感があつたが、事變勃發以降は新に生産力擴充の視點より本争議を行はんとするの形勢を示し、全農の如きも十一月の中央委員會に於て、

(イ) もつれる争議に對しては、事變下農業生産力の維持増進の建前、即ち耕作農民の生活と土地不安を除き次年度農業生産を保證せしめるといふ建前から、交渉の手をゆるめず速かなる解決をはかるやうにする。

(ロ) もつれた争議の解決促進や小作料減免の基準や應召軍人遺家族の小作條件等につき協議するための府縣單位の懇談會を全農から當局へ持ちかけて、問題の平和的處理をはかる。

等の決定をなし、平和的道義的に、且つ國民主義的の見地より本運動を起さんとする様になつた事は注目すべき事であらう。

全農に於ては本回を以て創立以來四回目の選挙を迎へたるも過去に於ける活動は一般的に見て不振であつたとし、本選挙戦に於ては全農の發展の基礎となるが如き活潑なる運動が必要なりとて、二月行はれた年次大會では府縣、地區、或は支部を單位に選挙對策委員會を樹立し、「町村會を勤勞農民の手へ」「農村更生は全農の手へ」等々のスローガンの下に本選挙を果敢に闘ふ事を決議した。

而して選挙は結果的に見れば大體に於て總選挙に於ける程の成果はをさめ得なかつたが、當選議員は議員團を組織して積極的な活動をなした所もある。

尙選挙後總選挙に於ける當選議員、府縣會議員等もそれ／＼議會、府縣會に於て、十二年は特に生産力擴張の視點より活潑な活動を行つたが、此處では省略する。

小作料に關する運動 イ 小作料改訂運動 小作料減免に對する運動は小作人の經濟的利益擁護伸張の運動中核的な運動で農民運動勃興以來組合の日常闘争としては最も重要な地歩を占て居るものであるが、十二年度に於ては不作凶作等に於ける例年の減免闘争と云ふ事よりも、(一)第七十一議會に於て通過を見た地方財政給付金並に昭和十三年度より行はるゝ土地賃賃價格改訂等によつて地主の租税、負擔が著しく軽減される事、(二)十二年上半年期に於ける物價騰貴の趨勢は農村に於て肥料農具その他日常生活必需品の騰貴を招來せしめ農民の生活は一層窮迫

又岡山縣下に於ては争議に際し組合が主體に集團調停の運動を起した事は特記すべき事であらう。

米穀検査規則改訂要求運動 小作人の利益擁護と云ふ建前から、農民組合が今一つ起して居る運動としては、米穀検査に對する改訂要求運動がある。

即ち本検査制度の實施は、地主に取つては小作料の商品價値を高め有利であるが、小作人としては調製、勞力等々に於て多大の失費を招來するのであるから、小作側としては一面に於て獎勵米の増加又は小作料等級格下、罰米廢止の運動を行ふと共に他面規則の改正、或は國營化の運動を行つたのである。

例へば全農に於ては(一)近時農産物一般に關する生産過剩の傾向より各府縣間の競争激甚を極め甚しきは一俵に對し一升位の増量を強制する府縣が尠くない。(二)重要國策たる米穀検査に於て検査手数料徴收をなし、それは無産者に轉嫁するのみならず全國數府縣を除き米検査費用は府縣民の負擔となつて居るが如きは不合理なりとの見地から、速に國營化實現をなす事を決議すると共に、其の下に於て米検査制度は左の如く改正さるべき事を決議して居る。(第二回中央委員會)

- (イ) 検査の目標は食味、貯藏兩建とす
- (ロ) 重量制十六貫
- (ハ) 俵裝は縣内消費は一重俵、縣外移出は二重俵裝、編方は農民の任意とす
- (ニ) 検査標準の決定は農民代表及技術員による構成
- (ホ) 等級は三等級格外を設く
- (ヘ) 格差は石一圓を適宜地方の情況により

分つべし (ト) 單式任意制 (チ) 産地現場検査 (リ) 検査手数料撤  
 廢、費用は全額國庫負擔 (ヌ) 検査手数料地主負擔  
 尙十二年度に於て馬鈴薯の強制検査、産業組合統制反對の運  
 動が數府縣で行はれた事も注目すべきであらう。  
 耕作權確立に關する運動 耕作權確立の運動は農民組合運動中  
 最も重要な運動である。

十二年度に於ても小作爭議一般の状況は、依然として土地問  
 題を中心として發生を見て居るとなし、農民組合に於ては各地  
 に於ける爭議と關聯して本運動を進め、特に廣義國防的見地か  
 ら全農、日農等の如きは社大、日本勞働組合會議と協力して議  
 會に對し小作法制定に關する請願運動を行つた。

而して事變勃發以降は、新に生活力維持擴充の視點より小作  
 料減免運動と共に本運動を起さんとしつゝある事は注目すべき  
 事であらう。

尙第七十一議會に於ては農地法案、本議會には農地調整法案  
 が政府に於て提案せらるゝや、前者に對しては 一、前段の自  
 作農創設維持規定の如きは地主の土地賣逃げ策の合理化であ  
 り、二、後段の小作關係規定には(イ)相當小作料、(ロ)作難料  
 (ハ)小作組合法認、(ニ)契約最短期間、(ホ)小作料の分納立毛  
 差押へ立入禁止等の重要規定が缺けて居るとして議會に於て反對  
 的態度を採つて居り、後者に就ては日農の如きは 一、農地法  
 の根幹たる小作關係に關する規定が殆ど削除されて居る。二、

今回の法案は小作調停法の強化である。三、該案は生産力擴充  
 に重點を置いて居ると云ふが耕作者を擁護せずして生産力擴充  
 はあり得ない等々の反對意見を出して居る。  
 更に本法と關聯して全農大阪府聯に於ては小作調停法運用に  
 關し農村關係係官に對し左の如き陳情書を提出した。

記

- 一、調停の公正を期する爲め調停委員に小作人を選任する事。
- 一、一切の調停を爭議發生現地に於て行ふ事。
- 一、調停條項中に土地取上げに關する條項を加へざる事。
- 一、無期限及長期の調停を爲さざる事。
- 一、調停委員會に於て小作人に對して威嚇的態度に出でざる事。
- 一、白紙委任及調停取下げを強制せざる事。
- 一、農民組合關係小作調停に農民組合代表及農民組合顧問辯護士を  
 小作代表として正式に調停委員會に参加せしむること。

勤勞農民生活安定に關する運動 我國農民組合運動發展の歴史  
 から見ると、初期に於ては所謂階級的立場に於ての小作人解放  
 運動を主軸に運動が行はれて居たかの感があつた。然るに其後  
 無產政黨の出現、更に近くは愛國的農民組合運動が行はれる様  
 になつてからは、組合運動はより廣汎化し、先年來の農村恐慌  
 襲來に際しては全面的に農村窮乏打開の運動等が行はれたので  
 あつたが、殊に十二年度に於て各農民組合が所謂勤勞農民を對  
 象とする運動に轉換してより、かゝる勤勞農民の全體的運動は

今後一層促進せらるゝやにさへ見られるのである。

さて、然らばかゝる觀點に立つて十二年度行はれた運動は如  
 何なる運動かと見るならば、先づ事變を對象として最も活潑に  
 行はれた出征兵士遺家族生活扶助に關する運動、飯米貸下、産  
 業組合大衆化運動、其他電力、肥料の國營化運動、國民健康保  
 險、農業保險法制定運動等々各種の運動が掲げ得らるゝが、今  
 これ等主要なるものに就て述べて見よう。

イ 應召兵士家族生活扶助並に銃後後援運動 十二年下半期  
 に於ける農民の運動中最も特筆すべき運動は應召兵士家族生活  
 扶助、銃後後援の運動であらう。

本運動は從來貧農兵士家族生活保護に關する運動として、農  
 民組合では年次大會に於てそれ／＼決議をなして居たのである  
 が、今次に於ける運動は事變の影響と、農民組合の思想的轉換  
 等の爲め、特に産業組合、農會等とも協力して本運動を進めた  
 事に多大の意義があると思ふ。

而して各組合に於ける活動方針は、大體に於て(一)應召兵士  
 農家の耕作的援助、(二)負債・借金利子支拂の延期、村税・農會  
 費の免除、産様組合の利用等資金的援助、(三)政府米の拂下、  
 電燈料の免除等の生活的援助、(四)小作料の減免、小作地の安  
 定等小作條件の緩和の四つの運動に分けられると思ふが、今各  
 組合のこれに對する具體的方針を示すと左の如くである。

一、全國農民組合

- 1 支部では皆が手傳つて草とりやら刈入れの仕事をやらねばなら  
 ない。更に細々とした仕事の順序や先々の事まで相談相手になつて  
 行かねばならない。  
 尙この仕事は組合員の家族のみに限らず組合員外の人にも及ぼさ  
 ねばならぬ。
- 2 青年部は青年團其他各團體へ呼びかけて共同耕作をしなければ  
 ならぬし、土地の事情によつてはこれ等の仕事に對しては出来る  
 だけ協力すべきである。
- 3 産業組合でも農會でも事變對策を明らかにし、貸付金の償還延  
 期、利子輕減、支拂延期、資金の供給、農業機具の新設擴充、市  
 町村税の免除、電燈料の免除、政府米の安價又は無償拂下げ、各  
 種農村施設の擴充、小作地の安定、小作條件の緩和等に對して實  
 行又は斡旋することになつて居るのであるから、これ等團體と積  
 極的に提携し努力しなければならぬ。而してこれ等の仕事につい  
 ては常に勤勞農民の生活安定を目標に運動せねばならぬ。
- 4 軍馬編入が行はれた所では村なり、部落なりでは牛馬の共同利  
 用を計畫せねばならぬ。又農具についても同様である。更に農具  
 や牛馬の得られない家族では農會、産業組合等を動かし得らるる  
 様努力しなければならぬ。
- 5 支部ではいつも應召兵士の家族が借金で苦しむ事のない様充分

の聯絡を取り問題が起つたらすぐ解決する様努力せねばならぬ。又飯米不足の場合には政府の拂下げに就いて村當局を動かし活動せねばならぬ。

6 應召兵士家族が税金で苦しむ場合には全農や社大ではこの税金免除の要求をなさねばならぬ。農會では農會費免除を決定し、町村でも多くは税金免除の要求を容れて居る。又電燈料ガス料金の如きも料金を免除すべき様要求すべきである。

二、日本農民組合總同盟

△達示(七月二十八日)

- 1 各町村役場に對し彼等の生活保證のため食糧配給醫藥職業輔導居住等日常生活の萬端につき萬遺漏なきを期する様要請すること
- 2 各町村が軍事扶助法の適用職業保證等につき如何なる活動をなすかあるか嚴重監視すること。
- 3 組合員有志を動員して慰問金募集、家族慰問をなすこと。
  - (1) 街頭運動には所轄警察署に認可を求むること。
  - (2) 慰問金箱に嚴重封印警察の判を受くること。
  - (3) 箱の開封計算には警官を立會はしむること。
- 4 組合員中の出征者の家族に對しては耕作草取り收穫等努力による援助、精神的援助に萬全を期すること、各自の能力に應じて貧しい者苦しむ者お互に同じ世の中に助力しあふ所に犠牲友情の花は咲き、我等が目指す明日の新社會の基礎は築かれる。同志の協力!! 相互扶助を待つ。
- 5 各支部員は農業は一國食糧生産を目的とする公益事業であり、

我等は公益事業の従業者であり、我等の團體は公益團體であるとの確信の上に毅然として歩まれることを望む。非常時の波の高揚と共に資本家地主は之を好機として非國家的と云ふ名目の下に我等の組織を破壊し逆襲的態度に出づることは滿洲事變當時の争議件數の増加に依つても之を知る。我等は不當なる攻撃は斷乎として之を撃滅せねばならぬ。

三、日本農民組合

△指令(九月二十二日)

- 一、出征家族の勢力不足を協同一致で補ふこと。
  - 一、出征家族用の政府米拂下については政府當局に於て相當考慮を拂はるべきに付、村當局と打合せて適切なる方法をとられたい。
  - 一、馬匹徴發による堆肥不足に就いては肥料購入の方法を樹てられたい。
  - 一、借金問題、小作料問題、醫藥等については相當ハッキリした態度で臨むこと。
  - 一、税金、無盡掛金等の出費に就てもよく相談してもらひたい。
- 四、皇國農民同盟
- 皇國農民同盟並に皇國勤勞者同盟では顧問、理事長の連名を以て八月共同聲明書を發表したが、右の内出征兵士家族生活扶助に對しては左の如き方針を示して居る。
- 我等茲に各位の愛國心に訴へ兵士の家族をして一人も不幸ならしめぬやう積極的に次の事項の實行を是非御願ひします。
- 一、兵士の家族の生活調査を基礎に具體的に問題を處理されたし

- (イ) 地主各位は小作料を免除又は減免して下さい
  - (ロ) 町村會は戸數割を減額又は免除して下さい
  - (ハ) 借金は支拂猶豫又は免除して下さい
  - (ニ) 家賃を免除又は減額して下さい
  - (ホ) 借主は家族に給料を支給して下さい
  - (ヘ) 病院、醫師、藥劑師、助産婦等は診察、治療、投薬、出産等に奉仕して下さい
- 左の問題は出征家族の最大の負擔となるので關係各位の愛國的犧牲精神を促し、共鳴と協力させねばなりません。
- 二、田畑の耕作、其他の手助けには勞働奉仕すること
  - 三、適當な方法で極力義金を募集されたし
  - 四、町村當局(役場、村會)の機關を鞭撻し活用されたし
  - 五、五人組を作られたし
- 之は生活の基礎である。規則も何もいらぬ。向ひ三軒兩隣を標準に一組を作り永久に兄弟愛を以て扶け合ふこと。
- 以上の事項は地方の事情、個々の家庭の事情によつて種々に異なる場合もあるので速かに適切なる方法を講ぜねばなりません。

國民精神總動員運動 政府は現下の時局に對處すると共に、今後持續すべき時難を克服する爲め一大國民運動を展開すべく、九月三十日これが中央聯盟の結成をなしたが、農民組合では全國農民組合杉山元治郎氏、愛國農民團體協議會では平野力三氏、愛國勞働農民同志會より松本勇平氏が各組合を代表してこれに参加した。

即ち政府の提唱せる運動に對して農民組合が積極的に参加せるはこれが嚆矢であり、かゝる意味に於て本運動は誠に注目すべき事と思ふ。

ハ 飯米貸下運動 米を生産する農民中にも、從來凶作其他肥料資金缺乏等の爲め飯米の缺乏を訴ふるもの多く、農民組合としてはかゝる農民の窮乏打開策として、從來しばしば飯米貸下げ運動を續けて來たのであるが、十二年度に於ても全農を始め各農民組合は共に飯米の貸下げ或は廉價拂下運動を行ひ、本運動を前送せる出征兵士家族救援運動と關聯して行つた事は注目すべき事であらう。

尙東北皇國農民同盟に於ては六月二十一日代表者をして農相に左記飯米貸下陳情をなした事は特記すべき事である。

陳情書

山形縣下農村民の約八割は今日飯米に缺乏致し、一例を東置賜郡下に見るも既に一萬俵の青田賣の實情に有之候。而して右青田賣買價格一俵五圓收獲期迄の利息買買價格の五割と言ふ常識を以て考へられざる如き農民搾取の取引が公然と行はれつゝある次第に候。加へるに本年の作柄も亦不作を豫想され、農民民の不安動搖は憂慮す可き事情に有之候。此際特別の御考慮を以て全縣下貧農の翹望する飯米の貸下を實施し以て「明日の飯」におびゆる縣下農村民の安堵と光明の御仁政をたれ賜度此段及陳情候也。

昭和十二年六月二十一日

東北皇國農民聯盟

二 負債整理に關する運動 農民組合に於ては從來様々な形態に於て(例へばモラトリアム運動等)借金闘争を行つて來たのであるが、負債整理組合法が制定さるゝや組合では一般的に同組合への積極的參加方針を樹て、負債の遞減、負債條件の緩和等に關する活動を行ふと共に、更に積極的には一、恒常的農村負債整理金庫の設置、一、融通條件の緩和及擴大、一、低利簡便なる農村金融機關の設置、一、高利貸及び悪ブローカーの徹底的驅除等の闘争を起したのである。而して本運動に就ては十二年度は出征兵士家族扶助運動と平行して行ひ、特に日本農民組合總同盟に於ては具體的に活潑な運動を行つて居ることは注目すべきであらう。

ホ 電燈料金値下運動 電燈料金値下の問題は農家經濟上よりも農業經營上よりも重要な問題とし、過去に於て農民組合では本値下の運動を行つて來たのであるが、十二年度に於ては五箇年の認可期間が満了し新料金制の認可を要する爲め、これを機會に値下運動を行ふべく、全農の如きも社大黨と協力して各地の町村會をして電燈電力料金の値下、休燈料、器具料金の撤廢等を決議して事業會社へ要求したのであつた。

而して支那事變勃發と共に、更に應召者家庭の電燈料金値下運動を新しく展開し、又今議會に於ては政府の提案せる電力統制法に對し積極的にこれが通過の運動を起しつゝある事は注目

すべきであらう。

ハ 産業組合大衆化運動 我國に於ける産業組合運動は自主的發達の経路をとらず官僚的指導の下に地主富農の組織として發達して來たものである。従つて指導権はこれ等階級的手中にあつて貧農は産業組合の經濟的利益は殆ど享受する事が出來ないとし、農民運動の初期時代には官僚的産業組合反對、自主的産業組合設立の旗幟の下に運動を行つて來たのであつたが、最近に於ては過去の經驗により自主的經營の失敗に歸せる事多きに鑑み、組合では新しく既設農業組合に積極的に働きかけ、これが大衆化運動を起すに至つたのである。

即ち全農の如きも「未組織貧農を積極的に參加せしめ、産業組合に於ける比重を大ならしめて産業組合の自主化、大衆化を圖ることに努めねばならぬ」として十二年度大會に於てこれが大衆化の方針を明示して居る。

尙此の外農民生活安定化運動としては、大衆課税反對運動、醫藥國營化運動、農業保險法制定運動、肥料國營化運動等があり、肥料に關する運動としては、皇國農民同盟(大阪)の如きは大阪に於ける人糞をトラック二臺にて各村に配給すると共に、(一)農村の肥料壺に對し補助金の下付、(二)人糞汲取りを市營化にして配給を促進すること等の決議をなし、これが陳情を行つて居るのであるが、餘白も無いのでこれ等運動に就ては省略しよう。

組織宣傳運動 其他組合の運動としては組合自體の組織の擴大化を目標とする組織宣傳的運動がある。十二年度行はれた運動としては例年に比してさまで變化は見られないが、全農に於ては大衆黨の全國遊説計畫と平行して八月各地に於て宣傳遊説を行ふ事に決定したが、これは事變の發生の爲め中止の已むなきに立至つた。

又五月一日のメーデーに際しては、今年には治安その他に於て禁止さるべき事情なしとし、全農は「無産團體と提携しビラ、傳單、集會、共同耕作、屋外集團行進、ピクニック等々の方法に依つて農村に於て勞働することによつてのみ生活し得るもの」の當面の要求を訴へ、大同團結の必要を叫ぶためにメーデーを生かさねばならぬ」との見解の下にこれが指令を發したが、これも遂に中止の已むなきに至つた。又愛國派農民組合では建國祭に際して他團體と合流して示威運動を行つた。

又愛國勞働農民同志會の如きは各地に演說會を開催してその主義の宣傳を行つたが、殊に大阪に於ける皇國農民同盟に於ては「將來地方農村の指導者として、精神的思想的實踐的農業訓練をなし、團體思想を堅持し、農村の現状と皇國の前途を憂へ、時難に赴く人材を求むる」を目標として皇農道場の設置を計畫し、着々これが實踐をなしつゝある事は注目すべき事であらう。

尙各組合に於ては例年の事乍らその組織宣傳等活潑な活動を

行ふ爲め、大會に於て新聞の發行、會費完納等々の決議を行つて居る。

地主組合並に協調組合運動の動向

以上農民組合運動の概要を述べたが、次に農民組合運動に對抗し勃興した地主組合運動並に小作爭議對策として勃興せる協調組合運動に就いて極く概略述べて見よう。

地主組合運動は沿革的に見ると小作組合の運動よりも古く、舊來は小作人との親善融和、小作人の保護、農事の改良發達等を目的とする専ら溫情的施設運動として發達して居たのであつた。然るに小作組合運動が階級的色彩を帯び地主との對抗的團體として發展するに及び、地主の中にもこれが對抗的運動の必要を痛感する様になり、爾來小作組合運動の發達と共に勃興を見る様になつて來たのであるが、最近小作組合の運動が著しく沈靜化すると共に漸次その必要を認めなくなり減少の傾向にある事次頁表にも見らるゝ如くである。而して十二年度に於ける傾向を見るに依然として同一的傾向にあつて組合員數の上では十一年に比し、二、〇一四名の減少を見て居る。

又地主組合の直接行ふ運動としても、十二年度は小作組合が著しく妥協的態度に出て居る爲め、特に注目すべき動向とは見られないが、小作料減免に際しても同一歩調を採る様努むると共に調停委員會に於てもその歩調の一致に努めつゝある事は

消極的な動向乍らも最近の傾向として注目すべき事であらう。又土地會社等によつて對抗せんとする地主の運動も最近は著しく沈衰的傾向にある。

次に協調組合運動であるが本運動は農民運動の發達に促され地主、小作間の紛争防止を目的として漸次増加の趨勢にあつたが、本運動も數年來小作組合運動の沈靜化、小作調停の普及徹底、其他農村更生運動の進展等の爲め漸減の傾向にある事下表の如くである。

地主組合、協調組合年次別調

年次	地主組合		協調組合	
	組合數	組合員數	組合數	組合員數
昭和七年	五三九	四五、三〇四	一、二七三	一五五、五四六
同 八年	五一九	四二、一一〇	一、二七八	一五三、〇〇四
同 九年	四七六	三六、七〇〇	一、三〇九	一五二、七四七
同 十年	四四五	三四、一八六	一、〇五八	一三九、七四二
同 十一年	四二八	三一、九三八	一、〇六七	一三三、七五八
同 十二年	四四八	二九、九二四	一、〇五九	一二三、五七六

## 勞 働 者 教 育

### 勞働組合、無産政黨の教育

昭和十二年七月、北支の一角に端なくも勃發した支那事變は現地解決、不擴大方針より一轉して長期戦に移行するに及んで、國內の諸々の組織は直ちに戦時體制に改められ、一切の行動は戦捷目的への一步一步と組變へられていつた。

既に滿洲事變以來その方向を決定しつゝあつた我國勞働運動の大勢も亦從來の行きがかりを一抛して、國民精神總動員の一翼に馳せ参じることゝなつた。

勞働運動と相互に表裏の關係をなして行はれて來た勞働者教育も亦従つてその内容及び性質の上に大なる變化を來したことは云ふを待たない。階級闘争の尖鋭な闘士を養成することを目標として行はれてゐた教育は今や完全に姿を消して、健全な勞働組合の後継者を作る爲に時局下の政治、經濟、社會問題に正しい認識を與へることを目的とする様になつた。

勞働組合の行ふ教育は多く組合併合や支部主催の講演會、講習會、座談會、研究會、茶話會、雄辯會乃至は機關紙、パンフレット、リーフレット、ピラ等を通じて行はれてゐることは今

も昔も變りはないが、その内容には階級闘争の諸理論に代るに國家觀念の鼓吹や、産業協力實踐理論を以てし、或は安全運動や職業知識の普及に努め、婦人勞働者に對しては裁縫、茶の湯、生花の教授を行ふ等、何れも國情に則し、民衆の要望に添ふた堅實な教育が行はれるやうになつて來た。

大正年間より昭和の始めにかけて雨後の筍の如く出來た勞働學校は經營難、生徒難、講師難に加ふるに勞働組合分野の整理や時代の推移と相待つて次第に影を潜め、今日迄經營を持続するものは全日本勞働總同盟系の日本勞働學校(校長松岡駒吉、主事穂積七郎)と日本勞働組合總聯合系の横濱勞働學校(校長森榮一)の二校に過ぎない。此の兩者は基礎も頗る健實で永年に互つて多くの勞働組合員を養成して來たものであるが、戦線の擴大に伴つて、組合員中より數多くの應召者を出したことに産業界の戦時編成への移行に伴なふ勞働力の極度の不足は夜業殘業を餘儀なからしめ、延いて勞働學校の出席率に大なる影響を與へた。かくて横濱勞働學校は十二年下半年以後開講を一時中止し、繼續開講せる唯一の日本勞働學校も定員七十名の處入學生は第一期、第二期共引續き各四十六名でその中修業者は第一期

には二十八名に、第二期には十六名に、と云ふ著しい減少を來した。左に昭和十二年度の日本労働會館(總同盟)による教育活動を事業報告書より摘記する。

日本労働會館による教育活動

日本労働學校 十二年度の修業期間は六ヶ月(四月―九月)(十月―三月)とし、定員は七十名の處入學生は第一期、第二期共引續き四六名にして都合九十二名あつたが、其中職場關係或は家庭の事情等により、殊に七月の支那事變勃發以來、重工業方面の職場に於ては殆んど連日残業夜業が引續いたため本校の出席率も漸減の止むなきに至り、従つて修業者も第一期に於て二十八名、第二期に於て一六名、都合四四名であつた。

之を以て本校創立(大正十年)以來、卒業生累計六二五名に達した。授業は毎週土曜、日曜の四時間を以て正課とし、課外講座は二時間を課した。其他特別講座、時事講座、討論會、座談會、見學等行つた。

而して事變の進展につれ、國の内外の時局重大化するにつれて、勤勞大衆の社會的關心も亦増大して來たので、各地域或は各職場を中心にして夫々の時間上の、或は交通上の便宜を主として行つた連續的巡回講座には相當の成績を擧げることが出來た。更に生産力擴充の線に沿つて新就職者の數も相當増加しつつあるので之等未熟練或は徒弟労働者には、各業種を土臺にした科學的技術教育の必要と要求を見出した。

講演會 本館講堂に於て開催したる講演會の回數は一二回にして、其延聴講人員は一、八六〇名、地方に出張開講したるもの三四回、延聴講人員八、五六〇名である。

講習會 講習會は主として各作業所又は之を中心とする労働會館、或は組合支部に於いて開催し、一般的に又職業智識のために、婦人労働者には特に家事、衛生、料理、編物、裁縫、茶、生花、習字等修養を主としたるものを行つた。集會數一、一五四、内婦人のみのもの六〇四、出席人員、七、三五六

労働圖書館 本館附屬圖書室藏書は主として労働學校學生並に關係組合員の自由閱覽に供し、所屬の巡回文庫は從來の如く各地方組合支部を中心とする労働者のため、多くの便宜を與へて居る、殊に近時労働青年男女の好學欲の上昇のため好評を得てゐるが、昨秋以來各工場地帯に於ては残業夜業が多いため、時間と精力の餘裕がなく、利用程度は一時に比して漸減の傾向を辿つた。

尙十二年度より本圖書館はその本質に鑑み無料閱覽として居る。

一方横濱労働學校の十二年度の上半期に於ける教育活動は四月二十一日より第十六期を開講したのであるが、從來の方針と著しく異なる點は労働者の多忙を察して一週三夜制を廢して水曜日一回二時間とした事、並びに教育内容に於いて從來の如き理論的方面のみに止らず、實際勞務者に必要な職務上の知識の

學科及講師

- 一、政治講座(片山哲、川原次吉郎、麻布久、河上丈太郎、喜入虎太郎、原虎、松永義雄、三輪壽壯、蠟山政道)
- 一、經濟講座(岩野吳次郎、石橋湛山、上田貞次郎、小汀利得、土屋喬雄、難波田春夫、野崎龍七、橋爪明男、山田秀雄、山崎廣)
- 一、社會及労働問題講座(鮎澤巖、石川準十郎、稻葉秀三、河合榮治郎、上條愛一、河野密、北澤新次郎、菊川忠雄、鈴木文治、田村民安、松岡駒吉、長岡保太郎、沼越正己、本位田祥男、積穂七郎、山岸晨、吉田義雄、赤松常子)
- 一、時事問題講座(大西齊、龜井眞一郎、櫻原勝三郎、關口猛夫、松下芳男、宮崎正義)
- 一、課外講座(英語―穂積七郎、機械工業、主任宮本喬、二村克己)
- 一、其他問題により適宜選定

日本労働學校地方分校及巡回短期講座

地方別	開校回数	延人員	開 催 場 所
北豊島地方	九	三三八	瀧ノ川區瀧野川町六三北豊島協同組合
大森地方	一五	一、〇五〇	品川區大井廣塚四七五八友愛館 大森區大森二ノ九〇二大森支部
吾妻地方	四	一四〇	向島區吾妻町ラ公革工組合吾妻支部
澁谷地方	三	四六	澁谷區新橋町壹澁谷第一支部事務所
城東地方	五	四、七〇〇	城東區大島町二ノ八九城東労働會館
沼津地方	六	二、一六〇	静岡縣駿東郡清水村岳南労働會館

地方別	開校回数	延人員	開 催 場 所
市川地方	一五	八七〇	千葉縣市川市市川労働會館
川口地方	四	一四〇	埼玉縣川口市金山町川口労働會館
埼玉地方	一	四〇	埼玉縣草加町松江埼玉労働組合事務所
朝霞地方	一三	一、一〇五	埼玉縣朝霞町朝霞労働俱樂部
湖田地方	三	八〇	横濱市鶴見區湖田湖田労働會館
川崎地方	一三	一、〇四〇	川崎市新川通五九川崎労働會館 同 南河原町製網労働會館
平塚地方	二	四〇	平塚市須賀二八七平塚労働會館
金町地方	一	三〇	葛飾區金町四金町労働會館
持越地方	三〇	四、五〇〇	静岡縣田方郡上狩野村持越労働俱樂部
横濱地方	三	一五〇	横濱市中區宿町染色労働會館
計十六地方	一五四	一六、四九三	

啓發、技術の修練上必要な科目を加へた事である。

本校専任講師と科目の主なるものは次の如くである。

- 退職手当法に就いて 高山 久蔵
- 玄米食と労働生活 久留 弘三
- 工場法並びに施行令について 川島 椿三
- 日本主義労働運動の理論と實踐 森 榮一
- 國際労働總會の話 皆川 利古
- 農村問題と都市 中澤辨次郎

社會大衆黨の教育活動

無產政黨中代表的な社會大衆黨の教育活動に就いて見るに、

年 度	開 設 地	開 設 地 開 設 講 習 會 數	日 數	科 目 數	延 時 間 數	講 師 數	受 講 者 數
昭和七年	三	三	一九	三六	一一三	三六	三三二
昭和八年	三	三	一五	二七	八九	二七	三二七
昭和九年	三	三	一五	三〇	九〇	二〇	四一五
昭和十年	三	三	一三	一八	九六	二〇	三九九
昭和十一年	一	一	七	一三	四六	一〇	一八四
計	一五	一五	七七	一二三	四六五	一〇三	一、八四三

勞務擔當者講習會累年調

開 設 年 度	開 設 地	開 設 地 開 設 學 級 數	期 間	科 目 數	延 時 間 數	申 込 者 數	許 可 者 數	修 了 者 數	皆 出 席 者 數	修 了 步 合	委 員 數	講 師 數	指 導 員 數	取 扱 事 務 員 數
昭和四年	六	九	一三四	五七	四八七	一、二五	四六五	四二四	一	八九〇三	一	六九	一八	一一
昭和五年	八	一三	三四	九二	二〇五	一、七三	六五〇	五七八	一	八八〇三	一	九六	二七	二五
昭和六年	八	一六	三七八	一三三	七六七	一、四九	八〇八	七二七	一	八七〇〇	一〇	一三九	三三	二九
昭和七年	二	二	二二	二二	六二	五七〇	五七〇	五三五	一	九二〇六	一	一〇四	三三	四二
昭和八年	一〇	一四	二八三	一〇二	三〇二	七〇三	六五四	六五四	一	九三〇四	一	一〇四	二六	四〇
昭和九年	二	一五	一〇四	一七	一〇二	七九八	七三四	七三四	一	九一〇八	一	一四二	二七	四〇
昭和十年	二	一五	一〇四	一七	一〇二	一、〇八一	七三三	七三四	一	八八〇三	一	一五五	三	四〇
昭和十一年	三	三	六九	一八	一〇四	二、四四	二、四四	一、二六四	一	八八〇三	一	三九八	三	四〇
計	八九	一三八	二、五六八	一、〇二八	六、五二四	一〇、九五〇	六、九三四	六、一八〇	二、八二四	八九〇三	八九	一、三三二	二五九	三二七

勞務者輔導學級累年別調

らず、廣く農、林、漁、商等に從事せる勤勞者をも併せて教育することゝなつた。文部省に於いては昭和十年度以來年々十五

萬圓の補助費を交付し、以て我國勤勞大衆の教育に萬遺憾なきを期しつゝある。

年 度	開 設 地	開 設 地 開 設 協 議 會 數	日 數	延 時 間 數	出 席 者 數	見 場 數
昭和七年	三	三	九	三六	四三	五
昭和八年	三	三	九	四三	七四六	七
昭和九年	三	三	二	五六	六四〇	六
昭和十年	三	三	二	五六	九五九	一三
昭和十一年	一	一	五	二二	六四四	七
計	一三	一三	二六	一六六	一、三九〇	二八

勞務者教育協議會累年調

開 設 年 度	開 設 地	開 設 地 開 設 學 級 數	期 間	科 目 數	延 時 間 數	申 込 者 數	許 可 者 數	修 了 者 數	皆 出 席 者 數	修 了 步 合	委 員 數	講 師 數	指 導 員 數	取 扱 事 務 員 數
昭和四年	六	九	一三四	五七	四八七	一、二五	四六五	四二四	一	八九〇三	一	六九	一八	一一
昭和五年	八	一三	三四	九二	二〇五	一、七三	六五〇	五七八	一	八八〇三	一	九六	二七	二五
昭和六年	八	一六	三七八	一三三	七六七	一、四九	八〇八	七二七	一	八七〇〇	一〇	一三九	三三	二九
昭和七年	二	二	二二	二二	六二	五七〇	五七〇	五三五	一	九二〇六	一	一〇四	三三	四二
昭和八年	一〇	一四	二八三	一〇二	三〇二	七〇三	六五四	六五四	一	九三〇四	一	一〇四	二六	四〇
昭和九年	二	一五	一〇四	一七	一〇二	七九八	七三四	七三四	一	九一〇八	一	一四二	二七	四〇
昭和十年	二	一五	一〇四	一七	一〇二	一、〇八一	七三三	七三四	一	八八〇三	一	一五五	三	四〇
昭和十一年	三	三	六九	一八	一〇四	二、四四	二、四四	一、二六四	一	八八〇三	一	三九八	三	四〇
計	八九	一三八	二、五六八	一、〇二八	六、五二四	一〇、九五〇	六、九三四	六、一八〇	二、八二四	八九〇三	八九	一、三三二	二五九	三二七

最近に於ける黨の躍進に應じて黨員、特に中堅幹部、青年黨員の養成と實質的擴大強化を痛感し、中央地方を通じて之が擴大を計り、教育活動としては黨幹部により時事問題の研究會、座談會を屢々開催しつゝあつたが、八月には豫て懸案の中央政治學校を本郷區追分願行寺に於て開催し、共同生活を通じて六十名の地方黨員に革新的氣魄の高揚、知識と實踐の統一、國民的指導者としての品性の陶冶に努める所があつた。而してその後地方に於ける教育運動として中國、四國、九州地方に自治問題を中心課題として講習會を開催した。尙十三年七月下旬、再度中央政治學校を開催する豫定の下に目下案を練りつゝある。

以上の外、勞働組合、無産政黨の外的教育機關として創立十數年の歴史を誇り、多數の無産運動の良き指導者を世に送つた大阪勞働學校は昭和十二年八月短期夏期講座を終了して以來、閉鎖して仕舞ひ神戸勞働學校又同様の運命に陥つてゐる。一方又我國の協同組合運動の實際に對する理論と知識、實際經營の教育實習等を授け、協同組合運動の指導的人物を養成する意圖の下に設立された日本協同組合學校も時局の重壓下に生徒募集難、經營難に陥り可惜高遠なる理想を抱きながら今日その活動を中絶してゐる。

官廳及私團體の教育

文部省 文部省に於ては昭和四年勞働者教育補助費一萬圓が計上されて以來、或は勞働者の密集地帯を選び、當該府縣市と協力して勞務者輔導學級を開設した所、年を逐ひ斯教育の進展を見、且各地に之が修了者の修了後の修養機關が設けられるに至つた。而して之等勞務者教育施設の發展と斯教育の重要性に對する世人の自覺とは遂に昭和六年九月、全國勞務者教育施設を連絡輔導すべき中央機關として日本勞務者教育協會を設立せしめた。昭和七年第六十二議會開かるゝや勞務者教育施設費五萬圓の設立を見るに及び日本勞務者教育協會其の他優良なる勞務者教育施設に對して之が獎勵補助の途を講じ以て其の健全なる發達を獎勵すると共に、他面從來の勞務者輔導學級に加ふるに勞務者講座、勞務擔當者講習會、勞務者教育協議會を開催した。昭和八年以降は大體に於て前年度を踏襲して之を實施したが、昭和十一年度より勞務者講座を廢して専ら勞務者輔導學級施設を擴充整備することゝなつた。而して各地共概ね關係者の熱心なる考究と斡旋とにより地方の要求に吻合せる適當なる施設を開き、且官公私各種の團體、關係會社工場も之に協力便宜を與へた結果概ね健全なる効果を擧げ得た。本省主催勞務者輔導學級に受講修了せる者昭和十一年迄累計一、八二四名に及んでゐる。尙昭和十一年十一月日本勞務者教育協會を擴大強化して新に財團法人勤勞者教育中央會設立せられ、工場鑛山の勞務者のみ



昭和十一年度勞務者輔導學校施設概況

委嘱先	開設地	會場	期間	科目數	延時	生徒	修了者	皆出	修了歩合	關	係	者	數	取務
北海道	札幌市	西創成小學校紀念文庫	一〇	一〇	五三	四〇	四〇	一三	一〇〇	一	一	一	三	三
秋田縣	秋田市	秋田商工會議所	一五	一三	四八	七六	四七	一四	六〇〇	一	一	一	三	三
福島縣	福島市	福島市第一青年學校	一四	六	四三	四八	四七	二六	九〇〇	一	一	一	三	三
桐生高工	桐生市	桐生高等工業學校	一〇	九	六三	五五	四六	二八	一〇〇〇	一	一	一	三	三
埼玉縣	川口市	川口第一小學校	三三	一五	六〇	八七	五〇	三三	一〇〇〇	一	一	一	三	三
東京市	東京市(本所區)	茅場小學校	三〇	八	三八	四九	四九	三三	一〇〇〇	一	一	一	三	三
東京市	東京市(品川區)	第一日野小學校	三〇	八	三八	四九	四九	三五	一〇〇〇	一	一	一	三	三
東京市	東京市(荒川區)	荒川高等小學校	三〇	八	三八	四九	四九	三五	一〇〇〇	一	一	一	三	三
東京市	東京市(芝區)	神明小學校	三〇	九	三八	四九	四九	三五	一〇〇〇	一	一	一	三	三
東京市	東京市(日本橋區)	千代田小學校	三〇	九	三八	四九	四九	三五	一〇〇〇	一	一	一	三	三
橫濱市	橫濱市	生麥小學校	三〇	一三	六六	七八	五〇	三五	一〇〇〇	一	一	一	三	三
川崎市	川崎市	富士見小學校	三〇	一四	四六	七八	五〇	三五	一〇〇〇	一	一	一	三	三
長岡市	長岡市	阪上小學校	三〇	一六	五九	五三	四八	三五	一〇〇〇	一	一	一	三	三
富山縣	富山市	五番町小學校	一九	一八	四一	五一	四八	三五	一〇〇〇	一	一	一	三	三
福井縣	福井市	福井商工會議所	一四	二一	三八	六一	五一	四八	一〇〇〇	一	一	一	三	三
長野縣	長野市	諏訪製絲研究所	一三	一三	四三	五一	四八	三五	一〇〇〇	一	一	一	三	三
岐阜縣	岐阜市	淨土眞宗大谷派東別院	一六	一三	四三	五一	四八	三五	一〇〇〇	一	一	一	三	三
靜岡縣	靜岡市	濱松高等商業學校	一五	一三	四三	五一	四八	三五	一〇〇〇	一	一	一	三	三
靜岡市	實田町	相小學校	一五	一三	四三	五一	四八	三五	一〇〇〇	一	一	一	三	三
清水市	清水市	實田町小學校	一五	一三	四三	五一	四八	三五	一〇〇〇	一	一	一	三	三

昭和十一年度勞務擔當者講習會實施概況

開設地	會場	期日	日數	科目數	延時間數	講師數	受講者數
愛知縣	名古屋	昭和熱心會	二六	二二	五二	五二	三三
京都市	京都市	中央職業紹介所	二六	二一	四八	四八	三三
大阪府	大阪市(都島)	都島工業學校	二〇	二二	五二	五二	三三
大阪府	大阪市(西野田)	西野田職工學校	二〇	二二	五二	五二	三三
大阪府	大阪市(今宮)	今宮職工學校	二〇	二二	五二	五二	三三
兵庫縣	姫路市	堺商工青年學校	二〇	二二	五二	五二	三三
神戶市	神戶市	城南小學校	二〇	二二	五二	五二	三三
和歌山縣	和歌山市	瀧濱尋常小學校	二〇	二二	五二	五二	三三
岡山縣	岡山市	和歌山公會堂	二〇	二二	五二	五二	三三
德島縣	德島市	岡山縣教育會	二〇	二二	五二	五二	三三
愛媛縣	今治市	德島商工會議所	二〇	二二	五二	五二	三三
福岡縣	福岡市	今治市公會堂	二〇	二二	五二	五二	三三
長崎縣	久留米市	縣立圖書館	二〇	二二	五二	五二	三三
長崎縣	久留米市	久留米高等小學校	二〇	二二	五二	五二	三三
計			二六	二二	五二	五二	三三

開設地	會場	期日	日數	科目數	延時間數	講師數	受講者數
福岡市	九州帝國大學本部會議室	自十月二十四日(土)至十一月十三日(金)	五	六	三〇	六	二〇二
札幌市	北海道帝國大學中央講堂	自十一月十三日(金)至同月二十日(火)	四	六	二四	六	一〇七

昭和十一年度勞務者教育協議會實施概況

静岡市	静岡縣教育會館	自二月十九日(火)	至二月十九日(金)	一三	四	一八	六	七八	二四	一七	五	三九九	九〇
果計													

開設地	會場	期日	日数	協議時間數	出席者數	見學場所
山形縣	山形縣會議事堂	三月二十六日(土)	二	九	一〇一	仙臺地方專賣局山形出張所
福島縣	福島市公會堂	十月三日(土)	二	九	九六	日東紡績會社福島工場
岡谷市	岡谷市役所	九月二十八日(火)	二	九	一五六	片倉製糸會社尾津工場
防府市	防府商業學校	十二月十一日(金)	二	九	七三	鐘淵紡績防府工場
德島市	德島縣廳會議室	十一月二十二日(金)	二	九	八五	德島地方專賣局
鹿兒島市	鹿兒島縣教育會館	十一月五日(木)	二	五	一〇三	鹿兒島地方專賣局
果計			一二	五四	六一四	七

勤勞者教育中央會

本會は昭和十一年十一月、日本勞務者教育協會を合併し、工場鑛山のみならず、會社商店、農山漁村に於ける一般勤勞者をも併せて教育する中央機關として設立されたもので、その目的及び十二年度事業は左の如くである。

一、目的

- 一、勤勞者教育指導並助成
- 二、勤勞者教育指導並助成
- 三、勤勞者教育指導者ノ養成
- 四、映畫其ノ他ノ娛樂和親ニ關スル施設
- 五、通信教授其ノ他圖書雜誌新聞等ノ刊行
- 六、勤勞者ノ人格陶冶、公民的資質ノ向上及其ノ職業能力ノ増進ヲ圖ル

教育ニ關スル調査研究等

三、昭和十二年度事業梗概(十二月末日現在調)

イ、勤勞者輔導學級

全國工場、鑛山密集地帯並ニ主要都市ニ於テ各工場鑛山、商店等ニ於ケル中堅勤勞者ヲ一學級定員五十名宛ヲ集メ、一定ノ期間教育スル昭和十二年度ニ於テハ全國ニ約二百學級ヲ開設スルノ豫定ニシテ今日マデ開設シタルモノ半數以上ニ上レリ

ロ、輔導學級指導員講習會

勤勞者輔導學級ノ指導員トシテノ知識ヲ與ヘ勤勞者ノ指導方法ヲ授ケンガ爲メ全國四ヶ所ニ勤勞者輔導學級指導員講習會ヲ開設シ約三百人ノ指導員ノ養成ニ努メタリ。二年度ニ於テハ全國四ヶ所ニ開設ス

ハ、勞務擔當者講習會

ニ、本會支部

目下全國ニ二二〇支部ヲ有シ本年年初ニ比シ一〇七ヲ増加セリ

ホ、勤勞者教育協議會

勤勞者教育ニ關係アル官公當局並主要會社、工場、鑛山、交通業、商店等ノ代表者ノ會合ヲ求メ勤勞者教育振興ノ方策ヲ講究センガ爲メノ目的ニ依リ開催ス本年度ノ開催所、静岡縣參會者一二〇名、岐阜縣參會者一二〇名、福岡縣一三〇名、廣島縣九〇名、群馬縣一〇〇名、栃木縣八〇名。

ハ、機關誌「礎」及「勤勞者講座」發行

「礎」及「勤勞者講座」ノ發行部數ハ十一年度ニ於テハ「礎」一ヶ月平均四萬二千ナリシモノ四月ヨリ十一月マデ一ヶ月平均

ト、地方部設置

五萬ニ上リ「勤勞者講座」ハ十一年度末一ヶ月一萬二千ナリシモノ本年十一月一萬三千五百ニ上レリ

昭和十二年三月開會ノ評議員會ニ於テ地方部規程及同經理規程ノ準則ヲ定メ九月一日ヨリ愛知縣ニ之ガ設置ヲ見ルニ至リ近ク大阪府ニ實施スルコト、ナレリ此クテ漸ク遂フテ京都、兵庫、福岡、北海道等其他樞要土地ニ實施スベク準備ヲ進メツツアリ

チ、優良勤勞者表彰

十二月現在六萬人ニシテ之ヲ前年度末三萬九千ニ比シ二萬千餘人ノ増加ヲ見タリ

ス、講師派遣

各地方ヨリ講師ノ派遣ヲ請フモノ頻繁トナリ特ニ國民精神總動員運動以來其數ヲ増シ來レリ本會ハ其都度成ルベク之ニ應ズルノ外他ヨリノ斡旋ヲモ要求ヲ容ル、ニ努メ併セテ勤勞者教育指導員ノ派遣モ隨時行ヒツ、アリ

ル、國民身心鍛鍊運動

一日ヨリ二十日マデ全國ノ本會支部長及團體會員ニ對シ通牒ヲ發シ且「礎」紙上ヘ記事ヲ登載シ該運動ノ目的達成ニ努メタリ

各種の勞働者教育團體

その他公私團體にして直接間接勞働者の教育に携つてゐるものには、日本成人教育協會、中央勞働學院、吳公民公座、福岡

縣勞務者教育協會、社會教育協會等が夫々の立場より労働者に働きかけてゐるが、最近特に注目に値することは、各府縣工場懇話會の活躍による勞務者の教育であらう。その最も著名なものは東京工場協會、警視廳工場課主催の下に行はれる職長講習會で、勞務者を晝間工場に通勤せしめつゝ、夜は市内の閑靜の寺院等に之を宿泊せしめて工場課員が寢食を共にしつゝ、數日間の教育を授けて、多大の効果を收めつゝある。しかも今日迄に講習會を開催すること三十回に及び、講習終了者一千八百名に達してゐる。而してかゝる企てが今や廣く全國工業都市に迄及ぼんとしてゐるのであつて、その指導の宜しきを得ればその効や期して待つべきものがある。

次に各教育團體の概要を記すれば

**日本成人教育協會** 本會は大正十三年の創立にかゝり、慶應義塾内にその事務所を有し、瀧本誠一氏之を主宰するものであつて講師も多く塾系の人々によつてなされてゐる。現在は東京市教育局と協力し勞務者輔導學校を開設し、毎年六月(毎週水金曜日)、七月(火金曜日)、一ヶ月講義を行つてゐる。

**中央勞働學院** 勞働生活の狀態改善に必要な知識を授け其の識見を高め同時に人格の向上を圖るの目的を以て、大正八年栗野谷藏氏によつて始められた大日本勞働者教育會がその前身である十二年度の教育活動は次の如くである。

1 學科目及講師(正科及特別講座)

- イ、正科
    - 修身倫理 (栗野 谷藏) 國語漢文 (本田 金治)
    - 日本及西洋史 (國分 保) 論理學 (中桐確太郎)
    - 日本社會史 (福島 權助) 帝國憲法 (中島 正)
    - 社會政策 (栗野 谷藏) 社會學 (中澤 慎)
    - 經濟原論 (中島 正信) 政治學 (吉村 正)
    - 治安維持法及暴力行爲に關する法律(内田護文)
  - ロ、特別講座
    - 辯論演習(其の他科外講義として隨時名士の講演を行ふ)
  - 2 院長及主事 栗野谷藏、福島權助
  - 3 修學期間 授業時間
    - イ、修學期間 六ヶ月 前期(自四月) 後期(自三月)
    - ロ、授業時間 毎週水金及第一、三土曜日(自午後六時)
  - 4 學費、入學資格
    - イ、學費無料 其他教材(プリント)無料配布
    - ロ、入學資格 尋常小學校卒業十六歲以上男女勞務者
  - 5 募集人員 一期三十五名
  - 6 現在學生數 二十二名 卒業生一、四五六名
  - 7 勞働組合及無產政黨との關係なし
  - 8 昭和十二年教育活動狀況
    - 前期入學生三五名 中退者一三名 卒業生二二名
    - 後期入學生三三名 現在數二二名
- 尙十二年度新規事業として四月より附屬中央工業學院を開設

し、工業に従事せんとする者に對して必須なる學理及應用の技術を兼ね授け二ヶ年にして優秀な熟練工を養成せんとする。而して十三年度よりは一時中央勞働學院の授業を中止し、専ら工業學院のみの事業經營を爲すこととなつた。

**福岡縣勞務者教育協會** 本會は勞務者教育關係者協議會として昭和五年に創立されたものであるが、昭和九年に至つて現在の名稱に變つた。縣下各工場鑛山その他の勞務者教育擔當者の相互發連絡機關として存在し、時に文部省、勤勞者教育中央會と懇談し、或は縣下優良勞務者施設の調査や縣下若くは他府縣下の優良教育施設の視察見學等を行つてゐる。

工場鑛山の教育

寄宿工の教育

企業主の行ふ福利施設の中に於て教育はその最も中核をなす所のものである。而して初期に於ける福利施設の意圖たるや主として勞務者募集の好餌として、或は勞務者懷柔策の一方方法として爲されて來たものであつたであらうが、今日に於いては本質的に重大な變化を來したものと云ふべく、又淺薄な意義に於ける温情主義に立つべきものでもない。それは少くとも勞資共存共榮の理想を仰いで進む企業主の一大責務である。況んや教育のことたるや、日本人として、社會人として、産業人としての人物を造るにあるものに於ておやである。

本邦に於いて企業主の行ふ教育の中最も組織的な制度を持つものゝ一つには先づ寄宿工の教育を挙げねばならない。今日迄工場附屬寄宿舎に於いて行はれる教育は主として女工の爲になされるものであつて、かゝる制度組織は本邦独自の制度と云ふべく、日本の勞務者教育研究上特に注目に値するものであらう。而して數十萬の寄宿女工の多くは小學校卒業程度の知識を持つに過ぎず、しかも此の程度の學力のみを以てしては尙女としても未完成品たるを免れない。之等の者により一層廣く高い教育を與へることは國家としても望ましいことと云はねばならぬ。而して經營の大小、企業の種類によりその内容に多少の相違はあつても何等かの形式教育が行はれてゐない所は殆んど無いと云つてよい。

教育機關の形式は大規模の所に於いては〇〇女學校、或は〇〇工場女子青年學校と稱し、専門の教諭を置き、完備せる教室と設備を持ち、公の認可を得てゐるものも少くはない。之等は一般女學校に近い内容の教育を行つてゐる。又學校と稱し得ざる迄も、裁縫、手藝、編物、染色、制菓、作法、生花、茶の湯等の技藝科目中一二に就き斯道の専門家を聘して實習せしむることが多い。

教育時間は二交替をとる紡績工場に於ては毎日交替前或は後の時間を利用して、然らざる所に於いては日曜又は休日を利用して二時間乃至は三時間位行はれてゐることが普通である。

或は寄宿舎の毎日の生活の中に、例へば起床前後の時間に、又は食前に適当な行事を爲すことによつて、規律、良習慣等の訓練に力める所もある。

寄宿女工に對する職業教育はその作業の性質上特に長期に亘つて行はれることはなく、多く入社直後一ヶ月乃至二ヶ月の短期教育が行はれてゐるに過ぎない。

一方寄宿男工に對する教育は從來比較的その數も少く、見るべき施設もなかつたが、軍需工業の勃興に伴ひ地方青年の工場に入る者の數が俄かに増加した爲、彼等の住宅難を緩和せしめると同時に生活上の適度の指導を爲す必要も生じて、近來此種工業に寄宿男工教育施設が各所に設置されつゝある。之等は多く青年學校の形式をとり、普通科、教練に職業科目を加へ徳性の涵養、技術の修得をその目的としてゐる。

尙寄宿舎或は工場内に於ては右の外、時々講習會、講演會を催して従業員の修養と社會常識の涵養に資し、又各種の教化修養團體の會合、學藝品展覽會、運動競技會、音樂會、舞踊會等も再々催され、圖書室、巡回文庫等の設ある所も少くない。更に又工場附屬の劇場、俱樂部、講堂等に於いて毎月或は年數回映畫會、演劇會等催され、従業員に慰安を與へてゐる。組織的な學校に於いては、生徒を名所史蹟、他會社工場の見學等に引率する如きことも珍しくない。

成人通働工の教育

成人通働工は寄宿工の如く組織的に長期の教育を施すことは一般に困難と見られてゐる。それは勞務者の境遇、年齢、素質に統一がなく一定の組織的教育を行ふに適しないからであらう。従つて通働工を對象として行ふ教育は今日の所一般には定例的には毎朝出勤直後皇居遙拜、安全祈願、國旗掲揚等を行ふことによつてなされる外、時々名士、宗教家を聘して講習會、講演會を開催し、時事問題を解説して一般教養を高める程度の教育が多い。出勤後勤務前の短時間中行ふ教育的行事を多少組織化し、之に効果的な教育を與へんとしてゐる一つの新しい試みに三菱鐵業に屬する各地現場の繰込學校がある。その設立動機は近時急激なる増産に補ふ多數新規採用勞務者に新しい採炭技術を教へ、併せて精神教育をも行はんとするにある。而して

その特色は 1、繰込時を利用する爲集合は圓滑完全に行はれ手段を要しない。2、一回の講話時間は十五分乃至二十分の短時間である爲、聴講に倦怠を感じしめぬ。3、統一的組織的に教育出來、且事業主側の示達命令を普及徹底させるに便である。4、作業開始前に勞務者の精神統一が出来る。此の施設は昭和九年より實施せられつゝあるもので、科目は修身講話、職業講話、公民講話より衛生音樂體操に迄及ぼしてゐる。

その他專賣局の成人教育講座、海軍工廠の定例的講話は教養一般に對する施設であるが、比較的職業教育の色彩の強いものには三井鐵山の成人補習夜學會(科目修身公民科、職業科の二科目

年限一ヶ年、授業時間六十八時間、滿二十一歳以上の者)、成人學科講習會等がある。

又寄宿工の場合と等しく修養團、報徳會、各種宗教、在郷軍人會、禁酒會、各種趣味の會等によつて人格完成を期するもの、或は野球、庭球、劍柔道、運動競技會等を催して體育に努める所が多い。更に映畫教育や、文藝的趣味に生かしめんとする所も少くはない。

企業外の教育施設を利用するものには勞務者講座、修養講習會、常識講座、成人公座、公民講座等に少數の者を選択派遣することも廣く行はれてゐる。

技術教育

技術教育は從來企業上の必要より施設せられたものが多かつたのであるが、支那事變以來生産力の擴充による熟練工の急激な拂底より俄かに國家の最大關心事の一つとなつて現はれて來た。技術教育は最早一企業の爲にのみ云々せらるべきでなく、國家的に考察すべきの大問題である。

依つて商工省、文部省、企畫院等關係各省に於いて之が養成の具體案を研究しつゝあつたが商工省に在りては第七十一議會の協賛を得て東京、大阪、名古屋に官立の養成所を設置すると同時に、公營民營の施設に奨励の爲に補助金及び維持費を交付することゝ決定した。又文部省に在りては工業學校に養成部を設置し急激の需要に應ぜんとし、又産業關係諸團體も夫々の對策を樹立し、民間主要工場も自ら養成所を持つ所俄かに増加し

て來た。

技術教育の非組織的な形式は實地見習制度であつて、新規採用の工員は熟練工の下働きをなし乍ら、一定期間の間に仕事のやり方を覚えるのであつて、一般に廣く行はれてゐる教育は之である。

企業内の技術教育中、最も重要視されてゐるのは見習工の養成を目的とした教育である。此の制度は今日熟練工養成の國策の線にそひて大規模重工業の方面に廣く設置される様になつたけれ共、その設備の完備してゐるものは製鐵所の教習所、各海軍工廠の見習工教習所、陸軍造兵廠大阪、小倉工廠の見習工教習所、鐵道省工場の技工見習教習所、神戸長崎の三菱職工學校、日立工業製作所の日立青年學校、日光電氣精銅所の清瀧塾、芝浦製作所の芝浦青年學校、川崎造船所の東山學校、日産自動車の従業員養成所等はその代表的なものである。

是等の見習工養成機關は殆んど青年學校の認可を得、多く工場内若くはその附近に設置され、一ヶ年乃至は四ヶ年の修業年限を有し、就業時間を割いて、或は一日交替に職業科目と普通科目の教授を行つてゐる所もある、教師は多くは工場職員を以て之に當ててゐるけれ共、中には専門の教師を置いて之に當らしめる所もある。而して從來の技術教育には學理と實地指導との關連に統一を缺く所があつたに鑑み、之を一元化し、如何にして合理的な指導が與へられ得るか云ふ様な工夫がこらされる傾向が強くなつて來た。

企業内に教育施設を持たざるものありては多く企業外の施設を利用しつゝある。中以下の工場にありては多く公立青年學校と特殊の關係を結び、之に生徒を派する者が多く、又東京府立實科工業學校適材教育部に見習工を派遣するものも少くない。

その他、見習を修了した一般工の爲に組織的に技術教育を施してゐる工場は比較的僅少で、吳海軍工廠の技工養成所、内閣印刷局の學術教習所、住友伸銅管株式會社の職工講習會第二部、東洋紡績山内工場の職工教習所、那製絲株式會社の修學院技術科、三井鑛山の成人學科講習會等はその特制に屬する。以上の外、産業關係諸團體が臨時に開催する電氣瓦斯銲接、金屬燒入、ラヂオ、汽關汽機、災害豫防等に關する講習會講演會に一般工を派遣聽講せしむるが如きも技術教育の一端と見るべきであらう。

(註) 青年學校義務制も愈々實施せられることに決定したが、之に先立つて各商店工場に私立青年學校の設立せられるもの次第に増加し十一年度と十二年度を比較するに約二倍に近い増加を見せた。

産業部落の教育

産業部落とは相當の規模の工場、鑛山の従業員住宅又は住宅を中心として、之に付隨する各種職業を以て構築する社會集團を指すのである。之は擴大すれば鑛物業を中心として發達した川口市や、燒物の瀬戸町、或は足袋の行田等より大は八幡市や

私立青年學校數及生徒數

昭和一十一年四月末現在	學校數		生徒數	
	男子及女子の學校	女子の學校	男子	女子
一六三	三九六	二六三	八三二	七三、五五六
一〇九	二五三	八九	四五〇	四、一七九
			計	一〇五、〇二二
			計	一八九、七四

吳市の如きもの迄包含することが出来るが、此處では便宜上、一企業主を中心とした小部落に行はれる教育に就いて記する。此の種の教育は主として工場よりも鑛山に多いのが通例である。それは鑛山は多く人煙稀な所に開始されるからであつて、企業主は多數の従業員を未開地に集め、その生活の爲に種々の文化的施設を講ぜなければならぬ、従つてその企業には隨伴する人達も亦その恩典に浴するのであるが、その最も代表的なものは小學校の經營である。例へば貝島鑛山大之浦に於ける第一より第三に及ぶ私立小學校、三井三池鑛業所の私立小學校、岩手縣釜石鑛業所の私立尋常小學校、福島縣沼尻鑛山の私立小學校がそれである。工場に於いては小學校經營は殆んどその例を見ないが、東京市蒲田區にある黒澤工場附屬小學校の如きは其の特別に屬する。或は従業員子女の爲に托兒所、幼稚園、青年學校、職業學校を設置し、常設的に之を經營し開放してゐる所も少くない。

新聞雜誌名	發行機關名	新聞雜誌名	發行機關名
國報	絲德製絲友友團	海軍勞友	海軍艦政本部
通の友	那製絲宮崎工場	くろがね	製鐵所
絲の友	片倉製絲紡績株式會社	工場時報	鐵道省工場
日東の友	日東紡績製絲所	工場通信	同
梅の友	日清紡績沼龍俱樂部	うき	並木製作所
鐘紡の友	鐘淵紡績營業部	道交	株式會社渡邊鐵工所
女子の友	同	同	同
富士の友	富士瓦斯紡績株式會社	同	同
あこがれ	三龍社	同	同
清の友	宮川モスリン株式會社	同	同
帝人の友	帝國人造絹絲岩國工場	同	同
協和の友	東洋レヨン滋賀工場	同	同
鋼の友	日本製鋼所室蘭工場	同	同
協和の友	日本金銭登錄器大仁工場	同	同
共勵の友	東京電氣親愛會	同	同
シバウラ	芝浦製作所	同	同
くろがねの友	神戸製鋼所修養團支部	同	同
日立評論	日立製作所(笠戸工場)	同	同
親友	住友伸銅管親友會	同	同
さきがけ	日本陶器株式會社	同	同
光の友	日本光學工業株式會社	同	同
陸軍勞務報	陸軍省整備局職備課	同	同
新自治會報	日炭高松新聞	同	同
協和	共愛組合會報	同	同
信和	くろだいや新聞	同	同
古河	古河西部	同	同
炭光	炭光	同	同
杵島	杵島炭礦	同	同
日清ニユース	日清印刷株式會社	同	同
改善	別子銅山改善會	同	同
電革	東邦電力電革會	同	同
協同	共同印刷株式會社	同	同
尙友	ヤマサ醬油尙友會	同	同
道交	同	同	同
温交	株式會社渡邊鐵工所	同	同
工場通信	同	同	同
工場時報	同	同	同
くろがね	製鐵所	同	同
海軍勞友	海軍艦政本部	同	同

三菱筑豊鑛業所の幼稚園、三井三池鑛業所の幼稚園、勤勞女學校、古河足尾銅山實業學校、登川炭鑛の實科女塾がそれである。

その他、従業員の家庭を指導教化する爲に専門の教師を置いて裁縫の教授をなし、料理の講習會を行ふ所も多いが、隨時に行ふものには少年少女團、男女青年團、在郷軍人會、防護團等の修養と娯樂を兼ねたる會合、映畫、演劇の公開、時事問題、衛生、國防に關する講演等がある。更に山神社の例祭等は鑛山に廣く行はれる所のものである。

#### 新聞雜誌の刊行其他

大規模の企業或は勞務管理に相當の力を注ぐ企業にありては殆んど何等かの形式にて従業員の爲に刊行物を發行してゐるのが多い。それは主として企業首腦部の意思を傳へ、勞資一體の理想の下に作業に協力を求め、勞務者の健全な叫びを傳へ、單調索莫の工場鑛山の生活に興味と満足と誇りを見出さしめよう

とする意圖の下に爲されてゐる。従つてその内容は殆んど企業主腦の意思傳達より、修養の話、常識講話企業のニュース、同僚應召者の戰爭報告、スポーツ、和歌、俳句、盆栽等の趣味の欄或は發明、改善者の表彰等に至る迄企業内の事を記したるものが多い。

發行回数は多く月刊で稀に旬刊、週刊のものがある。

企業内にてかゝるものを持たざる所に於ては多く外部發行の修養雜誌、常識雜誌の講讀を奨励し、多少の補助金を出してゐる所もある。此の種刊行物の主なるものは勞力新聞、處女の友、けんこう青年、青年カード、アカツキ、野の花、白ゆり、愛と汗、向上、國の力、礎、勞務者講座等である。

或は勞働組合を公認する工場に於いては當該勞働組合の機關紙を以て之に代へ、勞働者の讀物とするものもある。

海

外

## イギリス及びイギリス領諸國

## イギリス

## 一般情勢

イギリスの一九三七年度に於て最も大きな出来事は全英を充奮の埒場に投げ入れた五月十二日のジョージ六世陛下に皇后エリザベス陛下の戴冠式であつた。全世界の慶祝裡に此の盛儀が終つた後二日を経て五月十四日から約二ヶ月に亘り新帝の施政に於て重要な意義と價値を有するのみならず英帝國自身の機構と内外政策に於ける動向を決定する英帝國會議が開かれた。會議は六月十五日に閉會した。會議の議題は三月三十一日の下院に於けるポールドウィン首相の發表にもあつた通り大體、憲法問題即ち本國對自治領の問題、國防及び外交問題、通商、航海及び航空問題等であつた。國家機構の問題は暫く置いて國防問題に關しては自治領の英帝國國防への協力が表明され、英本國は三七年度に於て約四十五億圓見當の大國防豫算を計上し更に今後五ヶ年間に二百五十億圓(十五億磅)を國防充實に使用

せんとし、外交政策に關しては各自治領が概ね國際聯盟中心主義を棄て、地域的協定主義 (regional agreement) に進み、その代表的なものに原則として議會の承認を得たるオーストラリア首相ライオンズ提唱の太平洋不可侵條約案なるものがあつた。通常問題に關しては所謂オッタワ協定改訂問題がその中心であつた。而して經濟政策乃至通商問題に關しては各自治領間の利害關係が相錯綜し、懸案の英米通商協定も議題には上つたが何等具體的決定に達せず、オッタワ協定に關しても會議は過去數ヶ年間の實績に就いて意見の交換をなすに止まり、該協定に關する紛争は夫々關係當事者間に於て處理することに決定した。此の決定は寧ろ英帝國經濟ブロックを表徴するオッタワ協定の權威失墜を裏書するものとさへ稱せられる。

斯の如く英帝國會議終了の結果は頭初の期待に反して英本國及び各自治領間の精神的紐帶を新にする効果はあつたが之を立證し得る具體的決定は餘り見當らず國防に關する限り各自治領の態度の一致をみたが大體して各自治領が益々獨立國家の色彩を濃厚にしつゝあることが觀取された。

次に國內經濟界を概觀するにイギリスでは一九三六年の暮か



地中海に於ける英伊対立の激化、スペイン内亂の紛糾等歐洲の國際關係は日増に險惡化して來たため、イギリスは大軍備擴張に乗出し、これが景氣の上昇に一段と拍車をかけた。即ち一九三七年春發表された國防費十五億磅は向後五ヶ年間（一ヶ年平均三億磅）に支出され三五―三六年度の國防費に較べて倍増することになったのである。

而して七月極東の一角に戰雲の漂ふやイギリス國內では俄然日本攻撃の手は日貨排斥運動となつて現はれ、或は勞働組合の指令に依つて日貨の船積を拒否し或は平和諸團體等相次いで集會を開き盛に日本の對支行動の不當を鳴らした。更に他方スペイン問題の展開あり、其他パレスチナの騷擾事件あり、ベルリン・ローマ樞軸の強化につれ、國際情勢の緊迫は纏て世界を擧げて大戰前夜を思はしむるものあり、政府は「日獨伊三國の海軍充實」に藉口して主力艦の増建を企て遂には熾烈なる建艦競争時代へと突入して行つた。

此の龐大な軍備は直接政府の國內注文の増大或は間接に軍需工業の生産設備の擴張の経路を通じて國內の景氣を高めたのみならず、イギリスの生産力を以ては軍備を満足に遂行出來ないため海外からの輸入を激増させた。そして一九三六年の暮から軍備を中心とした景氣が展開され鐵鋼業ではすべての設備が動員され、機械工業では熟練工の不足が唱へられ、從來比較的不況であつた石炭鑛業や紡績工業までが活況を呈した。又失業者

數は一九三七年の夏頃には約百四十萬人と推定され、イギリスでは稀に見る少數に減つた。つまりイギリスの景氣は同年の夏頃に於て絶頂に達したのである。

斯くてイギリスは對外的には極東に地中海に將又スペインに東歐に幾多の國際的懸案を抱へて躍起の活動を續けて來たが、國內的には下院に於ける與黨聯合軍が反對黨の挑戦を許さず、壓倒的優勢を保持し、勞働黨も幹部間の内訌による政治的闘争力の減殺を餘儀なくされ、稀にみる政治勢力の安定と現在望み得る最良の繁榮との内に一九三八年を迎へんとするかの如くであつた。併し乍らイギリス景氣のかゝる活況も仔細に内面を檢討すると、一九三七年の夏以來の世界景氣の全面的逆轉には抗し得ず、國內的には先づその輸出産業に打撃を與へ始めた、更に株式の軟調、織物業界の不振、海運運賃の反落、主要原料界、金屬及食料品諸價格の低落、輸入超過の著増等があり、對外的にはアメリカ財界の先行不安を控へ、又日支紛争による支那市場の填減等があつて勞働黨方面では生活費の騰貴問題と關聯させて政府攻撃の材料としたのであつた。又軍備の爲の軍需工業の擴張も同年の暮頃には漸次下火になり過去二、三年續いた生産設備擴張のための資本發行の増大も一九三七年の夏頃迄で略頭を打ち、國民大衆の購買力の増大も生計費の騰貴のために漸く停滞して來た、かゝる諸要因が結び合つてイギリスの景氣は同年の十月から明らかに逆轉の方向へ傾いて行つた。

併し、全體的に全年度を通觀すると、三七年度の各種工業生産高は三六年に較べ約二割増、その額は合計約三十億磅に達する模様で、再軍備計畫の進捗と共に意外の好況を呈し就業勞働者數は三六年同期に比し約六十萬人の増加を來したのであつた。

### 勞働事情

#### 失業問題

失業問題は最近イギリスの當面する問題中最も解決困難な社會問題となつてゐる。一九三一年十月以來一九三五年に至る保守黨を樞軸とする國民内閣治下の四箇年に於ては所謂經濟的國家主義の世界的流行と同時に國民内閣の保護主義的政策等に基因して失業者の増大著しく曾て見ざる多數に達した。政府の失業保險統計に依れば大ブリテン及び北アイルランドの一九二〇年の失業者數八十五萬であつたものが其後百萬臺以下に下らず更に一九三一年に於て二七一萬となり一九三五年には二五五萬と云ふ數字を示してゐる。國民内閣による非被保險勞働者の救濟制度を含む失業法案が一九三三年に提出されたが、要救濟家族の收入査定問題等に絡み實際施行上幾多の困難な點が生じ決定法案を得るに至らず、その失業救濟策も結局緩急を極めたものに過ぎなかつた。

失業保險制度 イギリスに於て失業者に對する救濟策として失業保險制度の設定を見たのは一九一一年失業保險法制定以來の

ことである。其後一九二〇年に至り、再度の失業保險法が發布され同年十一月八日から直ちに實施せらるゝに至つた。而して失業者は逐年増大し、失業期間も一般に延長し無契約給付請求者を漸増せしめ、一九三〇年頃には失業基金の缺乏より延いて國庫負擔金が増加の一途を辿りイギリスの財政困難の因をなすに至つた。

併し乍ら一九三七年二月二十三日イギリス勞働大臣は下院に於て次の如く言明するところがあつた。

「失業基金は再び多額の剩餘金を有するに至つたので政府は失業保險法定委員會の報告により給付受給の爲め待期を六日から三日に短縮すると同時に、一給付年度中に百五十六日を超える給付を受け得る爲の條件を緩和することに決定した。」

と、現行法規に依ると被保險者が何等の給付をも受けずに五年間引續き掛金をなして失業したる場合は百五十六日の追加給付を受けることが出来る。即ち給付期間が基準期間たる六ヶ月から一年に延長されるに至つた。併し被保險者が右の五ヶ年中何等かの給付を受けた場合は、既往の給付日數各五日に對し一日の割合で當該日數を百五十六日の追加期間から控除することになつてゐる。従つて失業保險法定委員會は右五日間を八日間に変更、各八日毎に一日の割合で當該日數を追加期間から控除すべしと勸告した。待期の短縮及び追加期間控除條件の緩和に關する失業保險法定委員會の勸告を實行に移す爲の一命令が一九

三七年三月三日に承認された。此のうち前者に關するものは四月一日より、又後者に關するものは一九三七年一月一日に遡及して夫々實施の豫定である。

尙失業保險法定委員會やイングランド、ウェールズ及びスコットランドの夫々の兒童雇備國立審議會などの若干の勸告に對して立法的效力を與へたる一九三七年失業保險法案が一九三七年十二月廿二日イギリス下院の第三讀會を通過した。

特殊地域問題 次にダラム、ノーサムバーランド、サウス・ウェールズ、ウェスト・カンバーランド及びスコットランドの一部を含む所謂特殊地域の問題がある。是等の地域は元來石炭、紡績、海運、造船等の如き大輸出關係事業の本場であり、近年までイギリス最大の生産地域であつたが、世界の經濟的國家主義と政府の保護政策によつて破滅の状態に陥り、非常に失業者が増大したのである。

此の特殊地域の復興に關するイギリス政府の政策は一九三七年三月一日發表の白書の中に於て公にされた。此の白書は特殊地域の失業の緩和並に一般的状态改善の爲に、これ迄執られた措置として例へば保健及び社會奉仕事業、土地開墾及び植林計畫、産業上及び水運上の便宜の促進、特別地域復興法による小工業者への特典の提供等が擧げられるが、具體的に重要と思はれるものを列擧すると(イ)特殊地域に産業を誘導する爲に國庫補助の誘導機關を創設すること(ロ)政府は特殊地域に於ける石

炭液化設備の設置を財政的に援助すること(ハ)炭化カルシウム製造工場をサウス・ウェールズに設置する件を考慮すること(ニ)サウス・ウェールズに國立公園を設定すること(ホ)公共扶助率を全國的に平等化することによつて特別地域に於ける地方當局のこの方面に於ける過重負擔を軽減すること(ヘ)失業者の家族を特殊地域から南部及び中部の小保有地に定住せんとする土地開墾組合の計畫を着實に發展さすこと(ト)海外のイギリス領土への植民を能ふ限り速かに再び開始すること(チ)特殊地域に對し從來通り優先的待遇を與へること等である。尙白書中に含まれたる財政決議案の中では(イ)一九三四年の特殊地域(開發及び改善)法 (The Special Areas (Development and Improvement) Act, 1934) の效力を一九三九年三月三十一日迄延長すること(ロ)特殊地域の政府委員より權限を擴大すること(ハ)特殊地域及び其他若干の窮乏地域を新産業にとつて財政的に魅力あるものとする事等の新提案をなし、その具體的實行策をも示してゐる。

就業狀況

一九三七年中の就業人員は上半期中良好で八月に於ける失業保險加入労働者(農業労働者を除く)中の就業者数は一年中で最も高かつた。換言すれば失業者数は最も減少し反面景氣の好轉したことを示したのであつた。併し年末四ヶ月には退歩を來し、十二月には悪天候の爲戶外労働が阻止されて特に不良であつ

た。一九三六年十二月から三七年十二月に至る農業經營内の者を除く毎月の一六―六四歳の失業保險加入労働者中の就業者推定数は次の如くである。但し九月以降の數字は算定手續の改正に從つてゐる。

一九三六年	(單位千)
十二月十四日	一一、一八二
一月二十五日	一一、一六三
二月二十二日	一一、二五〇
三月十五日	一一、三一〇
四月十九日	一一、四七二
五月二十四日	一一、四七三
六月二十一日	一一、六一三
七月二十六日	一一、六二三
八月二十三日	一一、六七二
九月十三日	一一、六六二
舊基準	一一、七〇六
新基準	一一、六五九
十月十八日	一一、五七三
十一月十五日	一一、四三七
十二月十三日	一一、四三七

一九三七年十二月の總計は同年末に多少の低下あつたに拘らず三六年十二月よりは猶約二十萬高かつた。一九二四年以後の

各年に於ける農業労働者を除く一六―六四歳の被保險就業者の平均数は概ね次の如くである。

一九二四年	九、五二六	一九三一年	九、四二一
一九二五年	九、六一一	一九三二年	九、三四八
一九二六年	九、〇六二	一九三三年	九、六八一
一九二七年	一〇、〇一五	一九三四年	一〇、一三九
一九二八年	一〇、〇一九	一九三五年	一〇、三七七
一九二九年	一〇、二二〇	一九三六年	一〇、九一二
一九三〇年	九、七九七	一九三七年	一一、四九六

年	失業率		年	失業率	
	大ブリテン	大ブリテン及北アイルランド		大ブリテン	大ブリテン及北アイルランド
一九二一	一六・六	一七・〇	一九二三	一一・六	
一九二二	一四・一	一四・三	一九二四	一〇・二	
一九二五	一一・〇	一一・三	一九三二	二一・九	
一九二六	一二・三	一二・五	一九三三	一九・九	
一九二七	九・六	九・七	一九三四	一六・六	
一九二八	一〇・七	一〇・八	一九三五	一五・三	
一九二九	一〇・三	一〇・四	一九三六	一二・九	
一九三〇	一五・八	一六・一	一九三七	一〇・六	
一九三一	二一・一	二一・三		一〇・九	

一九三七年の平均数は三六年に比較すると約五十七萬名の増加を示し約一千四百十八萬名であつた。而して一九三七年のイギリスに於ける農業労働者を除く一六―六四歳の被保険失業者の平均比率は三六年の約一三%に較べると略一〇%強であつた。一九二一年より三七年に至る各年の(イ)大ブリテン並に(ロ)大ブリテン及び北アイルランドに於ける右の平均歩合は前表の如くである。

一九三六年十二月以降の各月中の一期日に於ける職業紹介所登録簿の失業者数(被保険者及び非被保険者)は次表の如くである。  
過去十二箇月中の失業者人員

期 日	大ブリテン 及北アイル ランド		大ブリテン 及北アイル ランド	
	十八歳以上 の少年	十八歳以上 の少女	十四歳以上 の男女總計	十四歳以上 の男女總計
一九三六年 十二月十四日	一、三〇五、三八〇	一、四九〇、九四九	二、七九六、三二九	一、七〇二、六七三
一九三七年 一月二十五日	一、三〇五、三八〇	一、四九〇、九四九	二、七九六、三二九	一、七〇二、六七三
二月二十二日	一、二七八、六九五	一、四五五、五五五	二、七三四、二二〇	一、七〇三、九二六
三月十五日	一、二六六、七〇七	一、四三三、〇七三	二、七〇〇、七八〇	一、六八六、八三三
四月十九日	一、二四一、〇二二	一、四〇二、五五五	二、六四三、五七七	一、五五五、七〇八
五月二十四日	一、二五一、八七三	一、三六六、四三〇	二、六一八、三〇三	一、五九二、二六〇
六月三十一日	一、〇八五、六二四	一、二九二、九六二	二、三七八、五八六	一、四三三、四三九

又一九三六年十二月以降各月中の一期日に於ける大ブリテン及び北アイルランドの一六―六四歳の被保険者中の失業率は次の如くであつた。

期 日	一般經營(特殊經營を含む)		農業經營	
	男	女	男	女
一九三六年 十二月十四日	二五・七	一〇・六	二二・〇	三・八
一九三七年 一月二十五日	二五・九	一一・〇	二二・四	三・九
二月二十一日	二五・四	一〇・八	二二・〇	三・八
三月十五日	二五・一	一〇・四	二一・六	三・八
四月十九日	二五・〇	一〇・三	二一・五	三・八
五月二十四日	二五・〇	一〇・二	二一・四	三・八
六月二十一日	二五・〇	一〇・一	二一・三	三・八
七月二十六日	二五・〇	一〇・〇	二一・二	三・八
八月二十三日	二五・〇	一〇・〇	二一・一	三・八
九月十三日	二五・〇	一〇・〇	二一・〇	三・八
新基準 九月十八日	二五・〇	一〇・〇	二一・〇	三・八
十月十五日	二五・〇	一〇・〇	二一・〇	三・八
十一月十五日	二五・〇	一〇・〇	二一・〇	三・八
十二月十三日	二五・〇	一〇・〇	二一・〇	三・八

期 日	大ブリテン 及北アイル ランド	大ブリテン 及北アイル ランド	大ブリテン 及北アイル ランド	大ブリテン 及北アイル ランド
七月二十六日	一、〇三三、四七四	一、三九三、三九三	二、四二六、八六七	一、四二五、三三八
八月二十三日	一、〇四六、七三三	一、四〇五、〇四四	二、四五二、七七七	一、四三三、六七七
九月十三日	一、〇六九、六五三	一、四一八、一三三	二、四八七、七八〇	一、四四一、〇〇六
新基準 九月十三日	一、〇三三、四七四	一、三九三、三九三	二、四二六、八六七	一、四二五、三三八
十月十八日	一、〇七四、四八二	一、四三三、六七七	二、五〇八、一五五	一、四五五、〇〇六
十一月十四日	一、一三三、四八七	一、四八八、二七六	二、六二一、七六三	一、四八八、二七六
十二月十三日	一、二七五、四三三	一、五五五、〇〇六	三、八三〇、四三九	一、七五五、四九二

區	一六―六四歳の被保険者(農業を除く)中の平均失業率	
	一九三六年	一九三七年
ロンドン	七・〇	六・三
南東部	七・二	六・七
南西部	九・四	七・八
中部地区	九・二	七・二
北東部	一三・五	一一・〇
北西部	一七・〇	一四・〇
スコットランド	二二・九	一七・九
ウェールズ	一八・七	一五・九
北アイルランド	二九・四	二二・三
大ブリテン及北アイルランド	二二・六	二〇・九

一九三九年十二月十三日に於ける大ブリテン及北アイルランドの職業紹介所登録簿の失業者数(被保険者及び非被保険者)は一、七五五、四九一名であり、(その中完全失業者が一、四二四、九六〇名あつた)この数は比較基準によれば三六年十二月十四日に比較すると總數約十萬九千名の増加であつた。  
最後に一九三六年と三七年の各行政区に於ける失業保険加入労働者(農業經營内のもを除く)中の平均失業率を示すと下表の如くである。

一九三七年賃銀率の一般水準は上昇して賃銀率増加の労働者數並に増加總額は一九二〇年以後最高に達した。詳細な賃銀率變化の統計を規則的に作成する産業一箇年間の變化をみると、労働者五百十六萬名以上の全週就業賃銀率に正味總増加額約七十八萬八千磅に達し、賃金率の實質的減額を受けた労働者は僅かに四千四百名でその額一千三百五十磅に及んだと報せられ



更に一九三七年の各月毎に労働省に報告された賃銀率の変更を受けた労働者概数及びその賃銀率変更の一週算定額を示せば前表の如くである。

一九三七年は各月共に賃銀率の増加が減額を過かに超過した。五月、七月、八月及九月に於ける賃銀減額を受けたものの数が比較的多かったのは、殆どすべて炭鑛夫の賃銀率の變動に因るのであつた、蓋し彼等はその賃銀が石炭業の収益高に依つて規制される従價賃銀滑準法の適用を受けてゐるものである。その賃銀率が一九三〇年—一九三七年の各年度に於て増額又は減額(報告された限りに於て)された詳細な統計ある産業及業務

年 度	増額又は減額を受けた労働者概数		賃銀率變化の正味一週算定額		關係全労働者一週算定額 (+)又は減額 (-)
	増額を受けたもの	減額を受けたもの	増 額	減 額	
一九三〇年	七六、〇〇〇人	一、一〇〇、〇〇〇人	五九、五〇〇	二六、一〇〇	五九、五〇〇
一九三一年	四七、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	五、一五〇	四〇、八〇〇	四〇、一五〇
一九三二年	三三、五〇〇	一、九四九、〇〇〇	二、六〇〇	三二、八〇〇	三二、九〇〇
一九三三年	一七、五〇〇	八四九、〇〇〇	一七、二五〇	八二、五〇〇	六五、二五〇
一九三四年	一、三四四、〇〇〇	八五、五〇〇	九五、五〇〇	四、〇〇〇	九一、五〇〇
一九三五年	二、三六六、五〇〇	四九、六〇〇	一九八、九〇〇	六、八〇〇	一九二、一〇〇
一九三六年	四、〇六二、四〇〇	八〇〇	四九三、〇七五	一七五	四九二、九〇〇
一九三七年	五、一六一、二〇〇	四、四〇〇	七八八、二五〇	一、三五〇	七八六、九〇〇

の労働者概数並にその週賃銀率増減の正味額は次の如くである。

**生計費**

労働省が正規に作成する統計によると一九三七年に於ける労働階級生計費の平均水準は三六年度より約五%高かつた。一九三七年一月一日の公式指數(之は労働階級家族の戦前の生活標準を變へずに維持して行く費用の平均増加を示す)は三六年度頭の四七%に比較すると一九一四年七月の水準を凌駕すること五%であつた。普通一年の上半期に於て表はれる指數の季節的下降は三七年には記録されず、事實數ヶ月不變の後七月初めに至つて三六年七月一日の四六%に比し五五%に上昇した。同年下半年には更に昂騰して十一月一日及十二月一日にはその率一九三六年の同期日の五一%に比較し六〇%であつた。上左表は表中の五種の各品目(食料品、家賃、被服、光熱及び其他の雜種目)の一九一四年七月の水準を越ゆる小賣物價其他の平均増加率の一九三七年度月別一覽表である。數字の擧げられた各品目は労働階級家族の最も一般的に支拂ふ物價に關してゐる。

**労働時間**

規則的に統計蒐集の産業に於て、一九三七年にその普通一週労働時間に變更の報告あつた労働者數は約三十九萬二千名であつた。是等の中約三十九萬一千名はその労働時間が平均一週約

一九一四年七月の水準を越ゆる小賣物價、家賃等に於ける平均増加率

期 日	食料品	家賃(税金を)	被 服	光 熱	其他の關總目	係 保
一九三七年 一月一日	三六	五九	九〇—九五	七五—八〇	七〇—七五	七〇
二月一日	三五	五九	九五	七五—八〇	七〇—七五	七〇
三月一日	三五	五九	九五	七五—八〇	七〇—七五	七〇
四月一日	三五	五九	九五—一〇〇	七五—八〇	七〇—七五	七〇
五月一日	三六	五九	一〇〇	七五—八〇	七〇—七五	七〇
六月一日	三六	五九	一〇〇—一〇五	七五	七〇—七五	七〇
七月一日	四〇	五九	一〇五	七五	七〇—七五	七〇
七月三十一日	四〇	五九	一〇五	七五	七〇—七五	七〇
九月一日	四〇	五九	一〇五	七五—八〇	七〇—七五	七〇
十月一日	四三	五九	一〇五—一一〇	八〇	七〇—七五	七〇
十一月一日	四六	五九	一一〇	八〇	七〇—七五	七〇
十二月一日	四六	五九	一一〇	八〇—八五	七〇—七五	七〇
一九三八年 一月一日	四五	五九	一一〇	八〇—八五	七〇—七五	七〇

二時間半短縮されたが、約一千五百名は却つて平均一週約三時間二十分だけ延長された。労働時間の短縮された關係主要部類の労働者中には、その時間の一般に一週四十八時間から四十五時間に短縮された印刷及同種業の労働者、晝仕事のものは一週

四十七時間から四十四時間に、交替制労働者は四十四時間から四十二時間に短縮された製粉屋、その作業週が五十六時間の七交替から四十八時間の六交替に短縮された熔鑛爐の交替組労働者、マッチ製造雇傭労働者、テムス河に於ける船舶修理工、ポートランドに於ける石灰石採掘労働者、オルガン建造者並にダラム及ウエスト・ヨークシャに於ける炭坑の地上労働者等があつた。又スコットランドに於ける炭坑の地下雇傭労働者に對しては土曜日交替の期限に一時間の短縮がなされた。

前表は統計に含まれた産業の一九三〇年から三七年の各年にその労働時間變更の報告あつた労働者數並に一週時間變更の正味總時間である。但し本統計には農業労働者、政府の被傭者、

年 度	其の労働時間の延長又は短縮された労働者概數		一週時間の正味總延長(+ )又は短縮(-)時間
	延 長	短 縮	
一九三〇年	一三、一七五人	三四九、三三一人	八七三、五〇〇
一九三一年	二九四、〇〇〇	一一一、〇〇〇	一四二、〇〇〇
一九三二年	六、〇〇〇	三、七五〇	七、〇〇〇
一九三三年	二、五〇〇	一一、五〇〇	三六、〇〇〇
一九三四年	五三〇	五、〇〇〇	一一、五〇〇
一九三五年	二、四五〇	四三、七〇〇	一五、八五〇
一九三六年	六〇〇	一〇、六〇〇	八四、五〇〇
一九三七年	一、五〇〇	三〇、六五〇	九六、〇〇〇

家事使用人、商店使用人及書記に關する變更は除外されてゐる。

一九一九年と一九二〇年に労働時間短縮が廣く行はれて以來、一九三六年迄は建築業労働者及炭鑛夫に關するものを除いて作業時間に於ける短縮運動は比較的尠なかつた。建築業労働者が一九二二年と一九二三年度の變更記録の大多數を占めて居り、一方炭鑛夫が一九二六、一九三〇及一九三一の各年分として示されてゐる總數中の大部分をなしてゐる。一九三六年に時局變更のあつた主要部類の労働者中には靴工、船員及地方の朝、夕刊紙配達人等があつた。

### 労働争議

イギリスに於ては近年労働争議の發生稍も減少し、不況の第一年たる一九二九年より三六年末に至る七ヶ年間の罷業損失日數は實働日數の〇・一％に過ぎず労働者一人當りの平均罷業期間は一ヶ年當り僅かに二時間に過ぎなかつた、その原因として或はイギリスの労働團體の經濟活動より政治運動への主力轉換とか、不況期間に大量失業群存在の爲罷業が出来なかつたとか、團體交渉が圓滑に運用されて賃銀の増減が平和的に行はれたとか稱されるが、併し最も重要な原因は物價の下落に比較し賃銀の下落が少なかつた爲、即ち労働者の實質收入が不況期間に増

加したるに因るものと見られてゐる。併し乍ら一九三七年に入つてからは物價騰貴によつて實質賃銀の低下を來し、之が争議激増の原因と見做されてゐる。  
物價の動きに就いては、一九一四年を一〇〇として次の如くである。

一九二九年四月	一六二	一九三四年四月	一三九
一九三〇年同	一五七	一九三五年同	一三九
一九三一年同	一四七	一九三六年同	一四四
一九三二年同	一四四	一九三七年同	一五一
一九三三年同	一三七		

試みに一九三七年一月より三月迄の三ヶ月通計の争議發生件數をみれば二〇〇件で、三六年同期の一六一件に比し三九件即ち二五％の増加、参加人員は八萬三千七百名で三六年の七萬五千三百名に較べて八千四百名即ち約一一％の増加であつた。  
争議の原因は賃銀増額が最も多く、三ヶ月の合計二〇〇件中四九件で約二五％、其の他の賃銀問題を原因とするもの三ヶ月合計四八件で、同様約二五％に該當してゐる。

#### 争議發生件數並参加人員

労働省報告に依れば大ブリテン及北アイルランドに於ける一九三七年發生の作業停止を含む争議件數は一、一二二件であつて、之は三六年度の件數を超えること三〇四件であつた。石炭鑛業に於ける争議件數は總發生件數の約五分の二に達し、一九三

六年に比較し、三七年中の争議總件數の増加は大部分此の産業に於ける作業停止に因るのであつた。

一九三七年發生争議の直接参加(即ち罷業をしたか又は工場閉鎖を受けたる者)労働者數は約三十九萬名で、間接的参加(即ち争議發生工場に於て休業せるも争議當事者に非ざる者)労働者數は約二十五萬五千名であつた。加之、一九三六年に發生して三七年迄繼續した十二件の争議に直接又は間接的の参加労働者が約一萬三千名程あつた。斯くて一九三七年に繼續中の全争議の直接又は間接参加労働者總數は約六百萬八千名であり(註)、前年の當該員數は三十二萬二千名餘であつた。

(註)労働者十名未満の争議並に繼續一日未満の争議は本統計から除外されてゐる。但し總延日數(即ち労働者の他の者等に依る肩代りを認めて、労働者數に作業日數を乗じたもの)が百日を超える場合は此の限りに非ず、一九三七年度の數字は尙決定的のものに非ず且つ九月の改正算定手續に従つてゐる。

争議報告工場に於ける一九三七年中繼續の争議による損失作業延日數は三六年の百八十二萬九千日に比較し約三百四十一萬七千日と算定されてゐる。

#### 一九三七年に於ける主要争議

争議の大部分は三六年同様各個の會社關係のもののみであるが、かなり多數の雇傭主に影響を及ぼした争議も若干あつた。其の中最大のものは七月ヨークシャ炭田に發生せるもので損失

作業日數四十萬日以上、参加労働者約九萬名に及んだ。ラナークシャに於ける約二萬五千名の炭坑夫は、一炭坑に同情罷業をして十一月に一日間支の作業停止を行つた。クライデサイドの約一萬名の機械及造船見習工の三月末から五月初頭にかけて繼續の争議は損失作業日數約二十四萬日に達し、又約三萬名の技師と造船工が見習工に同情して四月のある一日その作業を停止した。見習技師を含む今一つの争議は九月ランカシャ、チェンヤ及ヨークシャの各地方に發生し、結果は約一萬四千名の従業員による損失作業日數約十萬日に達した。ヒンクリーに於ける靴下製造所労働者六千五百名に依る四月と五月の損失日數約四萬五千日であり、ハルに於ては六千乃至七千名の船渠労働者が六月に二日續きの作業停止を行つた。

單獨の雇傭主を襲つた争議中最大なものは五月にロンドン乗合馬車運轉手、車掌等二萬四千名以上の参加せる損失作業日數五十六萬五千日に達したものであつた。同種労働者の参加せる今一件の争議は三月にスコットランドに於て發生し、参加従業員約九千名、損失日數七萬五千日であつた。單獨會社に於て五千名以上の労働者の参加せる唯一の他の争議は十月初めカベントリー織物工場に發生しその結果約六千名の従業員による損失作業日數は五萬日に達した。猶一九三七年發生の産業別争議件數並に、同年繼續中の全争議参加労働者概數及推定損失作業總延日數は次の如くである。

述の如く約五百萬の組合員を擁し、全國に於ける成年男子労働者の約六割を占めて居り、大部分の産業に於て雇主と國家との完全に承認する所であり、之が團體交渉機關制度の根本をなしてゐる。而して元來イギリス人は労働者と雇主間、或は國家間の利害に關する紛争の解決手段として交渉の價値を信じ、抑制と闘争を好まぬ國民性が、團體協約制度の發展に與つて力あつたものとされる。此の外、イギリスは比較的小さな島國であり、主要産業地がロンドンより六、七時間の近距離にあつて、高度に集中的組織化された工場をなしてゐる。種族的には英國國民が同質であり、英語が一般通用語として使用され、地理的にかく纏つた點が労働階級内部に於ける社會的障壁を除去して、組合の組織と團體交渉制度の確立を便ならしめたと稱される。

斯くて、團體交渉の機關と手段とは各産業毎に夫々極めて高度に組織化されてゐて、一例を挙げれば、炭坑の勞資間の争議は勞資共同委員會に或は地方調停委員會に、更に一九三〇年の炭坑法によつて創設された全國産業委員會に付議して解決するが如きである。又最も争議の原因となる賃銀の調節には別個の機關として、搾汗産業に於ける労働者保護の法律に依る賃銀協定委員會があつて、この委員會は約百二十五萬名に達する人員を使用する産業を監督して賃銀率を決定し、この賃銀率は労働大臣の承認を得れば法律的效力を發生するが如きである。

而して一九二六年の總罷業の結果制定された一九二七年の

産 業 別	一 九 三 七 年	
	一 九 三 七 年 發生 争議 事件 數	一 九 三 七 年 繼續 中 的 全 體 争議 參加 勞 働 者 數
漁 業 及 農 業	六	一、〇〇〇
石 炭 鑛 業	四、五七	三、九〇、〇〇〇
其他 的 鑛 業 及 採 石 業	一、四	一、〇〇〇
煉 灰、陶 器、硝 子、化 學 製 品 業	三、七	二、五〇〇
機 械 及 造 船 業	一、三	九、三〇〇
製 鐵、製 鋼 及 其 他 的 金 屬 業	九、六	一、六、七〇〇
織 維 工 業	八、四	三、三〇〇
被 服 業	三、三	一〇、〇〇〇
飲 食 物 及 煙 草 工 業	六、八	二、〇〇〇
木 工、家 具 製 造 業	五、九	二、八〇〇
製 紙、印 刷 業	一、〇	一、四〇〇
建 築、土 木 請 負 業	九、二	七、四〇〇
運 輸 業	五、〇	五、六〇〇
商 業、配 送 及 金 融 業	一、三	一、〇〇〇
其 他 的 産 業	三	三、五〇〇
合 計	一、一三三	六、〇七、九〇〇

一九三〇年——一九三七年の各年發生の作業停止を伴つた争議事件數並に是等争議の參加労働者概數及争議發生工場に於ける

年 度	各 年 發 生 的 争 議 事 件 數	各 年 發 生 的 争 議 參 加 勞 働 者 數		各 年 繼 續 中 的 全 體 争 議 參 加 勞 働 者 數 (約 一 萬 日 數)
		直 接	間 接	
一 九 三 〇 年	四三三	二、六六	三、二	四、四〇〇
一 九 三 一 年	四三〇	二、六六	三、二	六、九八〇
一 九 三 二 年	三九八	三、七	四、三	六、四六〇
一 九 三 三 年	三三七	二、四	三、三	一、〇七〇
一 九 三 四 年	四七一	一、〇九	一、三六	九、六〇
一 九 三 五 年	五五三	三、〇	二、七二	一、九六〇
一 九 三 六 年	八八八	二、四一	七、九	一、八三〇
一 九 三 七 年	一、一三三	三、九〇	二、〇五	三、四三〇

當年繼續中の全争議損失作業延日數は次の如くである。

團體交渉制度

イギリスに於ける團體交渉制度獲得の運動は既に二、三十年以前に成功してゐると稱され、何等新しいものでなく、勞資間の争議を交渉と仲裁によつて解決する廣汎な機關が設けられてゐる。従つて労働組合が責任ある團體となつてゐる高度に労働者の組織化した産業では罷業が自然發生的に且傳染病的に蔓延するが如きことはないといふとされる。蓋しイギリスの労働組合は後

「労働争議及労働組合法」に依つて罷業權の制限として、政府強要を意圖する罷業及罷業中の労働者使用の産業以外に於ける罷業即ちゼネラル・ストライキと同情罷業との二種類は違法とされてゐる。この違法罷業にて雇主其他に及ぼした損害に對しては労働組合は法律的に責任を負ふべきものとされてゐる。

労働組合

労働組合の一般的傾向

イギリスの労働組合はイギリスの幾多の制度文物の如く漸次に發達し來り、今日では經濟生活機構の必要な一部分として政府が之を承認して居り、その地位は國民内部に於ける一勢力として一般に承認され、時には政府がこの勢力を畏怖したこともあつた。而してこの地位は階級と利害との對立を勞資双方の護歩によつて緩和するイギリス的な妥協の産物であつて、労働組合の發達は環境の變化に本能的に順應してイギリス國民が發達させ民主制化したと理解すべきものとされる。かくて現に政府は労働立法、労働者取締り、労働者の保險安全等に就き、労働組合と協議し、政府は労働組合を調停並に健康保險經營に對する有用機關として之を承認してゐるので、イギリスの労働組合は若干の點では半官的地位を占めてゐるとされる。

而してイギリス労働組合運動の中樞を成すものは労働組合會議(T.U.C)で其の創立は遠く一八七一年であつた。其の頃か

ら労働運動は廣く労働大衆の中に浸透し漸次社會主義的風潮が熾んとなつたが、かの有名な一八八九年のロンドン大船渠同盟罷業が労働者側の勝利に歸するや労働組合運動は茲に一大進展を遂ぐるに至つた。世界大戰中一時労働運動は中止されたが、大戰後はロシア革命の影響其他に刺戟され罷業の頻發を見、殊に一九二六年には未曾有の總罷業の勃發を見るに至り其の直接参加人員實に二百七十二萬四千名、損失作業延日數は一億六千二百二十三萬日に上つたと傳へられる。然るに本罷業が七箇月の力闘の後労働者側の敗北に終るや時のポールドウィン保守黨内閣は數十年來の労働運動を寧ろ後退せしめたと觀らるゝ労働組合法の修正案を提出するに至り、労働陣營は、黨、組合共に相呼應して反對運動に之れ努めたるも及ばず、一九二七年「労働争議及労働組合法」の公布を見るに至つた。爾來イギリスの労働運動は左翼的色彩の影薄れ、保守的傾向が濃くなつて來たのである。

**労働組合並組合員數**

労働組合法に基く登録労働組合に關し労働省の作成せる統計に依ると、一九三六年末現在の労働組合數は一、〇四一で、三五年は一、〇五四であつた。その中北アイルランドに本部を有するものは二二であつた。

一九三六年末に於ける全組合の組合員總數は約五百三十萬八千名で三五年末の四百八十六萬八千名に比較すると四十四萬名

即ち九分の増加である。男子組合員數は四百五十萬六千名で三五年に比し四十萬名(九分八厘)の増加、女子組合員數は八十萬二千名であつて、三萬九千名(五分一厘)の増加である。

而して前記組合員總數五百三十萬八千名中にはアイルランド自由國支部に屬する組合員三萬七千名及海外支部に屬する組合員三萬三千名(三五年はアイルランド自由國三萬五千名、海外支部三萬一千名)を包含してゐる。大ブリテン及北アイルランドのみの組合員數は三六年末に於て五百二十三萬八千名であつて、三五年末は四百八十萬二千名であつた。尤も右の總計中には二以上の組合の組合員たる者を含み、従つて重複計算されてゐることを注意すべきである。

労働組合員數が最多數に達した一九二〇年と比較すれば一九三六年末に於ける組合員總數は三百四萬名(三割六分)の減少を見、一二の例を除き全産業部門を通じて減少を示してゐる。

次に組合員の産業別分類をみると最多數の組合員を擁する部門は、鐵道、水運を除く「其他の運輸(道路、船渠等)及一般労働」であつて九十七萬五千名である。

一九三〇年乃至一九三六年の各年末に於て、大ブリテン及アイルランドに存在する組合及組合員の比較は次の如くで、計數中には是等の組合のアイルランド自由國並に海外支部に屬する組合員をも包含してゐる。

年次	組合數	組合員		計
		男	女	
一九三〇年	一、一三三	四、〇四九	七、三三九	四、八四三
一九三一年	一、〇九八	三、八五九	七、六五五	四、六三四
一九三二年	一、〇〇二	三、六九九	七、四四五	四、四四四
一九三三年	一、〇八二	三、六六三	七、三〇〇	四、三九三
一九三四年	一、〇六五	三、八五四	七、二七七	四、五九二
一九三五年	一、〇五四	四、一〇五	七、六三三	四、八六六
一九三六年	一、〇四一	四、五〇六	八、〇二二	五、二一〇

猶一九三六年末に於ける大ブリテン及北アイルランドの労働組合聯合數は六十三で加盟組合員數は二百八十三萬六千名であつた。最大の組合聯合は大ブリテン鑛山労働者組合聯合及労働組合總聯合であつて前者は加盟組合員數五十萬人、後者は各種の産業部門に亘る九十二組合が加盟し、組合員數三十三萬八千名であつた。

**組合組織不振の原因**

労働組合數は一、九二〇年末の一、三八四の最大數から一九三六年末の一、〇四一に減少したが、之は主として合併及び大組合が小組合を吸収併合した事に基因するものと見られ、又一般組合員數も近年増加の傾向にあるが、尙労働組合會議所屬組合の組合員數に付ても一九二〇年に約八百五十萬名もあつた

ものが現在では半減するに至り、今日労働組合は鐵道、鑛山、造船、織維等の長い組合運動の歴史を有する舊來の産業に於てこそ強力なるも、飲食物及煙草工業に於ては労働組合の組織率は僅かに百人に五人と見做され、更に新興産業たる自動車及その關係金屬工業に於ては殆ど労働組合は存せず、建築業と新興の人絹工業等に於ても極めて微々たるものである。

斯くの如くイギリスの労働組合員が此の十七年間に減少を來し、組合運動が不振に陥つた理由として凡そ次の如く擧げられてゐる。

- 一、今日政府が社會保險、社會施設等に依り從來労働組合が行つてゐた職能の大部分を労働者の爲に行つてゐること
- 二、機械が進歩發達し、新興産業の半熟練工は長期間の修業を要せず且各種職業への轉業容易にして、斯かる労働者に對しては組合組織の手伸び難きこと
- 三、組合組織困難なる婦人労働者就業率の増加
- 四、古來組合組織率の悪い南部へ産業が移動したること
- 五、交通機關の普及發達の影響
- 六、新興産業に於ける組合組織運動の不活潑
- 七、長期間の不況が組合組織運動に一大打撃を與へたること
- 八、組合組織の基礎は今尙主として職業別であるが、機械の發達による大量生産産業になると熟練工の重要性が減少少數の熟練工の職業別組合が今後は多數不熟練工の産業別組合にとつて代らるべ



く、この新情勢に適合する組合組織形態がまだ執られていないこと九、組合の勢力圏外にある大量の労働準備軍が、組合の團結意識を弱め、労働組合側の雇主に對する防禦的消極政策を執ることを餘儀なくせしめること

十、幹部が組合組織の新方法採用の要求を取上げず、茲に幹部の反對に拘らず多数の罷業が最近行はれ、しかも大衆の要求の自然發生的發現である罷業を内部攪亂運動として彈壓してゐる。

かくてイギリスの労働組合はその基礎を革新するか、然らざれば行詰りを來し、茲にアメリカ合衆國の産業別組織委員會の如き新精神、新方法を採用し以て新情勢に適應する革新運動が必要とされてゐる。

イギリス労働組合會議

イギリス労働組合會議 (British Trades Union Congress) 第六九回年次大會は一九三七年九月六日より十日迄の五日間に亘りアーネスト・ベヴィン (Mr. E. Bevin 運輸及一般労働組合) 議長の下にノーリッチ市に於て開催された。

報告に依ると、組合會議加盟組合数は本大會に代表を送らなかつた組合(其の組合員數二萬九千名)を合算すれば一六九組合にして加盟組合員數は約四百萬九千名で、その中婦人が約四十五萬一千名であり、大會派遣の代表者數は六二三名であつた。

労働省が労働組合の年次統計に用ゐる分類方法に従ひ、組合會議加盟の組合員數を示すと次の如くである。

産業別	一九三七年		
	組合數	代表數	組合員數
農業	一	六	三、〇〇〇
鑛業及採石業	八	一〇九	五八、一八五
金屬、機械、車輛業	四六	八二	六二六、七六五
織維工業	三六	一〇三	三〇七、〇〇六
被服業	八	三〇	一七〇、八〇〇
木工及家具製造業	九	九	五、三〇〇
製紙、印刷業	一三	三三	一六、七九三
建築、土木請負業	八	二四	二七〇、三三三
食料、製陶及其他の製造業	一五	一三	四四、九六一
鐵道	三	二五	四八、七七五
其他の運輸及一般労働	八	一一〇	九四、九六〇
商業、配給及金融業	九	三六	二七、四四四
中央及地方官廳	六	一六	六、五六一
演藝、スポーツ及其他	九	七	三〇、〇〇〇
計	一六九	六三三	四、〇〇八、六四七

一九三七年に於ける加盟組合員總數は三六年度(三百六十一萬四千五百餘名)よりも三十九萬四千名(一割一分)の増加を示し、織維工業を除き殆ど總主要部門の産業に於て増加を見てゐる。大會に於て議長ベヴィンは大要次の如き一場の挨拶を試みた。

曰く

イギリス労働組合會議は全世界に於ける一切の労働組合運動の最も有力なる國內的中心の一たることを正當に主張し得るであらう。

イギリス労働組合運動の發達に就きては、組合運動の特殊な組織的努力に對する若い世代の人々の呼應を歓迎する、更に一段の組織の必要殊に職員及び婦人労働者の組織が必要である。醫療的、科學的及び技術的職業に従事する人々が労働組合運動に一層の關心を拂ひつゝある事實は満足に思ふ所で、從來一切の職業に従事する人々が彼等の労働や、人間生活の快適性を改善する爲に彼等がなしたつゝある寄與に拘らず、依然としてそこには榮養不具や無益な苦痛や、貧困が存在する事實を痛感してゐる。斯くて組合會議及其の所屬組合が第一流の科學者から助力、助言を組織的に且正規的に得る事を目的として「科學諮問委員會」を設置せんとして總評議會に於て決議が爲された。

労働立法問題 關しては新工場法が遂に議會を通過した。併し之が嚴重に施行されざる限り効果はないので、その施行には労働組合側の不斷に嚴重な監視を要する。労働者災害補償法に就きては議會は之を通過さすべく時間を割くことは議會の義務である。現行法は時代遅れで煩雜で且職工の生命を餘りにも過小評價してゐる。労働者の災害補償を輿論と一致させることは目下の急務でなければならぬ。又有給休暇に關する立法に就きては、無給休暇が餘りにも久しきに亘つて我國の産業機構の一部を成して來た。我々は此の事實を覆へず爲に現在各種の努力がなされつゝあることを欣ぶ。特に

臨時的及び間歇的労働者に就きては、その流動性は國民全體に歸屬する一の大なる資産と見るべきものである。従つて我々は働いたり職を求めたりして息つく暇もない彼等に短期間の休息を確保し、その家族と共に一定の休養期間を享有する機会を彼等に提供することによつて、常に失業の危険に曝らされてゐるこの種労働者に我々の支持を與ふべきである。

國際労働機關 ヴェルサイユ條約から生れ出た國際聯盟なる制度は未だ曾つて眞の意味の平等の機会を與へたることになつたが、ドイツが一旦國際聯盟に加入したこと、及びアメリカ合衆國が兎も角も國際労働機關に参加するに至つたことは驚異すべき事實である。國際聯盟から脱退した他の諸國も國際労働機關からは脱退するに至つてゐない、此の事實は寧ろ國際的融和への道は經濟的及び労働的素地の上に今尙之を發見し得ると云ふことを示すものと云へよう。従つてイギリス政府がこの偉大なる施設をその本来の趣旨に従つて利用する工夫をなかつたことは甚だ遺憾である。私は政府に對して同機關に對する政府の態度を再検討されんことを切望する。

海外労働事情 關してはインドに於て強力なる労働組合運動が從來以上に必要なる事を指摘したい。植民地の労働問題 各方面からの情報を綜合すると我植民地の労働事情は餘り香ばしくない、イギリス植民省の統轄してゐる人民(主に有色人種)の數は六千六百萬人に達するが彼等の大部分は投票權を有しない。英領西インドの騷擾も故なしとしない。植民地に於ける労働標準及労働條件の公の調査は絕對的に必要である。又委任統

治領としてのペレスティンに於ける労働問題の解決はイギリスの責任の一つである。  
再軍備と職業及雇傭 に関しては先づ第一に、金本位への復歸が最早絶對に望み得ないこと並に信用機關がその固有の機能を果し得ないであらうと云ふことを念頭に置き、若し國民が大國防計畫を組織し得たならば、他の大敵たる失業や貧困や、榮養不良や疾病に對しても同様のことを爲し得た筈である。従つて我々は茲に凡そ次の諸點の實現せらるゝことを要求する。

速かに新様式の信用機關を創設して必要ある場所へ信用の提供をなさしむること、一切の必要な關係法律を伴へる大公共事業計畫を準備して置いて、現在の好景氣が一旦不況に直面するや即刻其の事業に着手し得るやう充分準備し置くこと、現在のうちに一大規模の國民發展基金を設けて置いて、不況期間中に於ける増税の必要や、失業給付の切下げや、社會施設費の減額等を避け得るやうなしておくこと、貿易の障礙を打破する様心懸くこと、其他我國に於ける農村地方の生活水準を向上させ、之と共に農業労働者の購買力を引上げること、賃金水準及受給資格期間の兩方面で失業保險を整理し其の擴大強化を図ること、統一ある年金制度を創設して産業上の退職問題の解決を図ること、目下提案中の制度以上に義務教育年齢を引上げる用意をなすこと、失業問題解決の一助たらしむべく労働時間短縮問題の正常な原則に依り解決され得るやう圖ること等である。

大要以上の如き議長の演説が終つてから大會は總評議會の報告の審議に移り、總評議會又は加盟組合提出の幾多の決議を採

立法的措置によつて労働週を短縮することはしないであらう。只織維労働組合に關する限りに於て組合は國內的及國際的分野に於ける諸團體と協議して、四十時間労働週確保の凡ゆる努力を拂はんとしつゝあるので、總評議會及労働組合會議はこの點で織維労働者に凡ゆる援助を與へられんことを切望する……  
最後にラフリン女史(全國被服労働者組合)により大要左の決議案が提出された。

本大會は何等賃銀減額を伴はない四十時間週の適用實現の爲極力盡力する事、此の目的の爲現在労働週短縮獲得のため努力中の一切の労働組合に對し出来るだけの援助を與へる事及四十時間週條約の批准をイギリス政府に要請することを總評議會に指令する。

結局本決議案は採擇された。  
工業に備せらるゝ年少労働者の保護立法 を要請する次の決議案が採擇された。

我労働組合會議は工業に於ける年少者傭使が急速に増加しつゝある事實並に所謂「袋小路」職業の増加しつゝある事實に鑑み左の保護立法の適用を政府に要請する。

- (一) 充分の扶養手當を給與して義務教育年齢を十六歳に引上げる
  - (二) 四十時間週制(その中には教育的施設を利用する時間を含む)
  - (三) 十八歳未満の一切の年少労働者の居残作業の禁止
  - (四) 技術的訓練の爲の適當なる施設に關する規定
- 婦人労働者の獲得 の爲

擇したが是等の討論及決議は概要次の如くである。

四十時間労働週問題 先づ本問題の頭初よりジュネーヴにあつて交渉の任にあつたアーサー・ヘイデーが交渉の経過を述べて曰く、

現在迄のところ雇傭主代表側の一貫した主張は「それに相當した賃銀減額の伴はない労働時間の短縮を實行せば事實上賃銀が引上げられたこととなつて、國際市場に於ける第一流諸國に不利益を齎らすであらう」と云ふにあり、イギリス政府は「労働時間の問題は團體協約によつて之を決定するのが一般の慣習である、仍つて國際條約の規定する條件を強制するより寧ろ職業別の任意規定で四十時間労働週を適用した方がより効果的であらう」と稱し、イギリス政府は労働時間短縮問題は之を産業別に順々と解決し行くべきことを暗示したが、併し政府の方針で行くならば四十時間週も一産業より他の産業へ順次及ぼして一つの總括的條約にまで達するには最少限二十五年を要するであらう。此くて例へば炭鑛に於ける労働時間に關する條約の如きもイギリス政府はその適用の技術的に困難なことを理由に未だに右條約を批准せず放置してゐる。併し乍ら全世界の労働組合運動の努力は今や労働週短縮問題を實際政策の領域にまで昂揚した、イギリスの産業界の實情は最早後進諸國の仲間入りを許されない……」

又アーサー・シオ(全國染物、漂白及織維労働者組合)が意見を述べその結論として曰く  
自分の信する所では、現在のイギリス政府は如何なる事情の下でも

一切の婦人労働者部門に於て組合員獲得の爲の強力なる宣傳運動を即時開始するやう労働組合に要請する。  
旨の一決議が採擇された。  
配給業に於ける團體協約 大會は配給業に於ける任意的團體協約の擴張を主張する労働大臣の聲明を歓迎する一決議を採擇した、右決議は

配給業に於ける賃銀及労働條件の調整を討議する目的を以て是等職業に従事する雇傭主並に労働者の代表を同時に招致せんとする労働大臣の行爲を是認すると同時に、斯かる團體協約の獲得並に確保の爲に、關係労働者は夫々適當なる労働組合に加入すべきである。ことを勸奨してゐる。

配給業に於ける労働時間 大會は又左の決議案を可決した。  
本大會は配給労働者の長時間傭使に對して極度に憤懣の意を表する。又一九三四年の商店法所定の年少者に四十八時間週適用の結果、成年店舖労働者に追加時間及無償残業の課されつゝある事實に注意を促すと共に、右の法律規定の適用範圍を一切の配給労働者に迄擴大せんことを勸告する。

新工場法 總評議會を代表してキーン(Mr. W. Keen)が新工場法に關する問題を提起した。曰く

新工場法は過去多年に亘り議會を通過した産業的法規中で最も包括的なもので労働者の全生活に密接なる關係を有する。その中には氣積、採光、衛生的必要條件、通風及び其他の保健安全、福利施設等の事項に關する有益な新規定を含み、凡ゆる點で労働者の生活に影響

響を與へる。尙新工場法の實施は工場監督官吏に從來以上の負擔を課する故の際その人員の増加が絶對必要である。私は内務省工場の活動に謝意を表する……

バンフィールド代議士(Mr. J. W. Branfield)製パン工及製菓工合同組合)は新工場法を批判して曰く

新法は妥協の産物であつて、如何なる意味でも労働組合運動の要求を満足するものでない。私は更に新たな工場法を準備せんことを總評議會に要請する。

と。總評議會を代表してハンコック女史(Miss. F. Hancock)が演説するところがあつた。

年金制度の改正案 總評議會を代表してマーチバンクが本案を提出した。改正案は國民労働審議會指導の下に労働黨との共同作成になるもので内容は略々次の如くである。

有償の職業又は傭使よりの退職の場合、養老及盲人年金法並に掛金制年金法による受給資格を有する年齢六十五歳以上の者に對し、獨身者には一週一磅、有配偶者には一週一磅十五志の扶助料を與へんとするものである。

又年齢六十歳乃至六十五歳未満の失業者にして、經濟的理由により通常の職業に復職すること不適當なる事が失業扶助局により證明せられたる者に對しては、扶助料を右と同程度増額支給する。

その夫が年金受給資格を獲得すれば同時に年齢五十五歳以上の妻に對しても年金が支給される。寡婦の子女及び孤兒に對する年金額は之を増額して、孤兒には一週十志、寡婦の長子には一週七志六片、

の間、現在の再軍備計畫を廢棄することは出来ない。と云ふので大會は之を三百五十萬對二十二萬四千票(一四對一の比率)で可決した。

以上の外總評議會代表のウ・ルター・シトリン卿提出のスペイン問題に關する決議案、電力配給に關する政府の提案に關するもの、榮養及體位向上に關するもの、並にフィルム工業に於ける労働條件に關する諸決議案が採擇された。

友誼團體代表として大會に於て挨拶を述べた人々には労働黨議長兼代議士のダルトン、バーク(カナダ産業労働會議)、デイキンソン(イギリス協同組合同盟)、バースライト及ハッガーディー(アメリカ労働組合)、クーバース(労働組合國際聯合)等があつた。

### イギリス労働黨

#### 皇帝退位問題とイギリス労働黨

イギリス前皇帝エドワード八世とシンブソン夫人との結婚問題は、一九三六年末世界の耳目を聳動した事件であつたが、遂には皇帝の御退位となつて事件は解決した。問題は嘗に英本國內に止まらず英帝國內の各自治領及び廣く世界の國際關係に影響する所大なので英國民は朝野を擧げて痛心し、數週間に亘る憲法的危機を招來したのであつた。此の間首相ボールドウィンの措置宜しきを得て圓滿解決を見たことは固よりであるが、皇帝と政府との對立が最高潮に達し、イギリス民が混迷に陥つて

其他の子女には五志とする。

グリフィス(染物、漂白及纖維労働者組合)、ラットクリフ(オスワルドウィスルの紡織労働者組合)は續いて反對を表明したが、鐵夫聯合の代表者カーリーは右提案は徒らに誇大ならず、現實に即せるものとして原案を支持し、討論の後結局右提案は總評議會の希望通りのものではなかつたが承認せられた。

有給休暇 數個の加盟團體の名に於て次の決議案が提出され討論の後採擇された。

本大會は一切の勤勞者に最低二週間の有給休暇請求權が與へらるべきものと信ずる故、有給休暇に關する國際労働條約案の法制化を政府に勧告すると共に、此の目的達成の爲に努力し來つた總評議會に感謝し、且今後の努力に對して支持を與ふべきことを誓約する……

大會最終日に於て「國際政策と國防」と題する政策宣言を可決し、軍備擴張を承認する形となつた。即今日の國際關係をみては再軍備計畫に反對出來なかつたのである。而して之は組合會議と労働黨及議會労働黨との常設連絡機關たる「全國労働評議會」の立案になるもので其の大體の骨子は (一)労働黨が近き將來に於てイギリス政府を組織するとせば「次の戦争」は防止せられ、軍備擴張競争も止み、國際聯盟は再び強化されるべし (二)斯かる政府即ち労働黨内閣はこの國の國防に萬全を期し、集團的保障の爲に全力を盡しフ、リスト國の恫喝に對抗せねばならぬ (三)斯かる政府が生れて國際關係の緊迫を緩和する迄

ある十二月七、八日の二日間労働黨機關紙デリー・ヘラルド紙に同黨の指導的理論家ロンドン大學教授ラスキが載せた論説が同黨の態度決定上、又國內の輿論統一上に多大の効果があつたと稱される。其の要旨は左の如くである。

労働黨は立憲的政黨である、それはイギリスの政治制度の構造内に於て、資本主義社會を社會主義社會に改造せんとするものである。現在の危機解決策に關する限りは労働黨の義務は明白である。労働黨は政府の本問題に關する皇帝への進言が議會に附議せられた後に於てのみ、政府が行動すべき事を要求せねばならぬ。蓋し議會は政府の決定を承認し又は否認する權利を行使する正當な場所だからである。又皇帝が大臣とは獨立に行動する權利に關する本問題に就て總選舉を行ふことは、我々が現代に於て認めてゐるイギリス憲法を終焉せしめることとなり不可である。

要するに労働黨の根本態度としてデレンマに立つ皇帝への深き同情はそれとして、此同情を利用して自由國民の習慣に合致せざる政治形態の戸を開かんとする如き事は許されぬ、と云ふのであつた。斯くて十一日退位法案が下院を通過し、新帝の即位を見たがアトリーは労働黨を代表して、今や議會が王政又は共和制の空論に時間を費すことなく急速に國民の緊急なる問題及び國際平和の問題に立歸る必要を力説したのであつた。

而して労働黨一箇年の情勢を大觀すれば、下院に於ける労働黨は甚だしい人材缺乏を來し、労働黨内では労働組合派とインテリ出身の領袖との内訌が漸次外部にも傳へられ、與黨聯合軍

に對する政治的闘争力を減殺してゐる一方、議會政治の生命たる討議力に於てアトリー黨首以下何れもその無力振りを暴露した。

### イギリス労働黨の新綱領

一九三七年三月ロンドン都會議員改選に絶對多數を獲得したイギリス労働黨は、其直後三六年十月のエヂンバラ市に於ける労働黨大會の決定に基き「社會主義の政策及び社會的改革の綱領」を發表し、次の總選舉に於て労働黨が勝利を占めて政權の地位に立つた際實行すべき諸政策を選舉民に明示し、之に依つて國民の委託を受けんとした。全國的宣傳の指針とする今回の當面十箇條の綱領は各方面の重要問題が要約せられ、内容的に選舉民を動かすに足る迫力を具へてゐる。綱領を通じて労働黨が飽く迄社會主義の正道を歩まんとしてゐることは明らかで、即ち飽く迄デモクラシーを擁護し投票を通じて國民の判斷に訴へて國政の改革を計らんとする議會主義に忠實であつて、自他共に反對黨の立場を尊重せんとする事實が觀取されるのである。

要之、徹底的な現實政策で軍備の必要を無視することなく、外交政策は飽く迄平和主義に依つて解決しやうとする。即ち軍備に依つてイギリスの安全を保障すると共に、國內的社會主義の實現に邁進せんとするもの之れイギリス労働黨の根本方策の如くである。

當面の十大政策の概要は次の如くである。

労働黨の目的は社會主義共同國家である。労働黨は我國の資源を利用して總ての者が享有し得る眞の繁榮を創造せんと決心してゐる。適正にして永續的な平和は、人類の進歩に對して肝要なる條件である。故に労働黨は平和も擁護し且他の國民と協力して彼等も亦繁榮する爲凡ゆる可能な方策を盡すであらう。

労働黨は如何なる個人又は集團の獨裁にも反對し、斷乎としてデモクラシーを守る。労働黨はその政策を個人に對し不正を加へることなく實現し、公有に移される凡ての私有財産には公正なる價格が支拂はれるであらう。斯くて労働黨は一旦選舉民から權力を賦與されんか躊躇する所なく、我國の經濟生活を再組織する第一歩を踏み出すであらう。此の目的の爲に社會は經濟機關を動かす主要な積材たる金融、土地、運輸、石炭及び動力を支配せねばならぬ。

### 四大方策

金融 先づイングランド銀行を通じてその信用は事業と労働との利益の爲に運用さるべし、新な投資は國家投資局を通じて管理され、且我國の完全なる就職の爲の金融計畫を政府に提案するにある。又會社法の改正、課税を再検討し黨は又科學的研究を奨励する。

土地 土地は國民に所屬すべきであつて、國家的計畫は公共利益の爲に土地の利用を支配するを必要とする。政府及其他の公共團體が必要とする土地を遲滞なく且適正な價格で收用し得る簡單な法案を成立せしむべく、其他家屋所有者及借家人の保護を繼續擴大し長屋制度は廢止すべし。

運輸 全國運輸局を設立し、道路、軌道、航空及沿岸航海の運輸を整調し、且鐵道及其他の公有に移す事の適當なる運輸事業を所有運營せしめ、國民に安全、廉價且能率的なる運輸組織を供給し、その從業員に良き労働條件を與へるにある。

石炭及び動力 石炭産業は現在その經營が絶望的で非能率的なるに より石炭産業はその製造及び販賣を包含して公有の下に統一すべく本産業に對する第一の對策は坑夫に對する生活賃銀及び安全でなければならぬ。又電氣及び瓦斯産業を完全なる公有に移し、熱力、光力及び動力を全國的に安價且能率的に供給しなければならぬ。

### 四大惠澤

労働黨の政策は次の四つの大なる惠澤を國民に與へる。

食料 労働黨政府は國內生産を組織し、且輸入を調整して國內生産者の生産品の公正價格を確保し、且凡ての人に良き食料品を豊富に供給すべく、特に社會施設を通じ小兒及分娩前後の母親に對し、充分且適當なる食料を保證する。

賃銀 労働黨政府は労働組合と協力して、賃銀標準を改善し、私有企業をして労働組合賃銀及び條件を遵守せしむる様助力する。

閑暇 公休日の賃銀支拂を法律上の義務たらしめ、且國法上の休暇を毎年與へる事とすべし、一週四十時間労働制を標準とし、労働時間短縮の立法を提案するであらう。且本問題につきては國際條約の設定を目的に諸國と協同するであらう。

安全 労働黨は失業及び生命の喪失に對する恐怖による不安の一掃に努むるであらう。就職増加の方策を採用し、凡て兒童は滿十五歳

迄就學せしめ、年金法を改善してその不公正を改廢し、労働者賠償法を新に制定し保健施設を擴大し、失業者には適當なる手當を與へるであらう。

### 疲弊地方問題

労働黨は是等の地域に新産業を興し、現存工業を助成し、地方資源を開發し且交通を改善し、地方當局を援けて地方税の重壓を除去するであらう。是等地方の多數住民の低生活條件の引上げに敏活なる對策を實行し特にランカシャー地方の援助に赴くであらう。

### 外交政策

労働黨政府は凡ての平和的國民が公正なる條件の下に世界の富を享受し得る様努力する。即ち國際聯盟を強化復活せしめて、國際的協力と集團的安全保障の機關たらしむべく、指導的努力をなすべく、現在の破滅的軍備競争を阻止し、或は國際的航空警察力の設置乃至は國際的商業航空事業の建設に全力を注ぐであらう。

國防 労働黨政府は我國を防衛し、且大英帝國及び國際聯盟の一員としての義務を果す爲の軍備を躊躇なく支持する。

以上が繁榮と平和の爲の労働黨の政策である。以上の事を労働黨政府は成就するであらう。

### イギリス労働黨第三十七回年次大會

イギリス労働黨一九三七年度大會は十月四日より五日間バーンマス(Bournemouth)に於て開催された。其の概況次の如くである。

### 大會第一日 日支事變に對する決議

劈頭第一に提出され労働黨

首領アトリー少佐 (Mr. Atlee, Leader of the Parliamentary Labour Party) が説明し、領袖ハーバート・モリソン (Mr. Herbert Morrison) が賛成演説を行った後満場一致可決された。決議文の要旨は略々次の如くである。

本大會は日本の支那に對する宣戰布告なき戰爭行為を強硬に彈劾する。本大會はイギリス政府に對し爾後英國國民が日本に軍需品を賣り又は資金の貸付を禁止し、他の聯盟加入國並にアメリカ合衆國と協力して日本の對支行動を終結せしむる目的の下に經濟的財政的壓迫を加へんことを要請する。

本大會はイギリス政府に對し醫療其他の人道的援助を支那民衆に與へんことを要求し、亦日本品不買の手段に訴へ、日本の對支行動に對する嫌惡の情を表明せんことを總ての國民に要望する。

本大會は以上を審議する爲、速かに議會を開くべきことを主張せる黨首の行動を全幅的に支持する。

**市民層の發言權擴大を目前の黨規約改正案** 労働黨は創立以來労働組合を母體として居り、大戦後「國民政黨」の建前から市民層獲得に努力して來たものゝ、尙依然労働組合の勢力が數的にも質的にも優勢である、茲に黨内市民層の不平があり、對外的には「労働者の政黨」なる印象を拂拭し切れない憾みがあつた。そこで今度の規約改正は、この労働黨の「労働色」を幾分でも減殺して市民層への親しみを増加しやうと圖つたものであつたが、無論労働組合の大部分は之を餘り憚ばなかつた。併し討議の結果はアーネスト・ベヴァン (Mr. Ernest Bevin) の斡旋宜し

きを得て、改正案は遂に採擇されて市民層を狂喜させたと傳へられた。

**大會第二日 戰線統一への反對表明** 大會は「戰線統一」に對する歴史的反對を明かにし、過去一ケ年間例へばサー・スタッフオード・クリップス (Sir Stafford Cripps) の率ゐる「社會主義聯盟」の除名や、共產黨よりの入黨交渉申込拒絶等に對して黨執行部のとつた處置を承認した。此の日の討議並に之に關する大會の決議は、こゝ數年來續けられて來た黨左翼派の「戰線統一」運動に最後の止めを刺したものと見られてゐる。討議は非常に尖鋭にして活氣あるもので先づクリップスが少數派の意見發表の權利を強調して、戰線統一運動に對する黨執行部の處置を論難したが、最後に立つたハーバート・モリソンはクリップスの所説を駁し、黨内左派に對し自らその方向を是正すべしと要望した。

**大會第三日 ハロルド・ラキス教授 (Professor Harold Laski) 並にサー・スタッフオード・クリップス執行委員となる** 役員選舉に於てクリップス及ラキス教授が新任執行委員に復活又は當選したが、之は大會が特に人物拂底の際、兩氏の識見・才能・眞面目さを買つたものとされる。この事は又知識階級乃至一般市民層の労働黨に對する親しさを倍加させたと言はれる。

**大會第四日 再軍備政策に關する問題** 第四日より最終日にかけて討議されたのは、本大會の中心議題たる「國際政策と國防」と題する執行委員會提出の政策宣言で、原案支持派並に反對派の

幹部間に一大論戰を展開した。其の骨子は九月の労働組合會議年次大會に提出されたものと全く同一であつた。要之、政策宣言の中心は労働黨は現保守黨政府の再軍備政策を支持すると云ふ點にある。

討論はクラインス (Mr. J. R. Clynes) の原案説明によつて初まつた。一つは有名な前黨首ランズベリー (Mr. G. Lansbury) を初めソールター博士、ボンソング卿 (Lord Ponsonby) 等は絶對平和主義的な反對論を展開し、今一つはエス・シルヴァーマン、アヌーリン・ベヴァン (Mr. Aneurin Bevan) 等の「はばマルクシズムの立場に基く反對論が縦横に展開された。

反對論に對する執行委員會側の答辯も又鋭く力強いものであつたが、二日間に亘る大討論の終結は執行委員會側を代表してマザーウェル區選出下院議員ジームス・ウーカー (Mr. James Walker) に依つて爲された。その演説は從來労働黨の掲げて來た平和政策の一切を論難し、愛國的論調を以て再軍備支持方針を擁護した演説は、聴く者の心を打つた點に於ては十數年の労働黨大會に曾つてなき感銘を與へた大演説であつたと云はれる。

賛否採決の結果は再軍備支持賛成二、一六七、〇〇〇票、反對二、二二八、〇〇〇票、即ち一九三九、〇〇〇票の壓倒的大多數で原案を可決した。斯くて労働黨はガーディアン紙の批評に依れば、「一年前ですら労働黨が斯かる立場を採るとは到底考へられな

かつた」方向へ急角度の轉換を爲したのである。

**主要労働立法**

**一九三七年の工場法 (the Factories Act, 1937)**

一九三七年度中に通過した労働問題關係の主要立法中には先づ一九三七年の新工場法がある。之は一九三七年七月三十日に勅許 (Royal Assent) を受け一九三八年七月一日より施行のことに確定してゐる。

本法は一九一三年の工場法改正法案提出以來約二十年以上に亘る懸案であつたが、新工場法案提出の理由は政府の報告書中次の如く述べられてゐる。

現行法は多數の諸法律に跨つてゐる。而して基準法たる一九〇一年の工場並に仕事場法は——假令その後法律により修正されたとは言へ、一般的・根本的に改正されるに至つたものではなく、且現在に於てはその大部分が時代後れとなつてゐる。新法案は、現在の法律を現代の標準並に事情に適應するやう改正せんとするものであり、且工場労働者らに對しその安全、保健並に福利等の方面に於て一大改善を加へんとするものである。

法案中の諸提案は内務省が一九〇一年の法律を實施して得た長年の體験、産業統制の廣汎なる各層並に機相に關して審議を爲した多くの委員會の調査報告、諸學術機關によつて實施された調査研究及び産業自身或は個人的製造業者等によつて行はれた實驗並に調査等の諸成果を慎重に検討したものと、結晶である。それに加へて更にこれ

らが雇主並に労働者の各代表者達の間に於て、長期に亘り論議され  
た結果立案されたのである。

一九三七年工場法案は斯くして提出された。以上の報告書に  
明らかなる如く新工場法は既存の工場法令に根本的の變更を加  
へたるものでなく、従來の法令を調整統一し、従來に存しな  
かつた多くの新條項が附加されて、時代遅れの聲あつたものを近  
代工業の實際に適合せしめたものである。

改正の根本方針は次の如くである。

一、現行法が従前から踏襲し且現に採用してゐる所の區別「工場」  
(Factories)及「仕事場」(Workshops)又は「織維工場」及「非織維工  
場」等の區別を撤廢し是等總てを原則として「工場」(Factories)  
なる一つの言葉の下に包括した。

二、現行法の下では工場監督官と地方衛生官とが分擔してゐた所の  
工場並に仕事場(新法では一般に機械力を使用しない工場と稱せ  
られる)に於ける諸衛生條件の適用に関するものを新法でも多少  
修正して存続せしめることとした。

新工場法は全部で十四章、總計一五二條項から成り立つてゐ  
て修正の要點は

一、適用範圍の擴張 前述の根本方針の下に新工場法が作られ法文  
に別段の規定なき限り所謂「工場」の總てに適用される。「工場」  
とは人々が物品の製造又は物品の加工、修理、裝飾、仕上げ、ク  
リーニング及販賣等の目的を以てなされる諸作業工程に於ける筋  
肉労働に従事する場所を指稱する。尙之には工場の一般概念に洩

れてゐると思はれる如き船舶の建造、修理、解體の行はれる乾式  
船渠、諸物品整理工場、絲類又は布類の加工仕上げ場、小運送機  
關の製造工場、活版印刷及製本工場、映畫製作所、其他建築工作  
又は土木建設作業場等をも包括される。

二、其他の主要なる規定事項 安全、保健、福利、災害及産業疾病  
の報告並に調査。婦人及年少労働者の正常的な就業時間と超過就  
業時間。家内工業。労働者の賃銀保護。登録簿の保存。注意書の  
通達。當局への情報提出。其他本法の施行を容易ならしめる爲  
に必要な措置。監督官の任命、權限及義務。罰則及法律上の手續  
等である。

一九三七年の特殊地域(修正)法 (the Special Areas(Amend-  
ment) Act, 1937)

本法は五月六日に勅許を受けたが、之は一九三九年三月三十  
一日迄、一九三四年の特殊地域(發達及改善)法の效力を存続せ  
しめ、且特殊地域に新産業を引寄せ、目をとす力を與  
へる附隨的效力をも有してゐる。本法は又、程度こそ僅少であ  
るが、他の地域に對しても同様な援助をなさんとするものであ  
る。

一九三七年の兒童及青年(スコットランド)法 (the Children  
and Young Persons (Scotland) Act, 1937)

本法は七月一日に勅許を受けたが、之は十八歳以下の人々に  
關する法令をスコットランドに適用するに當り之を整理統合せ

るものである。本法第三章は(一九三六年の教育(スコットランド)法  
の修正せる一九三二年の兒童及青年(スコットランド)法の規定を再制定  
するものである)雇傭に關するものである。本法は兒童及青年の  
雇傭に一般的の制限を設け、且街頭の商賣や、興行物に於ける  
兒童の傭使並に危険な仕事に於ける兒童の傭使又は斯かる仕事  
への訓練等に關する特殊の規定を含んでゐる。

一九三七年の農業賃銀(規制)(スコットランド)法 (the Agri-  
cultural Wages (Regulation) (Scotland) Act, 1937)

本法はイングランド及ウェールズに於ける農業賃銀を規定せ  
る一九二四年の農業賃銀(規制)法と同様の一般範圍の農業労働  
者に對する賃銀規定の制度をスコットランドに齎らせるもので  
ある。

一九三七年の炭坑(少年雇傭)法 (the Coal Mines (Employ-  
ment of Boys) Act, 1937)

本法は七月三十日に勅許を受けた、之は午後十時と午前六時  
との間に於ける尠く共連續的七時間の期間は各炭坑毎に特定せ  
られねはならない。且その特定期間中に少年をその地下炭坑内  
に於て使つてはならないし、又は坑内に傭使する爲に入れてはな  
らないことを規定してゐる。併しその禁止は本法の通過前に地  
下炭坑内で合法的に傭使されてゐる少年には適用がない。

一九三七年の地方官廳退職法 (the Local Government Super-  
annuation Act, 1937)

本法は七月三十日に勅許を受け、地方官廳被傭者の退職に關  
する前の法律、即ち一九二二年の地方官廳並其他の官吏退職法  
(the Local Government and Other Officers' Superannua-  
tion Act, 1922)を廢止して再び制定したものである。其の法律  
は地方當局が三分の二の大多數で同法採用の決議を可決すると  
の條件附でのみ如何なる地方當局の區域でも之を適用すること  
が出来、又既定ポストとして指定されたものを占める被傭者に  
對してのみ適用された。然るに新法はイングランド及ウェール  
ズのすべての地方當局が定年「官吏」の退職規定を設ける様  
を請してゐる。「官吏」以外の被傭者は「使用人」(Servants)と  
稱され且「使用人」と「未定年官吏」(Part-time officers)と  
は地方當局の自由判断で手當を與へて之を退職させることが出来  
る。

一九三七年の地方官廳退職(スコットランド)法 (the Local  
Government Superannuation (Scotland) Act, 1937)

本法も亦七月三十日に勅許を受け、スコットランドの地方當局  
のすべての定年「官吏」の強制退職を規定してゐる。本法は現  
在同様、地方當局に對し其他の被傭者の退職に關し自由裁量の  
餘地を残してゐるが、之を退職せしむる仕組みを簡易化してゐ  
るのである。

# インド

## 一般情勢

人口二億六千萬を有する英領インドと八千萬の住民を包容するインド諸王国とを總括する全インド聯邦 (All-India Federation) に對するイギリスの施政方針は、永年の間分派的に分れて行つた三要素、即ち英本國と英領インドとインド諸王国との夫々の要求を調節することに在り、一九三七年四月一日にはその要望によつて愈々インドに新憲法が施行された。尤も之は州自治制に關する部分のみで、聯邦制に關する部分は王侯領との關係上當分實施を延期せられた。而して新法律では英領インドを十一の自治州に分け、三千萬の男女に州議會への選舉權が與へられたが、一九三七年二月に此の新法の下に實行された第一回のインド地方議會の選舉の結果は、インド十一州中の人口の三分の二を占むる七州に於て全印國民會議 (All-India National Congress) 派が絶對多數を占め、其の勢に乗じて頻りにイギリスとの分離を絶叫するの情勢を呈して來た。併し彼等の反英的態度や、獨立運動や、土地權利に對する反對等はインド諸王族に就いてみれば、彼等自身の權利にして尊重さるゝ以上、イギリスの政治に悦服せんとして全インド聯邦加入に付ては逡巡

の色をみせてゐる。一方英本國政府と雖も是等所謂コングレス黨 (Congress Party) の要求に應じて一九三五年の條例を無視した獨立を許容するとは見えないし、茲に英領インドは現在若干の自治制を試驗する機會を得たが、インドの國民運動が實際如何に之を活用してゆくかは今後の問題である。

## 産業労働事情

今日のインドはまだ所謂農業國の域を脱せず、全産物の九割迄は農産物を以て占めらるゝ實情にある。インドに於ける一九三七年の貿易狀況を見るに、三六年に比し輸出は二二%方、輸入は三〇%と増大し、何れも一九二九年來の最高額に上つた。併しオーストラリア、蘭領インド、英領マレー、佛領インド支那等南太平洋諸國に於ける最近の動向と同様、インドに於ても三七年の第四四半期から輸出は激減し始め、世界景氣の逆轉の一環としての原料品需給の悪化とその相場の崩落の影響を受くることとなつたのである。即ちインドに於ける輸出激減の理由は、棉花、黄麻等主要輸出品の相場下落と輸出數量の減少の爲と見られてゐる。

### 英領インドの外國貿易 (百萬留比)

(東洋經濟新報第一八八號に據る)

(月平均)	輸入	輸出
一九二九年	二〇八・六	二六六・八

一九三二年	一一〇・七	一一二・六
一九三五年	一一一・九	一三〇・九
一九三六年	一〇一・九	一五〇・五
一九三七年	* 一三二・八	一六八・五

備考 \*一九三七年四月からベルマを除く

而してインドの生産業が今尙原始産業に集中され、近代資本主義の進出が著しく遅れてゐる主要原因は、イギリスが自己の市場確保の爲イギリス産業と競争する如きインドの工業化を極力抑壓したるに由り、しかも失業者は機械工業に吸収せられず農村へ歸るも、政府の土地併呑策其他により耕すに土地なき労働者の數は急速に増加し、農民の窮乏は次第に甚しくなつて行つた。此くて是等貧困農村人は工場へと向ふも尙工業に従事する者は僅かに全職業人口の一割、しかも近代的大工業に従事する者は全工業人口の約十分の一に過ぎない。一九三一年の國勢調査に依れば工業、鑛山、交通業等に従事せる労働者數を示すと左の如くである。

織物工業	四、一〇二、九三三
衣類、化粧品工業	三、三八〇、八二四
木材工業	一、六三一、七二三
食料品工業	一、四七六、九九五
陶器工業	一、〇二五、〇三〇
建築工業	六一八、五二七
金屬工業	七一三、〇七〇

化學品工業	六〇三、五〇四
皮革工業	三二一、〇七四
其他工業	一、四九八、〇五四
鑛山	三四六、〇〇〇
交通(郵便、電信電話を含む)	二、三四一、四〇六
計	一五、三六一、九三三

一九三一年の統計に依れば工業労働者の中半数以上は工場法の適用を受けざる小工場に働いてゐる。又更に大多數のものは今猶家内工業を營んでゐる状態である。

## 労働運動

併し乍ら資本主義的近代工業の發達と共に、インドの労働運動も亦漸次熾んとなり、一九二〇年には全インド労働組合會議 (All-India Trade Union Congress) が改良主義的社會主義者の指導の下に初めて全國的組織として結成された。爾來同組合は逐年發展して一九二九年には約二十萬の組織労働者を擁するに至つた。然るに同年十一月のナグプール (Nagpur) 市に於ける第十回大會に於て右派は加盟組合の殆ど半数を拉し去つて、別にインド全國労働組合總同盟 (National Trades Union Federation of India) を組織し、茲に左右兩派に分裂を來した。併し其後總同盟系と組合會議系との間に全インド合同労働委員會 (All-India Joint Labour Board) が設けられ兩組合

間に協力の機運が生じ、現に一九三八年の復活祭中はナグプー  
ル市でインド全国労働組合總同盟と全インド労働組合會議との  
間の統一大會が開催せられ、兩全國労働組合陣營間の最後の統  
一條件に關する協力が遂げらるゝものと期待されてゐる。

尙三十七年のインドの労働組合にとつて特記すべき事は日本に  
開催せられたる第二回アジア労働會議に参加した事である。

即ち一九二五年日本側労働代表鈴木文治が第七回國際労働總  
會出席の際、第三インターナショナルに對立し、東洋諸國の労働  
者の解放を目的として國際労働會議支持の日本、インド、支那  
等東洋諸國の労働組合會議の開催方に關し、インド側代表と協  
議したることに始まるとされるアジア労働會議の第一回は、昭  
和九年五月十日コロムボに於て同會議の結成第一回の労働會議  
を開いたが、其後諸般の事情に因り幾度か開催を延期しつゝあ  
つたが、一九三七年に入り日本労働組合會議に於ては二月十日  
開催の第二回大會準備委員會に於て、インド側代表ベッケルよ  
りの通電により協議の結果漸く開催の運びとなり、五月十七日  
より三日間東京に於て開催せられた。而してアジア労働會議の  
インド側の参加團體は全インド労働組合總同盟と全セイロン勞  
働組合會議とであるが、今次の第二回大會にインド側よりの出  
席者は

インド全國労働組合總同盟主事

アール・アール・バカレー

(Mr. R. R. Bakhale)

インド鐵工組合主事

デー・デー・カルカレー (Mr. G. D. Karkare)

マドラス労働組合主事

デー・チヤッテイ

(Mr. G. Chelvapathy Chetty)

タタ製鐵労働組合幹部

ビー・デー・イチャゴリ (Mr. B. D. Ichaporis)

同

ビー・エヌ・チャーナー (Mr. P. N. Chonna)

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

の點につき特にインドに於ける鐵道に關する遲滞に就き國際勞  
働局理事會の監視に拘らず、十六年前に批准せるジュネーヴ及  
ワシントン條約案の完全なる實施をインド政府がやらないこと  
に對し痛烈に論難した。大會は又此の遲滞に關する全インド鐵  
道従業員聯盟の抗議を支持して、「受諾した義務の遂行を引續き  
懈怠するインド政府に對し適當の措置を講ずべきこと」を國際  
労働局理事會に要請した。

### 英領インド全國労働組合總同盟大會

インド全國労働組合總同盟大會第三回大會はシヴァ・ラオ議長  
の下に、一九三七年十二月十八、十九日の兩日カルカッタ市に於  
て開催された。大會採擇の主要決議は概ね次の如くである。

労働立法 次は労働立法計畫をインド政府及立法府に建議す  
る決議案が採擇された。

- 一、労働者に對し疾病、失業、發疾、老年に對する保險を與へる社  
會保險計畫
- 一、賃銀減額を伴はずして労働時間を一週四十八時間に短縮
- 一、全産業に法定最低生活賃銀を實施すること
- 一、農園、船渠其他の職業従事労働者の労働條件及生活を保護し一  
般的に改善の立法制定
- 一、十五歳未満の兒童労働の廢止

鐵道従業員の抗議支持 本總同盟は十六年前批准の國際條約に  
よる労働時間に關する義務を、インド政府が常に無視することに  
對する全インド鐵道従業員聯盟の抗議を支持し、該條約の利

益を充分に獲得せんとする鐵道従業員努力を強く支持するこ  
とを保障する。

### 鑛山労働者の保護

總同盟は炭鑛に於ける生命の危險と國家的  
資源の浪費に鑑み、その防止及安全に關する總同盟の勧告を速  
かに實施すべきこと、並に來年早々ジュネーヴに開催の國際勞  
働局理事會による三部制會議にインド炭鑛労働者の代表派遣方  
をインド政府に要請した。

### 労働組合運動の統一

本總同盟はギリ提唱の統一案に同意する  
但し本總同盟は外國の團體へ加盟の權利を保持するも、全イン  
ド労働組合會議 (the All-India Trade Union Congress) 又は  
中央團體 (the Central Organisation) は協定期間中は外國の  
團體に加盟してはならない。但し組合會議所屬各組合は個々の  
資格で外國の團體に加盟する事を得。政治問題及同盟罷業に就  
きては中央團體の四分の三の多數により決定された命令なき限  
り各組合の行動は自由たるべきこと。其他右の全般的統一實現  
の爲、組合會議始め國內の各労働團體代表者と商議する權限を  
ヴィ・アール・カラッパ、ビー・シヴァ・ラオ及アール・アール・バカ  
レーに付與する。

### 國際労働總會代表任命

次回ジュネーヴに開催の國際労働總會代  
表にエス・ヴィ・バルレカーを、顧問にエス・グルスワミとクリ  
シュナスワム・ムディラジを任命した。

### 執行委員選任

總同盟今後二ヶ年の執行委員として次の如き人



賃銀率は一九三四、一九三五及一九三六の各年中漸次改善されて行つたが一九三七年には特に異常なる昂騰をなしたのであつた。その昂騰をみせたのは、指數の擧げられた各産業乃至職業共、共通の事象であつたが、伐木業と製材業及金屬業に於ては最も著しかつた。賃銀率の一般水準は一九三七年には一九三〇年以後の各年よりも高かつた。

一九三七年のモントリオール、トロント、及ウイニペグに於ける建築、金屬及印刷業の各種職業の一時間若は一週の賃銀率並に一週労働時間を示すと次頁表の如くである。

一九三七年のカナダに於ける三つの主要石炭産地即ちノバ・スコシヤ、アルベルタ及バンクーバー島の炭鑛業に於ける賃銀及労働時間に關する數字を示すと次の如くである。

右表中の請負鑛夫の日給の數字は出來高拂仕事の平均收入に關するものであり、他の種類の炭坑労働者に關するものは日給賃銀率に關するものである。而して該統計はカナダに於ける總ての大炭坑所有者が提供した報告から作成したもので、炭坑中にはその賃銀及労働條件が團體協約で規定されないものもある。

**就業状態と失業保險問題**

カナダに於ける指導的立場にある有力な雇傭主連の報告に依ると一九三七年の労働者就業状況は異常の活況を呈し、過去に於ては僅かに一九二九年の好景氣の折の労働人員のみが之を超

職業	ノバ・スコシヤ		アルベルタ		バンクーバー島	
	日給	労働時間	日給	労働時間	日給	労働時間
請負鑛夫	六・五二	八	八・三三	八	六・六三	八
機械鑛夫	三・四五一五・〇〇	八	五・〇〇	八	四・八	八
手掘鑛夫	三・四五一五・〇〇	八	五・〇〇	八	四・五三	八
起重機掛	三・四五一五・〇〇	八	五・〇〇	八	四・五三	八
一般労働者	三・〇〇一三・七二	八	四・四七	八	四・一四	八
地上	三・〇〇一三・七二	八	四・三九	八	三・七七	八
地下	三・〇〇一三・七二	八	四・四七	八	四・一四	八

過すると云ふ程のレベルにまで達したのである。即ち五月一日の最低記録から十月一日の最高記録に至る指數を見ると二二%の増加を示し、一九二〇年以後各年の同期間の平均一〇%に比較すると頗る良好であつた、一九三七年末には労働人員に季節的低下があつて例年より寧ろ大きかつたが、之はその前數ヶ月の極めて顯著な産業界活況の反動であるが、又之は或る程度合衆國に於ける事業の沈没並に英本國に於て最近現はれて來た景氣緩慢と歩調を合はせたものである。併し十二月に於ける指數を見ると、一九二一—一九三六年の各年一月一日より十二月一日迄の記録の平均八%強の上昇率を遙かに凌駕して、同年頭初に於けるより一七%丈高かつた。一九二六年の平均を一〇〇とすると同年の指數は一九三六年の一〇三・七に比較し平均一一

人が選任せられた。

- 會長 エヌ・エム・ジャジ
- 副會長 ビー・シヴァ・ラオ、エス・シー・ジョシ、ジェー・エヌ・グプタ
- 書記長 アール・アール・パッカレー
- 會計 ジム・ナダス・エム・メタ

扱て以上の如くインドには政治的に、或は經濟的に幾多の問題が其の前途に横はつてゐるが、特に經濟的問題に關しては土地問題の解決を以て最も緊要なりとされ、農業及土地制度に大變革を齎らしてのみその終局的解決を望み得る状況にあり、封建制度の遺物や大地主制度等は之を廢止し、不經濟なる平均一人當り何分の一エーカーの小保有地には科學的農耕法の適用も出來ないので、是等を廢して代りに大規模の國有農場、集團農場又は組合農場を設くべきものとされてゐる。その爲には土地の既得私權の廢止が必要であり、その他都會及農村の大失業を減ずる手段としては高度の工業化の促進を圖らねばならない。斯くて問題は土地、工業及國民生活の凡ゆる部面に互つて影響する所頗る大きい廣汎な問題が前途に横はつてゐるのである。

カナダ

労働事情

労働賃銀と労働時間

年	カナダに於ける各労働者別の賃銀率指數 (一九一三年=一〇〇)			
	炭鑛業、建築、金屬、印刷及鐵道業 (混合平均)	一般工場労働	雜工場仕事	伐木及製材業 (混合的)
一九三〇	一九七・三	一八八・二	二〇二・三	一八三・九
一九三一	一八八・七	一八三・四	一九七・三	一六三・〇
一九三二	一七九・四	一七三・六	一八四・三	一四一・三
一九三三	一七〇・二	一六八・一	一七五・七	一二一・七
一九三四	一六七・一	一七〇・八	一八〇・五	一四五・一
一九三五	一七二・四	一七四・九	一八四・七	一五二・三
一九三六	一七二・九	一七九・七	一八八・八	一六五・九
一九三七	一八二・九	一九五・五	二〇三・七	一八八・一

カナダ労働省が、數ヶ年に互る賃銀率及労働時間に於ける變動を示す爲、團體協約や労働省の官吏及地方通信員よりの報告並に雇傭主及労働組合等より受けたる報告を基礎として作成せる第二十一回報告書に依つて、三六年度の比較數字と共に一九三七年のカナダに於ける大多數の産業及職業の労働賃銀及労働時間に關する若干の數字を掲げる。先づ賃銀率の變動に就きて云ふならば、その變動は各産業とも比較の基準年度たる一九一三年を一〇〇とし、受けた報告に基づき、且又九つの職業に關する指數に依つて之を測定するのである。次表は賃銀率に關する一般的並に産業乃至職業別の指數を拔萃したものである。

四・二で一〇%の増加であり、之は一九三三年に對する一九三四年の例を除き、例年になき増加の記録であつた。  
 而して勞働者のため政府が執つた諸事業計畫中先づ擧ぐべきは従前同様、失業救済であつたが、此の種の仕事は、産業界の情勢が一般的に好轉して來たのでその重要性を減じたのであつた。自治領統計局の發表に依ると一九三七年中の單獨雇傭總數は一・二二、五一九に達し、一九三六年に取扱つた數を越ゆること五、九〇〇の増加であつた。協同雇傭主は過去一ヶ年に一月平均一〇、二〇〇名で、その被傭者は三月一日の最低九七五、八六二名から十月頭初の最大一、一九七、六四七名に至り、十二箇月の平均は一、〇八五、八三一名であつた。一九二六年の平均を一〇〇とする指數は三月一日の一〇二・八から十月頭初の一・二五・七に昇り、之は一九二九年九月以降の最高記録であつた。季節的低下のあつた同年十二月の一・二二・六なる指數と雖も尙且例年十二月のそれよりも高かつた。

一九三六年に較べ一九三七年中は地理的竝に産業的事業單位に極く稀な例外はあるが一般的にはその就業勞働人員は各方面とも改善されたのであつて、即ち地理的例外としては大草原地帯があつた。そこでは勞働人員狀況は概して一九三六年以來不變であつた。製造業、伐木業、鑛山業(特に金屬性鑛石の)、通信、公共事業及商業はかなりな好轉を遂げたことが報ぜられた。運輸業に於ける勞働人員は概して一九三六年同様であつた。數ヶ年間他の事業より遅れてゐた建築業は、一九三七年には未だ一般的には例年以下とは云へ漸次回復の徴を示したのであつた。  
 尙カナダに於ける聯邦失業保險計畫策に關する現狀を見るに、曩に聯邦失業保險計畫の樹立を可能ならしめるやうに、英領北アメリカ法を改正して聯邦議會に失業保險法を制定する權限を賦與することに賛成するや否やにつき自治領首相は九州の首相に問合せ狀を出したが六州(英領コロムビア、マニトバ、ノバスコシヤ、オンタリオ、プリンス・エドワード島及サスカチワン)の首相

産業及職業別	一時間當り賃銀率	一週勞働時間	一時間當り賃銀率	一週勞働時間	一時間當り賃銀率	一週勞働時間
建築業	0.80-0.90	44-48	0.90	40	1.10	44
煉瓦	0.70	44-48	0.85	40	0.85	44
大工	0.70	44-48	1.00	40	0.85	44
電工	0.70	44-48	0.75	40	0.85	44
ペンキ	0.60	44-48	0.75	40	0.70	44
左官	0.60	44-48	0.90	40	1.10	44
鉛工	0.70	44-48	0.90	40	0.95	44
石工	0.70	44-48	0.85	40	0.90	44
板金	0.65-0.70	44-48	0.85	40	0.90	44
一般勞働者	0.60	44-48	0.75	40	0.70	44
金屬作業	0.70	44-48	0.85	40	0.90	44
鍛冶	0.70	44-48	0.85	40	0.90	44
汽機	0.70	44-48	0.85	40	0.90	44
機械	0.70	44-48	0.85	40	0.90	44
鑄造	0.55-0.60	44-48	0.70	40	0.75	44
(鉄鐵、銅鐵及眞鍮)						
印刷業	一週當り賃銀率		一週當り賃銀率		一週當り賃銀率	
印刷工	3.00-4.00	48	4.00	48	3.00	48
ニシ	3.00-3.60	48	3.00-4.00	48	3.00	48
臨工	3.00-3.60	48	3.00-4.00	48	3.00	48
植字工	3.00-3.60	48	3.00-4.00	48	3.00	48
製本工	3.00-3.60	48	3.00-4.00	48	3.00	48
女工	2.50-3.00	48	2.50-3.00	48	2.50	48
男工	3.00-3.60	48	3.00-4.00	48	3.00	48

産業及職業別	一時間當り賃銀率	一週勞働時間	一時間當り賃銀率	一週勞働時間	一時間當り賃銀率	一週勞働時間
建築業	0.80-0.90	44-48	0.90	40	1.10	44
煉瓦	0.70	44-48	0.85	40	0.85	44
大工	0.70	44-48	1.00	40	0.85	44
電工	0.70	44-48	0.75	40	0.85	44
ペンキ	0.60	44-48	0.75	40	0.70	44
左官	0.60	44-48	0.90	40	1.10	44
鉛工	0.70	44-48	0.90	40	0.95	44
石工	0.70	44-48	0.85	40	0.90	44
板金	0.65-0.70	44-48	0.85	40	0.90	44
一般勞働者	0.60	44-48	0.75	40	0.70	44
金屬作業	0.70	44-48	0.85	40	0.90	44
鍛冶	0.70	44-48	0.85	40	0.90	44
汽機	0.70	44-48	0.85	40	0.90	44
機械	0.70	44-48	0.85	40	0.90	44
鑄造	0.55-0.60	44-48	0.70	40	0.75	44
(鉄鐵、銅鐵及眞鍮)						
印刷業	一週當り賃銀率		一週當り賃銀率		一週當り賃銀率	
印刷工	3.00-4.00	48	4.00	48	3.00	48
ニシ	3.00-3.60	48	3.00-4.00	48	3.00	48
臨工	3.00-3.60	48	3.00-4.00	48	3.00	48
植字工	3.00-3.60	48	3.00-4.00	48	3.00	48
製本工	3.00-3.60	48	3.00-4.00	48	3.00	48
女工	2.50-3.00	48	2.50-3.00	48	2.50	48
男工	3.00-3.60	48	3.00-4.00	48	3.00	48

はこの提案に對し賛成の意を表したが、他の三州（アルバータ、ニューブランズウィック及ケベック）の首相は賛否を決する前に之に關して更に詳細な情報を得んことを望んだ。之に次で一九三八年一月二十四日自治領首相は州政府に對し修正案を配布してこの案に關する所見を求めた。

而して自治領首相は一九三七年十一月五日の書翰で

「國營失業保險制度はカナダ中の個人の安全と産業の安定とに貢獻する所大であらう。又廣範圍に亘る失業の再現に伴ふ困窮を緩和するのに役立つであらう」

と云ふことを自治領政府は確信してゐると稱した。併しカナダ自治領の憲法である英領北アメリカ法はイギリス議會の法律で、之が改正はイギリス議會に依つてなされねばならない、茲にカナダ議會の兩院は眞に失業保險の國營制度確立の爲には憲法改正を國王に請願することが必要となつたのである。

### 労働運動

カナダに初めて労働組合の組織せらるゝに至つたのは約百年前の一八二七年ケベック市に組織せられたる印刷工組合を以てその始祖とされる。それより五年を経てトロント印刷工組合が創立せられたが、その後年と共に各種労働組合組織せられ、特に港灣労働者の間に於て最も有力なる團體が組織せられた。而して米加兩國の労働組合が漸次接近するに伴ひ外國組合と

聯絡を有せないカナダ領内の労働組合も漸次地方的組合より全國的組合へ發展し一八七三年トロント労働會議の主旨に依つてカナダ労働組合（Canadian Labour Union）の組織を見たが、偶々經濟界の不況に際會し一八七五年第三次年會を開催したる後遂に潰滅した。然し其後八年を経て一八八三年にトロント労働會議は再び全國的労働組合會議の設置運動を起して同年末トロント市に第一回會議を開催後、常設團體として本會議を續行すべきことを決議し、「屬領カナダ産業労働會議」と稱した。其後一八九五年に「屬領」の二字を削り「カナダ産業労働會議」（Trade and Labour Congress of Canada）と改稱して今日に至つてゐる。

而してカナダに於ける労働組合の中心勢力はこのカナダ産業労働會議であるが、之はアメリカ労働總同盟と同様、熟練工職業別組合の保守的聯絡機關であるが、之に對して産業別組合主義を標榜して起てる組合を大別すると次の三つがある。（一）Industrial Workers of the world (I. W. W.) (二) One Big Union (O. B. U.) (三) All-Canadian Congress of Labour (全カナダ労働會議)の三者これである。

此の外別に主としてケベック州内に組合員を有する National Catholic 派労働組合として一九二二年に組織せられたるカトリック教労働者總同盟 (Federation of Workers of Catholic Canada) 等がある。

次に労働爭議が初めてカナダに勃發したのは一八五八年で前記トロント印刷工組合のストライキを以て嚆矢とするが、要するに一八六〇年代に至る迄のカナダに於ける労働運動は概ね地方的突發的のもので之が眞の運動らしき運動となつたのは其後アメリカの労働運動が北米大陸全部に波及し遂に米加國境を越えて發展し來つた以後の事である。而して今日カナダに於ける組織労働者の最も重要な要求は州立法部の積極的活動によるカナダ労働者の團結權確保並にピケッティングを合法化する各州の民法及刑法の立法的改正等にありとされてゐる。

### 労働爭議

一九三七年中のストライキ及ロックアウトの数は二七八件で一九三六年の約二倍であつて、一九一九年及一九二〇年を除いては一九〇一年以來の最大記録を示した。又参加人員は七一、九〇五名で一九一八年及一九一九年を除いては一九〇一年以來の最大數に達した。損失作業の日數は八八六、三九三日に達したが、此の日數の七十五%以上は製造業就中織物並に金屬品製造業に於てであつた。尤も石炭鑛業にもかなり多大の損失日數があつた。

同年中に於ける最も重要な爭議は、組合承認及賃銀増額要求のケベック州のモントリオール及其他の地方の綿工場労働者の爭議であつて、損失作業日數二十萬日にも及んだ。其他の重要な爭議を擧げると次の如くである。コーンウォール及ウエラン

ド（オンタリオ）の紡績工場、ピーターバラ（オンタリオ）の羊毛工場、モントリオールの婦人服工場、ミント（ニューブランズウィック）に於ける炭坑、オシヤワ（オンタリオ）の自動車工場、ソレル（ケベック）の鑄物及船舶修理工、フランダーズ（オンタリオ）の伐木者、ステラートン（ノバスコシヤ）の炭坑夫、バンクーパーの肉罐詰業者等の爭議がそれであつた。

一九三七年の産業別同盟罷業並工場閉鎖表

産業別	(爭議件數並其の割合)	(参加労働者數並其の割合)	(損失作業日數並其の割合)
農 業	二	六	五
伐 木 業	七	三〇	三〇
漁業及民掛業	一	一〇	一〇
鑛 業	四九	七、五七	一、五七
電燈及電力業	一	一	一
製 造 業	一四三	四六、三四	六七、五〇
建 造 業	三三	一、三六	七、三六
運輸及公共事業	一六	一、四一	一、四一
商 業	七	一八	四、一六
金融業	一	一	一
サーヴィス業	二六	一、三三	五、三三
計	二六	一〇〇	八六、三三

かなり長期に亙り、大多數の労働者が参加した爭議が近年に

なく多かつたが、他方争議の半数は参加労働者百名以下で、損失日数の僅か4%を占むるにすぎなかつた。一九三六年同様組合承認、組合労働者の雇傭及解雇等に關する争議の割合は大きく九〇件を占め、賃銀及時間に關する争議件数が一三〇件で、其他の労働條件に關する争議が二八件であつた。同年度の損失作業日数の半分は組合の承認が主たる原因となつてゐる。全争議の参加労働者の半數以上が一部分丈その要求を貫徹し、二二%は全部要求が容れられ、一七%は半ば成功したのであつた。

一九三〇年以降の労働争議統計表

年	件数	直接関係労働者	損失作業日数
一九三〇年	六七	一三、七六八	九一、七九七
一九三一年	八八	一〇、七三八	二〇四、二三八
一九三二年	一一六	二二、三九〇	二五五、〇〇〇
一九三三年	一二五	二六、五五八	三一七、五四七
一九三四年	一九一	四五、八〇〇	五七四、五一九
一九三五年	一二〇	三三、二六九	二八八、七〇三
一九三六年	一五六	三四、八一二	二七六、九九七
一九三七年	二七八	七一、九〇五	八八六、三九三

次には組合の大會を通じてカナダに於ける労働組合の動向を窺つて見よう。

カナダ産業労働會議

カナダ産業労働會議 (Trades and Labour Congress of Canada) 第五十三回年次大會はドレイパー (Mr. P. M. Draper)

議長の下に一九三七年九月十三日より十八日までオタワ市で、四七八名の代表者出席の下に開催された。

主事兼會計タロン (Mr. R. T. Tallon) の報告に依ると組合費支拂の加盟組合員總數は一三一、一〇五名で、之を三六年に比すると一八、一三三名の増加である。而して一九三七年度大會に於ける代表者は「事實上凡ゆる産業を代表して自治領に召集したるもの」と報告された。

自治領労働大臣ノーマン・マクラウド・ロジャーズ (Mr. Norman McLeod Rogers) が簡単な歓迎の辭を述べ、議長の演説後労働者の團結の問題を討議する爲執行委員會と加盟團體代表者との間に會議を開催した。會議終了後一法案を作成したが、それは労働組合結成の適法化を目的とするものであつた。次で執行委員會は英領北アメリカ法 (the British North America Act) の改正試案を作成したが之は討議の結果決議中で確認せられた。而して右決議は「本カナダ産業労働會議はその性質上州際的な失業並に凡ゆる社會立法を自治領政府をして引受けることを得しむる様英領北アメリカ法を修正することを自治領に要求する」意味のものであつた。

次で一九三六年中種々の裁判所がカナダの労働組合に對して多くの差止命令 (injunctions) を發した事實に鑑み、一九〇六年のイギリス産業争議法 (the English Trade Disputes Act of 1906) 及同問題に關するアメリカの各種法規を参照し模範

ドレイパー議長は本件につき解決案は既に得られたし、アメリカ労働總同盟と産業別組織委員會との争ひは、こゝ數ヶ月内に終了すること、信ずると述べた。

大會で採擇された其他の主要決議は次の如くである。四十四時間週の必要物と權衡のとれた賃銀を有する三十時間週の採用に賛成する決議。總ての階級の被傭者に有給休暇を與へることを雇傭主側に強制する立法を要請する決議。總ての州労働者補償法の一齊改正を主張する決議。労働組合の世界的統一を實現し労働組合にとつての一つの世界的中心建設の爲に引續き全力を盡すべく労働組合國際聯合に要求する決議。六十歳で養老年金の支拂を受け得るやう養老年金法の改正を勧告する決議。第二十一回海軍國際労働總會にて可決された數種の條約案及勸告案の批准促進に關する決議。カナダに現存の各種労働組合をカナダ産業労働會議の下に統一の努力をなすやう同會議に指令する決議等。

次期の議長に P. M. ドレイパー、副議長に、パーシー・R. ベンゴール、D. W. モリソン及 R. トレベニール、主事兼會計にロバート・J. タロンが選任され、一九三八年度大會の都市としてオタワのナイヤガラ瀧が選定された。

オーストラリア

一般情勢

的法律を作るやう執行委員會に勸告した。更に執行委員會は言論出版及集會の自由があつて始めて自由生活及自由政治の安全が期待されるを以て州政府の是等權利に對する制限の撤廢を全自治領の労働運動に要請した。政治行動に就きては一九三六年の大會で採擇された決議を再び是認した。

労働組合統一問題 カナダに於て産業労働會議が代表してゐる國際労働組合運動統一の問題が取上げられ、大要次の様な決議が採擇せられた。

アメリカ労働總同盟及その加盟國際的組合と協調し、その規約を尊重すると同時に、その一部加盟員の大量的資格停止或は他の加盟員の大規模脱退を避けることは本會議の熱望する所なるにより次の決議をなすものである。

即ち現在の我が加盟團體が我が會議及他のカナダ立法部と國際的組合の承諾する條件の下に加盟關係を繼續することにつき明確なる意思疏通を計り以て、國際的組合の規約及政策違反を避ける目的で我が會議の新役員はアメリカ労働總同盟の役員又は執行委員會との會談を出来るだけ速かに取極め、又之を加盟國際組合、州労働組合及産業労働評議會に通告しその會談の結果の判明する迄又は次の大會迄現狀維持をなすやう彼等に要請すること、其他アメリカ労働總同盟及産業別組織委員會に接近し兩者の現紛議調停に乗出すやう、又兩國體の代表者を會合せしめるやう凡ゆる合法的努力をなし、以てわが労働階級中に捲き起りつゝある現在の悲しむべき分裂を救ふやう我が會議の新役員に委任し指令すること。

オーストラリアの國民經濟に於ける重要性からすれば農牧業を筆頭とするが、それにも拘らず工業人口の方が農業人口よりも多い。之はオーストラリアの農牧業が比較的多くの人力を要しない牧畜業を主體とするに因るものである。蓋しオーストラリアの二、九七〇、〇〇〇方哩の中、一、二五〇、〇〇〇方哩は不毛の砂漠で、中間の大部分の地は今のところ放牧に適するのみで灌溉耕作に適する部分は極めて僅かである。

斯の如くオーストラリア聯邦の總人口約六百七十萬餘の中、所謂都會人口は農村人口の二倍の速度で増加し、政府の努力に拘らず補助移民の中先づ地方に定住するのは約一四%の一小部分に過ぎない。併し乍ら所謂「白濠洲政策」繼續への民衆の要求は相變らず熱烈で如何なる政府も此の政策を拋棄することを提議することはしない。蓋し該政策の根據は經濟的であつて低廉な有色人労働者の侵入に對して、到底その高い生活標準を維持することは出来ないからである。

主として一九三六年度を取扱ひ、或種の統計は一九三七年度に互る聯邦國勢調査並統計局年報が「第二十七號一九三六年労働報告書」として一九三七年十二月に發表されたもの、其他に依つて以下オーストラリアの労働事情に就き略述する。

労働事情

基礎賃銀の調整

して聯邦統計官は一九二〇年の Royal Commission の勧告に従つて從來只食料品、家賃及光熱のみに關してゐた小賣物價指數の計算に被服と雜費に關する數字をも含めた、これが一九三三年から一九三七年まで用ゐられた。斯くて聯邦調停及仲裁裁判所は一九三七年六月二十三日附の判決を以て、聯邦統計官の指數に基づき、裁判所の裁決に服する凡ゆる労働者に適用される基礎賃銀にニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア及クィンズランドに於て一週六志、又サウスオーストラリア、ウエスタンオーストラリア及タスマニアに於ては一週四志の確定「割増」(a fixed load)を追加した。この追加は一九三七年の七月と十月の二回、同額且濟し崩し的に少し宛實施されたのである。今回裁判所がその追加を認めたのは一九三四年以來のオーストラリアに於ける經濟復興進捗の結果に外ならない。一九三七年の第一四半期に於けるオーストラリアの總基礎賃銀は、生計費水準への追加其他を含めて、アデレードに於ける一週七十二志よりメルボルンの一週七十五志及シドニーの一週七十八志へと變化してゐる。

賃銀及労働時間

一九一三年以來各種の材料によつて作られた賃銀統計を見るに、平均一週の賃銀率は産業別に、州別に或は又聯邦全般に付算定されるが、一九一四年の五五志三片から一九二九年の一〇一志五片に昇り、一九三三年には一旦八〇志六片に下つたが、

從來オーストラリアに於てはタスマニア州を除き聯邦及各州に於ては基礎賃銀 (Basic Wage) なるものを決定し、之を以て不熟練成人男子労働者に對する最低賃銀としてゐる。元來この基礎賃銀なる觀念が公の機關に依つて採用されたのは、一九〇七年聯邦調停及仲裁裁判所が H. V. McKay's Sunshine Harvester Works なる農具工場の不熟練労働者に對して宣告した所謂「Harvester Judgment」を以て嚆矢とする。而して基礎賃銀は「文明社會に人間として生活する普通の労働者の正常なる要求を満すに足る賃銀」を以て公正且妥當なる賃銀なりとし、夫婦及子供三人の家族を扶養して行くのに不熟練労働者が要する額と考へられて居り、元來は労働問題に關聯して決定せられたるものではないが、爾來各労働團體より聯邦及各州の労働調停仲裁機關に對し、右基礎賃銀採用方を依頼して容認され、爰に基礎賃銀なる制度が確立し聯邦及各州の法律中にも採用せらるゝこととなつた。基礎賃銀は労働者の生活費を標準として決定せらるゝのであるから物價の變動に應じて又變動するものであり、従つて物價指數の問題がオーストラリアに於ては重要な問題となり、現に官廳生計費指數の變化と歩調を一にして年四回、三ヶ月宛の間を置いてその變化に應じてゐるのである。即ち一九〇七年の一日七志の基礎賃銀は、官廳小賣物價指數に従つて決定されたものであるが、一九三〇年迄の賃銀率は小賣物價指數の變化に従つて改正基準に基き調整されて行つた。而

一九三六年迄には又八四志一〇片に上つた。一九三六年の最高平均は印刷業に於ける一〇四志四片で、最低は農業の七五志九片であつた。成年女子の平均は四六志五片であつた。

労働時間は通常聯邦政府並に州仲裁裁判所が之を決定し、又大抵の産業が一週四十四時間乃至四十八時間である。一九三六年は平均成年男子が一週四五・〇九時間であり、成年女子が四四・六時間であつた。

就業狀況

失業統計は一九一二年以來労働組合によつて作られたが、本報告補足の爲一九三三年以後は諸工場の雇傭主並に小賣店からも報告を受けて來た。一九二八―二九年を一〇〇とする諸工場に對する指數は一九二六―二七年は一〇五で、一九三一―三二年には七一に下り一九三六―三七年迄には一〇五に上つた。小賣店に對するものは一九三三年七月を基準とし、その指數は一九三三年八月の九八から一九三七年六月の一〇二に上昇した。失業組合員の率は一九二七年の七%から一九三二年の二九%に上つたが、一九三七年六月には九・七%に低下した。

労働運動

産業争議

一九三六年に於ける争議件数は二三五件、参加人員六〇、五八七名、損失作業日數四九七、二四八日、推定損失賃銀額四六八、

八二五磅であつた。是等の數字は一九三一年乃至一九三四年に於けるものゝ殆ど二倍であるが、一九一九年乃至一九三〇年のものよりは遙かに低かつた。一九三六年の損失日數の大部分がニュー・サウス・ウェールズに於ける鑛山業並に金屬製品業に於てであつた。鑛山業は大抵各年共損失期間の大部分を占めたが、一九一九年には運輸業が之と同様の損失期間を招來した。而して大抵の争議が賃銀、非組合員雇傭、特殊の人の雇傭並に勞働條件に關する争議であつた。一九三六年に要求不貫徹に終つた勞働者數は四〇、二七九名に達したが、要求貫徹のものは一三、九九七名であつた。一七四件の争議が直接交渉に依つて解決し九件の争議は州立法の下手續に依り、二件が聯邦立法の下手續に依り十六件が其他の調停によつて解決した。

勞働團體

一九三〇年オーストラリアに於ける勞働者は一五〇萬に上りその半ば以上は勞働組合に加入した。全オーストラリア勞働組合の中央機關としては一九二七年のメルボルン市大會を契機にオーストラリア勞働組合總評議會 (Australian Council of Trade Unions) が組織されて當時四〇萬以上の勞働者がその傘下に糾合せられた。其後聯邦政府の中央集權的傾向が顯著となり、之に對應して從來各州に分散的なりし勞働組合運動も亦漸次集中的組織を必要とするに至つた。

一九三六年には勞働組合數三五六、組合支部數二、一五七、組

合員總數八一四、八〇九名であつた。其の内容をみると、製造工業の組合員は三〇五、〇五八名、蒸氣及電氣鐵道は九四、九四四名、其他の陸上輸送業一〇、二八七名、船舶業二七、三四六名、建築業五六、七二七名、鑛山業四〇、一八四名、農業三一、八六九名、ホテルを含む家事一六、〇九一名、銀行、保險及書記仕事三五、三一五名、公共事業八三、四八四名、小賣及卸賣業三二、一七八名、都市事業三九、六〇三名、其他の部類四一、七二三名であつた。全成年男子被傭者の四八%、全女子被傭者の三四%は組合に屬してゐるものと算定されてゐる。因に事業主組合は五〇六あつて、組合支部二、一四一、總組合員數は一六八、四二四名であつた。又斯かる産業別、州別等の組合の聯合體があつてその數は三八に達した。

而して七月に勃發した日支事變が進展するにつれ、オーストラリアでは日本品ボイコットの聲昂まり、特に共產分子が相當の勢力を有する勞働組合では特に之が強調された。各州の勞働組合は夫々集會を開いて一般民衆に呼びかけ日本品のボイコット及日本への鐵鑛類等の輸出を拒絶することに狂奔した。併しライオンズ首相も日支事變の紛争中に捲き込まれることを回避するの態度をとり、個人や私的團體の妄動するボイコットと聯盟規約第十六條による制裁條項とは全然其の性質を異にし、かゝる民間運動は之を慎しむべきであり、政府はジュネーヴ及ブラッセルに於て列國と協力して別に解決方法を講ずべき旨を宣言し

た。

試みにオーストラリアの輸出貿易に就き一瞥すれば、一九三七年の年計に於ては三六年に比較し輸出二〇%、輸入一六%の各増大を示し、輸出は一九二九年來の水準を遙かに超え輸入は二九年來の最高に達した。併し乍らこの輸出も第四四半期頃からは減少傾向に變じて來た。この輸出の減退は、この國の輸出品の大宗たる羊毛、小麥の相場の崩落と工業國の購買力の不振によるものとされる。

濠洲の外國貿易 (百萬磅)

(東洋經濟新報第一八一八號に據る)

(月平均)	輸 入	輸 出
一九二九年	一〇・六八七	七・九〇六
一九三一年	二・三三六	七・四二九
一九三五年	六・三五九	九・四三三
一九三六年	七・一七一	一〇・六二六
一九三七年	八・三五七	一二・三〇九

而して十月には總選舉が始まり失業保險、四十時間勞働制、銀行統制等が United Australia, United Country 及 Labour の各黨選舉戦の具に供せられ世間の視聽を集めた。總選舉の結果は下院では統一オーストラリア黨及統一地方黨の兩政府黨が引續き政權の地位に据つたが、上院では勞働黨が目覺しき進出を見せたのであつた。かくてライオンズ内閣は今後更に三年間

續くことになつたのである。

——以上屬領に關しては資料の都合上、インド、カナダ及オーストラリアの諸國につき記述するに止めた——

(參考並に引用資料)

- 協調會「勞働年鑑」、同「社會政策時報」
- 内外社會問題調査所「内外社會問題調査資料」
- 國際勞働局東京支局「世界の勞働」
- 厚生省勞働局「勞働時報」
- 舊社會局社會部「海外社會時報」
- 外交時報社「外交時報」
- 東洋經濟新報社「東洋經濟新報」
- 同盟通信社「同盟旬報」
- ボース・ラヌビハリ著「インドの叫び」
- 外務省亞米利加局第一課「加奈陀勞働組合概要」
- 外務省歐亞局第二課「濠洲の政治經濟概要」
- International Labour Office, "Industrial and Labour Information,"
- H. M. Stationery Office, London, "The Ministry of Labour Gazette,"
- Department of Labour, Canada, "The Labour Gazette," London, "Daily Herald,"
- U. S. Department of Labour, "Monthly Labour Review,"

# アメリカ合衆國

## 一般情勢

ルーズヴェルト大統領の第二期政権下の合衆國は、氏が前期以來の施政漸くその効果を収めて、「新方針」の經綸圓熟すべき興味ある期間として、折柄國際時局の重大性は一層深刻する形勢に當面したことゝで、内外多大の期待を以て囑望されたのであつたが、國內産業界の好調は一九三七年前半期を絶頂として急劇なる下降凋落期に入り、政治上に於ても大統領を初めハル國務長官その他の人々から民主主義擁護の重大聲明は幾度かありしかゝはらず、外は歐洲は勿論東亞の暗雲を一掃すべき積極的の行動はなく、軍備擴張の大豫算は徒らに人の耳目を聳動するのみで、内はルーズヴェルト政権の特筆すべき貢献と讃へられた社會政策的立法に於ても著しき進捗なく、さりとて堅守守成の見るべきものもなく、近年異常の發展をとげたる各派労働組合は、全國到る所に労働争議を頻發して、アムステルダム系指導者の策動による對支援助の物々しき活躍と共に、喧々囂囂裡に一九三七年下半期は、一九二九年にも劣らざる大不況期を待望しつゝ終つたのである。斯くて合衆國は、今やルーズヴェ

ルト大統領の「新方針」施行の結果を精算検討して、百尺竿頭一步を進むべき境地に達したとも言ふべく、一九三七年の合衆國労働界は、この端境期に處して、組織労働者の數的勢力に於て眼まじき發展を繼續せる反面に於て、分裂抗争は進捗して統一結束漸く困難となり、賃銀所得は名目上漸増の傾向をたどりつゝも、生活費亦之に従つて昂騰し、不況期に入りし一九三七年下半期に於ては、賃銀率の低下は生活費の漸減に比して遙かに劇しい下降率を示し、一九三六年末には劇減した失業者數も、一九三八年に入るや再び一千萬を超過するに至る状態で、一般労働運動の如きも、ルーズヴェルト大統領の「新方針」施行當初の期待は裏切られて、一進一退、依然として同一問題が未解決のままに存続せるのみならず、他國に於ては既に解決を見たる問題が新に合衆國に於ては提起せらるゝ有様であつた。

世界的不況の先驅をなした一九二九年秋の合衆國の恐慌がそのドン底に達した一九三三年上半期以來、ルーズヴェルト大統領の提唱した景氣恢復諸法策が漸次効果を顯して、翌一九三四年以後上昇を續けた好況時代も、一九三七年上半期にはその絶頂に達し、同じ下半期には俄然恐慌時代の再び襲來するに至り、

年月	景氣動向 (イ)	生産指數 (ロ)	賃銀指數 (ハ)	計費指數 (ニ)	失業者數 (ヘ)
1937年					千人
6月	107.8	114	106.5	88.9	6,109
7月	108.9	114	104.6	88.9	6,093
8月	111.0	118	104.2	89.0	6,200
9月	106.4	110	103.1	89.4	6,633
10月	98.3	101	102.0	89.5	6,437
11月	87.7	85	96.2	89.0	7,709
12月	80.9	79	91.5	88.6	8,998
1938年					
1月	79.5	76	86.4	87.5	10,505
2月	78.4	75	88.4	86.7	10,478
3月	76.1	75	88.8	86.7	

註 (イ)Analyst.(ロ)Federal Reserve Board(ハ)N.I.C.B.

のもの  
を漫然  
引用せ  
るもの  
である  
が、好  
況の絶  
頂と云  
はれる  
一九三  
七上半  
半期末  
より下  
降期に

全國労働者の賃銀収入の劇減と就職率の低下とは、急速に進捗して、各種の統計指數上に現はれたるところによれば、一九二九年以後よりは一層深刻なる不況の待望される形勢となり、遂にアメリカ労働總同盟をして、最低賃銀二十五セント(毎年五セントづつを増加して三年目には四十五セントとする)及び一週四十四時間労働制(二年間に四十時間まで短縮する)を原則とせる聯邦政府の立法を提唱せざるを得ざるに至らしめたのは、殊に注意すべき現象であつた。左記の數字は、合衆國の各種調査機關發表

入つた下半期から一九三八年初頭にかけての期間に於ける産業界の情勢と労働事情とが整然として數字の上に示現されてゐる點で、各國識者の注目するところとなつて居り、斯く出所を異にせる統計數字の上に於てさへ明白なる傾向の指摘し得る點にルーズヴェルト政権下の統制經濟の特徴があると云はれ、各國労働運動者間に於ても特に注目されて居るのである。尙ほこの統計數字が別項労働争議統計と對照するも、そこにも一致の發見されるのは興味ある事實である。

## 労働運動

一九三七年の合衆國労働運動の最も顯著なる現象は、労働争議の劇増であつて、この一箇年に於て發生せる罷業件數合計四千七百四十件、参加労働者數百八十六萬六千二百一十一人に達してその結果たる損失労働日數累計は二千八百四十二萬四千八百五十七日を算して、未曾有の記録を示した。而して殊に興味あるは、それらの罷業が炭坑、鐵鋼、機械、自動車等の大産業に勃發して、しかも参加人員の種別を見るに、次表の如く、その三割八分強が未組織労働者の組織化を標榜せる「産業別組織委員會(C.I.O.)」の所屬組合員のみによつて敢行されたものであつて、アメリカ労働總同盟に屬する團體員のみによつて行はれた罷業は、總計の四割八分七厘にすぎることである。しかも参加労働者數より見れば、前者が約六割を占むるに對して後者

製粉、農業、罐詰業、智能労働者、其他の雑工業の如き従来未組織の方面に於ても一大進展を遂げた。結果、それらの新労働組合は、本部直屬の地方的組合として加入して居り、この種の新加入組合数は三六年中合計八百六十九團體に達し、その結果本部直屬組合は一九三七年八月現在總計一千四百六團體に達し、その組合員数は二十三萬二千七百人である。その他一九三七年七月には、珉瑯容器及び厨庖用具製造工の地方組合を統一せる全國協議會も組織されたし、又今回大會直後にも大會の決議により全國協議會二團體の結成を見たが、之等の一は、罐詰工及び農業労働者を結束せるもので、他は智識労働者の全國機關であつた。

大會は、例によつて、各分科委員會に於て議案の討議を行つたが、その結果、労働立法、一週三十時間労働制、徒弟教育、住宅政策、規約改正等に關する重要な決定を見るに至つた。労働立法に關する決議中注意を要するは、全國労働關係法即ち所謂ワグナー法案の實施に對する態度を決定したことであつた。元來この法案の國會通過に際しては、總同盟では随分努力をしたのであつたが、之が一度施行せらるゝや、はしなくも、かねて係争中なりし「産業別組織委員會」所屬團體との間の紛争を惹起するに至り、今回總同盟の大會では「全國労働關係局の地方代表は、正當なる労働團體とその雇主との間に締結せられし契約の効果を破毀せんとしたることあり。この種の全國労働關係局及びその地方代表の行動は、何等の権能なくして遂行されしものにして、全國労働關係法の立法の精神と趣旨に違反するもので、それが爲めアメリカ總同盟所屬組合にとりては不利にして、産業別組織委員會にとつては決定的有利となつた」と主張し、進んで以て労働者と労働組合の權利を擁護し、又同會をして、局及びその代表者の官權濫用を防止すべき修正を行はしむる目的を以て、同法悪用の實例蒐集を執行委員會に命じ、又會長及び執行委員會をして大統領に上奏して前記悪弊の矯正を行はしむべく決議し、且執行委員會提案の修正案を可決したのであつた。この修正案は、團體交渉の當事者たるべき労働者代表の選任をば従業者大多數によつて決定すべきことを目的としたものであつた。

次に立法關係の重要決議は、失業保險に關するものであつた。一九三七年社會保障法實施以來失業救済法規を制定せる州既に多數に達したが、それらの場合でも、全國労働者總數四千八百萬人中失業救済の特典を有せざるもの二千四百萬人に達し、之等は主として農業労働者、小工業者、家内使用人、官吏、社會事業職員、季節労働者、海員、自由労働者等であり、又或る州では救済の資格ある労働者でも他州へ移住する場合その權利を喪失するものもあり、病氣其他による失業には救済がないとか、いろいろ缺點があるので、今回の大會では、各州の失業救済立法適用範圍を擴張して、農業労働者は勿論、凡ゆる労働

者にも及ぼすべきことを決議した。又州によつて労働者側の給付を徴收してゐるところもあるので之を廢止し、罷業中の失業手当資格をも廢止することに決した。尙ほ總同盟では、かねて社會保險調査委員會を組織して、各種立法の運用を調査研究せしめて居つたが、この特別委員會は繼續すべきことをも決定した。

又社會保障法には、各州の養老年金法規にして、社會保障局の認可を経たものに對しては、中央政府では、州より支給する養老年金に對して月額十五ドルまでは補助すべき規定になつて居るが、總同盟の調査の結果、一九三七年四月現在中央政府認可の養老年金法を施行せるところは四十二州で、年金受領者百二十九萬七千三百二十一人、その平均支給月額十八ドル七十一セントであるが、月額二十ドル以上を支給せるところは十八州、十五ドル以上は二十八州、甚だしき州では月額十ドル乃至四ドルと云ふのもあり、養老年金受領年齢は六十五歳乃至七十歳になつて居る。之に對して今回の大會では、年齢の引下を要求することに決した。

總同盟では、かねて合衆國に於ける有給賜暇制度の調査を行つて居つたが、今回大會の報告によれば、加盟組合員中で毎年一週間乃至三十日間の有給休暇を支給されるものは合計三十六萬三千九百人であつた。而して大會は、一九三七年を以て賃銀労働者賜暇制度運動を開始すべきことを決議して、有給賜暇制

度をば、労働者雇傭上の當然の條件とすべき運動を全国的に行ふこととなつた。

右の外今回大會の決議としては、組合商標及び組合員徽章制度の強化、信用組合低利貸付制度、徒弟教育、住宅政策の遂行家内工業取締立法、最低賃銀及び最低労働時間其他從業條件決定機關を設置すべき立法、日本品ボイコット等に關するものがあつた。

一九三六年度大會に於て、總同盟の本部の權限は擴張強化されたが、今回大會に於ては、會長及び執行委員會の權限を一層強化すべき規約改正案採擇となり、臨時大會の召集や、寄附金の徴收、組合員又は加盟團體除名の權能等を會長に賦與することとなり、又執行委員會は、大會と大會との間の期間に於て、「總同盟及び所屬組合の最善の利益を擁護伸張するに必要と認めらるゝ如き」行動及び決定をなし得る權利が與へられた。

一九三七年度の總會大會に於ける議事中、内外の興味を集中したのは、總同盟と産業別組織委員會の對立問題であつた。之は三六年までは、主として總同盟内部の統制問題として取扱はれて居り、一九三六年度大會では、産業別委員會加入の十組合除名を決議したのであつたが、その後産業別主義労働組合の異常の發展と一般時局の形勢が労働組合の政治的進出の必要を漸く切實ならしむるものあり、加ふるにワグナー法實施の結果、總同盟は、さらでだにその競争團體として會社組合との對抗々争

度をば、労働者雇傭上の當然の條件とすべき運動を全国的に行ふこととなつた。

右の外今回大會の決議としては、組合商標及び組合員徽章制度の強化、信用組合低利貸付制度、徒弟教育、住宅政策の遂行家内工業取締立法、最低賃銀及び最低労働時間其他從業條件決定機關を設置すべき立法、日本品ボイコット等に關するものがあつた。

一九三六年度大會に於て、總同盟の本部の權限は擴張強化されたが、今回大會に於ては、會長及び執行委員會の權限を一層強化すべき規約改正案採擇となり、臨時大會の召集や、寄附金の徴收、組合員又は加盟團體除名の權能等を會長に賦與することとなり、又執行委員會は、大會と大會との間の期間に於て、「總同盟及び所屬組合の最善の利益を擁護伸張するに必要と認めらるゝ如き」行動及び決定をなし得る權利が與へられた。

一九三七年度の總會大會に於ける議事中、内外の興味を集中したのは、總同盟と産業別組織委員會の對立問題であつた。之は三六年までは、主として總同盟内部の統制問題として取扱はれて居り、一九三六年度大會では、産業別委員會加入の十組合除名を決議したのであつたが、その後産業別主義労働組合の異常の發展と一般時局の形勢が労働組合の政治的進出の必要を漸く切實ならしむるものあり、加ふるにワグナー法實施の結果、總同盟は、さらでだにその競争團體として會社組合との對抗々争



1938年罷業参加労働組合別統計

組 合	罷 業	参加人員	罷業延日数
總 同 盟	2,301	583,063	10,868,485
産業別委員会	1,825	1,163,515	18,439,896
鐵道従業員	4	1,654	29,306
以上に属せざる	118	87,032	642,652
競争團體	122	60,803	451,653
會社組合	16	6,023	35,361
所屬不明	23	954	11,023
無組織	294	41,716	363,117
報告なきもの	17	985	6,896
合 計	4,720	1,945,745	30,848,394

の變化を物語るものであつて、總同盟が最近労働條件の維持改善上に於て、議會運動に力を集中すべき意嚮を有し、その傳統的政策たる非政黨的政治運動を全國的に復活再興せんとせる事實と共に、合衆國労働運動の重要動向を示唆するものである。

ルーズヴェルト大統領就任以來合衆國の労働組合運動が顯著なる發展を遂げたことは今更云ふまでもないが、この傾向は一九三七年に於ても依然繼續して、アメリカ労働總同盟(A.F.L.)の加入組合員数のみでも三六年以來の増加は百萬に達する

は僅かに三割にすぎず、一方未組織労働者によつて開始されし罷業は二九四件(六分二厘)に達し、この参加人員四萬一千七百十六人と報告されて居る。

之等の事實は明らかに總同盟の合衆國労働運動上に於ける地位

労働争議統計

年 月	罷業件数	参加人員	罷業延日数
1929年	921	238,572	5,351,540
1930年	634	182,975	3,316,808
1931年	810	341,817	6,893,244
1932年	841	324,210	10,502,033
1933年	1,695	1,168,272	16,872,128
1934年	1,856	1,466,695	19,591,949
1935年	2,014	1,117,213	15,456,337
1936年	2,172	788,648	13,901,956
1937年			
1 月	171	108,621	2,720,281
2 月	211	99,335	1,491,268
3 月	614	290,324	3,288,979
4 月	535	221,572	3,377,223
5 月	604	325,499	2,982,735
6 月	610	281,478	4,998,408
7 月	472	143,678	3,007,819
8 月	449	143,033	2,270,330
9 月	361	88,969	1,449,948
10 月	320	67,242	1,181,918
11 月	262	68,929	981,697
12 月	131	21,943	674,205
1938年			
1 月	140	32,066	470,965
2 月	150	50,576	492,738
3 月	225	52,000	725,000

と云はれ、毎月平均六七萬人の増加を續けて居り、一方總同盟の對抗團體たる「産業別組織委員会(C.I.O.)」は、その創立以來二箇年間に於て、加盟組合数は八團體より三十二團體に増加し、その組合員数は一百万より三百万を超過するに至る状態であつた。而してこれらの新鋭組合員を獲得したる各團體が、折柄産業界の下降期に直面して全國的に活潑なる活動を展開せる結果、一九三七年には罷業件数は大戦以後未曾有の劇増を見るに至り、加ふるに内外時局の複雑且重大なる形勢は、直接間接に合衆國労働界にも影響するところあり、殊に總同盟が一九三七年アムステルダム・インターナショナルに正式加盟せる結果と

して、必然的に從來非政治的保守主義を堅守せし總同盟も國際的にはアムステルダムの指導下にあつて、例へば日本品ポイコットの如き微妙なる國際關係に甚大なる影響あるべき政治的運動にも参加する如き事態すら生ずるに至りたるにもかゝらず、一九三七年十月四日より十五日までの期間に互つてコロラド州デンヴァー市に於て開催せるその第五十七回年次大會が、比較的平穩なりしは、大統領選挙年度ならざりし爲とは云へ、總同盟の老大振はざるを思はしむるものがあつた。

大會は、加盟組合代表の外、イギリス及びカナダ労働組合の友誼代表各一名、外來賓としては全國労働關係局長、チェー・ワレン・マッドン及び社會保障局長、エイ・チェー・オルトメイヤーの出席あり、會長ウイリアム・グリーン司會の下に開催された。グリーン會長の開會の辭も、今回は精彩を缺くものあり、氏は、今回の大會を以て「活躍せる民主主義の一大展覽會」なりと云ひ、進んで過去一箇年間に於ける總同盟の進展の成績を列挙し、「産業争議を廻避し、勞資間の理解を伸張し、團體交渉による協議の卓を圍みて賃銀率を決定し、斯くて決定せる賃銀率の調印をなし、神聖なる吾人の名譽と吾人の紳士の言質とにかけてその實施を誓ふことこそ吾人の目的である」

と主張した。又氏は、總同盟と「産業別組織委員会」との係争問題にも言及して、一九三五年以來の経過を略述して、統一の必要を説いたが、兩團體紛争の核心問題をば「民主的手續と民

主的統制」の問題にすぎずと云ひ、翻つてフレンジム、ナチズム、共産主義を論じては、總同盟は凡ゆる「イズム」反對するものなりと述べ、又合衆國が歐洲の紛争に捲き込まれんことにも反對するところあり、日支事變と非戦闘員殺戮に關しては、「苟しくも世界の自由を愛好する民衆は、斯の種の破壊的戦争を主張するいかなる國民に對してもポイコトを宣告すべきである」と云つて、總同盟のアムステルダム加盟を釋明するところがあつた。

大會に提出して可決されし執行委員會報告によれば、總同盟所屬組合員数は、一九三七年八月現在合計三百二十七萬一千七百二十六人であつて、同年度平均の會費拂込組合員数は二百八十六萬九百二十三人であると云ふ。而して右の合計中三百三萬九千二百六十六人は、總同盟加盟組合計百團體に屬する正式組合員であり、加盟團體数は三三六年に比較すると、十一團體を減少して居るが、之は、一九三六年度大會に於て除名された十一組合の外、新聞業組合と毛皮工組合とが脱退し、舗道工組合が土木工組合と合同の結果、十四團體が減少し、之に反して全國公共團體従業員同盟と國際クリーニング染色工場會と國際婦人用袋物工組合の三團體が新加入した爲であつて、尙この外にアメリカ進歩主義織夫組合と國際紡績工組合との正式加入が今回大會で決定された。

右の執行委員會の報告によれば、「セメント、アルミニウム、

製粉、農業、罐詰業、智能労働者、其他の雑工業の如き從來未組織の方面に於ても一大進展を遂げた。結果、それらの新労働組合は、本部直屬の地方的組合として加入して居り、この種の新加入組合数は三六年中合計八百六十九團體に達し、その結果本部直屬組合は一九三七年八月現在總計一千四百六團體に達し、その組合員数は二十三萬二千七百人であると。その他一九三七年七月には、磁器容器及び厨庖用具製造工の地方組合を統一せる全國協議會も組織されたし、又今回大會直後にも大會の決議により全國協議會二團體の結成を見たが、之等の一は、罐詰工及び農業労働者を結束せるもので、他は智識労働者の全國機關であつた。

大會は、例によつて、各分科委員會に於て議案の討議を行つたが、その結果、労働立法、一週三十時間労働制、徒弟教育、住宅政策、規約改正等に關する重要な決定を見るに至つた。

労働立法に關する決議中注意を要するは、全國労働關係法即ち所謂ワグナー法案の實施に對する態度を決定したことであつた。元來この法案の國會通過に際しては、總同盟では随分努力をしたのであつたが、之が一度施行せらるゝや、はしなくも、かねて係争中なりし「産業別組織委員會」所屬團體との間の紛争を惹起するに至り、今回總同盟の大會では「全國労働關係局の地方代表は、正當なる労働團體とその雇主との間に締結せられし契約の効果を破毀せんとしたることあり。この種の全國勞

働關係局及びその地方代表の行動は、何等の權能なくして遂行されしものにして、全國労働關係法の立法の精神と趣旨に違反するもので、それが爲めアメリカ總同盟所屬組合にとりては不利にして、産業別組織委員會にとつては決定的有利となつた」と主張し、進んで以て労働者と労働組合の權利を擁護し、又同會をして、局及びその代表者の官權濫用を防止すべき修正を行はしむる目的を以て、同法悪用の實例蒐集を執行委員會に命じ、又會長及び執行委員會をして大統領に上奏して前記惡弊の矯正を行はしむべく決議し、且執行委員會提案の修正案を可決したのであつた。この修正案は、團體交渉の當事者たるべき労働者代表の選任をば從業者大多數によつて決定すべきことを目的としたものであつた。

次に立法關係の重要決議は、失業保險に關するものであつた。一九三七年社會保障法實施以來失業救済法規を制定せる州既に多數に達したが、それらの場合でも、全國労働者總數四千八百萬人中失業救済の特典を有せざるもの二千四百萬人に達し、之等は主として農業労働者、小工業者、家内使用人、官公吏員、社會事業職員、季節労働者、海員、自由労働者等であり、又或る州では救済の資格ある労働者でも他州へ移住する場合その權利を喪失するものもあり、病氣其他による失業には救済がないとか、いろ／＼缺點があるので、今回の大會では、各州の失業救済立法適用範圍を擴張して、農業労働者は勿論、凡ゆる労働

者にも及ぼすべきことを決議した。又州によつて労働者側の給付を徴收してゐるところもあるので之を廢止し、罷業中の失業手当資格をも廢止することに決した。尙ほ總同盟では、かねて社會保險調査委員會を組織して、各種立法の運用を調査研究せしめて居つたが、この特別委員會は繼續すべきことを決定した。

又社會保障法には、各州の養老年金法規にして、社會保障局の認可を経たものに對しては、中央政府では、州より支給する養老年金に對して月額十五ドルまでは補助すべき規定になつて居るが、總同盟の調査の結果、一九三七年四月現在中央政府認可の養老年金を施行せるところは四十二州で、年金受領者百二十九萬七千三百二十一人、その平均支給月額十八ドル七十一セントであるが、月額二十ドル以上を支給せるところは十八州、十五ドル以上は二十八州、甚だしき州では月額十ドル乃至四ドルと云ふのもあり、養老年金受領年齢は六十五歳乃至七十歳になつて居る。之に對して今回の大會では、年齢の引下を要求することに決した。

總同盟では、かねて合衆國に於ける有給賜暇制度の調査を行つて居つたが、今回大會の報告によれば、加盟組合員中で毎年一週間乃至三十日間の有給休暇を支給されるものは合計三十六萬三千九百人であつた。而して大會は、一九三七年を以て賃銀労働者賜暇制度運動を開始すべきことを決議して、有給賜暇制

度をば、労働者雇傭上の當然の條件とすべき運動を全國的に行ふこととなつた。

右の外今回大會の決議としては、組合商標及び組合員徽章制度の強化、信用組合低利貸付制度、徒弟教育、住宅政策の遂行家内工業取締立法、最低賃銀及び最低労働時間其他從業條件決定機關を設置すべき立法、日本品ボイコット等に關するものがあつた。

一九三六年度大會に於て、總同盟の本部の權限は擴張強化されたが、今回大會に於ては、會長及び執行委員會の權能を一層強化すべき規約改正案採擇となり、臨時大會の召集や、寄附金の徴收、組合員又は加盟團體除名の權能等を會長に賦與することとなり、又執行委員會は、大會と大會との間の期間に於て、「總同盟及び所屬組合の最善の利益を擁護伸張するに必要と認めらるゝ如き」行動及び決定をなし得る權利が與へられた。

一九三七年度の總會大會に於ける議事中、内外の興味を集中したのは、總同盟と産業別組織委員會の對立問題であつた。之は三六年までは、主として總同盟内部の統制問題として取扱はれて居り、一九三六年度大會では、産業別委員會加入の十組合除名を決議したのであつたが、その後産業別主義労働組合の異常の發展と一般時局の形勢が労働組合の政治的進出の必要を漸く切實ならしむるものあり、加ふるにワグナー法實施の結果、總同盟は、さらでだにその競争團體として會社組合との對抗々争

を繼續せる上に「産業別組織委員会」加盟諸組合とも對立せざるべからざる状態に立ち至つたのである。今回の大會に於てはこの問題に關する二種の決議案が提出され、その一は、統一大會を開催して、産業別組合主義の可決を一般提案により決定し、且總同盟と産業別委員会の合同方法をも考究すべきことを要求したもので、他は兩團體を初めとして、其の他の獨立組合例へば鐵道従業員諸組合等の全國の労働組合を網羅せる一大全國大會を召集して労働組合運動の統一を實現すべしと云ふのであつた。執行委員会の報告によれば、三六年度大會後間もなく産業別組織委員会側では、總同盟所屬組合の内部切崩を初め、その資産を收用し、組合員を脅迫することとなり、委員会側の或る組合長の如きは、委員会の目的は専ら未組織労働者の組織化にありと公言しつゝ、尙且二重組合の設立に調印せしものさへありし由で、今回大會に對しては、(一)從來の和解交渉委員会繼續と、(二)執行委員会が、次第によつては斷然除名處分をなすべき規定の權能行使と、(三)傳統的非政黨的政治運動の擴大強化とを要求したのであつた。大會は、長時間に亘つて討議の結果、二五、六一六票對一、二二七票にて執行委員会の右の提案を可決したのであるが、折柄アトランチック市に於て會合中なりし「産業別組織委員会」より、兩者より各百名の委員を選定して紛争解決を協議すべき提案が齎らされた。之に對して總同盟側では、前年任命せる委員会を多少擴大して會見に應ずべきこと

を回答し、こゝに和解統一の協議は、更めて開始されたことになつたのであつた。

斯くして大會後、兩者代表は會合して、合同協議を開始することとなり、數度の會合を重ねし上、小委員会を組織して、總同盟側ではグリーン會長、産業別組織委員会側ではリュース親しく参加して、合同條件を討議したのであつたが、一九三七年十二月下旬遂に談判不調となるに至つた。一九三五年リュースが産業別組織委員会を創設して、總同盟とは別個の行動をとるに決した當時、同委員会側の主張としては、總同盟をして産業別組合を承認せしむることが主眼であつたにすぎないが、爾來二箇年の間産業別運動の發展は著しきものあり、當初加盟組合僅かに十二團體に過ぎざりしものが、一九三七年末には三十餘團體となり、その組合員數總計四百萬と稱せられ、一九三六年の大統領改選期を好機として政治的にも進出して、労働黨結成の前提として非政黨聯盟なる政治團體をさへ組織するに至つた。而して今回の復歸交渉の決裂に終つた事情には、産業別委員会側の新設組合二十團體の措置であつて、總同盟側では、復歸に際してそれらの新團體は解散して、總同盟内の既成組合に編入せよと主張し、之に對してリュース一派は自派諸團體全部を以て産業別部を組織し、總同盟の部制の一員として再加盟せんとするのであつた。而して殊に産業別主義者側で總同盟に對して抱いてゐる反感の原因には、今回の大會によつて賦與され

た執行委員会の除名權があつて、問題は困難となつたのである。一九三六年アムステルダム・インターナショナルへ正式加盟を申込んだアメリカ労働總同盟では、愈々一九三七年よりその有力なる一翼として活動することとなり、この事は今回の大會に於ても會長の開會の辭にも言及して居り、反戦決議にも、又日支事變に關する決議にも明瞭に看取されたもので、殊に日本品ボイコット運動の如き、アムステルダムの方針の下に着手されたことは、數年前ヒットラー政権成立後敢行されたドイツ品ボイコットが總同盟の自發的運動なりしと全然根柢を異にして居るのは注目すべきである。尤も、總同盟がインターナショナルの政治的イデオロギーに共鳴してゐるのでないことも亦否定すべくもなく、現にアムステルダム・インターナショナルが一九三八年初頭ソヴィエト聯邦労働組合の正式加入を許可することとなり、之が可否をも加盟各團體に問合せた時、アメリカ労働總同盟では、萬一ソヴィエト聯邦の労働組合のアムステルダム加盟の認めらるべき際には、總同盟は同インターナショナルより再び脱退すべき旨回答した位である。而して一九三八年になつてアムステルダムの指令の下に總同盟が全國的に設置した支那救援運動の機關の如きも、あくまで「支那非戦闘員の救護」を標榜して居る點でも、英佛諸國の労働團體が蔣介石政権支持を目的とせるものとは、別種であることも注意すべきである。

労働組合運動に於ける分裂對抗の状態は、合衆國の無産政黨

運動に於ても見られる。社會主義インターナショナル(L.S.I.)の加盟團體として多年有力なる地位を保持してゐた合衆國社會黨(S.P.U.S.)は、一九三五年以來の内訌漸く深刻化した結果、一九三六年には「社會民主同盟」の分離獨立となり、之が中堅となつてニューヨークを中心として勢力ある「アメリカ労働黨」の結成を見るに至り、一九三六年の大統領選舉には、後者は産業別労働組合主義を奉ずる反總同盟系團體と結合して、ルーズヴェルト大統領の重任を支持せるに對して、從來の社會黨がその傳統的政策により獨自の候補者を擁立して逐鹿場裡に對峙する形勢となり、結局社會黨は豫想外の少數得票によつて年來の建設的努力も水泡に歸すべき悲運となり、之に反して労働黨側は、その地盤未だニューヨーク以外には大して擴張しないが、一九三七年のニューヨーク市々會選舉に於ては、一舉に五名の代表を選出し、且その支持せるラガルチアも市長に當選して洋たる前途を開展するに至つた。社會黨と労働黨との合同はその後幾度か折衝も試みられたが、皆失敗に終つて、兩者の統一協力は目下のところ望み得ざる状態となつて居る。一方、労働黨と産業別労働組合派との提携は漸次緊密となり、之が又労働組合運動の分裂を調停解決する上の一大障碍となる有様で、合衆國産業界の事態憂ふべきもの多き重大時期に際して、無産者労働運動の内訌紛争は合衆國經濟事情の特殊性を示唆するものが多いと云ひ得る。

緒 言

日本社會政策學界の最近に於ける理論的關心の重要な一つは社會政策の本質への反省乃至再検討に關する論議であつた。それは基底的には、云ふ迄もなく事變下の日本社會政策現象の急激なる事實的展開過程に照應する理論乃至學說の必然的に迫らるべき運命であるが、また他面、曾ての社會政策の進歩的表象への愛着を意味するものでもあつた。労働者保護—労働力(人的資格)の培養—熟練工の養成—産業平和の制度的確保等々の一聯の諸努力の同時的展開に際して、これまでの本來的と云はれた社會政策の概念規定は今や現實の土臺を失はんとしてゐる。この事の日本的把握はもとより看却さるべきではないであらう。だが之に對する學者の基礎づけが如何様であれ、事象としての日本社會政策の迫るべき方向は既に決定的であるかに見える。

吾々はこゝに日本の社會政策を云々せんとするのではない。以下に問題とする一九三七年度を中心とするドイツ社會政策の動向が、單に最新の外國事情の究明の對象としてではなく、と

ド

イ

ツ

りわけ日本社會政策の現在及び將來にとつて示唆深き重要な一指標として、採り上げられるであらうことを云ひ度いのである。

もとより、こゝでは、年鑑としての性質上、ドイツ社會政策に對する一切の批判的行文は回避されねばならず、過剰と思惟される程に統計的數字を展示することを餘儀なくされた。統計的數字に對する過大な信頼は、とりわけドイツの場合、確かに忌避されねばならない。だが數字そのものは、如何様に誇張されようとも、果たすべき役割に限度がある。それは孤立的に主張され得る程に無制約のものではないからである。吾々はドイツの場合に於ても、數字を通してむしろその背後にある本質的な流れに注目する。數字が證明の爲の手段ではなくして、本質的事實の反映、若くは意識的に歪曲された事實のそれに過ぎないことは、他の之に關聯する諸事實によつて窺知し得るであらうから。

扱て吾々は以下に於て「一九三七年度ドイツ社會政策」を特徴づける諸指標を可及的に舉示せんと試みた。しかし種々なる制約は、多くの重要な分析を逸落せしめることを餘儀なくし

た。とりわけ一九三七年度に完成の域に到達せるかに見える「労働關係の新たな理論づけ」と「賃率規則の體系化」とは之を別個の機會に紹介するであらう。但し一九三八年度に初まる二個の特徵的發展の片鱗を示し得た事はせめてもの慰めである。

新四ヶ年計畫下の社會政策

新四ヶ年計畫は今や周知の如くドイツ人の生活を、従つてまたドイツの社會政策を明瞭に烙印づけてゐる。その第一年度として一九三七年は、後に見る如く、一切の人間力並に使用し得べき物的手段をば經濟的自主性の獲得、再軍備の完成なる大目標へ緊密に結付け且つ充用すると云ふ旗印の下に置かれたのである。従つて斯かる時期に社會的支出の本質的増高が許容され得る筈はない。國家及び經濟に於ける原料の不足、外貨の缺乏、資金需要の増大等々は、一般的に國民生活標準の顯然たる改善をば阻止する要因であるからである。

にも拘らず、一九三七年がドイツの社會政策に於て無收穫であつたとするは誤りであらう。何故なら、新四ヶ年計畫はその最終の目的設定に於ては、政治的及び經濟的目標のみでなく、特に社會政策的目標をも追求してゐる事を明白にしてゐるからである(之に就ては後の労働配置の項に於て述べる)。即ち該四ヶ年計畫はドイツ國民の給食並に扶養を保障せねばならず、また幸にも達成せられた「労働に對する權利」の具體化をば、世

界市場の盛衰如何に拘らず、且つ又他國民の意志とも無關係に、遂行せねばならぬのである。

而もそのみでなく、「偉大な國家的目標のための共同的労働は既にそれ自體一の社會政策的價值である」と云ふのである。共同體のために利己的努力の抑壓。一切の國民成員に向けられる所の規律への強制と、棄權乃至は犠牲—物的給付の形式に於てだけでない—への強制。達成される成果に對する誇らしき歡喜。これら凡てが「相互的信賴、友愛的結合、非分解性の運命共同體」なる感情を創造するのであり、これこそ眞の國民共同體の精神的前提であるのだ。

「第二帝國の社會政策がその眞剣な努力と大規模な充用にも拘らず達成せる僅かな心理的諸成果は、吾人に社會政策的活動の共同體形成力が獨り諸給付の高さにのみでなく、少くともそれと同様の精神に、即ちそれら諸給付がよつて以て與へられ且つ受取られる志向に係るものであることを訓へた(ジッター)」

と云ふのである。こゝに、新しきドイツに於ては當局が數多くの社會政策的諸方策の實施に際して法的強制的安易な方法を單純にとらずに、常に繰返へし自由意志に、人間的理解に同胞的志向に訴へる所の根據が存するのであらう。また確かに、右の事が無效果でない事は、かの毎年の冬期救濟事業への巨額の諸出費や經營社會政策(—福利施設)の諸給付の増大に於て、一應確認し得る所であらう。それらはまた今日既にドイツに於て早くも

學齡兒童に對して導入されつゝある所の社會教育の成果でもあるのである。然らば一九三七年度に於ては如何に右の方向づけが社會政策的部面に具體的な反映を見出してゐるか。

此の年の偉大な國家政策的課題は何よりも「全國民勞力の配置」の要請であつた。會々此の年に深刻な諸矛盾を孕んで前面に押出された世界經濟狀勢の後退をこゝに一應問題外とすれば、一九三七年のドイツでは、最近年の勞働準備は依然確保され、而も平均勞働時間は更に高められた。之に加へて、なほ存在する職業的諸間隙は、不充分に使用されてゐる熟練勞働力の適正な振當てによつて可及的に充たされたのである。同時に職業選擇、職業準備教育、職業訓練等の改善によつて、又特殊な實地指導方策の充實によつて、個人の給付能力の増高が目指されたのである。これ等諸努力の効果はかの「職業競争」(Berufswettbewerb)の優れた成果に於て示されてゐる。此の「競争」は今や青少年—此の美しき想念の創作者たる—にまで波及し、一切の勞働する國民成員の壯大な能力試練運動となるに至つてゐる。次に此の年に於てとりわけ指摘されねばならぬ事は、完全に使用さるべき勞働力に於て通例一種の給付損失を結果し勝ちな餘りにも頻繁な「地位の變動」が極力回避されたと云ふ事である。この爲に各人が、健全な個性の發展の爲の最重要な前提たる「自由」及び「自己責任感」を勞働者の爲に確保すべく、無條件的に必要な強制を加へられた事は云ふ迄もない。

刺戟を與へるのみでなく、その實施によつて勞働者階級に、ドイツの經濟的昂揚が同時に彼等の利益にもなるのだ、と云ふことを知らしめる、正に一石二鳥の妙手であつた。

また勞働給付の増高は常に物資の調整を必要とするのみでなく、「勞働力の培養」を高める。それは休暇制の確立並に自由時間利用の改善によつて、とりわけスポーツ的運動によつて、「ヒトラー青年團」及び「ドイツ勞働戦線」をして益々國民成員の凡てに普及せしめるに至つてゐる。之と同様に、兵役期間中の保健的鍛鍊が重視されつゝある。ナチスに於ては、兵役義務は個人々の共同體に對する一つの犠牲を意味するのみでなく、同時に全國民の健康と勞働力の爲に有意義な共同體的事業の一つなのである。更に黨、ドイツ勞働戦線及びヒトラー青年が國營の疾病保險及び年金保險の強力な支持の下に一九三七年初めて着手せる所の「健康行進」(Gesundheitsführung)運動が新道路の建設等に活動を初めてゐる。之は目下の所なほ準備的な試みとして二三の州で行はれてゐるに過ぎぬが、形態の完成する曉には、従來の災害豫防的な社會保險の事業を一段と飛躍して、ドイツ人の凡てが、脅威的な健康障害を適時に確認しかくして「國民勞力なる價値高き財」を保持・増進する所の、規制的な「醫務管理」に委ねられる如き方向に進むものと説明されてゐる。

法律上の勞働者保護は一九三七年度に於ては、組織的並に物

既にこれまで努力され來つた所の「意識的な後進者指導」と「積極的な人口政策」の諸成果は、全國民勞力の配置、とりわけ「勞働配置」に於ては徐々にしか現はれ得ない。特に景氣に惠まれた諸産業に於ては「勞働力の不足」が一九三七年に至つて重大な問題として提起されるに至つてゐる。此の事は多くの觀點よりすれば遺憾とせられる所であるが、社會政策的には寧ろその良き側面が看取される。けだし、不足と云ふ事は勞働者の評價を高め、彼の自己意識を擴大し、そして彼の爲に勞働場所を保障するからである。勿論此の點から大げさな賃銀政策的諸結論が引出され得る譯でない事は後段に觸れる如くであるが、ともあれ「經濟と統計」誌(第廿一號)の示す一九三七年度の總勞働所得は、一九三六年度の三五〇億ライヒスマルクに對して、約三八〇億ライヒスマルクに達して居り、小賣商の賣上高は、右に應じて、一九三七年八月末迄には三六年同期より約一〇%だけ上昇してゐる。一般的に賃銀引上は從來通り嚴に回避されてゐる。それはドイツの當面の經濟的並に財政的發展の基礎をば生産費及び消費の側面から動搖せしめることになるからである。それだけに一九三七年のクリスマス直前に公表された二個の改善は勞働者にとつて喜ばしき福音であつた。それは四ヶ年計畫全權委任官によつて訓令された「五回の有給祝祭日」の指定と大規模な「家族補償金庫」の設置、これである。それは「給付賃銀」の原則をば社會的側面から補完し、人口政策に新たなる

的の若干の改善を要請されたが、その中で特に指摘されねばならぬ事は、違反罪の自主的決定の權能を營業監督官廳に委任すること、工場監督官と職業團體との間の共同體的活動を復活すること、並に煉瓦製造業及び耐火性製品工業に於ける婦人及び少年勞働者の就業禁止、等これである。國勞働大臣が極力努力してゐる所の婦人、少年及び兒童の保護の綜合的な新規制は未だ實現を見るに至らないが(但しそれへの有力な一歩として一九三八年四月卅日附で「兒童勞働並に少年勞働時間に関する法律」が對期的内容を以て發布された。之に就ては後述)、之に對しては、既に高度に昂揚せる社會的義務意識の作用する下に於てはかかる法的干渉なしでも實現の見込がある、とする反對論が相當活潑に提起せられてゐる。しかしドイツの場合、右の如き抗辯は、經營規則及び特に賃率規則がその中で進歩的形成化の爲に充分な役割を演じてゐる所の、而して又就業狀態の原則的形式に關する未だ充分に克服されない見解の相違が慎重な前進を得策と思はしめてゐる所の「勞働協約法」に對しては妥當するとしても、勞働保護の部面に於ては當てはまらないか或は狭い範圍でのみ云ひ得るに過ぎないのである。

一般住宅及び集團住宅の建設に就ては、再準備の強行と新原料産業の樹立とによつて制約される人、資本及び原料の不足が何よりも禍ひしてゐる。だがそれにも拘らず右の部門に對しては驚嘆すべき事業が始められてゐる。それは一九三七年後半期

より着手されてゐる「労働者住宅建設」への決定的方向指示である。充分な数の保健的な、子供の多い家族にとつても充分な而もとりわけ低廉な住居を造ることに、今や一切の遊離せる國民勞力を把握せねばならぬ所のドイツ最近の一大課題が存するのである。また農業に勞働力を振向けんとする事も—それは後述の如く農業經營の必須的集約化の爲の最重要な前提條件の一つであるが—とりわけ右の住宅問題の側面から解決されんとしてゐる。より良き労働者住宅が造られ且つ充分な拓殖地が使用し得られるに至る時にのみ、農業労働者を、特に土着の農民子弟を、國家が最も必要とする場所に定着せしめる事が可能となるからである。

ドイツ社會政策の諸基底が、種々な經濟部面の景氣政策の下に於て、如何に顯著な程度で變化し來つたかを示すものは「社會保險」の最近に於ける發展であらう。それは後述する如く疾病保險、失業保險、更にとりわけ年金保險等の諸部門に於て所謂「健全化」が着々促進されつゝある。

かくてアドルフ・ヒットラーの政府は、各方面からの疑惑の眼にも拘らず、ドイツ國民と共に成長し且つ之と結合する偉大な社會的事業を公表し、且つドイツ國民の健全なる發展及びその繼續的形成的の爲の確固たる基礎を作りつゝある事を一應認め得るのである。

尙社會事業乃至一般福利施設の財政的意義は失業の減退につ

れて強度に低下してゐる。國及び諸州の社會事業費負擔は一九三三—三四年度の二十五億から一九三五—三六年度の十六億七千萬元に減少し、一九三六—三七年度については十四億五千万に減少し、推定されてゐる。

「だが此の喜ぶべき減少は國民共同體の爲の公共社會事業の價値を過小評價する結果に陥つてはならぬ」(ジッター)

と云はれる。確かに右の金額上の減少に代るものとして此の部に於ける幾多重要な新規定の成立を數へることは出来る。例へば「國防奉仕」及び「労働奉仕」に従事する者の家族の扶助に就ての「家族扶助の新規制」はその最たるものであり、社會事業法の改正も近しと云はれてゐる。また思想指導の新擔當者が此の部面の爲に鋭意努力してゐると云ふ事は、とりわけナチス黨の「國民福利運動」—個々人の爲の救済を國家政策の執りつゝある方針、特に人口政策及び消費指導と結び付けんとする努力—の活潑な展開に於て示されてゐる。だが新四ヶ年計畫の目指す諸目標への推進が、結局世界的に見て如何なる性質のものであるかを知る者にとつては、他の諸國、とりわけ「持たざる國々」に於けると同じく、労働者保護、社會事業乃至一般福利施設の爲の諸費用を漸次削減し、之に代つて種々な思想的な對策に強度を加へると云ふ事は必要にして且つ必至なのである。吾々は次に一九三七年度を中心とするドイツ社會政策の個々の部面に立入らう。

### 産業労働の一般的情勢

ドイツの産業労働は、既に一九三六年度に於て一九二八—二九年の最後の高景氣の地位に達してゐたが、一九三七年度には凡ゆる産業部門に於て更に力強く擴大されたのである。即ち、一九三七年十月に於ける就業産業労働者數は七百五萬(ザール州を除く)に達し、三六年同月のそれに比して四十五萬だけ多く、更に一九二七年十月の恐慌前の最高の産業就業者數に比ぶれば二十九萬の増加である。而も一九三七年には、此の年に始まる巨大な労働課題の遂行の爲に、失業者として豫め登録されてない労働力にまで遡及されねばならなかつた數は三六年よりも遙かに多かつたのである。それは、一九三七年度に新たに編入された工業労働者の中で婦人労働者が約十六萬九千人(三三・五%)に達し三六年度のそれ(八萬五千人—一六%)より倍加してゐる事に於て明白であらう。

一九三七年中に於て既に工業は云は「完全就業」(Vollbeschäftigung)の域に到達したのである。就業能力ある労働力の豫備はいよゝゝ汲みつくされてゐる。労働配置の限界—それが同時に生産の限界を意味しないにせよ—は既に就業増加のテンポに於て顯示されてゐる。即ちこゝに圖示する迄もなく明瞭に、一九三七年度の工業労働力の月々の増加趨勢は、新四ヶ年計畫によつて惹起された労働配置の波動の上昇化につれて、むしろ

遞減してゐるのである。

右の理由よりして必然的に一九三七年度の労働時間は三六年よりも延長されねばならなかつた。即ち十一月には三六年同月の七・八一時間に對して七・八八時間に及んでゐる。従つて労働量乃至は給付労働者總時間數も、就業労働者數の増加率以上に、三六年度の高さを凌駕してゐる。一九三七年の十月には、三六年の十二億一千七百萬時に對して、十三億一千五百萬時に達してゐるのである。

工業労働と同様、工業賃銀所得も亦一九三七年には更に力強く上昇してゐる(次表参照)。即ち工業に於て稼得された賃銀總額は十一月には十億七百六十萬ライヒスマルク(ザール州を除く)に達し、ナチス權力獲得後の最高位を示したのである。而して右の中、生産財工業のみで七億四千九百二十萬ライヒスマルクを稼得してゐる。更に一九三七年度全體に就ては、工業賃銀總額は百十九億ライヒスマルク(ザール州を除く)と推定され得る。

かくて一九三七年度に稼得された賃銀總額は一九三六年度(約百六億ライヒスマルク)に比して二二・五%の増加である。一九三三年以後の各年度月別を示せば次表の如くである。

賃銀率は、二三の場合例外的に(ザール州及び遠洋航海)從來の膠着状態の除去の爲に若干高められてゐるとしても、その全體水準は一九三七年度に於ても殆んど變化はない。だが實收賃銀は上昇の一途を辿つてゐる。工業報告書の推定によれば、一九

工業貸銀總額年度別一覽表 (單位百萬ライヒスマルク)

Table with 5 columns: 年度 (Year), 1933, 1934, 1935, 1936, 1937. Rows include months 1-12 and a total (合計) row.

(註) 1) 1937年1月以降ザール州ヲ含ム、2) 1937年1月前ノ報告ヲ對照シ、ザール州ヲ除ケバ 831.4、3) 暫定的

三十七年十一月には労働者一人の平均總時間賃銀は、三十六年同月の一〇六・一に對し、既に一〇八・八(一九三四年を一〇〇とする)と云ふ指數を示してゐる。此の平均時間賃銀の上昇は、部分的には生産財工業の、平均的に高賃銀の、労働力の全工業従業層に對する割合が一九三七年に於ても依然増加の傾向を示してゐると云ふ事に歸着せしめられる。とりわけ註文の殺到によつて惹起された請負賃率及び獎勵金割増の増高が、そしてまた各經濟團

一九三二年 一九三三年 一九三四年 一九三五年 一九三六年 一九三七年

Table with 2 columns: 就業労働者 (Employment) and 給付労働時間 (Paid working hours). Values are percentages for each year from 1932 to 1937.

而して一九三七年度に於ても、工業労働に決定的な浮揚力を與へたのは大投資計畫であつた。それは再軍備の爲の諸事業や道路網とりわけ自動車國道の建設等の外に、工業生産装置の擴張の爲の投資が著しく重要性を獲得した事であつた。既定計畫資本事業とりわけ生産財工業部面の一が完成されたのみでなく、更に工業上の新計畫資本事業が第二四ヶ年計畫の實施の爲に設立されたのである。之に加へて原料及び製作材料の擴大的生産が工業労働の範圍と内容を規定するに至つたのである。

即ち、一九三二年以降就業工業労働者總數に對する生産財工業の比率は、給付労働時間と共に、引續き一勿論最近年に於ては緩慢ではあるが一増加の一途である。他面消費財工業も亦一九三五年度の反動の克服後に於ては、その比率を力強く維持してゐる。活況は一九三七年に於ては全體として三六年に於けるよりも強度であつたが、生産財工業の進出はその浮揚力に於て最早三六年程に大きくはなかつた。之に反して、所得の増大や、第二四ヶ年計畫の進行上消費財工業の爲に與へられた三六年度よりも多い原料供給の改善などは、消費財工業の生産及び販賣を擴大したのである。この事とりわけ當てはまるのは國産纖維原料並に種々な人造原料の供給に就てである。勿論消費財工業は鐵の供給に於ては何よりも生産財工業の下位に立つを餘儀なくされはしたが。

體に於ける改善の跡著しき労働力の「綜合化」が、平均實收賃銀を引續き高めたのである。

年度別賃銀趨勢

(一九三四年を一〇〇とす、各年度十一月現在)

Table showing wage trends by year (1933-1937) for categories: (1) 平均總時間賃銀 (Average total hourly wage), (2) 平均四週間總所得 (Average total weekly income), and 實質賃銀 (Real wage).

右表によつて見るも明かに、労働者一人當りの平均月(四週間)所得は、一九三六年度に於て既に高度の労働時間が一九三七年度には全體として更に以上高められてゐるので、平均時間賃銀に比べてより以上増加してゐる。即ちそれは、十一月に於て一一七・二(一九三四年を一〇〇とする)と云ふ三七年度の最高點に達し、三六年のそれ(一一二・八)を超えること四%以上である。而して此の年に於て平均所得がとりわけ最強度に上昇してゐるのは石材及び土木工業、鑛業並にゴム製造工業の諸部門で、その月所得の上昇は、一九三六年十一月以降〇・五%弱の生活費の同時的微騰に作用してゐる。従つてその實質所得は此の年に於てはなほ三・五%上昇してゐる事になる。

新計畫資本の工業の中では金屬製鍊業、金屬半製品工業、機械製造工業、精密機械及び光學機械並に電氣機械及び強電流裝置の製造業等が一九三七年度に於ても優位を占めてゐる。これ等の諸工業では三六年に比し平均一七%乃至それ以上の擴張であつた。之に反して大規模鐵工業に於ては、三七年度の就業者數の増加率は三六年よりも微弱であつた。けだしそこでは最近鑛石供給に就ての或種の困難が作用してゐたのは事實であり、又一般には同工業での生産は既にその生産能力の限界にまで達してゐるとも云はれてゐるのである。

乗物製造工業では、自動車製造工業が依然その上昇傾向を保持してゐる。造船工業は之に反して、一九三七年度の活況は最早三六年ほどに強くはなかつた。けだしそこでも亦當分、鐵の供給に於ける困難が顯著となつたからである。

右の所謂投資財工業と對照的に、建築工業（建築手工業ではない）の就業状態は一九三六年度の地位以上に上つてはゐない。建築工業は既に一九三六年度の建築量を以て、勞働力、資材並に器具の供給に關して所與の限界に近づいてゐたのであつた。それ故に一九三七年度に於ては、現在既に鐵及び木材の供給は一層困難となつてゐるが、建築計畫の比較的緊急のもののみが拘束なく實行されたにすぎなかつた。即ち再軍備、新四ヶ年計畫實施、自動車國道等の爲の諸工事がこれである。全體として一九三七年度に於ても亦、建築工業に従事する勞働者總數の中の七六%を使用する公の建築に最大の比重が存した。これと並んで工業用の高層建築に従事する勞働力の比重は一九三六年度の九・六%から一三%まで上昇した。住宅建築は、建築企畫に適應して、一九三七年度は尙緊急な建築計畫の下位に立たざるを得なかつた。建築經濟の右の如き情勢に従つて、當然建築資材工業の勞働力は後退してゐる。かくて鋪石及び砂利工業、セメント工業、混凝土工業並に煉瓦製造工業に於ける生産及び就業状態の上昇は三六年度ほど強くはなかつたのである。

國産の原料及び製作材料の生産の爲に創設された生産財工業

持續してゐる。製紙工業では、木材供給の縮減にも拘らず、一九三七年度の活動は三六年度よりも強度に擴大された。そこではステープル・ファイバーの需要増が人造棉生産に重要性を附與するに至つたからであらう。

消費財工業に於ては、比較的弾力性のある需要を有つ部門がとりわけ活況を續けてゐる。即ち時計製造工業、ラヂオ装置、電熱装置、家庭道具等の製造業、陶磁器製造工業、組式家具製造業等に於ける勞働量が、大部分の金屬製品工業に於けると同様、一九三七年度は著しく上昇し、而も右の何れの部門に於ても三六年度より上昇率が強度である。ブリキ製品工業に於ける就業は一九三六年度の地位を殆んど超えてない。正しく鐵供給の不足の結果に外ならない。纖維工業での活動は、特に原料供給の改善の結果として、三六年度よりも遙かに上昇してゐる。而も三六年度に比べて情勢のより多く恵まれてゐたのが、とりわけ羊毛の洗濯業、梳毛絲及び革絲の紡織業、毛織物業、亞麻絲紡織業、亞麻織物業等であつた。被服工業の中では男子用洋服及び下着類製造業並に毛皮品工業のみが勞働量を増加してゐる。一九三五及び三六の兩年度ともに一九三四年の秋以來の地位に止まつてゐた所の大部分の食料品工業及び嗜好品工業では一九三七年に於て再び上昇し初めてゐる。そのうち刮目に値するのは、一九三七年の馬鈴薯の大收穫によつて惹起された澱粉工業の異常に力強い發展と、三鞭酒釀造業の強度な上昇力とである。製

は一九三七年度に於てその上昇を著しく強化した。この事はとりわけ鑛業に當てはまる。そこでの勞働量は、僅かに八・六%の上昇を示したに過ぎぬ一九三六年度に比して、全體として此の三六年度の高さの更に一六・六%の増高を見せた。即ち石炭鑛業では一九三七年度に於て一億八千四百五十萬トン、褐炭鑛業では同じく一億八千四百七十萬トンの産出高を示し、從來の最高産出高（一九二九年の）を遙かに凌駕したのである。炭鑛業では確かに最近年に於ては、合成的な原料及び製作材料の基礎資料としての石炭の消費の増大と並んで、輸出の増加が右の如き上昇を促進してゐるのである。同様に、ドイツの金屬及び鐵鑛採掘業でも最近の就業状態が一九三六年度のそれよりも更に力強く高められてゐる。化學工業は一九三七年度に於て益々前面に押出されて來た。これの決定的なモメントを形成したのが、外ならぬ合成的原料及び製作材料、例へば彈性ゴム、ベンジン油、印刷紙料、人造棉、人絹纖維等の「生産の完成」なのである。かの「ブナ」(Buna)産出量の激増は既に車輪裝置工業に於て就業の活氣ある上昇へと導いてゐる。而も該工業での活動は三六年度までは殆んど擴大される見込が無かつたのである。一九三六年度に輕微な反動を経験した鋸工業では、一九三七年の森林經濟に於ける丸木材の豊富な供給に於いて再び就業を増加してゐる。

他の生産財工業の中では、鐵鋼製品工業が依然強力に活況を

油工業及び人造バター工業では之に反して三六年度よりも勞働量が減退を示してゐる。

次に右の如き一九三七年度の工業活況は凡ゆる經濟地域に互つてゐるが、たゞ一つ例外なのはボムメルン州である。そこでは、同地域の工業的發展にとつてすぐれて決定的な部門である所の建築工業が、異常に高かつた一九三六年度の地位にまで再び達しなかつたのである。他の地域を壓倒して建築活動の決定的な經濟地域たる東プロイセンでは工業就業状態は最も強度に三六年度の高さを超えてゐる。そこでは建築工業が、他の大部分の地域と反對に、一九三七年に於ても更に力強く發展したのである。比較的重要な工業地域の中で三七年は、ヘッセン、バイエルン及びラインランド・ヴェストファーレンの三州が最も強い活況を有つた。前二者ではその活況は引續き特に生産財工業によつて擔當されてゐる。かくて右兩地域に於ても、建築工業が三七年の國平均より上廻つて居り、更に機械製造業が、ヘッセンではそのうへ自動車工業が、力強い活況を示したのであるが、消費財工業は之に反し逆に低下した。特にバイエルンでは纖維工業の就業は一九三六年度の地位以下であつた。三六年度に比して著しく強力なライン・ヴェストファーレン州工業の昂揚に於ては、とりわけ石炭鑛業の高度の展開が着目される。そこでは機械製造工業の上昇力が同様であつた許りでない、更に右の二州と反對に、消費財工業も三六年度を遙かに超えて高められたのである。ライ



ドイツ工業に於ける經濟地域別の給付労働時間の變化  
(各前年に對する増(+)-減(-)百分比) (各年1月より10月迄)

地 域 名 (州 名)	全 工 業		生 産 財 工 業		消 費 財 工 業	
	1936	1937	1936	1937	1936	1937
東プロイセン	+10.6	+10.5	+11.9	+11.9	+3.3	+1.9
シュレジェン	+4.7	+5.2	+5.4	+5.4	+3.5	+5.1
ブランデンブルグ	+5.5	+7.1	+8.7	+8.5	+0.6	+4.5
ボンメルン	+12.5	-1.9	+14.5	-4.3	+4.7	+5.8
ノルドマルク	+7.2	+6.9	+9.3	+8.6	+2.7	+2.7
下ザクセン	+5.4	+5.1	+7.6	+6.5	+2.0	+3.3
ラインラント・ウエストファーレン	+5.1	+7.4	+6.4	+8.9	+1.4	+3.7
ヘッセン	+6.4	+8.6	+8.7	+9.8	+2.8	+5.8
中部ドイツ	+5.9	+6.5	+8.4	+7.7	+1.9	+4.5
ザクセン	+3.5	+6.6	+5.0	+7.2	+2.2	+6.1
バイエルン	+5.5	+7.8	+7.8	+11.9	+3.6	+3.0
南西ドイツ	+5.5	+6.1	+10.2	+8.5	+2.1	+4.5
ドイツ國全體	+6.0	+6.7	+8.2	+7.8	+3.3	+5.0

ン・ウェストファーレンの繊維工業は、一九三六年度とは遙にその活動を高めた。しかし食料品及び嗜好品工業では労働量は三六

年より若干低下してゐる。ことに、給付労働時間の趨勢より見たる一九三七年度ドイツの經濟地域別の工業労働状態を示せば上表の如くである。

右に於て、一九三七年度の工業労働が國平均以上に上昇してゐる地域としては、なほノルドマルクとベルリン・ブランデンブルグとがある。前者では特に機械製造業、造船業並にゴム製造業が工業的浮揚力を招來したのである。建築工業も亦同州に於ける就業をば、既に極めて高い三六年度の地位を尙若干超えて高めたのである。ベルリン・ブランデンブルグでは、とりわけ機械製造業及び電気工業が復興し、而も國平均以上にその生産力を高めてゐる。消費財工業の中ではブランデンブルグの繊維工業が同じく加速度的に上昇を續けてゐる。地域全體の平均と殆んど同程度で發展を續けてゐるのがザクセンの工業である。此のこれまで經濟的昂揚にとり残されてゐた邊疆地の活況は一九三六年度に比してとりわけ強化され而も倍加してゐる。特に同州の發展にとつて決定的な消費財工業に於て、労働充用は一九三六年度以上に高度であつた。従つてザクセンの繊維工業はとりわけその活動を三六年以上に著しく高めたのである。同様の事が金屬製品工業の二三の部門にも當てはまる。ザクセンの生産財工業の中では特に機械製造業がその活動を國平均以上に著しく高めたのである。

一九三七年度に於て地域全體の平均よりやゝ弱い工業労働状

態を示したのは中部ドイツと南西ドイツとである。だが中部ドイツの機械製造業は全經濟地域の中で最強度の發展を示したのである。南西ドイツでも投資活動は引續き著しく高められ、機械製造業及び建築工業に於ても就業状態は比較的力強く上昇したのであるが、しかし中部ドイツでは更にそれ以上に南西ドイツでは、消費財工業がその全體の發展にとつて特定の影響を受けてゐるのである。右兩地域での一九三七年度の消費財工業の上昇は國平均以下であつた。否、右兩地域以上に、シュレジェンの工業は既に一九三三年以降と變りなく國全體の發展以下に止まつてゐる。勿論これら二三の地域に於ても工業活況は三六年度よりも強度であつた。三七年の發展は、とりわけシュレジェンの石炭礦業では、そしてまた特にシュレジェンの繊維工業、食料品嗜好品工業では一九三六年度よりも良好であつた。下シュレジェンでの工業就業状態は、多少緩漫になつてゐるにせよ、その強度の發展後引續き上昇してゐる。たゞそこでは一九三七年に特に縮減された建築工業に於てだけ就業が低下傾向にあるに過ぎない。因みにドイツの工業別就業状況を實數及び指數にて示せば下表(A)並に次頁表(B)の如くである。

勞 働 配 置

新四ヶ年計畫下の労働配置の法的基礎

周知の如く一九三六年九月の榮譽の黨大會に於て總統ヒット

ラーは新四ヶ年計畫を宣言するに次の如き目的設定を以てした。曰く、ドイツの能力、吾人の化學及び機械工業、並に吾人の鑛業によりて自ら調達し得る如き一切の原料に關しては之がドイツをして諸外國に全部的に依存せしめざらんが爲に、と。斯かる新四ヶ年計畫の全範圍内に而も彼は労働配置の目標をば指示したのである。即ち究極の目標としては、再軍備の完成後に解雇される大衆をば新たなドイツ原料産業へ吸収する事、又當面の目標としては一切の創造能力あるドイツ人をば四ヶ年計畫の諸課題遂行上に殘餘なく且つ完全に充用する事、これである。また新四ヶ年計畫實施のゲーリング全權委任官は同年十月工業別就業状況(A)

年	就業労働者數(單位千人)		給付労働時間(單位百萬)		就業使用人數(千人)
	全工業	生産財工業	全工業	生産財工業	
一九三六	六、四二一	一、六六〇	一四、六四	四、三三	九六
一九三五	三、七二一	一、〇五五	七、八七五	三、五五三	六三
一九三四	四、一三三	一、〇四四	八、九九八	三、八三〇	六四
一九三三	四、二二四	一、〇九九	八、九九八	三、八三〇	六四
一九三二	五、二二四	一、〇九九	一、二七〇	四、三六一	七三
一九三一	五、七三三	一、〇五五	一、二九四	四、三三三	七三
一九三〇	五、七三三	一、〇五五	一、二九四	四、三三三	七三
一九二九	六、二七〇	一、〇九九	一、四、五九	四、七〇三	八四
一九二八	六、九三三	一、一七二	一、四、五九	五、一六二	九七

(註) 1) 月平均、2) 年合計、3) 推定、4) ザール州ヲ含ム

工業別就業状況 (B)

工業別	就業労働者数 (1934, 1935)		給付労働時間 (1934, 1935)		平均労働日 (単位: 時間)		就業使用人 (1934, 1935)	
	1934	1935	1934	1935	1934	1935	1934	1935
全工業	840.6	920.0	100.0	100.0	119.4	108.2	119.4	108.2
生産財工業	68.2	89.8	100.0	100.0	75.4	88.2	75.4	88.2
消費財工業	94.2	96.5	100.0	100.0	75.3	77.7	75.3	77.7
鉄・鋼製品工業	92.1	95.5	100.0	100.0	75.0	77.7	75.0	77.7
鉄・金属製錬工業	74.4	88.8	100.0	100.0	75.1	77.7	75.1	77.7
鉄・鋼加工工業	84.0	92.8	100.0	100.0	75.1	77.7	75.1	77.7
金属製品工業	81.2	90.0	100.0	100.0	75.2	77.7	75.2	77.7
機械製造工業	70.4	87.4	100.0	100.0	75.2	77.7	75.2	77.7
乗物製造工業	69.1	87.4	100.0	100.0	75.2	77.7	75.2	77.7
電機工業	82.7	93.8	100.0	100.0	75.2	77.7	75.2	77.7
精密機械及光学機械	70.9	86.4	100.0	100.0	75.2	77.7	75.2	77.7
建築材料工業	83.1	86.7	100.0	100.0	75.2	77.7	75.2	77.7
建築工業	80.0	86.0	100.0	100.0	75.2	77.7	75.2	77.7
鋸工	88.5	100.3	100.0	100.0	75.2	77.7	75.2	77.7
木材加工工業	90.0	99.2	100.0	100.0	75.2	77.7	75.2	77.7
皮革工業	89.2	92.6	100.0	100.0	75.2	77.7	75.2	77.7
化学工業	86.5	94.6	100.0	100.0	75.2	77.7	75.2	77.7
護謨工業	91.9	99.9	100.0	100.0	75.2	77.7	75.2	77.7
製陶工業	86.7	96.1	100.0	100.0	75.2	77.7	75.2	77.7
硝子工業	86.7	96.1	100.0	100.0	75.2	77.7	75.2	77.7

工業別	就業労働者数 (1934, 1935)		給付労働時間 (1934, 1935)		平均労働日 (単位: 時間)		就業使用人 (1934, 1935)	
	1934	1935	1934	1935	1934	1935	1934	1935
製紙工業	93.4	97.7	100.0	100.0	81.1	81.4	81.1	81.4
紙加工工業	87.8	94.6	100.0	100.0	79.9	81.4	79.9	81.4
雑品工業	99.2	99.3	100.0	100.0	76.1	77.4	76.1	77.4
織物工業	99.4	100.1	100.0	100.0	76.1	77.4	76.1	77.4
被服工業	97.1	100.0	100.0	100.0	76.1	77.4	76.1	77.4
食料工業	98.8	96.9	100.0	100.0	76.2	76.9	76.2	76.9
嗜好品工業	96.6	100.4	100.0	100.0	76.4	76.2	76.4	76.2

月二十八日ベルリンでの講演に於て新四ヶ年計畫下の労働配置の特別任務に關し次の如く指示した、曰く、先づ第一に最も優れた鍵鑰工業としての建築工業の運営に關し之が秩序付けを爲すこと、次にドイツ労働者階層の完全なる充用を達成し併せて必要労働力の調達問題を解決すべし、と。而して之に續く一聯の行政組織的整備に關する諸事業に就ては吾々は此處に關説する煩を避けるであらう。たゞ前述の如く一九三七年度のドイツ社會政策が「四ヶ年計畫下の社會政策」として基礎づけられ、而もその根幹的中心部面が労働配置によつて占められるとすれば、「四ヶ年計畫下の労働配置」の全内容こそ正しく吾々の當面の對象であり、その限りに於て必要な社會政策的諸事實をばその中から採り上げねばならない。その第一は右の如き意味での労働配置の計畫的施行に際して必要とされた一聯の法的諸規則に關してである。

に四ヶ年計畫全權委任官によつて發布された一聯の、労働配置の重要諸問題規制の爲の諸訓令を擧ぐれば次の如くである。

第一、熟練工業の保證に關する四ヶ年計畫施行令

第二、鐵・金属經濟の國家政策上乃至經濟政策上重要な註文に對する金屬工需要の保證に關する四ヶ年計畫施行令

第三、金屬工及び建築熟練工の彼等の本職への復歸に關する四ヶ年計畫施行令

第四、國家政策上乃至經濟政策上重要な建築計畫に對する労働力並に建築材料需要の保證に關する四ヶ年計畫施行令

第五、中老使用人の就業に關する四ヶ年計畫施行令

第六、金屬工及び建築熟練工の募集並に紹介を目的とする標語廣告の禁止に關する四ヶ年計畫施行令

(右の第一より第六に至る訓令は何れも一九三六年十一月七日に發布され、同十一月九日に「ドイツ官報」二六二號に公告された)

第七、労働關係の不法解約の阻止に關する四ヶ年計畫施行令 (一九三六年十二月廿二日發令)

それら個々の特質に就ては以下の行論に觸れるとして、こゝ

上掲の、一九三七年度以前に發令の、新四ヶ年計畫下の勞働配置の法的基礎に加へて更に一九三七年度に發令のものとして一九三七年二月十一日附の金屬工の勞働配置に關する訓令、同年四月二十七日附のビッターフェルト、ハッレ、ウーテンベルヒの各勞働公署所轄地域内に於ける化學工業勞働者の勞働配置に關する訓令、並に同年十月六日附の壁工及び大工の勞働配置に關する訓令等がある。

勞働紹介から勞働配置への發展

「勞働市場」なる概念から、即ちその販賣が需要と供給によつて決定せられる商品として、人間勞働力を取扱ふことから「勞働配置」へと辿つた所の特異な發展は、ナチス政府のとりわけ誇稱する所であつて、それは、かの權力獲得を通して而も同時に國家的指導なる統一的な建設意志を以て「志向」の根本的變化が實現された時に初めて可能となつたのであると云ふ。それは、人間勞働力の眞に集中的な指導の爲の基礎條件は福利國家から勞働國家への方向轉換であり、また人間勞働それ自體は一國民の生活源泉を形成すると云ふ認識に外ならない。而もその最初の目標は「失業の克服」に置かれねばならず、個別的に向けられる「勞働力の指導」はその背後に後退せざるを得なかつたのである。かくてナチスの建設工作は「先づ各人に一つの勞働場所を、然る後に各人に彼の勞働場所を」なる目標的指向の下に示されたのである。周知の如く失業除去の爲の諸方策の

總決算は、一九三二年一月末の六百餘萬に上る失業者の最高數が一九三六年十月の新四ヶ年計畫宣言までに一百七萬七千に、即ち五分の四以上の減少と云ふ「豫想外の結果」をば確かに示してゐる。従つて斯かる失業克服なる最緊急課題の背後に、勞働配置に關する包括的な計畫が隠されざるを得なかつたことは當然であるとしても、それが此の發展の最初の段階に於て停止されてゐた譯ではなかつた。吾々の既に知る一聯の諸事業、例へば結婚獎勵貸付金受領者の勞働充用からの原則的除外、また一九三四年五月十五日附の勞働配置法(A. E. G.)の諸規定を想起するがよい。特に後者に於て、そこに含まれる所轄地域の如何を問はず罷業の工場閉鎖を處罰し且つ又農民離村をば強制的に阻止する所の、國勞働紹介・失業保險局長官に與へられた諸權能は、既に勞働配置の地域的並に職業的指導性の明白な萌芽であつたのである。否、勞働配置法の第四條はより一層明白に右の如き目標を表現してゐるとも云へるのである。更に今日の勞働配置に關して最大の意義を刻印づけてゐるものと見られるのは、かの一九三四年八月二十八日附の「勞働力の配合に關する命令」によつて導入された所の、二十五歳以下の青少年の雇傭に際しては勞働公署の許可を受くべし、との要請であらう。けだしこれによつて、とりわけ農業並に家内經濟に於て不足せる青少年の勞働充用が規準的に指導され得るからである。ナチス國政の當初より第二次四ヶ年計畫の宣言に至る迄の期

間は、人間勞働力の指導に關する國家的干與が、特に諸法令による勞働條件並に勞働配置の規制にのみ限られ得ざることに最も教訓的な實例であらう。けだし國家的乃至は經濟的生活に關する一切の諸事象の總體は勞働配置の規制を左右するが故に、勞働力の中心的指導の如何なる試みもこれら諸事象に對し敏感に適應せざるを得ないからである。即ち約言すれば、計畫的な勞働配置を實施せんとする意圖が當初より存在せる事は明瞭であるとしても、之が「宣言」までには、全國民の眼をナチス運動に向けること、創造力あるドイツ人をば「ドイツ勞働戦線」に結集すること、住宅状態の安定を創出すること、稅收入、外貨状態、外國貿易、農業生産力増進等の諸問題の發展、人口政策的諸施設、ラインランド及びザールに於ける主權の恢復、國民の再軍備、國勞働率仕制の導入、等々が先行しなければならなかつたのである。そして失業が一應克服されたと見られ得た時に、また經濟的昂揚の諸成果も數多くの經濟諸部門に發生せる勞働力の不足が新秩序を可能にし且つ必要とした時に、初めてナチス政府は包括的な勞働配置の指導に乗り出したのである。茲に吾々は一九三七年の發足する劃期的な社會政策(「勞働配置」)の基礎を牢記する必要があるのである。

而して「計畫的勞働配置」(planvolle Arbeitsensatz)は先づ何よりも次の二個の課題を充たさねばならない。それは第一に、個々人の勞働力をそれが全體並に個體にとつて最高の成果を以

て有用たり得るが如き場所に置くこと、次に勞働計畫に對する勞働力の充分且つ適正なる配分に留意すること、これである。

第一の課題、即ち「各人に彼の勞働場所」なる標語の具體化が新四ヶ年計畫に於て問題となり得ると云ふ事は、何よりも、達成された經濟的諸成果の安定性に對する信任の證左なのである。而して第二の課題—これこそ吾々の關心を形成するものである—は他ならぬドイツ國內に於ける複雑なる諸問題の錯綜を反映する。即ち此の國に於ても、經濟的昂揚が凡ゆる職業團體に對し均等でないこと云ふ事は例外であり得なかつた。鐵鋼金屬經濟並に建築工業に於ける活況は最強力な吸引力を發揮し、とりわけそこでの多種多様な勞働可能性は特別高度の利得見込みを以て立現はれたのである。而も之等諸産業立地の不均衡な分布は、先づ現存の失業者中よりの高級熟練工をして、彼等の元の職場との關係を顧慮することなしに、來り投せしめ、同時にその故の困難な住宅問題を惹起せしめた。かくて強度に就業者を包攝する活況工業地域の周圍に愈々廣大な放射線の擴張を必至とし、之が結果は經濟的に不生産的な負擔と保健上並に勞働收益上の損失を累加せしめたのである。やがて熟練勞働力は數量的に最早充分でなくなつた。かくて勞働方法の特殊化の進展や機械勞働採用の増加は益々高められた程度に於て、更に經營から吸引された短期養成工の充用をば可能にしたのである。とりわけ鐵鋼金屬經濟では中小經營から、大量註文を與へられる

大經營への移動が夥しく惹起され、その結果として適當な勞働力の獲得競争が、特に手工業的經營間に、初まつた。同時に、金屬經濟の經營での普通以上の報酬の良好な勞働への人々の集中は必然的に農民の離村を昂進せしめたのである。同様の現象はやがて建築工業に於ても現はれてゐる。ここでは收容勞働の異常に巨大な量が、高級熟練工及び短期養成工の外に、多數の専門外勞働力の充用をも可能にしてゐるからである。今や右の活況諸産業以外の大多數の、とりわけ中小經營の、必要勞働力の不足は、個々に於ける再教育施設の増大にも拘らず、全く逼迫し、他面農業及び家内經濟に於けるその更なる困窮と相俟つて、「計畫的勞働配置」を焦眉の急たらしめたのである。

勞働配置の概念は茲に至つて明瞭に綜括され得るであらう。即ちそれは右の二個の課題の遂行、一切の個々の勞働計畫を有意味な國民經濟的形態への統合なる觀點よりして、個々の勞働人の適正なる諸要求を考慮内に於ての、全體の爲の最高の給付効果を以て有用たり得るが如き場所に、人間勞働力を計畫的に振向けること、これである。斯かる意味に於て、勞働配置は正しく國民經濟思想の積極的轉回であり、國民全體の爲の國民經濟的行爲なる進歩的問題設定をば意味することになるのである。

而して「計畫的勞働配置」の如き包括的な課題の遂行は、國內に於ける一切の公共團體を包攝するが如き行政機關の設置に

よつてのみ可能なのである。かゝるものの準備的機關として、

一九三五年十一月五日附の法律によつて、暫定的ではあるが勞働紹介の獨占權を委任せられたものが國勞働紹介・失業保險局に外ならない。同局に對し一九三六年十月に委任せられた「失業者の就業能力調査」は右の意味に於ける計畫的勞働配置の前面登場を意味するものであつた。因みに右調査に於ては失業者をば(一)本職内で充分就業能力ある者、(二)本職外にあつても尙充分に就業能力ある者(三)就業能力の不充分な者、の三グループに區分したのであるが、その結果は次の如く、失業者は單に多くの條件の下にのみ就業準備能力を形成するに過ぎざること、特に之が使用は平均的に見て場所的束縛によつて阻害されてゐること最も強きことを示してゐる。即ち、一九三七年九月三十日を基準とする推定によれば、失業者は四十六萬九千人で、そのうち男子三十五萬二千、女子十一萬七千であるが、右男子の六五%及び女子の七〇%は就業能力充分なる者であり、而もその壓倒的部分が上述の本職外に就業能力ある者、即ち専門外勞働者なのである。又熟練工、短期養成工並に使用人たり得る者は右全失業者の一六・九%(その中男子二〇・四%、女子は七〇%)に過ぎないのである。

#### 勞働配置の主要諸部門

叙上の如き「計畫的勞働配置」形成の趨向は、何らか新四ヶ年計畫をば勞働力の組織的指導の萌芽と同視することの誤りでの懸談方法等を指示してゐる點に説明されるであらう。ただ原料狀況が割當制を餘儀なくしてゐる處に於ては、右規定は以前から比較的嚴重に實行されてゐた。けだし割當制そのものは同時に勞働配置に對しても至大の意義を有つからに外ならない。次に主要諸部門に於ける勞働配置の狀況に立入らう。

あることを示してゐる。新四ヶ年計畫に於ける勞働配置に關する諸規定の本質的な新規性は、準備的諸方案(勞働配置法の發布、經營内に於ける年齢構成への干渉、國勞紹・失保局の勞紹獨占權、勞働手帳制等々)の完了後に於て今や勞働配置の個々の部門が體系的且つ餘す所なく捉へられ、そして仕上げられると云ふ點に存するのである。新四ヶ年計畫下の全體の中には、右四ヶ年計畫に關する法令として明示された法律的諸規定の外に、國勞紹・失保局が當該特別部門の補完として規定せる一切のものが屬して居り、そのうちにはとりわけ農業に於ける勞働配置の指導が含まれてゐる。けだし農業部門のそれは勞力不足職業に於ける勞働配置の諸方策の前提であると共に結果でもあるからである。要するに新四ヶ年計畫下の勞働配置に關する全規定は、經營指導者並に従業員をば勞働配置の計畫化の意味に於て自由意志的共同勞働の旗下に結集し、彼等に此の目標が最もよく達成され得る如き方法を勞働公署を通じて指示する、と云ふ根本思想から出發してゐるのであり、又經濟的運動の自由はそれが利己的個人主義乃至私益から解放されて、全體の諸要求乃至國民全部の効用に明瞭に下屬せしめられる程にまで拘束さるべきものではない、とするのである。かゝるための必要な諸準備が缺如してゐると云ふ事が個々の部門に於て示される時に初めて、直接的な國營的干與の道が辿られるのである。斯くの如き原則の堅持こそ、全規定が何よりも先づ諸種の報告義務や勞働公署

先づ第一に金屬工業及び建築工業に於ては(そこの熟練工不足の原因に就ては前述したが)、熟練工、特に最高能率を發揮し得る高級熟練工の不足は既に以前から企業家をして、極めて高額の賃銀支給乃至は特別手當によつて勞働力を他の經營から吸引すると云ふ手段をとらしめてゐた。斯かる募集方法は、それが經營の、とりわけ同様の裨益を勞働者に與へ得ない所の經濟的に弱少な經營のノルマルな繼續勞働を、否、存続を危殆に陥らしむる程に頻繁に執られたのである。分業がより進展すればする程それだけに全生産行程が質的な専門勞働者の脱落によつて阻害されること甚しく、而も場合によつては多數の短期養成工や不熟練勞働力が失職すると云ふ恐れが濃化する。かくて右の如き事態は國勞紹・失保局をして之に干與せしめるに至つたのである。先づ一九三四年十二月二十九日附で金屬熟練工の勞働配置に關する訓令が發布せられ、特定の規準日以後は經營の所在する勞働公署の地區内に住所を有せざる金屬熟練工は該勞働公署の許可書を以てするに非ざれば公私の經營及行政に雇傭され得ない事になつた。然るに金屬經濟に於ける短期養成工の夥し